

平成26年太宰府市議会第3回（9月）定例会会期内日程

| 月 日(曜) | 時 間 | 会 議 名 | 場 所 | 備 考 |
|----------|------------|--------------|---------|--------------------|
| 9月2日(火) | 午前10時 | 本会議 | 議 事 室 | 提案理由説明 |
| | 本会議散会後 | 決算特別委員会 | 全員協議会室 | |
| | 委員会散会後 | 議会全員協議会 | 全員協議会室 | |
| | 議会全員協議会終了後 | 議員協議会 | 全員協議会室 | |
| | 全日程終了後 | 決算考査 | 議 員 控 室 | |
| 9月3日(水) | 午前10時 | 決算考査 | 議 員 控 室 | |
| | 午前10時 | | | 2日目分質疑・討論通告締切 |
| | 午後1時 | | | 一般質問通告締切 |
| | 午後1時 | | | 議員決算審査資料要求締切 |
| 9月4日(木) | 午前10時 | 本会議 | 議 事 室 | 質疑・委員会付託 |
| | 本会議散会後 | 議会運営委員会 | 第一委員会室 | |
| 9月5日(金) | | | | |
| 9月6日(土) | | | | |
| 9月7日(日) | | | | |
| 9月8日(月) | 午前10時 | 総務文教常任委員会 | 全員協議会室 | |
| | 委員会閉会後 | 総務文教常任委員会協議会 | 全員協議会室 | |
| 9月9日(火) | 午前10時 | 建設経済常任委員会 | 全員協議会室 | |
| | 委員会閉会後 | 建設経済常任委員会協議会 | 全員協議会室 | |
| | 午後1時 | | | 総務課決算審査資料提出締切 |
| 9月10日(水) | 午前10時 | 環境厚生常任委員会 | 全員協議会室 | |
| | 委員会閉会後 | 環境厚生常任委員会協議会 | 全員協議会室 | |
| 9月11日(木) | | | | |
| 9月12日(金) | 午前10時 | 本会議 | 議 事 室 | 一般質問 (決算審査資料配付) |
| 9月13日(土) | | | | |
| 9月14日(日) | | | | |
| 9月15日(月) | | | | |
| 9月16日(火) | 午前10時 | 本会議 | 議 事 室 | 一般質問 |
| 9月17日(水) | | | | |
| 9月18日(木) | 午前10時 | 決算考査 | 議 員 控 室 | |
| 9月19日(金) | 午前10時 | 決算特別委員会 | 全員協議会室 | |
| 9月20日(土) | | | | |
| 9月21日(日) | | | | |
| 9月22日(月) | 午前10時 | 決算特別委員会 | 全員協議会室 | |
| 9月23日(火) | | | | |
| 9月24日(水) | | | | |
| 9月25日(木) | 午前10時 | | | 最終日分質疑・討論通告締切 |
| 9月26日(金) | 午前10時 | 本会議 | 議 事 室 | 提案理由説明・報告・質疑・討論・採決 |
| | 本会議閉会後 | 議会全員協議会 | 全員協議会室 | |
| | 議会全員協議会終了後 | 議員協議会 | 全員協議会室 | |

平成26年第3回（9月）定例会目次

◎ 第1日（9月2日開会）

| | |
|------------|----|
| 1. 議事日程 | 1 |
| 2. 出席議員 | 2 |
| 3. 欠席議員 | 2 |
| 4. 会議録署名議員 | 2 |
| 5. 出席説明員 | 2 |
| 6. 出席事務局職員 | 2 |
| 開 会 | 3 |
| 散 会 | 17 |

◎ 第2日（9月4日再開）

| | |
|------------|----|
| 1. 議事日程 | 19 |
| 2. 出席議員 | 19 |
| 3. 欠席議員 | 19 |
| 4. 出席説明員 | 20 |
| 5. 出席事務局職員 | 20 |
| 再 開 | 21 |
| 散 会 | 30 |

◎ 第3日（9月12日再開）

| | |
|------------|-----|
| 1. 議事日程 | 31 |
| 2. 出席議員 | 32 |
| 3. 欠席議員 | 32 |
| 4. 出席説明員 | 32 |
| 5. 出席事務局職員 | 33 |
| 再 開 | 34 |
| 散 会 | 102 |

◎ 第4日（9月16日再開）

| | |
|----------|-----|
| 1. 議事日程 | 103 |
| 2. 出席議員 | 104 |
| 3. 欠席議員 | 104 |
| 4. 出席説明員 | 104 |

| | |
|------------|-----|
| 5. 出席事務局職員 | 105 |
| 再開 | 106 |
| 散会 | 160 |

◎ 第5日（9月26日再開）

| | |
|------------|-----|
| 1. 議事日程 | 161 |
| 2. 出席議員 | 162 |
| 3. 欠席議員 | 162 |
| 4. 出席説明員 | 162 |
| 5. 出席事務局職員 | 163 |
| 再開 | 164 |
| 閉会 | 198 |

◎ 審議結果

| | |
|----------|-----|
| 1. 審議結果 | 201 |
| 2. 諸般の報告 | 204 |

1 議事日程(初日)

[平成26年太宰府市議会第3回(9月)定例会]

平成26年9月2日

午前10時開議

於議事室

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 議案第36号 市道路線の廃止について |
| 日程第5 | 議案第37号 市道路線の認定について |
| 日程第6 | 議案第38号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第7 | 議案第39号 太宰府市国際交流振興基金条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8 | 議案第40号 太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について |
| 日程第9 | 議案第41号 太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第42号 太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第43号 太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第44号 太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第45号 平成26年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について |
| 日程第14 | 議案第46号 平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第15 | 認定第1号 平成25年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第16 | 認定第2号 平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第17 | 認定第3号 平成25年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第18 | 認定第4号 平成25年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第19 | 認定第5号 平成25年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第20 | 認定第6号 平成25年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について |
| 日程第21 | 認定第7号 平成25年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について |
| 日程第22 | 報告第5号 平成25年度太宰府市健全化判断比率の報告について |
| 日程第23 | 報告第6号 平成25年度太宰府市水道事業会計資金不足比率の報告について |
| 日程第24 | 報告第7号 平成25年度太宰府市下水道事業会計資金不足比率の報告について |

日程第25 報告第8号 太宰府市土地開発公社の経営状況報告について

日程第26 報告第9号 公益財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況報告について

日程第27 報告第10号 公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について

2 出席議員は次のとおりである（18名）

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 陶山良尚 | 議員 | 2番 | 神武綾 | 議員 |
| 3番 | 上疆 | 議員 | 4番 | 芦刈茂 | 議員 |
| 5番 | 小畠真由美 | 議員 | 6番 | 長谷川公成 | 議員 |
| 7番 | 藤井雅之 | 議員 | 8番 | 原田久美子 | 議員 |
| 9番 | 後藤邦晴 | 議員 | 10番 | 不老光幸 | 議員 |
| 11番 | 渡邊美穂 | 議員 | 12番 | 門田直樹 | 議員 |
| 13番 | 小柳道枝 | 議員 | 14番 | 大田勝義 | 議員 |
| 15番 | 佐伯修 | 議員 | 16番 | 村山弘行 | 議員 |
| 17番 | 福廣和美 | 議員 | 18番 | 橋本健 | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 会議録署名議員

| | | | | | |
|-----|------|----|-----|-----|----|
| 14番 | 大田勝義 | 議員 | 15番 | 佐伯修 | 議員 |
|-----|------|----|-----|-----|----|

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

| | | | |
|---------|------|----------|-------|
| 市長 | 井上保廣 | 副市長 | 平島鉄信 |
| 教育長 | 木村甚治 | 総務部長 | 濱本泰裕 |
| 市民福祉部長 | 中島俊二 | 建設経済部長 | 辻友治 |
| 上下水道部長 | 松本芳生 | 教育部長 | 堀田徹 |
| 会計管理者 | 今泉憲治 | 総務課長 | 友田浩 |
| 経営企画課長 | 山浦剛志 | 管財課長 | 久保山元信 |
| 地域づくり課長 | 藤田彰 | 市民課長 | 田村幸光 |
| 都市計画課長 | 今村巧児 | 社会教育課長 | 井上均 |
| 上下水道課長 | 石田宏二 | 監査委員事務局長 | 渡辺美知子 |

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

| | | | |
|--------|------|------|-------|
| 議会事務局長 | 篠原司 | 議事課長 | 櫻井三郎 |
| 書記 | 松尾克己 | 書記 | 山浦百合子 |

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名です。

定足数に達しておりますので、平成26年太宰府市議会第3回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

14番、大田勝義議員

15番、佐伯 修議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（橋本 健議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月26日までの25日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（橋本 健議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思っております。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4から日程第12まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第4、議案第36号「市道路線の廃止について」から日程第12、議案第44号「太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 皆様、おはようございます。

本日ここに、平成26年第3回太宰府市議会定例会を招集をいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変ご多用中にもかかわらずご参集いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

第3回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず最初に、台風12号及び台風11号並びに日本列島に停滞した前線の活発な活動によりまして局地的豪雨となりました、いわゆる平成26年8月豪雨によりまして国内各地で大きな被害が発生をいたしております。特に、広島市の北部を襲った大規模な土砂災害では70名を超える方々がお亡くなりになり、いまだに行方不明の方々もおられる状況となっております。避難所での生活を余儀なくされている方々も多数おられまして、なれない避難所生活や今後の生活再建への不安から体調を崩される方々もいらっしゃるのではないかと推察をいたします。今回の災害におきましてお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました多くの方々に対しまして、お見舞いと一日も早い復興をお祈りを申し上げる次第でございます。

太宰府市におきましても、8月22日の明け方、時間雨量約100mmの大雨に見舞われまして、被害発生が懸念されたことに伴いまして、災害対策本部を設置いたしました。同日4時55分には、山沿いや河川付近の災害危険箇所の地域、約250世帯、約700人の方々を対象に避難勧告を発令を行いました。幸いにも大雨が長時間続かなかつたことによりまして、同日10時10分には避難勧告を解除することができました。その間、道路の冠水による通行止めや床上浸水など、数件の被害が発生をしたものの、平成15年の災害以降続けてまいりました雨水幹線や砂防ダムなど、主要な河川、あるいは山系に係る治山、治水を初めとした防災に係る施設整備の結果、特に大きな被害は発生しておらず、一安心をした次第でございます。

本市におけます防災体制の整備充実につきましては、去る6月8日に、福岡県、筑紫野太宰府消防組合、筑紫野警察署、自衛隊、各自治会の方々のご協力のもと災害対策本部設置運営訓練を、また昨日9月1日には松川運動公園におきまして太宰府市と筑紫野市合同での総合防災訓練を実施いたしました。日ごろから職員の災害対応能力や災害時における判断能力の向上

に向けまして実践的な訓練を行うことができました。今回の大雨に伴う災害対策本部の設置時におきましても、迅速に行動し、一様の対応ができたものと確信をいたしております。

さらに、7月9日には、筑紫ガス株式会社様と見守り体制の広域化を図るべく、高齢者等の見守りに関する協定を締結をし、8月7日には筑紫医師会様及び学校法人九州学園様と災害時における避難所利用に関する協定を締結し、災害時の避難所として各施設を利用させていただくことになりました。また、8月27日には株式会社ゼンリン様と災害時における地図製品等の供給に関する協定を締結をし、災害時における地図情報を即時利用できる体制づくりのために、紙、電子等の両媒体を無償で提供していただくものでございます。今後におきましても、災害に強いまちづくり、安全・安心のまちづくりに向け邁進してまいりたいと、このように思っております。

次に、6月26日に総合子育て支援施設の新築工事に伴う安全祈願祭を実施をいたしまして、7月1日に着工をし、来年の3月の完成に向け工事を進めているところでございます。完成後の定員は90人から200人に増え、6月に完成をいたしましたゆたか保育園の増設による定員増と合わせ、待機児童解消の一助になることを期待をいたしております。

また、8月1日から赤ちゃんの駅事業をスタートをさせております。乳幼児を抱える保護者の方々が外出中に授乳やおむつがえなどを行うため気軽に立ち寄ることができるスペースを庁舎1階に設けております。今後、市内公共施設、あるいは民間施設にも順次拡大をしていく予定といたしておりますので、お子様連れの皆様方には大いにご利用していただきたい、このように思っております。

次に、今春から運行をいたしております太宰府観光列車「旅人」と、太宰府ライナーバス「旅人」が好評を得ておりまして、太宰府ライナーバス「旅人」にありましては8月27日に利用者数が8万人を突破をし、当初予想を上回る乗車率で運行をされていると伺っております。さらに、8月10日には、歴史あふれる太宰府の町並みをいつもより高い目線で楽しんでもらおうとオープントップバスも特別運行をされました。このことは、太宰府市の観光振興にとりまして一層の弾みがつくものでございまして、本市におきましても市内の回遊性やおもてなし向上に努め、来訪者の皆様方に太宰府市をさらに身近に感じていただけるように努力してまいりたいと、このように考えております。

次に、6月20日、国の文化審議会答申におきまして、特別史跡大宰府跡に客館跡が追加指定されることになりました。この客館跡は、奈良時代から平安初期にかけて外国使節を迎えた建物跡でございまして、古代の外交儀礼や条坊を理解する上で重要な遺跡であると考えております。今回の追加指定は、本市にとっても大変喜ばしいこととございまして、今後におきましては特別史跡大宰府跡全体の魅力を伝えられるよう、史跡や環境の整備に取り組んでまいり所存でございます。

また、今年は水城跡が築造されまして1,350年に当たりまして、8月23日にはプラム・カルコア太宰府におきまして記念式典とシンポジウムを開催をいたしました。午前中は記念式典と



基調講演をいただきまして、午後からは4人のパネラーを招いてシンポジウムを開催をしたところでございます。翌24日には、午後から1350年記念の太宰府市扶餘郡姉妹都市文化交流記念公演を開催をいたしまして、扶餘郡忠南国楽団や太宰府まほろば衆などの演舞を通し、交流を深めたと思っております。

さて、今回の議会は、平成25年度分の一般会計、各特別会計及び公営企業会計の決算認定についてご審議をお願い申し上げます。私どもは議決をいただきました予算の適正な執行について遺漏のないように最善を図ったところでございますが、今回の決算審査を通じまして議員各位のさらなるご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

そして、議員皆様方からいただいたご意見やご要望につきましては、すぐに実行できるものについては現年度の予算から最大限に反映させるべく努力をしていきたいと考えております。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第36号から議案第44号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第36号「市道路線の廃止について」ご説明を申し上げます。

今回廃止を提案をいたしております池田・浦山線につきましては、開発による帰属を受けましたので、道路延長の増に伴い、起点、終点が変更になりますために路線を廃止するものでございます。

なお、再認定の路線につきましては、池田・浦山線として次の議案第37号で認定を提案をいたしております。

道路法第10条第1項の規定に基づき路線廃止するに当たりまして、同条第3項の規定により準用する第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第37号「市道路線の認定について」をご説明申し上げます。

今回認定提案いたしております池田・浦山線につきましては、開発による帰属を受けましたので、道路延長の増に伴い再認定を行う路線であります。

道路法第8条第1項の規定に基づき市道認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第38号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行されたことに伴い、平成26年3月に福岡県いじめ防止基本方針が策定をされ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方向性が示されましたことから、太宰府市におきましても太宰府市いじめ問題等対策委員会の廃止や太宰府市いじめ問題再調査委員会を設置するなど組織の見直し等を実施しますために条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第39号「太宰府市国際交流振興基金条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

本基金につきましては、条例第3条の規定により金融機関への預金等にて管理しているところでございますが、基金の運用から生じる預金利息等の収益の処理について条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第40号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、本条例の引用条文の法律名称が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律へと改称され、平成26年10月1日に施行されることに伴い、条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第41号「太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律による母子及び寡婦福祉法の改正及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正に伴い、同法を引用する条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第42号「太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正に伴い、同法を引用する条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第43号「太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」ご説明を申し上げます。

児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について条例を制定する必要が生じたために、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第44号「太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」ご説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び同法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業について同法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、その運営に関する基準について条例を制定する必要が生じたために、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

質疑は9月4日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13と日程第14を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第13、議案第45号「平成26年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」及び日程第14、議案第46号「平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第45号及び議案第46号を一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第45号「平成26年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ7億6,194万8,000円を追加をし、予算総額を238億8,905万7,000円にお願いするものであります。

主な内容といたしましては、11月にプラム・カルコア太宰府で開催を予定をいたしております大分県中津市との友好都市承継に係る調印式等に要する費用、災害対策基本法の改正及び地域防災計画改定に伴う地区公民館等の避難所のサイン改修事業費、本年10月1日から水ぼうそうの小児用ワクチンと高齢者を対象とした成人用肺炎球菌のワクチンが定期予防接種に追加されること等に伴い、その接種費用を助成する費用、平成27年4月1日の開所に向けて現在建設中の総合子育て支援施設における備品等の購入費、平成25年12月5日に閣議決定をされた好循環実現のための経済対策に基づき創設されたがんばる地域交付金を活用して行う生活道路の舗装等の改修事業費、学童保育所の増設及び児童数増に伴う指定管理料の増額、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ問題等の防止対策と関係機関、団体の連携推進を目的とするいじめ問題等対策連絡協議会の設置費用、小・中学校における土曜日の教育活動の充実に向け、県の補助金を活用して行う土曜教育活動推進事業費、また毎年続けていただいております日之出水道機器株式会社様などからの寄附に基づく図書購入費などを追加をさせていただきます。

その他、国の算定により交付額が確定をいたしました普通交付税及び臨時財政対策債の増額、また平成25年度決算における剰余金を財源といたしまして財政調整資金及び減債基金への積み立てを計上をさせていただきます。

あわせて、債務負担行為の追加を7件、地方債補正の追加を1件、変更を2件計上をさせていただきます。

次に、議案第46号「平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定の歳入歳出それぞれに3,686万7,000円を追加をし、予算総額を45億2,615万2,000円とするものでございます。

主な内容といたしましては、平成25年度の国庫、県費支出金及び支払基金交付金の確定による介護給付費負担金及び地域支援事業交付金等の精算返還金でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

質疑は9月4日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15から日程第21まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第15、認定第1号「平成25年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第21、認定第7号「平成25年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 認定第1号から認定第7号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、認定第1号「平成25年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」ご説明を申し上げます。

平成25年度一般会計決算額は、歳入が234億1,363万6,542円、歳出が223億1,470万816円となりました。これを前年度と比較をいたしますと、歳入は8億3,143万9,825円、3.7%の増、歳出は10億9,160万7,821円、5.1%の増となりました。歳入から歳出を差し引きました形式収支は10億9,893万5,726円、繰越明許費及び事故繰越による翌年度に繰り越すべき財源2億9,830万4,537円を差し引きました実質収支は8億63万1,189円の黒字決算とすることができました。

平成25年度は、前年度より市税や地方交付税等の一般財源収入が増加をいたしましたが、国、県の補助金を初め、あらゆる財源の確保に努めるとともに、経費の節減、事業の見直しなどを積極的に行い、総合計画に掲げる各種施策、事業の計画的推進に努めたところでございます。その結果、本市の将来像でございます「歴史とみどり豊かな文化のまち」の実現に向け、一定の成果を上げることができたと確信をいたしております。これもひとえに議員皆様方を初め、市民各位のご理解、ご協力のたまものであると深く感謝を申し上げます。今後とも行政の効率化、財政の健全化をより一層進め、第五次総合計画の具現化に向けまして

職員一丸となって取り組んでまいり所存でございます。どうか議員の皆様を初め市民各位のな  
お一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、認定第2号「平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」  
ご説明を申し上げます。

平成25年度は、歳入総額72億2,034万729円、歳出総額81億332万71円で、対前年度比では歳  
入は1.7%、1億2,028万7,983円の増、歳出は4.4%、3億3,914万4,698円の増となっておりまし  
て、歳入歳出差し引き残額は8億8,297万9,342円の赤字決算となっております。本歳入不足額  
につきましては、平成26年度補正予算といたしまして平成26年5月31日付で専決処分をさせて  
いただき、去る6月議会におきましてご報告をさせていただいたとおりでございます。

歳入は、国民健康保険税につきましては対前年度比マイナス0.3%、472万4,962円の減とな  
りましたが、前期高齢者交付金が対前年度比9.0%、1億7,126万8,440円の増となっております。

一方、歳出は、歳出総額の61.6%を占めます保険給付費が対前年度比1.2%、5,801万  
9,561円の増、また後期高齢者支援金が対前年度比7.5%、6,595万3,591円の増、介護納付金が  
対前年度比8.1%、2,798万5,570円の増となっておりまして、歳出の増加に歳入額が及ばなか  
ったことが赤字決算の主な要因でございます。

今後も厳しい財政状況が続くものと見込まれますけれども、平成25年12月5日に持続可能な  
社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律、いわゆるプログラム法が成立をい  
たしました。この中で国民健康保険制度のあり方を含む医療保険制度改革について平成26年度  
から平成29年度までを目途に順次講ずるものとし、このために必要な法律案を平成27年に開会  
される国会の常会に提出することを目指すものとすると言われております。本市といたしまして  
は、今後国の動向を十分注視しながら、医療費の適正化、国民健康保険税の収納率向上対策な  
どを積極的に推進することによりまして、国保財政の安定化に向け、一層努力を行ってまいり  
ます。

次に、認定第3号「平成25年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」  
ご説明を申し上げます。

平成25年度後期高齢者医療特別会計決算額は、歳入総額10億3,167万6,823円、歳出総額が  
9億8,143万9,856円となりました。これを前年度と比較いたしますと、歳入は2,096万  
4,080円、2.1%の増、歳出は2,140万4,897円、2.2%の増となっており、歳入から歳出を差し  
引いた収支は5,023万6,967円の黒字決算となっております。

次に、認定第4号「平成25年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」  
ご説明を申し上げます。

平成25年度は、保険事業勘定の歳入総額42億6,694万8,581円、歳出総額42億3,008万1,137円  
で、前年度と比較いたしますと、歳入4.4%、歳出3.6%の増となっております。

なお、歳入歳出差し引き残額は3,686万7,444円となっております。

歳出の主な内容といたしましては、保険給付費40億2,389万8,465円で、歳出総額の95%を占めております。前年度より4.6%増となっております。

次に、介護サービス事業勘定の歳入総額3,248万3,703円、歳出総額2,034万2,110円で、歳入歳出差し引き残額は1,214万1,593円となっております。

本市では、高齢化率が24%を超え、今後も介護給付費の増加が見込まれる中、介護給付の適正化を図り、健全な財政運営に今後とも努めてまいります。

次に、認定第5号「平成25年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明を申し上げます。

平成25年度の住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、歳入が230万5,885円、歳出が158万6,729円となっております。歳入歳出差し引き71万9,156円の繰り越しとなっております。

対前年度比では、歳入が63.4%の減額、歳出では72.9%の減額となっております。

歳入が減額になりましたのは、前年度は平成23年度における定期償還者の一括返済等によりまして前年度繰越金が427万円ほどございましたが、平成25年度は償還者の一括返済がなかったことから、歳入が減額となったものでございます。

また、歳出が減額になりましたのは、歳入同様、償還者の一括返済がなかったことから、住宅新築資金等公債償還積立金が減額となったことによるものでございます。

次に、認定第6号「平成25年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」ご説明を申し上げます。

まず、平成25年度末における給水人口は、前年度に比べ1.4%増の5万8,112人で、普及率は81.7%となっております。

また、年間総給水量は530万3,428m<sup>3</sup>で、前年度に比べて0.8%の増となっております。

次に、建設改良につきましては、前年度からの繰り越しを含め総額2億8,142万5,169円を投じまして、配水管の新設工事及び布設がえ工事等を行いました。

次に、経理面でございますが、収益合計11億8,313万1,757円に対しまして費用合計は11億4,548万6,002円で、差し引き3,764万5,755円の純利益が生じております。

なお、剰余金の処分でございますが、この純利益の全額を建設改良積立金に積み立てる内容でご提案を申し上げます。

資本的収支につきましては、収入総額1,494万5,158円に対しまして、支出総額は3億8,602万9,141円となっております。差し引き3億7,108万3,983円の不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしております。

以上が平成25年度の水道事業会計における剰余金の処分及び決算の概要でございます。

次に、認定第7号「平成25年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」ご説明を申し上げます。

まず、平成25年度末における水洗化人口は、前年度比0.9%の増、6万8,574人で、水洗化人口普及率は96.4%となっております。また、年間有収水量は、前年度に比べ0.5%の増619万9,076m<sup>3</sup>となっております。

次に、建設改良でございますが、前年度からの繰り越しを含め、総額で5億5,119万7,084円を投じまして、北谷、内山、松川地区の汚水枝線工事及び奥園雨水並びに陣ノ尾雨水整備に取り組んでおります。

また、長年の懸案事項でございました奥園雨水整備につきましては、地元関係者各位のご協力によりまして本年8月22日に完成を迎えておりますけれども、これによりまして当該地域の人的、物的被害が緩和されるものと考えております。

次に、経理面についてでございますが、収益合計15億8,942万996円に対しまして、費用合計は12億6,984万8,073円で、差し引き3億1,957万2,923円の純利益が生じております。

なお、剰余金の処分でございますが、例年と同様にこの純利益の全額を減債積立金に積み立てる内容でご提案を申し上げます。

次に、資本的収支につきましては、収入総額10億829万5,960円に対しまして、支出総額は16億7,920万786円で、これから前年度の未払金充当額2,360万円及び翌年度の繰越充当額7,640万4,000円を除き、7億7,090万8,826円の不足が生じたので、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金並びに過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

以上が平成25年度の下水道事業会計における剰余金の処分及び決算概要でございます。

よろしくご認定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第15から日程第21までの平成25年度各会計決算認定につきましては、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおりに決定しました。

お諮りします。

決算特別委員会の正副委員長を慣例により決定したいと思います。

決算特別委員会の委員長に総務文教常任委員会委員長の門田直樹議員、副委員長は各常任委員会副委員長の輪番制で、今回は総務文教常任委員会副委員長の渡邊美穂議員とすることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおりに決定しました。

ここで決算特別委員会の日程等について、委員長の説明を求めます。

決算特別委員長 門田直樹議員。

〔12番 門田直樹議員 登壇〕

○12番（門田直樹議員） 今回の決算特別委員会の委員長に私門田直樹、副委員長に渡邊美穂議員が選任されました。特別委員会が効率よく運営されるよう努めてまいりますので、議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

日程について説明いたします。

本日の本会議散会后、1日目の決算特別委員会を開催し、まず総務部長及び各所管部長からそれぞれの決算状況の概要説明を受けたいと思います。2日目からの決算特別委員会の日程については、9月19日及び9月22日の午前10時から決算書及び各資料をもとに具体的項目についての内容審査を行います。

なお、予備日として9月24日を予定していますので、各議員及び説明者の出席をよろしくお願いいたします。

また、資料要求は、配付されています資料要求書により9月3日水曜午後1時までに事務局へ提出してください。資料の要求に当たっては、関係資料等の内容を十分に精査され、必要最小限の要求としてください。また、決算考査日は本日の議会関係会議終了後及び9月3日の午前10時からと9月18日の午前10時からとなっています。

以上で説明を終わります。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22から日程第27まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第22、報告第5号「平成25年度太宰府市健全化判断比率の報告について」から日程第27、報告第10号「公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

報告を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 報告第5号から報告第10号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、報告第5号「平成25年度太宰府市健全化判断比率の報告について」ご説明を申し上げます。

本市の平成25年度健全化判断比率は、前年度に引き続き一般会計等の実質収支が黒字であるために実質赤字比率の表示はなく、公営事業会計も含めました実質収支の合計でも黒字でありますために連結実質赤字比率についても表示はございません。

また、実質公債費比率は、前年度と比較いたしますと1.8ポイント改善をされ、3.7%とな

り、将来負担比率も前年度に引き続き算定上マイナスとなるために、比率の表示はございません。

したがって、太宰府市の財政状況は、全てに早期健全化基準及び財政再生基準以下でありますために、健全化法に基づく財政健全化計画及び財政再生計画の策定は必要ありません。

以上、簡単でございますが、太宰府市健全化判断比率の報告といたします。

次に、報告第6号「平成25年度太宰府市水道事業会計資金不足比率の報告について」ご説明を申し上げます。

本年度末の流動負債合計2億2,487万7,038円に対しまして流動資産合計は23億1,006万3,817円となっておりますので、今年度におきましても資金不足は発生をいたしておりません。

次に、報告第7号「平成25年度太宰府市下水道事業会計資金不足比率の報告について」ご説明を申し上げます。

下水道事業におきましても、本年度末の流動負債合計1億9,492万8,817円に対しまして、翌年度繰越額に係る財源充当額を除いた流動資産合計は11億7,591万4,038円となっておりますので、水道事業と同様に資金不足は発生をいたしておりません。

次に、報告第8号「太宰府市土地開発公社の経営状況報告について」ご説明を申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、太宰府市土地開発公社の平成25年度の事業及び決算並びに平成26年度の事業計画及び予算報告について報告するものでございます。

まず、平成25年度の事業及び決算についてご報告を申し上げます。

公有地取得事業につきましては、事業の執行はございません。

また、公有地の処分につきましては、平成24年度に取得をいたしました県道観世音寺・二日市線道路改築事業にかかわる代替地取得事業用地の処分を行っております。

決算につきましては、事業総収益は1,315万7,402円で、前年度と比較をいたしまして121万2,872円の減となり、総費用は1,535万7,910円で、前年度に比較をいたしまして115万7,180円の減となっております。これは公有地の売却によるものでございます。この結果、本年度220万508円の純損失を生じております。

次に、平成26年度の事業計画及び予算についてでございますが、公有地取得事業では現在のところ具体的に公社による取得を依頼されているものはございません。

以上、簡単でございますが、太宰府市土地開発公社の経営状況をご報告を申し上げます。

次に、報告第9号「公益財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況報告について」ご説明を申し上げます。

まず、平成25年度の事業及び決算についてご報告申し上げます。

太宰府市国際交流協会は、平成25年4月に公益財団法人へ移行をし、1年が経過をしたところでございますが、市民一人一人が個性、あるいは多様性を認め合いながら、国際的な相互理

解を深める多文化共生社会の実現を図るための公益事業を展開をしております。

主な事業でございますが、協会事業活動の周知や、国際交流関連の情報発信するための広報啓発、市内小・中学校が行う自主的国際交流活動への支援、フレンズ倶楽部メンバーのつどい、外国人学生に日本の文化や歴史を理解いただくための史跡散策交流会、在住外国人を対象とした日本語教室などを実施いたしました。

決算のうち収入につきましては、太宰府市からの補助金、会費等を合わせまして268万1,916円となっております。支出につきましては、事業費支出163万8,013円、管理費支出129万1,170円、合わせまして292万9,183円となっております。

次に、平成26年度の事業計画と予算でございます。

今年度の事業につきましては、国際交流促進のために在住外国人の市民や留学生と日本人市民とが日本の伝統文化を通じて交流していただく日本文化体験講座の開催や、今後の外国人学生支援のあり方を検討しますために、留学生との意見交換の場として開催する留学生等フォーラムを予定をいたしております。

その他の主な事業といたしましては、平成25年度と同様に多くの市民が集まる太宰府市民政庁まつりや市内公共施設におきまして協会事業活動の紹介などの広報啓発、外国人学生を対象としたセカンドファミリー事業、在住外国人を対象とした日本語教室の開催を予定をいたしております。

予算につきましては、市の補助金、会費等を合わせまして541万6,000円の収益を見込み、費用といたしましては事業費、管理費合わせまして541万6,000円を見込み、収益と費用を同額といたしまして当期増減額を0円と予定をいたしております。

以上、簡単でございますが、公益財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況をご報告いたします。

次に、報告第10号「公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について」ご説明を申し上げます。

まず、平成25年度の事業と決算についてご報告申し上げます。

平成25年度は公益財団法人に移行をした1年目に当たりまして、主な事業といたしましていきいき情報センターを初め5つの施設の管理、運営と文化スポーツ振興に関する事業を行い、各種講座、イベント、展示事業などの267事業を開催をいたしまして、団体及び人材等の情報収集、あるいは広範な情報提供を行ったところでございます。

この結果、財団が管理運営しています施設につきましては約47万5,000人の方にご利用をいただきました。

今後も多様化する市民ニーズに応えますためにも、サービスの向上を図るとともに、市民が安全で安心して使用できる施設の管理運営に全力を傾注する所存でございます。

決算につきましては、主な収益として、指定管理料収益、自主事業収益、施設利用料収益、市補助金等を合わせまして当期経常収益計2億6,682万3,483円となっております。

経常費用につきましては、財団が管理運営する各施設の事業費、管理費を合わせまして合計2億6,539万4,869円となり、当期経常増減額は142万8,614円となっております。これに当期経常外増減額及び一般正味財産期首残高を合わせますと、一般正味財産期末残高は1億6,121万8,355円となっております。

次に、平成26年度の事業計画と予算についてご説明を申し上げます。

事業につきましては、生涯学習支援事業や展示事業、また健康増進を図るスポーツ振興事業、イベント等を、いきいき情報センター、文化ふれあい館、女性センタールミナス、市民図書館、太宰府南小学校開放教室の5つの文化施設に加えまして、今年度より体育センター、歴史スポーツ公園、大佐野スポーツ公園、3つのスポーツ施設で合計240の事業を計画をいたしております。

次に、予算につきましては、8施設の指定管理料等収益と自主事業収益、施設利用収益等を合わせまして、収支予算として経常収益2億8,969万5,000円、経常費用計が2億9,624万9,000円で、当期経常増減額はマイナス655万4,000円となります。

一般正味財産期首残高は1億4,975万9,572円を見込んでおり、それを加えますと一般正味財産期末残高は1億4,320万5,572円となります。

以上、簡単でございますけれども、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況を報告いたしました。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

報告第5号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、報告第6号についての質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、報告第7号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、報告第8号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、報告第9号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、報告第10号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終結し、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月4日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前11時06分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議事日程（2日目）

〔平成26年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

平成26年9月4日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第36号 市道路線の廃止について
日程第2 議案第37号 市道路線の認定について
日程第3 議案第38号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第39号 太宰府市国際交流振興基金条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第40号 太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第41号 太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第42号 太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第43号 太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第9 議案第44号 太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第10 議案第45号 平成26年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について
日程第11 議案第46号 平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第12 請願第1号 体育複合施設建設予算の執行保留・延期を求める請願書
日程第13 請願第2号 総合体育館建設の市民への説明会開催に関する請願
日程第14 請願第3号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書
日程第15 意見書第2号 少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書

2 出席議員は次のとおりである（18名）

- | | | | | | |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 陶山良尚 | 議員 | 2番 | 神武綾 | 議員 |
| 3番 | 上疆 | 議員 | 4番 | 芦刈茂 | 議員 |
| 5番 | 小嶋真由美 | 議員 | 6番 | 長谷川公成 | 議員 |
| 7番 | 藤井雅之 | 議員 | 8番 | 原田久美子 | 議員 |
| 9番 | 後藤邦晴 | 議員 | 10番 | 不老光幸 | 議員 |
| 11番 | 渡邊美穂 | 議員 | 12番 | 門田直樹 | 議員 |
| 13番 | 小柳道枝 | 議員 | 14番 | 大田勝義 | 議員 |
| 15番 | 佐伯修 | 議員 | 16番 | 村山弘行 | 議員 |
| 17番 | 福廣和美 | 議員 | 18番 | 橋本健 | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

| | | | |
|----------|-------|-----------------|------|
| 市長 | 井上保廣 | 副市長 | 平島鉄信 |
| 教育長 | 木村甚治 | 総務部長 | 濱本泰裕 |
| 市民福祉部長 | 中島俊二 | 建設経済部長 | 辻友治 |
| 上下水道部長 | 松本芳生 | 教育部長 | 堀田徹 |
| 会計管理者 | 今泉憲治 | 総務課長 | 友田浩 |
| 経営企画課長 | 山浦剛志 | 地域づくり課長 | 藤田彰 |
| 市民課長 | 田村幸光 | 都市計画課長 | 今村巧児 |
| 社会教育課長 | 井上均 | 上下水道課長 | 石田宏二 |
| 監査委員事務局長 | 渡辺美知子 | 保育児童課 保育児童係長 | 中島康秀 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

| | | | |
|--------|------|------|-------|
| 議会事務局長 | 篠原司 | 議事課長 | 櫻井三郎 |
| 書記 | 松尾克己 | 書記 | 山浦百合子 |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1と日程第2を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第1、議案第36号「市道路線の廃止について」及び日程第2、議案第37号「市道路線の認定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第36号及び議案第37号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3から日程第5まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第3、議案第38号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第5、議案第40号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第38号から議案第40号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6から日程第9まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第6、議案第41号「太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第9、議案第44号「太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」までを一括議題にしたいと思いま

す。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第41号及び議案第42号について、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

次に、議案第43号について通告があつていますので、これを許可します。

11番渡邊美穂議員。

○11番(渡邊美穂議員) 議案第43号について質問いたします。

ベビーシッターに預けていた子どもが殺されるなどの事件が起きています。市ではこの条例を定めるに当たりまして、この中にあります小規模保育事業や居宅訪問型保育事業の運営に関して今後一定の責任を持つようになるわけなんです、現在までにこういった業者等に向けての説明会を実施されたのかということが1点と、もう一つは今後ですね、個人を含め法人においてこういった事業を始めるお考えを持っていらっしゃる方がおられるのかどうか、もし市で把握されているようであれば現状を教えてください。

○議長(橋本 健議員) 市民福祉部長。

○市民福祉部長(中島俊二) 1点目の説明会の実施につきましてご回答申し上げます。

本議会におきまして本条例を提案しておりますので、本条例が、通りました後に各事業所といますか、届け出保育所等の説明会を実施したいというふうに考えております。

それと、2点目でございますけれども、本年7月に実施いたしました市内届け出保育施設9カ所に対する子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査を行いました。その回答の中では、小規模保育事業A型、B型、C型及び居宅訪問型事業に移行する意向はあっておりません。なお、新規事業所につきましても、今のところ相談等はあっておりません。

以上でございます。

○議長(橋本 健議員) よろしいですか。

次に、議案第44号について通告があつていますので、これを許可します。

11番渡邊美穂議員。

○11番(渡邊美穂議員) この議案第44号についても議案第43号と同じ質問なのですが、この中に議案第44号の中にあります認定こども園についてなのですが、現在ある保育所や幼稚園などを経営されている方々を初めとしてこの事業を始めたいというお考えの方がいらっしゃるのかどうか、把握しておられますでしょうか。

○議長(橋本 健議員) 市民福祉部長。

○市民福祉部長(中島俊二) お答え申し上げます。

先ほども言いましたけれども、本年6月にですね、実施いたしました市内幼稚園に対する子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査を行いまして、市内の幼稚園さんではこの

認定こども園に移行する意向はございませんでした。また、7月に実施いたしました市内認可保育所及び届け出保育施設に対しまして同意向調査を行いましたけれども、認可保育園のうち1園、届け出保育施設のうち1園が認定こども園の移行を検討中との回答をいただきました。しかしながら、8月末、先月末に市内の保育所園長会を開催いたしまして、その折に再確認いたしましたけれども、保育所につきましては平成27年度当初の移行はないという回答をいただきました。また、届け出保育施設の1園につきましては、意向調査後、認可に向けての相談等の具体的なお話は承っておりません。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） よろしいですか。

これで質疑を終わります。

議案第41号から議案第44号までは環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第45号 平成26年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（橋本 健議員） 日程第10、議案第45号「平成26年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第45号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第46号 平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（橋本 健議員） 日程第11、議案第46号「平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第46号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第12 請願第1号 体育複合施設建設予算の執行保留・延期を求める請願書

○議長（橋本 健議員） 日程第12、請願第1号「体育複合施設建設予算の執行保留・延期を求める請願書」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

12番門田直樹議員。

〔12番 門田直樹議員 登壇〕

○12番（門田直樹議員） 「体育複合施設建設予算の執行保留・延期を求める請願」について趣旨を説明いたします。

紹介議員は、私、門田でございます。

趣旨につきましては、案文の朗読をもってかえさせていただきますと思います。

1、要旨。体育複合施設建設につきましては、多くの市民が反対しておりますことをご理解賜り、建設予算の執行保留と延期をしていただきますようお願いいたします。

2、理由。本年3月市議会において、体育複合施設建設予算が成立いたしました。しかしながら、昨年12月議会提出の体育館建設反対陳情に添付の署名6,478名からも市民の多数がこの時期の建設を望んでいないことは明らかです。

さらに、当初22億円の建設予算が短期間にして27億5,000万円に増額しており、なお今後は人件費、資材の高騰によりさらなる増加が見込まれ、また維持管理費も明確に示されていないことから、適正な予算執行が行われるかを強く危惧いたします。

建設費用は市民の税金です。人口7万人余りの小規模な市に4カ所目の体育館という不要不急と思える事業に関して、予算の根幹、すなわち建設費用が大幅に変更になった以上は一旦予算の執行を保留し、建設着工を延期して、今後の建設経費予算の推移及び建設業界の請負状況を見きわめた上で、施設規模、建設時期などを再度ご検討いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第1号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 請願第2号 総合体育館建設の市民への説明会開催に関する請願

○議長（橋本 健議員） 日程第13、請願第2号「総合体育館建設の市民への説明会開催に関する請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

4番芦刈茂議員。

〔4番 芦刈茂議員 登壇〕

○4番（芦刈 茂議員） 「総合体育館建設の市民への説明会開催に関する請願」でございます。

紹介議員は、そこにあります3名でございます。

1、趣旨。地方公共団体の運営は、同じ住民に選挙によって選ばれた長（執行機関）と議員によって構成される議会（議決機関）との二元代表制によって行われる。太宰府市においても例外ではない。市民に選ばれた市長と議員は、市政運営の政策決定、予算の執行に関して市民

の声（意思、要望など）を反映する責務がある。市政運営を実施するに当たって、その政策を行おうとする理由、目的、計画内容、予算について、市民に対して理解と賛同を得る説明責任がある。

2、理由。総合体育館の建設は、議会の議決を経て執行されるべき太宰府市の政策である。建設予算が市の年間予算の10%を超える大きな事業である。総合体育館建設は太宰府市にとって、その政策内容、予算執行において市民生活、地域づくりに大きい影響を及ぼす重要案件である。

太宰府市が抱えるさまざまな課題の中で何を解決するためのものなのか、その課題解決になぜ総合体育館建設が有効かつどのように貢献するのか、また建設予算のみならず維持運営に要する費用など、執行機関と議決機関とのやりとり（議案上程、議案質疑、質問、討論などの本会議、委員会での調査研究、審議、採決）を経て総合体育館建設に至った、その経過と理由、根拠を市民に対して説明する責務が執行機関、議決機関双方にある。

平成26年8月6日に行われた総合体育館建設の入札が予定価格を上回り中止となった。実施設計か予算の見直しを検討しなければならない事態となっている。総合体育館建設に関して、再入札公告実施前までにより多くの市民に対して議会としての説明会の開催を要求する。

以上でございます。

若干の補足説明をしますと、同じグループから市長に対する説明会の要望を出している聞いております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

ちょっと待ってください、芦刈議員。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 説明者の中で要望的な部分はわかりますが、4行目に市民に選ばれた市長と議員はというところで、その次の段の反映する責務があるというふうに記載されております。それから、一番最後の行に理解と賛同を得る説明責任があるというふうに記載をされております。議会は議会基本条例の中で市民に対して議会で決まったことを説明するようというところで第1回を今準備をされておりますから、議会側はそれの条例の根拠の中で説明を市民にしていこうというのはわかりますが、執行部側に説明責任、説明責務があるというふうに記載されておりますが、それは条例なり自治法でいくとどの部分で責務があるというふうに説明者は考えておられるのか、ちょっとお伺いします。

○4番（芦刈 茂議員） それは市長が考えられる問題だと思います。

○議長（橋本 健議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 市長が判断されるというんじゃなくて、芦刈議員さんが紹介議員とし

て責務があるという、この請願書を出されておられますので、その請願の中身についての責任があるかというふうに思いますが、いかがでしょう。

○4番（芦刈 茂議員） 自治基本条例がまだできておりませんので、議会に関しては議会基本条例第2条の第4項に説明責任ということが書いてありますけれども、残念ながら自治基本条例がまだ成立しておりませんので、その項目はありませんが、私はそういう責任はあるんじゃないかというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 議会基本条例はもう冒頭申しましたようにそれはそれでできていますからですね。議会側としてはその責務があるというふうには理解していますが、執行する側の市長にはまだ基本条例ができていませんので、現状ではしたほうがよりいいというならわかります。議会で承認されたけれども、できるだけ市民に極力説明したほうがいいという要望的な気持ちならわかりますが、責務となるとちょっとどうかなというふうに思うからお伺いしているんですが、責務があるというふうに明言されると責務はないんじゃないかと。私たちは市民の代表として可決をしておりますから、基本的にはそれプラスサービスの部分として市民に説明するという意味ではわかりますけれども、責務があるというふうにはならないのではないかとこのように思いますが、いかがでしょう。

○4番（芦刈 茂議員） 先ほども言いましたように文章化されたものはありませんが、それはそういう責任は私はあるのではないかとこのように考えております。

○議長（橋本 健議員） 質疑3回までですので、よろしゅうございましょうか。

ほかに質疑はありますか。

17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 芦刈議員にお尋ねします。

この請願の内容が云々ということとは別にですね、この趣旨と説明というのはちょっと内容的に逆じゃないですか。趣旨の中身がこうしてほしいということが書いてありませんで、理由の中にその議会としての説明会を要求するとありますが、通常であれば趣旨の中にその目的と要求する内容が書かれてあるはずなんです、それがなくて、理由の中にその説明会を要求すると書いてありますが、ちょっとこの理由と趣旨というのが、この案文を読む限りにおいてどうしても納得がいかないわけですが、その点はいかがでございましょうか。

○4番（芦刈 茂議員） 確かに文章表現として趣旨のところに説明会を開催を要求するというのが来て、理由のところに来るのがご指摘のとおり、そういう流れだったと思いますが、一つの流れとしてご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） できるなら、今からは遅いかもわかりませんが、この趣旨と理由を逆にして出されたほうが賢明だろうというふうに私は思います。

それともう一点は、最後に議会としての説明会の開催を要求するとありますが、これは特別

委員会もあるし、議員協議会でもあるわけですが、なぜ議会に対してその中でこういう要求が市民から出ているということを皆さんにお諮りをすれば、これわざわざ議会にこの請願書を出すような内容では全くないように私は思うのですね。その中で議会なり議会の中で予算特別委員会なり議員協議会の中で幾らこのことを話をしても話にならないとか、議会が相手にしてくれないとか、そういうことであれば請願するのもわかるかなと思いますが、今までそういう発言は一切ないので、なぜ今までそういうことを、議会の中で発言をなされなかったのでしょうか。これはもう3人の議員さんにお伺いをしたい。

○4番（芦刈 茂議員） 今後の議論、あるいは今までの議論に関する事なんで、それぞれがそれぞれの働きというか、発言をしてきていると思いますので、そもそも議長宛てに請願というのは出されるものだというふうに私認識しておりますので、各委員会とか所管の常任委員会に出されるものではないんじゃないかというふうに理解しておる次第ですが。

○議長（橋本 健議員） もう一回できます。

17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） そうじゃなくて、各委員会じゃなくて、議員協議会もあるわけですから、特別委員会だって全員参加しているわけですから、その中でなぜそういう発言が今までなかったのでしょうか。何でこれを議会に請願として出さないといけないのか。そういう協議する場所があるわけですから、その中で十分議員さんが理解をすれば請願書は必要ないと私は思うのですよ。そういうのをなぜ今までされずに、ただ真っ先にこの請願という形で出されてくるのが、よくわからない。だから、この趣旨、理由の文章もそうですけれども、この請願そのものが、全く請願に当たらないと私はそう理解しておりますので、最初に聞いたことだけもしお答えがあればよろしくお願ひします。

○4番（芦刈 茂議員） そもそも請願というものは議員が出すものではないと、市民が出すものだと思っておりますので、市民が請願を出されて、それに対して趣旨に賛同し、私たちはこういう行いをしている次第でございます。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第2号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 請願第3号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書

○議長（橋本 健議員） 日程第14、請願第3号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

11番渡邊美穂議員。

[11番 渡邊美穂議員 登壇]

○11番（渡邊美穂議員） 「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書」について趣旨の説明をさせていただきます。

この請願の趣旨は、別紙意見書を国に提出していただきたいという内容になっております。

この請願の理由ですが、大変長い文章になっておりますので、かいつまんで説明をさせていただきます。

「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願」について、その理由を説明いたします。

ウイルス性肝炎患者は350万人以上いると推定されています。現在、国が行っている医療費助成は抗ウイルス療法で、これはウイルスの減少を目的とした治療です。しかし、実際に肝硬変や肝がんを発症した患者については助成が行われていません。B型、C型肝炎は注射針の使い回しや薬剤による感染が原因で、国に責任があることは国も認めているところです。肝硬変や肝がんを発症された場合、治療費が年間10万円以上が65%、20万円以上が41%、100万円以上の方も約9%いらっしゃいます。また、C型肝炎患者は高齢化が進み、B型肝炎患者は60代以下の働き盛りの世代が多いという特徴があります。つまり、残り時間がない喫緊の課題であると同時に、入退院を繰り返す生活で就職が困難なため、生活が困窮されている方々が多いということです。したがって、早急に医療費助成などを拡大し、患者の皆様の生活を少しでも楽にする必要があります。

2つ目の障害者手帳の認定基準の緩和ですが、平成22年度より肝硬変などの肝疾患にも身体障害者手帳が支給されるようになりました。しかし、認定基準が余りにも厳しく、亡くなる直前にならなければ認定されないという現実があります。事実、太宰府にお住まいだった原告団の患者の方も亡くなる数カ月前にようやく障害者手帳が支給されたそうですが、ほとんど利用できずにお亡くなりになっています。国も国会答弁において、また法律制定時の附帯決議においても重い政治課題として受け取っていくという内容になっています。しかし、政府の動きが遅く、毎日120名以上の方々が亡くなっているという現実から、早急に解決していただきたいという内容の請願です。

なお、6月議会までに全国で400以上の自治体で意見書が採択され、国に提出されています。本議会においてもぜひ前向きにご審議いただき、国への意見書送付について採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第3号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第15 意見書第2号 少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める
意見書**

○議長（橋本 健議員） 日程第15、意見書第2号「少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

16番村山弘行議員。

[16番 村山弘行議員 登壇]

○16番（村山弘行議員） 意見書第2号を提案をいたしますが、毎年毎年この種の議論を提案を
してまいりました。年々国庫負担が減らされているという状況の中で今年度も提供していきたい
というふうに思っております。

意見書第2号「少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度2分の1の復元を求める意見
書」。

太宰府市議会規則第13条の1項により上記の意見書を別紙のとおり提案をいたします。

提案理由の説明につきましては、意見書を朗読して提案にかえさせていただきます。

「少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度2分の1の復元を求める意見書」。

日本の将来を担い、安全で安心な社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育費は極めて
重要です。現在、社会状況などの変化により、学校は一人一人の子どもたちに対するきめ細
かな対応が必要となっています。義務教育法が改正され、小学校1年生では35人以下学級の基
礎定数化が図られたものの、小学校2年生では加配措置にとどまっており、他の学年や中学校
に至っては全く何の措置も講じられていません。日本はOECD諸国と比べて1学級当たりの
児童・生徒数や職員1人当たりの児童・生徒数が多くなっています。文部科学省が実施した今
後の学級編制及び職員定数に関する国民からの意見募集では、約6割が小・中・高校の望まし
い学級規模として26名から30名を上げています。35人以下を望む保護者の割合は約9割に上
がっています。また、幾つかの自治体においては厳しい財政状況の中、独自財源による30人から
35人学級が実施されています。このように保護者も自治体もその必要性を認識している少人数
学級は、国の施策として財源保障すべきであります。

また、義務教育費国庫負担が2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政が圧迫され
ています。その結果、非正規の教職員が増え、アルバイトの講師がクラス担任を任されるな
ど、教育の継続性が担保されず、子どもたちの教育環境条件に格差が生じています。子ども
たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

よって、子どもたち一人一人に教育の機会を保障し、教育水準の維持向上を図るために、政
府におかれましては下記のとおり実現されますよう強く要望します。

記。

1つ、義務教育法を改正して、小学校2年生以上の35人以下学級を実施すること。

2つ、教育の機会均等と水準の維持向上、自治体の負担軽減のため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第2号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月12日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午前10時31分

~~~~~ ○ ~~~~~


1 議 事 日 程 (3日目)

[平成26年太宰府市議会第3回(9月)定例会]

平成26年9月12日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名 (議席番号) | 質 問 項 目 |
|----|-----------------|---|
| 1 | 長谷川 公 成 (6) | 1. 本市中学校の部活動について (1) 中体連大会等の交通費補助金について (2) 学校・PTAの協力支援について 2. 平成26年8月22日の市内豪雨について (1) 梅ヶ丘一丁目金龍ラーメン裏の高尾川の氾濫について (2) 高雄二丁目の床上浸水について (3) 太宰府南小正門前の側溝の見直しについて |
| 2 | 神 武 綾 (2) | 1. 小中学生の夏休みについて (1) 学習の場の確保について (2) 学校プールの開放について (3) 出校日の設定について 2. 新保育制度の施行について 平成27年4月より子ども子育て支援新制度が実施予定である。 ① 保護者への周知について ② 待機児童は解消されるのか ③ 児童福祉法第24条第1項の保育所の保育と第2項の保育所以 外の保育はともに格差なく保育を受けることができるのか ④ 子ども子育て会議の進捗と今後の予定について |
| 3 | 不 老 光 幸 (10) | 1. 中学生のコミュニティバスの利用について 本市のコミュニティバス「まほろば号」を本市の中学生の通学にも利用できるよう、通学に限って補助を小学生と同じ半額にできないか伺う。 2. 学業院中学校と水城小学校を小中一貫校のように校舎運動場の共有化について 学業院中学校と水城小学校の校舎と運動場をそれぞれ1箇所にとめて共有にすることができないか伺う。 3. 福岡市地下鉄の福岡空港線を太宰府天満宮近くまで延伸化について 表題の件について、福岡市をはじめ関連の市町及び県、国との協 |

| | | |
|---|-----------------|--|
| | | 議を始めてはと思いますが、市長の見解を伺う。 |
| 4 | 福 廣 和 美 (17) | 1. 災害対策について (1) 今回の反省と今後の見通しについて (2) 市民への連絡、コミュニティ無線について (3) 防災対策について |
| 5 | 後 藤 邦 晴 (9) | 1. 市民の健康指導のあり方について 市の検診などで、受診者に対して運動等の指導を要す場合は、担当部署と関連施設とが連携し、市民の健康に資するコーディネートシステムを構築する必要があると思うが、市長の考えを伺う。 |
| 6 | 渡 邊 美 穂 (11) | 1. 五条保育所について (1) 職員の採用計画、入所児童の募集計画について (2) 移転計画について 2. 小中学校における集団フッ素洗口について 現在の県の動向と市の考え方について |
| 7 | 原 田 久美子 (8) | 1. 安全で安心して暮らせるまちづくりについて (1) 災害の復旧と今後の防災対策への取り組みについて 8月22日集中豪雨に伴う、市内の被災状況と今後の復旧見通し及び今後の更なる防災体制への取り組みについて (2) 避難所へのAEDの設置等について AEDが設置されていない避難所での対応及びAED体験講習会について 2. 高齢者施策の充実について 機構改革後の医療費抑制のための総合的な取り組みについて |

2 出席議員は次のとおりである（18名）

| | |
|----------------|----------------|
| 1番 陶 山 良 尚 議員 | 2番 神 武 綾 議員 |
| 3番 上 疆 議員 | 4番 芦 刈 茂 議員 |
| 5番 小 畠 真由美 議員 | 6番 長谷川 公 成 議員 |
| 7番 藤 井 雅 之 議員 | 8番 原 田 久美子 議員 |
| 9番 後 藤 邦 晴 議員 | 10番 不 老 光 幸 議員 |
| 11番 渡 邊 美 穂 議員 | 12番 門 田 直 樹 議員 |
| 13番 小 柳 道 枝 議員 | 14番 大 田 勝 義 議員 |
| 15番 佐 伯 修 議員 | 16番 村 山 弘 行 議員 |
| 17番 福 廣 和 美 議員 | 18番 橋 本 健 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市 長 井 上 保 廣 副 市 長 平 島 鉄 信

| | | | |
|----------|---------|-----------------|---------|
| 教 育 長 | 木 村 甚 治 | 総 務 部 長 | 濱 本 泰 裕 |
| 市民福祉部長 | 中 島 俊 二 | 建設経済部長 | 辻 友 治 |
| 上下水道部長 | 松 本 芳 生 | 教 育 部 長 | 堀 田 徹 |
| 会計管理者 | 今 泉 憲 治 | 総 務 課 長 | 友 田 浩 |
| 経営企画課長 | 山 浦 剛 志 | 防災安全課長 | 宮 原 広富美 |
| 地域づくり課長 | 藤 田 彰 | 元気づくり課長 | 井 浦 真須己 |
| スポーツ課長 | 大 塚 源之進 | 市 民 課 長 | 田 村 幸 光 |
| 国保年金課長 | 永 田 宰 | 都市計画課長 | 今 村 巧 児 |
| 建 設 課 長 | 眞 子 浩 幸 | 社会教育課長 | 井 上 均 |
| 学校教育課長 | 森 木 清 二 | 上下水道課長 | 石 田 宏 二 |
| 監査委員事務局長 | 渡 辺 美知子 | 保育児童課 保育児童係長 | 中 島 康 秀 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

| | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 篠 原 司 | 議 事 課 長 | 櫻 井 三 郎 |
| 書 記 | 松 尾 克 己 | 書 記 | 山 浦 百合子 |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、13人から提出されております。

そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定していますことから、本日12日7人、16日6人の割り振りで行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

6番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔6番 長谷川公成議員 登壇〕

○6番（長谷川公成議員） 皆さん、おはようございます。

久しぶりのトップバッターなので、張り切っていきたいと思います。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました2件について質問させていただきます。

1件目、本市中学校の部活について。

今年も6月下旬から夏休み期間中に日本中学体育連盟大会、いわゆる中体連大会が行われました。子どもたちは、この中の筑紫地区大会で勝つことを目標に一生懸命練習に取り組み、汗や涙を流し、特に3年生の中学校最後の大会にかかる意気込みや思いは人一倍強かったこととされます。一瞬一瞬のプレーが明暗を分ける試合の中、応援をしている私たちにも伝わる緊張感、点数が入れば歓喜の声、失点すれば励ましの声、勝利にかける思いほどのチームの子どもたちも一緒に、負けた悔しさで悔し泣きをする子どもたちや、勝った喜びにうれし泣きをする子どもたちのたくさんの涙を目の当たりにしました。私も一緒に涙を流したのは言うまでもありません。

そういった中で、今年は開校以来の悲願を達成した部活動があります。それは太宰府東中学校野球部です。この東中野球部も最初は筑紫地区大会を勝ち上がり、次の筑前地区大会に出場するのが目標でした。他の中学校のチームと比べ、平均身長が170cmにも満たない小柄なチームですが、チームワークと野球を愛する気持ちほどのチームにも負けないこの子たちは、今年の中体連大会において、筑紫地区大会、筑前地区大会、福岡県大会と勝ち進み、何と九州大会まで出場しました。私も筑紫地区大会のときから応援に行きましたが、そのときは正直に申し

ますとまさか九州大会まで出場するとは夢にも思いませんでした。しかしながら、チームは勝ち進み、それにつれて応援者も増え、佐賀県嬉野市をメイン球場とし、4つの野球会場で開催された九州大会においては、対戦相手の地元佐賀県代表チームの応援者の数倍の数に上り、九州大会には出場できなかった筑紫地区中学校野球部の生徒たちの友情応援もあり、最終的には総勢200人以上は集まったのではないかと思います。本当に力強い応援をいただきました。九州大会では残念ながら初戦敗退しましたが、本当に子どもたちはよく頑張りました。3年生においては、福岡県内の野球部の中で最後まで試合をしたチームの一つです。心からおめでとう、よく頑張ったと賛辞を贈りたいと思います。

そこで、お伺いしたいのが、中体連大会の助成についてです。

先ほどもお話をしましたが、東中野球部が勝ち進むにつれ、応援者も増えていきました。それは本当に素晴らしいことであり、子どもたちに力や励み、勇気を与えたのではないかと思います。しかし、そんな中、交通費などについて戸惑いが生じたことがありました。それは、ベンチ入りの選手の交通費は補助の対象になりますが、ベンチ入りできなかった選手はその対象にならないことです。ともに汗を流し、ともに頑張ってきた仲間たちなのに補助の対象にならないのはいかがなものかと思いました。このことにつきまして、現状の補助の制度、例えば今回でいいますと、筑紫地区大会、筑前地区大会、福岡県大会、九州大会と出場いたしました。どの大会から補助金等の助成が受けられるのか、またできれば部員全員分を補助の対象にさせていただきたいと思っておりますので、それについても市の見解をお伺いいたします。

次に、上の大会に行くほど、当然ですが関係者の経済的負担が増えていきました。県大会は北九州の門司で開催され、九州大会は佐賀県で開催されました。当然遠方になれば交通費も増えていきます。昨年の九州大会は沖縄で開催されたと聞きました。今年がもし沖縄だったら自己負担はバス代の比ではありません。

そこで、今回のように大会を勝ち上がった場合の学校及びPTAの協力支援、具体的に申しますと自己負担を軽減できるよう生徒が納めている生徒会費やPTA活動費等の使用などができないか、伺います。

次に2件目、8月22日未明に発生した市内豪雨についてです。

今年の夏は梅雨どきから日本全国各地で豪雨災害が起きました。この場をおかりして被災された皆様方にお見舞いを申し上げます。

本市におきましても、8月22日未明、本市の降雨量は時間当たり約100mmとも言われ、床上浸水2件、床下浸水6件、冠水箇所8カ所、避難所を18カ所開所し、182名の方が避難されたと聞いております。幸いにも人的被害はなかったようで一安心をしているところです。

1件目の前置きが長かったようなので、2件目は単刀直入に質問いたします。

まずは、梅ヶ丘一丁目の金龍ラーメン裏の高尾川は豪雨のたびに氾濫し、近隣住宅が冠水している状況があり、市民の安全を脅かしております。下流の整備が必要だとは過去のご答弁でもお聞きしておりますが、これからも異常気象に伴う豪雨の可能性がある中、もう下流の整備

後というのは待てない状況です。それならば、できる範囲でいいので、せめて河川の土手を改修し、水流をスムーズに流せないか、お伺いいたします。

次に、高雄二丁目の床上浸水についてです。

この高雄二丁目の団地は平成21年ごろから整備され、現在では20軒弱の住宅ができております。3年前の豪雨のときも、外に出れば膝までの水位があったと聞いております。今回の豪雨時にも床上浸水しましたが、団地裏の水路の上の山から土砂が流れ込み、水位を上げ、木々や葉っぱ、草等が柵に張りつき、水の流れがせきとめられ、水があふれ、また高尾川の流れが悪いため、住宅の庭や道路に流れ込み、被害が起こったと考えられます。

今回の高尾川の氾濫では、高雄二丁目水路の柵のごみ除去、土砂災害の危険性があった土砂の除去、土砂が流され木の根元がむき出しになり、倒木の可能性があり、住民の方々が不安視していた木々の伐採に関しまして、休日にもかかわらず早急な対応を行っていただきまして誠にありがとうございます。これにつきまして迅速なる対応をしていただき、偉そうに言うわけではございませんが、非常に評価をいたしております。しかしながら、住民の安全・安心を考えますと、抜本的な改善が必要だと考えます。

そこで、私は木々を根元から伐採をし、水路の土砂を撤去後、コンクリートを吹きつけるのがいいのではないかと考えますが、市の今後の対応と見解をお伺いいたします。

最後に、太宰府南小学校正門前の側溝の見直しについて。

現在、コンクリートぶたの側溝になっているため、水はけが悪く、道路がでこぼこの箇所や側溝ぶたが浮いた箇所や沈んだ箇所もあるため、きちんと側溝に水が流れ込まず、高雄二丁目の坂を一気に下り、これも高雄二丁目の床上浸水をした原因ではないかと思っております。この道路のでこぼこ箇所や側溝の整備と、箇所ごとでいいのでグレーチング側溝ぶたへの改修を検討していただきたいと考えますが、見解をお伺いいたします。

なお、答弁は件名ごとに、再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 1件目の本市中学校の部活動についてお答えいたします。

まず、1項目めの中体連大会等の交通費補助金についてでございますが、中体連大会の交通費補助金につきましては、本市の大会等参加補助金交付要領に基づきまして、筑前地区大会以上の大会に参加する生徒と引率者を対象としまして市から補助金を支出しております。あくまで大会に参加するための補助金でありまして、大会参加登録メンバー以外の応援生徒や応援の保護者等のための交通費補助金は対象としておりません。

次に、2項目めの学校・PTAの協力支援についてお答えいたします。

現在、校納金（PTA会費）の予算決算につきましては、年度初めに行われますPTA総会において承認を受け、実施されていますので、各学校の状況によって異なるところではございますが、おおむねPTA会費の一部を生徒会費としてご支援いただいております。部活動費を含めた生徒会の運用費用として活用されております。

ご質問の生徒会費やPTA会費等を大会参加補助費として使うことはできないかということですが、生徒会費及びPTA会費等の予算配分等につきましては、PTA総会で承認され決定されております。PTAとしても大会参加補助費として予算計上をしたり、県大会以上の参加費補助を見込んで毎年繰り越して積み立てをしたりしている学校がほとんどでございます。PTA予算について市教育委員会が関与するところではありませんので、学校としましては大会参加補助費としてできる限りPTAにご支援をお願いしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

まず、補助の件に関しまして、要領に基づき一応参加者のみというふうにおっしゃられましたけれども、やはり済みません、ここで1点お伺いしたいのが、まずどの大会からその補助の対象になるのか、お尋ねいたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 先ほど申し上げましたが、筑前地区大会以上の大会ということになります。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） はい、済みません。筑前地区大会、今回は東中野球部はたまたまた筑紫野市、筑紫地区であった大会だったんですね。ですから、山家球場で筑前地区大会あって、決勝は大野城の総合グラウンドということだったんです。近場だったのでよかったんですが、自転車で通ったりもできまして、あと保護者が送り迎えとかしてよかったんですが、例えば筑前地区大会といっても範囲が物すごく広いんですよ。遠いところになると福津市とか、対戦相手のことをいうと福岡中学校かな、ちょっと福岡のほうから筑前地区大会とか来て、もしそれが太宰府から行くとなると、選手以外、ともに汗を流した、チームメートもいるわけですから、できれば、その場所にもよると思うんですが、できたら僕はもう筑前地区大会以上は、例えばもうバスを1台、バス、ちょっと今の相場はわかりませんが40人乗りか50人乗りのバス1台、5万円か6万円かちょっとわからないんですが、そういったのを手配できるように、していただけないかなと思うのですけれども、そこら辺はちょっと考えていただけますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 私も学校におるときは野球部の顧問をしております、実際に大会引率等もしたことございますので、その辺も含めましてお話しさせていただいたらと思いますが、まず子どもたちのことを心配いただいて、本当にありがとうございます。現在、支給しておりますのは、公共の交通機関を利用した場合に野球ですと18名が登録メンバーでございますので、18名の登録メンバーと、それから引率教師分が大会の参加補助の対象となっております。実質公共の交通機関を使って行く場合よりも、今おっしゃいましたとお借り切りバス等を借

りて行った場合にはそちらのほうが効率的であるし、場合によっては料金等も安価になる場合もございますので、その辺も市のほうに実際にどうかという要望を上げていただきまして、貸し切りバスのほうが安価の場合、あるいは効率的である場合にはその分で支給をしたりということはしております。

また、それにしましても登録メンバー分でございますので、若干足りない部分も生じてくるかと思いますが、大型の貸し切りバスを借りますと45名から50名ほど乗れますので、18名以外のほかの生徒たちの分もそこに同乗できないことはございませんので、そういった形で実際は連れていっているというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 前向きなご回答ありがとうございます。

今回もう終わってしまったことなので今さらという思いはあるんですけども、保護者から言わせると今後につながるようになんかしてもらいたいという要望が強くあるんですね。東中の場合は野球部員が27名だったんですよ。先日というか、所管調査行った学業院中学校のお話聞くと、テニス部とか90人ぐらいいるらしいんですよ。もしそれが筑前地区大会とか県大会、また九州大会行けばやはり大多数ですからね。そういうところもご配慮していただければなとも思います。交通費はそういった市に要望すればというお話だったんで、今後そういうふうに保護者のほうにも話しておきたいと思います。

今回、東中学校が九州大会に部活で進んだのが初めてのことであったんですね。次の大会まで時間がなくて、バスの手配とか応援者の把握、ほとんど全て、保護者で行ったんですね。これは、果たして本当に保護者がやるべき役割なのか、顧問の役割なのか、それとも学校が率先してやることなのか、誰が動けばいいのか、正直言ってわからなかったそうなんです。今、教育部長が元野球部の顧問をされたということでちょっと現場の意見としてお尋ねしたいんですが、教育部長がもし野球部の顧問でそういった上の大会に行ったときには保護者に任せるのか、それとも自分でやるのか、それとも学校、学校というのはいないんでしょうけれども、誰が率先して動くのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 私がということではございませんで、一般にお話をさせていただきますと、こういった上の大会に上がっていきますと、当然でございますけれども、まずは、保護者会を開催いたします。例えば今回であれば野球部の保護者会を開いて、当然保護者もご存じではありますけれども、こういうふうな大会出場するようになりましたという報告をしまして、その中で保護者の代表をお願いする方がいらっしゃいます。通常ですとキャプテンの保護者が代表を務められたりする場合がございますが、そこを中心に保護者としてどういう支援をしていくかということで話し合いがなされて、保護者の応援体制等についてはもう保護者が責任持って手配等はされると。ただ、生徒の引率については学校の教師が当然すべき

ことでございますので、生徒をどんなふうにして交通手段を使って引率をしていくかということについては教師が中心になりまして、顧問の教師が中心になって手配はしていくということになります。ただ、今回学校のほうにもちょっとお尋ねをいたしましたけれども、顧問の先生が非常に若くて経験がまだ浅いこともあって段取りも悪かったみたいですが、先生はとにかく練習にしっかり励んでくれと、子どもたちの面倒を見てくれということで、子どもたちの交通手段等についても保護者で手配をしますということで話が進んでいったようでございます。だから、責任の所在といいますと子どもに関しては教師、それから保護者等の応援については保護者ということで手配をしていただいたらというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） わかりやすいご答弁ありがとうございます。

今回、筑前地区大会、さっきも言ったように山家球場であったのですが、太宰府東中学校の筑紫地区で負けてしまった生徒たちも、多数自転車に乗って応援来たんですよ。筑前地区大会は山家球場で相手、志免の1位とかと戦って去年の優勝チームとかに勝つからですね。準決勝は大野城の総合グラウンドで筑山中学校と戦ったんですが、そこは負けたんですね。そして、今度は春日西のほうの何か結構遠いグラウンドに行って応援だったんですけども、子どもたち若いんですね。自転車でそこまでまた応援来たんですね。そこで勝って3位になって福岡県大会行ったんですが、県大会が決まったときにその自転車についてきたほかの部活の子どもたちも、応援に行きたいということになりまして、本当だったらもう野球部と保護者、関係者でバス1台で行こうという話だったのですが、そういった子どもたちもぜひもう野球部のために応援したいというものですから、急遽2台バス手配することになって、保護者のほうで勝てば昼御飯もあるということで1人1,000円ずつですね、そのほかの部活の生徒たちから徴収してバスと弁当代ということで行ったんですね。非常に母校愛が強くてですね、塾で来れなかった生徒もいたんですけども、九州大会までついてきて応援した子もいました。本当に素晴らしいなと思いましたね。九州大会においてはほかの中学校の生徒さんですね、太宰府中学校と学業院中学校とか、太鼓まで持ってきてくれて、メガホン振りながらもう大声援で、応援していただいて、本当に非常に感動しました。スポーツって素晴らしいなと私思ったんですね。

そこで、もう一つ質問があるんですけども、大会等に行ったときに大会参加費が、部長ちょっと先ほど答弁で触れられましたけれども、発生するんですね。この大会参加費をまず納めますね、部費等で。そのときは保護者は事務処理に非常に戸惑ったという話を伺ったんですよ。大会参加費を一応納めていて後から戻ってくるとか、後から戻ってこないとか、そういった話で領収書とかの作成もありますし、そういった事務処理で、非常に戸惑ったという話を伺いました。できれば、もう大会参加費と例えば交通費はこれだけ出ますとか、そういった手引書等があれば、今後非常にスムーズにいくと思うんですね。市というか、教育委員会にはそういった要領に基づいてされていると伺ったんですけども、それはなかなか外部には出せない

でしょうけれども、保護者用に、そういった手引書みたいなマニュアルを、配布できるようにすれば保護者としても事務処理には戸惑わずスムーズにいくと思うのですが、今後そういったご検討をしていただけますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） まず、大会参加費でございますが、基本的には、中体連の大会でございますので、その中体連の組織の中の会計の中から運営費等については賄われておるんでございますが、野球でございますと球場の使用料、それから審判をお願いする、審判への謝金といえますかね。それから、ボール等が必要でございますので、そういったところでお金がかかってきます。上の大会に行くとなかなかその中体連の運営費用だけでは賄えないというところがございます。今回の九州大会の場合は1人1,000円の登録メンバー分で18名分と、1万8,000円の大会参加費が発生したということでお聞きしております。これにつきましては、もう各学校それぞれでございますが、部費って先ほどおっしゃいましたけれども、基本的に子どもから部費を徴収するというのは余りいいことではないんですが、必要があればやむを得ませんけれども、保護者から徴収することになりますから。恐らく学校のPTA会計の中からそうした補助の計上を先ほど申し上げましたけれども、積み立て等をしたりしているお金がありますので、そこから捻出されているところだろうと思います。ただ、その辺の段取りが悪くて、保護者等への伝達が悪くて参加費が保護者負担とか、学校が出しますとか、そこら辺がはっきりしなかったところがあったんだろうと思いますが、基本的にはPTAの補助のほうから会計のほうから出されるという場合がほとんどでございます。

それから、補助金等の交付の要領についてということでございますが、市の先ほど申し上げましたが、大会等参加補助金交付要領ですね。これについては学校に周知しておりますので、校長はよくわかっていると思います。そこで、その辺につきましては詳しくは校長にお尋ねいただいたらいかがいと思ひますし、またこの要領につきましては内規でございますので、保護者等に配布するというようなことは特にはしておりませんので、不明な点がございましたら校長あるいは教育委員会のほうにお尋ねいただいたらお答えできるかと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） PTA会計の積立補助があるとおっしゃられたのですが。何かPTAに相談したら一応1万円は、ちょっと金額言うとなんかあれなんですけれども、いただいたという話で、そういったのは全然話聞いていないんですね、正直なところ。ちょっと初めて聞いて驚いたところですが、ですからPTAの補助の積立金がありますよとかそういうふうなのを何か一覧表にして、校長先生も何か忙しいとか、その野球部の顧問の先生も若いということではなかなか校長先生に相談できなかったのか、ちょっと僕もわからないのですが、そこでいろいろちよつとぎくしゃくした部分が正直言ってあったみたいです。ですから、そういったのが学校にありますよと。例えば保護者会で校長先生も来ていただいて説明をしていただけるようにす

ればいいんでしょうけれども、保護者会も何度か行ったと聞きましたけれども、PTA会長は仕事で来れないとか、そういった話もひょっとしたら伝わっていなかったのかと思います。ですので、私多分こんな質問していると思います、今日、はい。わかりました。それは、また保護者に伝えておきたいと思います。

最後なのですが、学業院中学校の、グラウンドネット、道路沿いにある、あそこにはよく大会結果等の横断幕がぼっと飾ってあるというか、横断幕かけてあるのですけれども、すごいなと思って見るのですけれども、ああいった予算は、どこから捻出されてあるのか、お伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 教育委員会の予算といたしましてはございませんので、また学校も予算を持ちませんので、そうなりますとやっぱりPTAの予算等の中から、国大会に出場したからと、あるいは九州大会に出場したから特別に特別会計というのもございますんで、そこから捻出できないかということで校長から相談をしまして補助をお願いしておるところだと思います。

また、学校によってはPTAバザーを実施しておりますですね。そのPTAバザーの収益金をそういった積み立てに毎年していこうということで、学校によって、毎年幾らかずつ積み立てる。かなりの額何かあった場合のそういった大会の補助とか、こういう横断幕の作成とか、そういったものに使えるような特別会計というのは準備がされてあるのがほとんどでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） わかりました、ありがとうございました。

この件に関しましては質問は終わるのですが、最後ちょっと結果報告だけさせてください。太宰府東中学校野球部は筑紫地区大会は5位でした、ぎりぎり。5チーム中5位でぎりぎりです。まず筑前地区大会に出場しました。筑前地区大会で3位以内に入れば県大会出場ということで、準決勝先ほど言いましたように筑山中学校に負けたんですが、3位決定戦で勝ちまして県大会に行きました。県大会に行くと、筑前地区3位で出場しているということでやはり1位のチームと当たることになるんですね。それが筑豊の1位のまずは1回戦、鞍手北中学校、2年生が多いチームでしたけれども、そこに勝ち、次が、福岡市2位。東福岡高校の附属中学校といますか、東福岡自彊館中学校というところがあるんですけれども、そこにまた勝ち、準決勝、7月29日行われたんですが、北九州1位の、地元の門司のほうのチームで緑丘中学校だったんですけれども、ここにも勝ち、一応九州大会決めたんですね。決勝戦は福岡市1位の友泉中学校と当たって、野球7回戦までなんなんですけれども、5回までリードしていたんですけれども、6回、7回とちょっとぼぼんと点数とられて、結局福岡県準優勝で、九州大会に進みました。九州大会は先ほども壇上で申し上げましたように佐賀県の1位の県立というか、私立にな

るのかな、ちょっと勉強のできる致遠館中学校というところに2対0で敗れてしまって、野球部はそこで引退したということになりました。子どもたちこうやって一生懸命頑張っていますので、またできれば市等の要領の見直しとか、交通費等の見直しをぜひ考えていただきまして、まず1件目はこれで終わります。ありがとうございます。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 次に、2件目の平成26年8月22日の市内豪雨についてご回答いたします。

まず、1項目めの梅ヶ丘一丁目金龍ラーメン裏の高尾川の氾濫についてですが、高尾川は太宰府市高雄地区に源を発しまして太宰府市管轄1.6km、筑紫野市管轄0.95km、福岡県管轄1.46kmを経て筑紫野市において県営河川鷺田川と合流する全長約4.01kmの河川でございます。大雨が降りますと、高雄地区のほか下流域の筑紫野市曙、紫、そして今回8月22日未明の豪雨で大きく報道されました二日市中央の酒造会社裏の水道橋付近では高尾川が氾濫するなどしまして、かなりの地域で被害を出しておるところでございます。太宰府市におきまして特に改修が急務なところは、ご指摘の金龍ラーメン裏、梅ヶ丘一丁目と筑紫野市との市境、家の前2号橋付近でありまして、この箇所につきましてはたびたび浸水していることは確認いたしておりますが、この箇所の抜本的な解決を見るには、筑紫野市の高尾川下流域からの改修が不可欠であります。

ご指摘の箇所については、高尾川の法線が筑紫野市境で直角に曲がっており、曲線、つまりカーブに改良することで溢水しにくくなると思われませんが、この部分を先行しますと、下流部分にあります筑紫野市への負担が大きくなると考えられます。今まで述べました理由により、福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、そして太宰府市で構成いたします御笠川水系改修事業促進協議会を組織いたしまして、高尾川の早期改修に向け、福岡県、九州地方整備局に対する要望活動を行ってまいりましたが、この数年の要望活動が実りまして、平成24年度から高尾川、鷺田川の抜本的改修が社会資本整備総合交付金の新規事業として着手されております。現在、那珂県土整備事務所が施工中であります、鷺田川、高尾川の筑紫野市一太宰府市区間の河川改修事業の早期の完成について御笠川水系改修事業促進協議会を通して引き続き強く要望してまいります。

また、現状で太宰府市としてできる対策としましては、青山あるいは星ヶ丘等々に十数カ所の調整池がありますが、調整池のしゅんせつ工事を行うことにより、調整池の機能改善に努め、一時的に流れる水を抑えることが今できる対策ではないかと考えております。

次に、2項目めの高雄二丁目の床上浸水につきましては、時間約100mmに達するような豪雨を初め、いろいろな要因があったかと思われま。

応急的な対策といたしまして、フェンスや水路を塞いで水の流れをせきとめた落ち葉や木々の枝とあわせて崩落した土砂の撤去を行うとともに、崩落しました周囲の樹木の伐採を行って

おります。また、フェンスの網目が狭く、落ち葉や木々の枝がフェンスを塞ぐことを防ぐためのフェンスの下部を切除しております。

崩壊しております緑地のり面の復旧につきましては、現在測量設計を行っております、工法等についてモルタル吹きつけを含めまして検討をしております。本復旧について早期に住民の方に説明し、着手したいと考えております。

最後に、3項目めの太宰府南小正門前の側溝の見直しにつきましては、2項目めと合わせましてご指摘にありますように側溝のコンクリートぶたをグレーチングぶたなどに変更し、歩道の舗装補修を行い、道路側溝へ雨水が流れ込みやすくなるようにして、この雨水が高尾二丁目方面へ流れ込まないように改善してまいります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） 前向きなご回答ありがとうございました。

そうですね。高尾川の筑紫野市側、先日ちょっとテレビを見ていたら県の予定では高尾川の河川改修は、もう7年後にしかその予算が組めないというふうにちょっと聞いたんですね。でも、今部長の答弁ではなるべくそういった協議会等々でできる限りやるというふうにおっしゃられたので、これはもう早急な対応をお願いするしかないもので、それはもうよろしくお願ひしときます。この1項目めは、もうこれでお願ひするしかないからですね。ここでもう言ったって、しょうがないんで、よろしくお願ひしときます。

2項目めの高尾二丁目の話ですが、木々の伐採とか、土砂をきれいにして、コンクリートじゃないですけども、ちょっと加工するというふうにおっしゃってくださって本当ありがとうございます。これも、早急な対応をお願いしたいところですが、あそこのこと言ったらおかしいんですけども、水路があると思うんですが、水路の側溝にはふたはもうあのまましないんですか。そのまま水路をむき出しと言ったらあれなんですけれども、ちょっとそこをお尋ねしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） ちょっとつけ加えさせていただきますけれども、先ほどの高尾川の改修でございますが、今現在県のほうでやられておりますけれども、事業区間がですね、鷺田川の赤岸井堰、都府楼団地の裏ぐらいになりますけれども、あの付近から紫二丁目、西鉄の紫駅の裏ぐらいになります。これが2.1kmあります。これが平成33年度完成予定ということになっておりまして、今現在は西鉄の駅の裏の付近に橋口橋というのがあります。ちょうど高尾川と鷺田川が直角に合流するところがございます、そこをですね、バイパス的に真っすぐするような工事にかかるという、用地買収が進んでおりまして、その部分の完成が平成29年というようなことで今のところ聞いております。あそこがどうしても直角になるもので、バックがかかってああいう先ほど言いました水道橋付近の酒造会社付近、大きな浸水があっているというところがございます。

それで、今ご質問にありました水路側溝のふたの設置はできないかということでございますが、あの現状を見ていただくと水路がございまして、水路の壁も左岸、右岸とありますが、下流に向かって右岸、左岸になりますが、右岸側が低いところもございましてそれをやろうと思いましたが右岸側の壁をちょっとかさ上げする、構造的に非常に大規模な工事になるかなということが考えられます。

それと今現在、本線の水路と大きな水路ですね。その横にオーバーフローをしたときの水路が別につくってあります。これをふたをした場合今現在オーバーフローした水が横の水路を流れるようになるんですけれども、そういう機能がもう利用できなくなってしまうということと、ふたをしてしまうと上流部でどっか噴き上げるところが出てくるんじゃないかということがございます。今現在は大体耕作地、農地になっていますけれども、そういうところで水があふれて、今度は右岸側が山でございまして、その部分が大きくやられる、崩壊する危険もあるかなというふうに考えておりますので、今のところ私のほうとしてはちょっとふたは考えておりません。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） わかりました。じゃあ、なるべくふたはしないほうが良いというふうな考え方ということですね。わかりました。

今、部長がオーバーフローしたときにその横の水路、ふだんは水とかも何も流れていないんですけれども、ちょっとコンクリートでずっとあるんですけれども、その今回床上浸水したところはそこのちょっとブロック塀が2段ぐらしか積んでいないんですね。ほかのところは4段ぐらいいあるんですけれども、そこから水が家の庭のほうに流れ込んだみたいなんです。そこをもっとブロック塀を上げれば浸水は多少、これはどっちが良いかわからなかったんですが、防げたのではないかなと、家のほうに入らないように。そこら辺、ちょっとブロック塀が今2段積んであるところをもうちょっと高くして住宅に入らないようにはできないでしょうかね、ちょっと伺います。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 今現在、本線の水路の上に2段ブロックしてあって、その横にオーバーフローした分の水路が1m幅ぐらいの水路があって、その2段目のブロックの高さと大体宅地のブロックの高さが同じぐらいかなという感じでございます。これを上げた場合、これは先ほど言いました家の前2号橋、金龍裏のところの状況と似ておりまして、あそこを見ていただくとあその橋梁に行く前に宅地造成がされておりまして護岸の上に宅地のブロックがついてあるんですよ。1m50cmぐらい。それがその高さまで水位が来てそれが家の前2号橋でそのブロックがなくなりますものですから、水があそこで冠水すると。一気に高くなった水があそこで開けて冠水するような条件です。今回、ここは小さくございますが、そのブロックを高くした場合右岸側もブロックを高くするということが出てくるとは思いますが、高くするとか、の

り面を補強せないかんということが出てきます。そうした場合も水かさがずっと上がったときに、あそこで道路と接しますよね。あそこで非常に大きな水があふれ出すんじゃないかというのを心配しております。それが一気に団地のほうに流れ込んで今以上にちょっと水たまりが大きくなって団地のほうにも大分影響が出てくるんじゃないかと心配しておりますので、ちょっと今現在そういうことは考えておりません。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） なるほど、じゃあ今の段階が一応ベストというか、ベター的な考え方ですね。ですから、あそこが低いためにその1軒がちょっと犠牲になっているということも考えられるので、1回裏山をきれいにしたときにまたちょっと住民の方に説明していただいて。本当正直言いますと住民の人も女性1人でやっぱり物すごく不安がっているところもあるし、私も素人なので、一体どの形がベストなのか、ベターなのか、よくわからないので、今の部長の説明を聞くとやはり今の形がベターなのかなというふうには正直思いました。ですから、理解していただけるように住民の方に、そういった説明もよろしく願います。

あと一点、最後になるんですが、あその団地の入り口のところに公園というか、ベンチが1個ぽんとあって、一応団地内には1個公園がないといけないという、そういった決まりもあるようですが、そういった公園があるのですね。ただ、手入れをしていなくて、草がぼんぼん伸び放題で、誰も使える状態では今ないんですよ。1つの考えとして、その公園をもうちょっと掘り下げて、そこをちっちゃい調整池みたいな感じでできないか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 現場のほうに私も行きましたら確かに公園がございまして、あれがちょうど開発したときにつくられた法的に整備された公園だと思います、小さいけれども。あの現場を見ますと、道路より50cmぐらい低いという状況です。高さ的にはオーバーフローした水路がございましてね。あの高さですので、オーバーフローした水はあそこにじっとたまっているんじゃないかということで調整池の役割も若干ですがやっているんじゃないかなと思います。

それともう一つは今あそこにすぐそばに井堰がございましてね。あれがこういう時期、夏場の時期は井堰が上がった状態で農地の関係で水を使うということで井堰が上がるとですね。それで、どうしてもバックがかかるとって今ごらんいただいても既設の本水路のほうにも水がずっとバックがかかってたまったような状況になっております。あそこを調整池を掘り下げますとその水が調整池という掘り下げた中に、もうたまった状態がずっと続くということが考えられますので、なかなか難しいかなと。今度はたまったときに今度は引かないということも考えられますのでその調整池の機能を持たせればなかなか今の現状でも若干調整池の機能を持たせておりますので、今のままでやるしかないかなと。公園としましては地元の皆さんが住まわ

れる公園ですので、ぜひ地元で少し管理をしていただいで利用していただけたらなというふう
に思っております。

先ほどから高雄地区の話が出ておりますが、この地域は高尾川が満水状態になりますとちょ
うど満水面と地域の高さが大体同じぐらいなんですよね。河川の高さが。河川の水が満水にな
りますと高雄地区は大体その地区の高さ的に同じぐらいだから満水になったときに水路から水
が行こうと思っても行かないのです。行かない状況が生まれてそういう状況でございますの
で、先ほどの原因はというのはいろいろあると思いますが、一番の大きな原因はそういう大雨
のときに高尾川が満水になったときにどうしても水がはけ切れないというところが一番大きな
原因かなというふうに考えておりますので、最終的には抜本的な高尾川の改修を早期に進めて
いくのが大事かなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） わかりました。濟いません、1点、ちょっと言いそびれていまして、
高尾川の吉ヶ浦橋ってちっちゃい橋があるんですけども、そこも近くの護岸がですね、今ち
よっと崩れているような状態になっているんですね。ちょっと落ち込んできているというか、
あそこもずっとそこはもう柵がしてあっても入れないような状態には今現状なっているん
ですけども、その整備の予定等があれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 吉ヶ浦橋の上流の今入れないようにしております箇所につきましては
は、8月22日の雨じゃなくて、その前の8月上旬に降った雨のときにああいう状況になりまし
て、これにつきましては工事長は大体15mぐらいかと思ひます。これにつきましては国の補助
事業、災害補助事業でやりたいというふうに考えておひまして、まだ災害査定、国の査定官が
来て現地を確認するまだ日程も決まっておひませんで、10月中にあるのかなということござ
いまして、それともう一つ、まだ耕作地に水が要る状況でございますので、まだ水を引いた状
況じゃないと工事もできないということで、事業としては年度内に終わらせたいというふう
に思っております。

それと、吉ヶ浦橋の下流部に一部ちょっと災害があつておひますが、ちょっと根がブロック
積みの根が浮いたような状況でございますので、これについても、クラックが入つておるとい
うことで、補修をやりたいと思ひますが、先ほどの上流部の工事と合わせて工事はやりたいと
いうふうに考えておひます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員。

○6番（長谷川公成議員） わかりました。工事される際には、当然自治会にも話がいきますね、
はい。わかりました。

じゃあ、そこを納得して質問を終わりますが、最後昨日の新聞、何度も出てきています酒造

会社のところで、筑紫野市の。新聞、昨日夜ケーブルテレビも出ていましたけれども、8月22日未明の豪雨災害で直後に被災店舗の片づけ作業など自発的に無償で手伝った同市や太宰府市の中学生20人に感謝状を贈ったと。感謝状を贈られたのは、最も被害が大きかったにしてつ通り商店街にある学習塾三成塾に通う太宰府中、太宰府東中、筑紫野中、二日市中の3年生、同商店街ではそばを流れる高尾川が氾濫。約40店舗のうち30店舗が浸水した。同塾では同日午前9時半から3年生対象の夏期講習が行われる予定だった。建物2階の塾は無事だったが、生徒たちは泥土が覆う商店街の惨状に手伝おうと相談。2人1組で被災店を回り、泥をかき出したり、窓を拭いたり、ごみを集積場に運んだりした。太宰府東中の時津七愛さん、14歳は、とにかく何かしなきゃと夢中だったと振り返る。あと、太宰府中学校の森弓夏さん、14歳は、困っている人を助けることの大切さや感謝されることの喜びを感じた貴重な体験だったと挨拶した。もう非常に感動的な話で。済みません、ちょっと涙ぐんでしまうんですが、こうやってすばらしい中学生もいます。今後とも災害対策、中学生がやはり地元にいるということで一番もし何かあったときは役に立つという言い方は失礼かもしれませんが、力になってくれると思いますので、そういった今後指導のほうもしていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 6番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

次に、2番神武綾議員の一般質問を許可します。

〔2番 神武綾議員 登壇〕

○2番（神武 綾議員） おはようございます。

議長から質問の許可がありましたので、通告しておりました2件について伺います。

まず初めに、小・中学生の夏休みについてです。

今年の夏は雨の日が多く、地域の夏祭りが中止になったり、野外活動が縮小されて残念な夏休みを過ごした子どもたちが少なくなかったようですが、コミュニティスクールの取り組みの公民館学習やPTAのおやじの会主催の肝試しなどで、子どもたちが集まれば元気な姿があちこちで見られました。しかしながら、日中保護者が仕事で家におらず、ゲームにはまり込んでしまったり、お友達と顔を合わせるチャンスがなく家にいるなど、1人で過ごしている子どもたちもいます。市内の小・中学生の夏休みを楽しく充実した毎日を過ごせるよう、場所の確保やきっかけづくりをさらに増やすべきだと考えます。

1つ目は、学習の場についてです。

夏休みとなると、必ず保護者の方から子どもたちが学習できるように開放している場所はないのって聞かれます。現在、プラム・カルコアで利用団体がないときにあいている部屋を子どもたちに開放しています。そのほかにいきいき情報センターやルミナスのオープンスペースで、小・中学生、高校生までもがよく集まっているのを見かけますが、市として学習の場と認識しているのか、現状をお聞かせください。

2つ目は、小学校のプール開放です。

夏休みのプールは各小学校によって利用児童、また利用方法が違うようです。以前、決算委員会で触れたことがあります。PTAで監視員を雇っているところ、また保護者で監視を持ち回りしているところ、学童保育のみに開放しているなど、ばらばらです。子どもたちは夏はやっぱり水遊びが大好きです。プールや川や海、そういうところに行けないときは庭で水のかげ合いなどをして遊んでいます。公共施設で子どもたちがお金の負担なく遊べる場所の提供として市内平等に小学校のプール開放してはどうかと考えますが、お考えをお聞かせください。

3つ目は、小・中学校出校日の設定です。

現在、市内小・中学校の夏休み中に「出校日」はありません。私たちが子どものころは「出校日」があり、8月6日、9日には原爆投下の日として出校し、映画を見たり、また体験者のお話を聞いたりする時間がありました。以前のように復活させれば、子どもたちが平和についてクラスで考え合ったりする貴重な時間がとれるのではないかと考えます。また、周りの子どもたちを見ても、30日から40日間ある長い夏休みの間、友達と会うチャンスが全くなく、遊ぶことがない子もいます。学校の出校日で宿題の見せ合いっこをしたり、先生から宿題がどこまで終わったかを聞かれて焦ったりして、自分の夏休みを振り返ったりする貴重な出校日だと思います。その設定についてのお考えがあるのかどうか、伺います。

次に、新保育制度について伺います。

平成27年4月より実施される子ども・子育て支援新制度についてです。

この制度の大きな柱は保育制度の変更と学童保育の条例制定、そして子ども・子育て支援事業計画の策定です。この制度は民主党政権時代の約4年前から保育の市場化と待機児解消策を目指して改革が進められてきました。子ども・子育て支援法成立の議論の中で、保育所を児童福祉法第24条1項に明記されている市町村が責任を持って保育を実施することを市場化のために削除する動きがありましたが、保育関係者の運動の中で残され、今後もどんな子どもも保育を受ける権利があるということが残りました。その中身について伺います。

資料を配付させていただいています。表面の施設型給付の概要と仕組みをごらんください。下の表になります。

これから保育所の入所は、保護者が支給認定を申請し、子どもたちが第1号から第3号までの認定が行われます。第1号認定は満3歳以上で教育を希望される方、幼稚園や認定こども園の利用希望者になります。2号認定は3歳以上で保育の必要な方、保育所などでの保育を希望される方です。そして、3号認定は2号認定の3歳未満の子どもに、この3つに区分されます。さらに、2号、3号認定の場合、就労を理由とする利用の場合は、保育の必要量として表の真ん中になりますが、フルタイムを想定した保育標準時間11時間と短期時間でパートタイムを想定した保育標準時間8時間とに分けられます。

そして、裏面の地域型保育事業の認可基準になりますが、保育所はこれまで認可保育所と届け出保育所に分かれていましたが、さらに受け皿を増やすために地域型保育の小規模保育所、家庭的保育所、居宅型保育所などが加わり、0歳から2歳までの子どもたちを19人以下の少人

数で保育できる施設を増やすことができるようになります。待機児童の解消をさらに進めることができるようになるということです。太宰府市においても、これに関係する条例が今議会に提案されています。保育所は児童福祉法第24条の第1項ですが、保育所以外の認定こども園や、今説明しました小規模保育などは2項に位置づけられています。そして、現在待機児の受け皿となっている認可外保育所、届け出保育所はこのシステムの中には入っていません。

今後、保育入所は認定を受け、利用区分が決まり、認定証が発行されると、保護者と事業者の直接契約を行い、保育料も事業者が徴収することになります。この新制度自体、公定価格や保育料の国基準等決まっていない中で、入所希望者、保護者に一番近い市町村窓口で今大変な準備を進めているところだと思いますが、4点について伺います。

1つ目は、平成27年4月に保育制度が変わることが今保護者の中に余り知らされていません。制度変更の周知についてのスケジュールと、また例年どおりであれば保育所の認定事務や保育認定などは12月から受け付けが始まるのではないかと思います、行政の対応が間に合うのか、伺います。

2つ目は、今保育所入所の申込待ち数が166人と聞いています。この数字には、求職中の方も入っていますので、県への報告の待機児としての数字とは違っていますが、4月からはこれらの方たちも含まれて待機児童数となります。4月開所予定の五条保育所の改築、定員増により待機児童が解消されるとは言えない状況ではないのかと思いますが、その見通しについて伺います。

3つ目は、小規模保育所や居宅保育事業などについては保育所に比べ子どもの人数に対しての保育士の人数や資格が十分でないと思います。この点の認識について伺います。

最後に4つ目ですが、この支援制度を検討する子ども・子育て会議が行われていますが、現在今年3月と8月の2回しか開かれていないようです。進捗状況と今後のスケジュールについて伺います。

以上、再質問は議員発言席で行います。

○議長（橋本 健議員） ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1件目の回答をお願いします。

教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 1件目の小・中学生の夏休みについてご回答を申し上げます。

1項目めの学習の場の確保についてですが、まず市の公共施設におきましては、小・中学生が学習の場として利用できるのは、プラム・カルコア太宰府、いきいき情報センター、女性センタールミナスの3館でございます。プラム・カルコア太宰府は、夏休み期間中に限りまして

予約の入っていない部屋を学習室として開放しております。また、いきいき情報センターは、年間を通して開館時間中は2階フロア学習室コーナーに設置しております、机、椅子を学習のために利用できるようにしております。女性センターミナスにおいても、年間を通して開館時間中には学習室を学習の場として開放しております。

また、学校におきましては、今年の夏休みに教員が補充学習を実施した学校は、小学校で5校、中学校では全ての学校で夏休みの課題やプリント学習など、基礎基本の定着を図ることを目的に、3日から5日程度、希望者または学年全員など、学校の実情に応じまして実施しているところがございます。さらに、保護者や地域住民のご協力をいただきまして、補充学習を実施した学校は、小学校2校で、自習時間を設けまして、生活習慣の確立や基礎基本の定着を図ることを目的に、それぞれ3日間実施しております。

次に、2項目めの学校プールの開放についてお答えいたします。

夏休み中における小学校のプールにつきましては、教育委員会から各学校長宛てにプールの使用日時を事前に照会をいたしまして、提出されました予定日時に合わせてプール監視員を配置しておるところでございます。利用団体は、PTA、地区、学童保育所となっております、学校によって利用状況が異なっておるとい状況です。

最後に、3項目めの出校日の設定についてお答えいたします。

市立小・中学校におきましては、従前は夏休みの8月6日、または9日及び21日を出校日に設定をしまして、特に原爆投下の期日に行う出校日には平和学習を行ってまいりました。しかし、平成9年度の夏休み中に近隣の市において児童・生徒の命を脅かす事案が発生しましたことを契機としまして、出校日の見直しを行い、夏休みの事故や犯罪が頻発したこと、出校日に家庭の事情等により欠席する児童・生徒が多いことなどの背景を考慮しまして安全確保上の問題や家庭教育の充実の趣旨から、市内及び近隣の小・中学校では出校日を廃止しまして現在に至っているところがございます。

なお、ご質問にあります平和学習につきましては、福岡大空襲の期日にあわせて平和学習を行うなど、各学校で適切に教育課程に位置づけられており、さらに修学旅行において、小学校では長崎、中学校では知覧の平和会館等を訪れまして、平和学習を設定しているところがございますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） ありがとうございます。

学習できる場として3つあるとおっしゃいました。実際に私がその保護者の方、市民の方から聞かれたときにここが学習できる場だよというふうに言ったことがなかったんですけども、プラム・カルコアにつきましては利用団体がなくてあいている部屋だけはあるときにその部屋を利用していいというふうは今設定されていると思うんですけども、今後、この3カ所をその学習の場として保護者の方にお知らせはしてよろしいのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） プラム・カルコア太宰府、それから女性センタールミナスにつきましてはホームページ上でも学習室を開放していますということで掲載をしております。また、いきいき情報センターのフロアにつきましてはこれまでずっと使用をお願いしておるところでございますので、これについてはもう周知ができているところではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） プラム・カルコアにつきましてはあいている部屋をホームページに載せているということは今回私も夏休みに調べたりしまして見かけることができました。実際、子どもたちがインターネット、ホームページを見て、今日あいているかあいていないかというのを確認するかといったら、多分それはなくて直接行って今日閉まって使えないといって帰ったりとかということとか、あると思うんですね。ですので、勉強しよう、ここで夏休みの勉強しようと思って子どもたち来られていると思うので、プラム・カルコアで1部屋、必ず夏休みは確保するとか、あとプラム・カルコアで例えばその日は使える部屋がなかったらルミナスやいきいき情報センターがありますよというふうな、そういうふうな告知も必要ではないかと思っておりますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 今、お話しいただきましたとおりホームページ等で学習の場として開放しておるということは引き続き継続して発信していきたいというふうに思っております。ただ、今後のことについて少し教育長とも相談をしておるところでございますが、公共の施設につきましては特にいきいき情報センターの研修室等についてはかなりの稼働率でございます。あきのスペースを考えながら学習の場で新たに設定するというのはかなり難しい状況でございます。プラム・カルコアにつきましては、本年度の夏休み中に実施したとおり継続して実施はできるんじゃないかなと。それから、女性センタールミナスについてもこれまでどおりということでございます。ただ、今後を考えると、もうこの公共の3館につきましてはある程度限界がございますので、そうなってきますとほかの場ということで考えたら、現在計画をしております市内の小・中学校のエアコン設置の計画がございますので、そうなりますと学校の普通教室棟もそういった場としての活用ということも考えられるのではないかと。ただ、監督とか指導者の問題、課題はございますが、そういったところも構想としては考えていくこともできるというふうに考えております。

また、コミュニティスクールの取り組みといたしまして、学校運営協議会等で協議をお願いをいたしまして地区の公民館等の利用等についても地域のほうにも相談をしながらそういう方向ができないかということで検討あるいはしていけると、構想としてはそういったようなことも今後の検討課題の一つということで考えてはおります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 現状についてですけれども、先ほど申しました子どもたちに対してここがあいている、学習できる場だよというふうな告知をホームページとおっしゃいましたけれども、学校を通してチラシなどで案内するという事はされていますでしょうか。されていなければ今後そのようなことが考えられるかどうか、ご返答ください。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 現在のところ、小・中学校を通じましてそういった公共の施設が学習の場として開放しておるということは特に連絡はしておりません。必要に応じて検討はしたいというふうに思っております。ただ、1つだけ申し上げておきたいのは教育者の一人として1つ考えを述べさせていただくなら子どもたちが学習の場ということで小集団で、あるいは小グループで課題を持ち寄ってお互いに勉強を教え合っ、そういう場合によっては必要であるというふうに私も捉えておりますし、授業の中でも小集団を使った協議等の時間というのは状況によってかなり効果のある手法だというふうには捉えておりますが、ただ学校のほうに今、学校が子どもたちにどんな指導をしておるかといいますと家庭学習の習慣をつけると。学力向上のためには非常に大きな意味を持っております。せっかく学校で勉強しても家で何もやらなければそれが定着しないと。もう家庭学習の習慣を図ること、これがもう最重点課題の一つでございます。そのための方法といたしましては集団で勉強することももちろん大事なんです、集中してとにかく誰ともしゃべらずに30分でも1時間でも集中する時間を家庭の中でつくっていくと。それがすごく効果があるというふうに考えております。ただ、単にですよ、単純に子どもが勉強していくって、図書館に行ってくるって、すごく聞こえはいいんですけども、3時間、4時間、私たちがそうでしたがぶっ続けで勉強するというふうなことはできませんですね、休憩が半分入って友達とのコミュニケーションの時間が半分入ってと、その程度、そういったようなことも考慮して単純に子どもがしたいからといってさあ行ってこいというのどうかなと。集中して勉強しなさいという指導と一緒に家庭学習の習慣を持つということも一緒に保護者も一緒に指導していただいたらというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 教育部長がおっしゃられることもごもっともだと思います。実際にコミュニティスクールで夏休み、公民館学習を実施された小学校などありますけれども、やっぱり学校とも家とも違う場所で子どもたちが一緒に集まっているんだけど、違う場所ですることでもまたちょっと集中力がアップしているというふうなことを感じましたというふうなお話もありました。家の中で30分とか集中できるような場所がある子たちはいいとは思いますが、実際に兄弟児がいたりとか思春期になると勉強しているところを親に見られたくないと

か、何かそういうのでなかなか家でやらない、違う場所だったらやるみたいなどころもあるみたいですので、全部が全部どこかの場所に出て行って勉強するというのではなくて、そういう子たちがちょっと気分転換に1つの場所で集中して今日はやろうというふうな場所があってもいいのではないかな、保障してもいいのではないかなということで今回の質問をさせていただきました。今後、学校など使ってそういう学習の場もつくっていくというふうなお話でしたけれども、教員の方、先生方に負担のかからないような形でお願いしたいと思います。やっぱり教員の方が随分と多忙な日々を送っておりますので、コミュニティスクールが進められて定着しつつありますので、地域の方などをですね、巻き込みながらつくっていただければいいかなというふうにも思っております。

1件目は以上です。

いいですか。

○議長（橋本 健議員） どうぞ。

○2番（神武 綾議員） 続いて、2件目の小学校のプールについてですけれども、学校教育課のほうから校長先生のほうに使用日時をお知らせしているというお話でしたけれども、子どもたちがその学校のプールに自由に使えるというふうな前提だと思うんですが、実際にやはり保護者の方たちが行き来が危ないので交代で、見守り、それから付き添いなどをして行っているところがあったんですけれども、実際にそういう保護者の方たちがなかなか人数が集まらなくてプール開放ができなくなったというふうな小学校もあります。近隣の犬伏市などでは通学している児童と保護者、それから兄弟児ですね、幼稚園の子どもたちも一緒にプールに入っているというので案内をしていて、すごくたくさん子どもたちが集まってくるようなんですけれども、こういうふうにやれば、人の行き来ができて安心感も増えるのではないかと思いますけれども、こういった点からはいかがでしょうか。どんなふうに考えられていますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） まず、プールの使用状況を少しお話ししとった方がいいかと思いますが、今年の夏休み期間中の7小学校での子どもたちの使用状況は、延べ人数でございますが4,350名ほどの利用がっております。太宰府市の小学生が大体4,000名程度でございますので、単純計算しますと1人1回以上は泳いだといったような計算にはなるかと思っております。先ほども申し上げましたとおりPTAで監視を、見守りを行っていただきながら子どもたちが泳いだりとか、地区で引率をされて、そして見守りをしていただいで泳いだりとか、あるいは学童保育所の中の見守りの中で子どもたちが利用したりとか、いずれにしても市の業務委託で監視員を少なくとも2名はつけて監視に当たっておるところでございます。今、ご提案といたしますか、お話しいただきました幼稚園の子どもたちとか、そういったところになりますと、また責任の所在もございまして、教育委員会といたしましては小学生の子どもたちということで開放をしていきたいというふう考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 今、7小学校で4,350人というふうにおっしゃいましたけれども、実際にその小学校から、案内がなくプールに入っていないという小学校もありますので、今後、子どもたちが夏休みに水に入って心も体も開放するというふうな、環境をつくっていただきたいと思います。小学校のプールに入るといことはお金もなく、自分たちの通っている学校で安心できる場所での遊びということにもなりますので、そういう点からも校長先生と、少しコミュニティスクールも含めて検討いただければ、お願いしたいと思います。

続いて、出校日の件についてですけれども、平和学習については6月19日に設定、カリキュラムの中に組み込んで行っているということですが、8月に、原爆投下の日、それから終戦記念日があります。今、太宰府市でも6日と9日にはサイレンが鳴っておりますので、子どもたちですね、そのサイレンが聞こえると手を合わせたりというふうなことをしている子どもたちもおります。それが学校に集まって教室の中でそういう行為を行って69年前のその日を思い出して平和を考えるというふうな取り組みも必要ではないかと思えます。平和学習、それから先ほど申し上げました子どもたちが顔を合わせる場を少し増やしていただきたいなというふうに要望いたします。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2件目、いいですか。

（2番神武 綾議員「はい」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 次に、2件目の新保育制度の施行についてお答え申し上げます。

まず、1点目の保護者への周知についてでございますけれども、保護者を初め市民への周知といたしまして、広報、ホームページを活用し、周知をすることと予定をしております。さらに、例年11月中旬に配布予定の保育所入所申込案内に、子ども・子育て支援新制度についての情報を掲載する予定としております。

また、入所申し込みと保育の必要性の認定申請についてですが、1回の申し込みで同時にできるよう現在システムの開発を行っております。時期につきましては、余り遅くなりますと入所判定作業が厳しくなりますので、例年どおり12月からを予定しております。

なお、ご質問の中で、今後保育入所は認定を受け、利用区分が決まって保護者と事業者の直接契約を行い、保育料も事業者が徴収することとなりますということでございますけれども、この件につきましては認定こども園、幼稚園につきましては利用者は事業者と契約し、保育料は事業者を支払っていただきます。保育所につきましては市町村と契約しまして、保育料は市町村に払っていただきます。ですから、これまでと何ら変わりはありません。

次に、2点目の待機児童は解消されるのかについてでございますが、待機児童解消のため、



これまで保育所の新設、増築等を行っておりますけれども、入所申込児童のうち入所できていない児童数は8月1日現在で166人となっております。そのうち、求職中を除きました、いわゆる待機児童数は本年4月1日現在で12人となっておりますが、その後増加している状況にはございます。平成27年4月に五条保育所が移転新築し、定員が現在の90人から200人となり、110人の定員増となるため、現行の制度に基づく待機児童は解消される見込みでございます。

なお、新制度のもとでは保育を必要とする事由では、求職活動を継続的に行っている場合につきましても保育の認定を行うこととされておまして、これらの児童についても待機児童と捉えるものとなれば待機児童はかなり改善されるものの、ゼロとにならないことも考えられます。この場合につきましては、五条保育所の移転新築後の入所申し込みの状況等を見ながら、本年度策定予定の太宰府市子ども・子育て支援事業計画の中間年度で保育の必要量の見直し等を検討してまいります。

次に、3点目の児童福祉法第24条第1項の保育所の保育と第2項の保育所以外の保育はともに格差なく保育を受けることができるのかについてでございますけれども、子ども・子育て支援新制度のもとでは児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等につきましては、市が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準により認可を受け、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準によりまして確認を受けた後に事業を行うことができます。家庭的保育事業等につきましては、それぞれの事業類型ごとの職員数、職員の資格要件が違っております。また、それぞれの施設の特性がございますので、保育の内容は全く同じ条件にはならないものと考えておりますけれども、本市におきましてはこれまでと同様、認可保育所を整備していくことを基本に考えております。

最後に、4点目の子ども・子育て会議の進捗と今後の予定についてでございますけれども、子ども・子育て会議につきましては、第1回会議を平成26年3月に、第2回会議を8月に開催しております。第2回会議におきましては、子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査の結果報告、子ども・子育てニーズ量の見込みについて協議を行っております。また、本議会におきまして条例として提案させていただいております家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準についての説明を行っております。今後の日程といたしましては、年内に3回の会議を開催し、太宰府市子ども・子育て支援事業計画の素案を策定し、パブリックコメントを実施した上で、来年3月には最後の会議を開催し、計画を策定したいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） ありがとうございます。

この制度が4月から始まるということに関しまして保育時間の決定、それから保育料の変更ですね、先ほど壇上でもお話ししましたけれども、保育時間については今まで制限がなかったのですが、8時間と11時間に、認定が分かれたりということなどが始まります。保護者の方

は、恐らく4月1日の時点で今通ってある保育所が大幅に変わるとか移動するとかというようなことはないと思うんですけども、認定が出て、その認定証が届くということ自体がまた新しいことなので、これからその保育所がどうなるのかというような不安になられると思います。これに関して窓口で、やっぱり保護者の方が殺到されると思うんですけども、保育所ごとに説明会を行うとか、一定保護者の方が安心できるような説明が必要ではないかと思えますけれども、その点について、先ほど広報とかホームページとかというお話ありましたけれども、直接話を聞くような機会を、疑問点を聞くというような機会を設けるべきではないかなというふうに思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 確かにおっしゃいますように今回の認定制度というのは新しくできる制度でございますけれども、幼稚園につきましてはその認定証につきましては幼稚園を通じて交付するようになります。それと、保育所につきましては先ほども言いましたけれども、入所の申し込みと同時にその認定証を交付するというふうな形で進めております。ですから、初年度でもございますので、特に今までと変わった手続にはならないというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） それはよくわかります。手続も変わらないと思うんですけども、保護者の方が不安になるということですね。この先、全く変わっていないわけではなくて、やはり変わっていくというふうな、保育の事業所自体も今まで認可と届け出、認可外保育所の2つだったのが実際に地域型保育事業、家庭的保育ですね。の事業として4つ事業所がまた増えるということで選ばれる方はそういう施設自体が増えていくということで今後自分の子どもたちの保育をどういうふうにしていこうかというのは恐らく不安にはなられると思いますので、そういうような要望があったときにはぜひ対応していただきたいというふうに思います。

そして、今、この制度については国のほうが内容が、まだはっきり決まっていないところもあって、国の会議の中でも問答集をまだつくっているような状態があるというふうにも聞いております。そういう中で窓口で保護者の方とやりとりをするわけですけども、今保育児童課の課長さんもお休みされているということで大変な業務になるのではないかとこのように思いますけれども、今後その認定作業とかも含めて今の保育児童課の職員数自体が足りないのではないかとこのように思いますけれども、その点については何か方向性はあるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 心配していただいてありがとうございます。確かに課長が不在にしておりますけれども、今年度新たに子育て世帯の臨時給付金とか、そういった業務も入りまして保育児童課のほうで、非常に業務が多忙になっているというのは事実でございます。ただ、それはそれとしまして今ある業務を、私たちは私たちに人員の中でやっていくということ

で考えております。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） この点につきましては、そういう保護者の方たちの安心感を与えるという意味でも、人員の確保は少し余裕を持って考えていただきたいというふうに要望いたします。

それから次、2項目めの保育所の入所申し込みを待っている方が今166人というふうにお話ししましたけれども、来年度その保育の認定のときに、恐らくこの人数が増えていくだろうというふうなお話がありましたけれども、今の保育園の五条保育所が開設したとしても今の保育施設だけではやっぱり賄えないのではないかとこのように思います。今の認可外保育所が認可に移行するとか、そういうふうな希望も出てくるとは思うのですが、この制度の中ではやはり民間の事業者が、こういう0歳から2歳児の子どもたちはこの4つの事業、小規模保育事業だったりとか、そういうところで待機を解消していくというふうな流れがありますので、実際に太宰府市がそういうふうな業者を認可するような流れが開かれていくのではないかとこのようにちょっと心配をしております。

待機児の解消といたしまして、私たちが今市民アンケートをとっているところですが、今実際に待機児で待つてある方のお話なのですが、今これですね、原文から抜粋ですが、市長さんに手紙を出そうとあってあったところに今市民アンケートをいただいたのでここに書かせていただきますということで書いてありました。私には0歳と2歳の子どものお母さん、昨年の11月に太宰府に引っ越してきました。待機児になったので、その後やっと入れた認可外保育所が2人合わせて保育料が毎月6万2,000円かかっているということです。認可外保育園はお弁当とおやつが持参なので、さらに1万円プラスの出費があって、今8万円近く保育所に支払いをしているということなんですけれども、ご主人が朝から深夜まで働いて手取りが16万円ということで、ご自身がパートで働いているので認可保育園の入所自体が優先順位が低くなって、ほとんどパートのお給料が保育料に消えているというような状態で、今もう本当に生活ができないということで困っているというようなお手紙をいただきました。

この待機児が今後166人がさらにちょっと増えるとしても今までの認可外保育所がそういう待機児を担わなくてはいけないというような状況が続くのではないかとこのようにも思います。認可外で今保育を受けている方に対して保育料の助成を行っているところもあります。那珂川町や大野城市では認可保育園の保育料と認可外保育料の差額を助成していますけれども、このような制度を太宰府市のほうで検討はできないかどうか、お伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 今、届け出保育所に対しましての補助でございますけれども、子どもさんと職員に対する健康診断の補助を実施しております。そのほかについては補助はございませんけれども、これまでの届け出保育所の果たされた役割を十分考えながら運営を行っておりますけれども、これまで認可保育所に入っていく保育所の増築をずっと継続してお

ります。五条保育所の200人を開所しまして、その後どういうふうになるのか、ちょっとその辺を見ながら今後考えていきたいというのが現状でございます。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 今、お答えいただきましたけれども、待っている方は毎月入れるまでの間に保育料を払っていくわけですけれども、差額の負担というのが大きいです。認可外保育所の経営も大変で、今保育士さんの健康診断の分を負担、補助されているということでしたけれども、今認可外保育所が市内9カ所あって、もう長年太宰府市の保育、子どもたちを見るという立場で頑張っられていらっしゃる事業者の方がいらっしゃいます。なかなか認可保育所に入れないひとり親の家庭だったりとか、ひとり親というか、外国人の方のお子さんなど早急に対応してあげたいということで受け入れられているところもあります。経営上補助がありませんのでとても厳しいという中で太宰府市の保育を支えられているわけですけれども、こういう事業者に対しての補助など運営費補助とかということは独自に考えられませんか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 現状では届け出保育所へのその助成というのは考えておりません。認可保育所を希望される方については認可保育所を増設しておりますので、そちらのほうに入っていくべく毎年増築をしておりますけれども、届け出保育所さんのこれまでの経緯というのは十分わかっておりますけれども、今回の新制度でこの地域型保育というのが3歳未満の方を対象にした保育所ということになります。ですから、その辺のどうなるのかということも含めてその届け出保育所さんのほうにも十分に説明しながら、今後の方策というかを考えていきたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） この制度の中で認可外保育所、届け出保育所が蚊帳の外になっていますので、今まで支えてきた事業者さんを市がサポートするというような体制づくりも必要かなというふうに思います。先ほどもお話ししましたアンケートに書かれていた女性は20代の若い女性で、この前ちょっとお会いしてお話ししましたが、子どもにとってどの保育所がいいかということ、9カ所全部回って園長先生とお話をされて園を選ばれています。でも、実際にその園に決めたのはあきかなかったからなんです、やっぱり。0歳児と2歳を預けられる保育所がなかったということで受け入れてくれるところに入ったわけですけれども、事業自体、運営自体が厳しいということで保育士さんもぎりぎりの状態で、2歳の上のおさんはもうおむつが外れてパンツになっていたんですけれども、保育士の手が足りないので保育園に来るときにはおむつにしてくれということで、本当にもう私パンツで大丈夫なのって元気に歩き回っていた子が保育所に行くときになるとおむつにかえさせられるので、もう朝から本当に大変な戦いをしているというふうなお話をされていましたが、子どもたちのその成長に合った発達を促すような保育が本当に十分にされているのかというと難しいというか、足りない部分があると思います。ですので、そういうところも含めて太宰府市全体の保育所、事業所を考える

という点でご検討いただきたいと思います。

市長にじかに話に行きたかったというふうにおっしゃっていましたが、このような状況を市長、どのようにお考えになりますでしょうか、お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（井上保廣） 幼児教育、あるいは子ども、次世代を担う子どもの教育、保育、大事だというふうに思っております。今、幼稚園、あるいは保育所含めまして大体4,000人弱ぐらいの全体の子供がいます。1,000人が幼稚園、そして約1,000人が保育所、そして在宅が2,000人というふうなのが大方のつかみだろうというふうに思います。今、家庭で養育をされる方がやはり外に職業を求め働かざるを得ないというような状況もあります。基本はやはり自分の子どもは責任持って自分で育てると。抱き締めて愛情豊かに育てる、感性をそこにきちっと子どもたちに育てるということが基本だと思います。公的なものはそれを補完する意味で保育所、あるいは家庭におられる、養育をされている方についても、また同様に市は責任があると。例えば公民館であるとか、あるいはいきいき情報センタービガールームであるとか、あるいは小サークルで集まって保育のこと、あるいは子どものこと、養育のこと、将来のことを含めて話し合うということ、そのことについても大事であるということ。子育て支援センターではご承知かと思いますが、それぞれの保育士が家庭に訪問し、そして悩みであるとかを聞いて、そして対応をいたしております。実に98%にわたる家庭訪問をしておるという実績からもそのことが言えるというふうに思っております。認可外の保育所等も今までの幼児保育を担ってきもらった、あるいは今も担ってもらっているというふうなことは間違いないというふうに思います。今、そこを全体の待機児童そのものとり方等々についても全て公的なもので100%以上を行うということも急激にはそういった配慮等も必要だというふうに私は思っております。したがって、今、部長のほうからも回答しておりますとおり、認可外保育について市としての支援の可能性の限界を含めて今そこをやっているところです。あえて認可外を容認すると公的に容認することについても問題があるというふうに思います。そこでの事故であるとか、あるいはきちとした資格なしの中で行われておるというふうなことについて子どものそういった感性がそこでそういった形で本当に育つかどうかという疑問もあります。したがって、今国が流れとして行っておりますのは何とか待機児童を解消しようというふうな形の中で既存のそういった施設についても要件が整うならば、そういった吸い上げといいましょうか、引き上げていこうというような趣旨でありまして、市といたしましてもそのような方向で何とか子どもたちの待機児童解消に向けて、あるいは全ての子どもたちについての養育、次世代を担う子どもたちのありようについて考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） この制度が太宰府市で子育てをしているお母さん、保護者の方、お子さんのある一部ではあると思います。今その認可外である事業所に対して既存の認可外保育所を

この支援制度の中に引き上げていくというふうな方針があるんですけども、実際にこの保育児童課のほうで支援制度に移行するための意向調査をそれぞれの施設にとってありますけれども、そのときに届け出保育施設というのが定員が20人以上というところがほとんどなんです。8カ所なんです。この制度の中、地域型保育事業の中ではもう19人以下というふうになっていきますので、今の認可外保育所がこの事業に当てはまるかという、恐らくそれは無理だと思いますので、そこら辺は太宰府なりですね、対応が必要ではないかなというふうに思います。

まだちょっと2項目めまでしか行ってないんですけども、ちょっと時間がないので。今この支援制度の流れの中で地域型保育所、地域型保育事業の中での職員、子どもに対する保育士の数と資格ですね。今お配りしています裏面の認可基準なんですけれども、小規模の保育事業のC型のところはお子さん3人に対して1人の保育士なのですが、この職員の方は家庭的保育者ということで保育士の資格は要りません。市町村が行う研修を修了した者というふうになっていますので、そういう方、こういう事業所に、子どもを預けるとというのが保育を保障できないというようなことは今までの流れの中ではっきりしていることだと思います。部長が先ほど認可保育園で待機児童解消に進めていきたいというようなお話もありましたので、今後、4項目めのほうになりますけれども、子ども・子育て会議、これから年内4回行うということでしたけれども、5カ年の事業計画を立てるということで、その会議の中で認可保育所をこれからどの程度増設していくべきなのか。それから、学童保育所の条例制定についても検討していくことになると思いますけれども、そういうところに組み込んでいただきたいと思いますというふうに思います。この子ども・子育て会議なんですけれども、太宰府市で2回ということで早くから取りかかっている自治体によってはこういう地域型保育事業の事業認可基準を上乗せしても職員は全員保育士のみというふうに決めているところもありますし、給食についてはもう自園調理のみで外からの搬入はなしとか、それから子どもたちの遊びの確保をするために遊技場、遊び場は必ずその園の中に設定しなければならないとかというような基準を会議の中で決めて盛り込んだ条例を提案されているところもあります。

ですので、先ほども申しましたけれども、事業計画ですね。太宰府市の子どもをこれからどういうふうに育てていくかという点に立って委員さんが恐らく事業者さん、保育園の先生だったりとか、保育所の先生、それから実際に保護者の方などが入っておられますので、そういうところも含めてよく話を聞いてアンケートはとられたというふうにおっしゃっていただけたけれども、実際に保育所に通わせているお母さんたちの声なども聞き入れながら計画を進めていただきたいと思います。

また、今、公立保育所が五条保育所、今1カ所になりまして移転、それから増員になりますけれども、公立保育所は民間保育所の保育水準のモデルとなりますので、このまま存続させることを要望いたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 2番神武綾議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩します。

休憩 午後0時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番不老光幸議員の一般質問を許可します。

〔10番 不老光幸議員 登壇〕

○10番（不老光幸議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告をいたしておりました3件について質問いたします。

まず1件目は、中学生通学にコミュニティバスの利用についてであります。

本市では、北谷区、松川区、内山区の小学生の通学にコミュニティバスを利用している児童には、その利用料金を半額にする補助措置をとっております。これは児童の登下校ときの児童誘拐などの事故を予防する目的で、利用者も多く、好評にて今日まで推移いたしております。

一方、中学生の登下校は、自転車通学、徒歩通学、バス利用とさまざまな方法を実施されておりますが、バス利用も特にクラブ活動後の下校ときのバス利用の希望も多く、通学費用の軽減のため、小学生と同じように半額の補助措置がとられないかをお伺いいたします。

次に、学業院中学校と水城小学校を小中一貫校のように、校舎、運動場をそれぞれ1カ所にまとめ、共有にすることができないかを伺います。

理由といたしまして、先日総務文教常任委員会の所管視察において、学業院中学校の現場の先生方から、運動場が狭い、200mのトラックができない、体育祭のときに地域保護者の観覧場所も十分に確保できないとの実情説明がありました。これの解決には、学業院中学校の敷地単独ではいろいろと検討をされても、現状では解決は難しいと思います。抜本的な発想の転換にて解決の方法を考えてみる必要があると思いますが、教育長のご見解をお伺いします。

次に、福岡市地下鉄の福岡空港線を太宰府天満宮近くまで延伸化についてであります。

先日、西鉄バスが博多駅、福岡空港国際線から太宰府駅までの直行便を開設しましたが、非常に利用者も多く好評のようであります。最近、太宰府天満宮に訪れる中国、韓国、東南アジアを含めた外国人観光客が多くなってまいりました。今はツアー客が多いようですが、そのうちにリピーターとして次に来られるときは、家族、友達などツアーを利用しないお客さんの数が多くなると考えられます。また、国内の遠方からの航空機、JR利用者も含めた観光客の利便性を考えて、今から地下鉄の延伸化を視野に福岡市を初め、関連の市町及び県、国との協議を始められてはと思いますが、市長のご見解をお伺いします。

以上3件について、それぞれ件名ごとご答弁をお願いします。

再質問は発言席にていたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 1件目の中学生のコミュニティバスの利用についてでございますが、子

どもたちの通学に関する内容でございますので、まずは私のほうからご回答を申し上げます。

登下校におけますまほろば号の通学割引制度は遠距離徒歩通学の小学生の体力に対する配慮から、現在太宰府小学校におきまして84名を対象に実施しております。中学生の状況としましては、現在太宰府中学校の生徒で、自転車との併用も含めまして83名がまほろば号を利用しております。中学生も小学生と同様にまほろば号の補助というご提案でございますが、健康面から考えた場合、子どもの体力低下が全国的な問題となっておる中、中学生の時期は体力的にも成長期にありまして、この時期にできるだけ体を使うこと、すなわち徒歩や自転車で通学することを毎日繰り返し、その積み重ねにより体力を養うことも重要であるというふうに基本的には考えております。

現在、太宰府中学校では直線距離で2 km以上の松川、内山、北谷、三条台、そして三条の一部で自転車通学を認めております。また、中学生のコミュニティバスの料金につきましては、西鉄の路線バス料金との整合性もありまして、今後の検討課題の一つというふうにさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 10番不老光幸議員。

○10番（不老光幸議員） 今、教育部長のご回答では一番に優先にしているのは子どもの体力増進のために、通学にバスを利用しないほうが良いというふうなふうに伺ったように気がしますのですけれども、私は子どもたちの安全が第一だというふうに思っております。特にそういう順位づけだけで論ずるならば、私は安全が第一じゃないか。普通こういう不祥事というのはですね、めったに起きることはありません。今まで起きたことはないかもしれません。どこもそういう状況でありますけれども、じゃあ全国的に見るとゼロかというところではない。起きたときにはもう大変な全国的な問題に発展すると思っておりますので、安全ということにおきましては中学生も小学生も一緒だと思うのです。だから、体力の構造のためには別の方法ですすね、学校で運動場をもう少し利用するようにするとか、いろんな方法はあると思うのですけれども、安全第一を考えた場合には私はバスを利用したほうが良いのじゃないか。特に自転車は、帰りはみんな押していっていますよね。三条とか、三条台あたりはそんなにないかもしれませんが、内山とか北谷の方々は最後は自転車を押していきますね。特にクラブ活動をした後なんかはもう体力それ以上に歩いて体力増進をしなければいけないという解釈はないと思うのですよね。だから、クラブ活動をやったときには荷物も非常に多ございます。それからまた、時間帯にも多ございますので、一考していただくほうが良いと思っておりますけれども、もう一度どうなんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 不老議員さんご心配いただいておりますとおり、安全面等を考えますと確におっしゃるとおりのところだろうと思っております。また、部活動でしっかり子どもたちを鍛えておりますので、その後に自転車に乗って帰る、あるいは徒歩で帰るとなると、その

辺の子どもたちの負担というのも確かに大きいだろうというふうに考えております。最初にご回答申し上げましたとおり、そこら辺も含めましてですね、バス料金等の西鉄の路線バスの料金等の整合性等もありますので、今後の課題と検討課題ということにさせていただいたらと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 10番不老光幸議員。

○10番（不老光幸議員） わかりました。

よろしくをお願いします。

次、2番をお願いします。

○議長（橋本 健議員） はい。

教育長。

○教育長（木村甚治） 次に、2件目の学業院中学校と水城小学校を小中一貫校のように校舎運動場の共有化についてのご質問をいただきました。

現在、文化省のほうにおきましても小・中連携あるいは一貫教育の推進ということで動き始めておりまして、現在のところ1つの施設で小学校と中学校が設置しておるものが実態調査では全国で大体279カ所ほどあるようでございますが、まだまだそれ以外のところにおきましてはほとんどは校地あるいは校舎が離れた場所で学校同士が一貫、あるいは連携をして行っておるというのが現状でございます。今後小・中の連携、あるいは一貫教育の効果が実際にあるような学校施設のあり方については検討していかなければならないということで文化省も出されてきております。

そういう中で、ご質問いただきました学業院中学校でございますが、特にこの学中につきましては市内4中学校のほかの3校に比べますと敷地面積が狭くございます。特に運動場は狭くて200mトラックが唯一とれていない学校でございます。私もこの前の体育祭の折に実際運動場におりまして校長に同じようなことで話をしてまいりました。また、それ以外に校舎につきましても、築45年を経過した校舎等もございます。さらに、今度は生徒数でございますが、現在770名ということになっております。市内の中学校で一番多い学校でございますが、今後の見通しといたしましても増加傾向にございます。一つの推計としましては、6年後オリンピックの年、2020年には880名になるんじゃないかというふうに推計をいたしておりまして、そうすると教室不足というような課題も出てくるということで現在承知しておるところでございます。

そこで、このようないろんな課題が出てまいります。これを解決するためには、あるいは校舎の増築でありますとか、あるいは一部校舎を解体を含んで改築、あるいは長寿命化など国の補助事業を複合的に利用しながら、あわせて運動場の再整備も含んで、よい環境を整備していきたいというふうに考えております。このことにつきましては、現在の補助事業で小学校同士の統一、中学校同士の統合なら高い補助率ですけれども、小学校と中学校を一緒にするときの

補助率はもう低うございます。このことについては小・中の一体化についても補助率を上げなければならぬという課題を文化省も認識して出してくておりますので、これも一貫教育関連を推進しておりますから、早々近いうちにまた方針が出されてくるだろうというふうに思っております。そういうことを勘案しながら行ってまいりたいというふうに考えております。

また、運動場東側のバレーボールコートでございますけれども、あの辺についてはほかの運動もできますようにバレーボールの支柱あるいは植木の撤去も行っておりまして、整備を済ませております。そして、あそこの一段高いところもですね、また何とか削れないかということでもちょっと状況を見ましたけれども、あそこの下に遺構がありまして、もう文化財になっておるものですから、ちょっと削るわけにはならないものですから、あそこの横の校舎等の改築、あるいは移転も含めまして、根本的なところで今後の検討課題というふうに具体例を考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 10番不老光幸議員。

○10番（不老光幸議員） ありがとうございます。

現状を見ると本当に非常に難しいのではございますけれども、目的は学学院中学校の運動場が狭いから中学校としての運動場を確保する方法ですね。私は一つの例でそういうふうに言ったんですけども、方法は幾つかあると思います。今までの既成概念で考えると、恐らくもう50年たってもできやしない。生徒数は増えてもどうしようもないというような状況でございます。特に都会の学校ではもっと状況が悪い学校もあると思います。しかしながら、市内で見ると何で学学院中学校だけ狭いところでやらないかということがあります。だから、同じ市内の方法ですから、方法論として何かいろいろあると思いますけれども、そういうことを念頭に置いて問題解決のために皆さんで知恵を絞って目標は中学校のそこの運動場を広くするというのが目標でございます。やり方はいろいろあると思うんです。ぜひともご検討をお願いしたいと思います。

次をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 3件目、入っていいですか。

市長。

○市長（井上保廣） 3件目の福岡市地下鉄の福岡空港線を太宰府天満宮近くまで延伸化についての件についてご回答申し上げます。

福岡市営地下鉄におきましては、さまざまな検討を経まして平成32年度を開業予定とされ、現在、天神南－博多駅ルート of 整備に着手をされているところでございます。太宰府市におきましては、今年の4月1日に運行を開始をいたしました、昨日現在では、9月11日現在でございますが、利用者が9万人を超えた太宰府ライナーバス「旅人」が本市への新たな交通手段として定着をしているところでございます。太宰府市にとりまして、市民あるいは国内外から本市を訪れられる観光客の皆様方の利便性の向上を図る方法の一つといたしまして地下鉄延伸の

構想も上げられるものというふうに考えております。ただ、この構想につきましては、複数の団体にまたがりますことから、意見の調整あるいは建設コスト等々、その実施につきましては克服しなければならない問題も多いであろうというふうに思っております。しかしながら、大量輸送機関等の建設が可能となり、この構想が実現を見ることができれば、交通渋滞緩和でありますとか、あるいは時間の短縮等の大きな解決策となる可能性があるかと私も同様に思っております。いずれにいたしましても、鉄道など、交通体系につきましては、将来を見据え、夢のある構想を含めまして、長期的、広域的な視点から関係機関との連携をし、そして検討をしていくことが大事であろうというふうに思っております。勉強していきたいというふうに思います。

○議長（橋本 健議員） 10番不老光幸議員。

○10番（不老光幸議員） ありがとうございます。

この問題はもう1年、2年でできる問題ではございませんで、10年、20年先のことでしょうけれども、そういう今市長のお話のような考えでいらっしゃればそのうち、私はもういないかもしれないけれども、将来的にはなっていくと思います。昔からあるもの、大事なものは大事に保存していくのですけれども、もう世の中どんどんどんどん変わっておりますので、現在は必要ないかもしれないけれども、将来的には変化に応じていくために先取りですね。この地区でもそういうことを話し合っ、一つの市ではできない問題でございますね。ぜひとも県あるいは国を動かすような状況で進めていただきますようお願いをいたします。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 10番不老光幸議員の一般質問は終わりました。

次に、17番福廣和美議員の一般質問を許可します。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

○17番（福廣和美議員） 議長の許可がありましたので、私は防災対策についてお伺いします。

今年、今回8月の日本列島を襲った集中豪雨、その中でも最も被害が大きかった広島市、被災された皆様には心からのお見舞い、また残念ながらお亡くなりになった皆様には心からのお悔やみを申し上げます。

テレビの報道でも、もはや異常気象として考えるのではなく、いつでも起こり得る時代に入ってきていると考えて対処する必要があると報道がございました。私もそう考えますが、市の考えをお聞かせください。

8月22日未明の今回の大雨では、太宰府市においては幸いにも比較的軽い被害で済むことができたと考えられます。これも平成15年の河川の氾濫による災害、土砂崩れによる災害を経験し、河川の整備、砂防ダムや治山ダムの整備を進めてこられたのと、自治防災組織の結成等を初めとする市民に防災意識向上が芽生えてきたためと考えられます。

そこで、広島市で起きた大災害を見たときにとてもよそごととして見ることはできません。土砂災害については、地形も土質も同じ箇所があり、大いに参考にして取り組む必要があると

考えますが、いかがでしょうか。まずは、砂防ダムや治山ダムなどの防災を考えておられるか、特に水城ヶ丘区、国分区、連歌屋区、三条台区などの地域についてお答えください。

また、御笠川水系の氾濫についても、今後の対策があればお答えください。

そして次に、避難についてお伺いします。

避難勧告後の避難と自主避難の避難先について、また災害時の要援護者や負傷者の救出救護をどの時点でどのようにするのか。

そして最後に、広報についていろんな方法が地域防災計画にありますが、果たして今後どのように考えているのか、広報車とコミュニティ無線でいくのか、お尋ねいたします。

再質問については、議員発言席にて行わせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 災害対策についてご回答申し上げます。

まず、1項目めの今回の反省と今後の見通しについてでございますが、8月22日は記録的短時間雨量情報110mmが発表されるなど、平成15年7月18日、19日の豪雨災害時と変わらない雨量となったわけですが、今回被害が少なかった大きな要因の一つといたしまして、これまでの災害の経験などから、市内には砂防ダムが17基、治山ダムが103基設置されており、これが威力を発揮したものと思っております。今回も、既に砂防ダムや治山ダムの増設について県と協議を行い、新たな設置に向けての要望を行っております。今後とも継続して要望箇所を上げていきたいと考えております。

次に、御笠川水系の対策についてでございますが、平成24年度から河川断面が狭小であります鷺田川や二日市中央の酒造会社裏付近の高尾川の改修に着手しております。水城の老松神社付近の未改修区間の整備につきましても県に要望しているところであります。今後、順次改修が進むものと思っております。

次に、2項目めの市民の連絡、コミュニティ無線についてですが、今回の避難準備情報や避難勧告の発令におきまして、コミュニティ無線を利用した広報を行いました。特に今回のような大雨の状況下におきましてはコミュニティ無線が聞こえづらい箇所もたくさん出てまいります。このため、今回のような非常時におきましては、常に広報車、サイレン、防災メール、電話連絡により住民への周知を図っているところでございます。なお、コミュニティ無線につきましても、少しでも難聴区域の解消を図るため、現在市内に子機を73基設置しておりますが、本年度は新たに14基程度新設するところで作業を進めております。ただ、増設で問題の全てが解消することにはなりませんので、今後とも市民の皆さんへのさまざまな周知方法について、他市の事例等も調査研究しながら取り組んでまいりたいと考えております。

今後の太宰府の災害対策について、太宰府市内を流れる河川、これにつきましては先ほども申し上げましたように御笠川、鷺田川につきましては一定の整備が進められており、今回の大雨でも市内では大きな被害は発生しておりません。ただ、今後さらに異常気象が進んでいくことも懸念されますので、全ての河川改修が早期に完了することを県にも要望してまいりたいと

考えております。今後とも市民の皆様の安心・安全のまちづくりに向け努力してまいりますので、ご理解、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 先ほど言った中で少しずつ進めていきたいと思うんですけども、まず今お話にあった砂防ダム、治山ダムの増設をされるということは今後に期待をしていきたいというふうに思いますが、今回、土砂災害と川の氾濫だけ、地震については今回聞きませんが、いわゆる広島を見たときに水城ヶ丘や国分、それから観世音寺とか、三条あたりが非常に地形的には似ていると。その中でいわゆる今の砂防と治山ダムを増設することで、今後も100%きくとは言えないでしょうけれども、安全度がどこまで増すのかね。高台の心配は特に私は水城台ですから水城ヶ丘が一番心配になるわけですね。そういうところのお考え何かございましたらお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 今、議員さんがおっしゃられたとおり、この四王寺山というのは広島と同じ風化花崗岩、土質も非常に似ておりまして地形もテレビで見ると本当に非常に似ている地形だなというふうに考えております。危険箇所につきましては、今後も治山ダム、そういったものを増設することによって少しでも安全性は高めていきたいと思っておりますけれども、本当に最近の雨というのは異常な降り方をするわけでございまして、これで本当に全てが安全になるということは決してあり得ないというふうには思っております。このためにもやはり避難ですね。逃げるということをまずどのようにできるのか。これをやっぱり大きく考えていかなければならないと思っております。今回、国が示しましたガイドラインの中でも、この避難につきましては当初避難準備情報から始まりまして避難勧告、避難指示へと移行してまいりまして、これは早目早目に出すことによりまして早目の避難、そういったところがこれから一番重要になってくるというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 河川の氾濫からいきますと今回の最大雨量があったときにどのあたりまで、あとどれぐらいの位置まで今回は来たんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 河川の氾濫の関係ですので、ちょっと私のほうから回答させていただきます。

8月22日の雨の後も御笠川落合橋付近もその後見に行っております。あのときは氾濫が3.16mぐらいまで上がったという状況でございましたが、現地で確認しましたら2段堤防の下、1mぐらいのところずっと水が走った後がございましてあそこの幸都の中に水が入ったとか、そういう状況ではございませんでした。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 今回、御笠川系の住民の避難勧告は出たのですかね。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 今回、水城と吉松の浸水区域に対しまして避難勧告を発令しております。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） ということは、以前水害があった場所については今回は出ていないという理解でよろしいですね。以前、平成15年以降も大雨が降ったケースはあるんですが、結構水位が上がったのですよね。今、言われた水位よりも上がったような、私は記憶があります。それから、やはり同等の雨が降ってもそれ以上に上がらなかったというのは福岡市の取り組みもあるでしょうが、下流のほうからされた太宰府市の河川の整備等も今のところうまくいったという理解でよろしいですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） はい。今、議員さんがおっしゃられたとおり御笠川の川幅、本当に見てもわかるとおり下大利団地のところから、また看護学校跡地の付近は、非常に川幅も広くなりまして、その分が大きく影響したものというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） もう一つ、さっきの土砂災害の件で、いわゆる水城ヶ丘に大きなダムがあるのは、砂防ダムですかね、治山ダム。

（「砂防」と呼ぶ者あり）

○17番（福廣和美議員） 砂防。あのダムが決壊するというようなことは今考えられませんよね。一番心配なのは、あれがどうなのかなという非常な心配があるのですが。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） はっきり言いまして大丈夫でございます。これは我々もそうですけれども、県のほうもこの梅雨時期前には砂防ダム、治山ダム、現地を確認しまして現地をずっと見て回っております。それで、治山ダムにつきましてもやっぱり治山ダムは土砂がたまってしまうと、また上につくると。山を守るということでやっておりますので、その状況を確認しながら治山ダムは農林のほうになります。農林事務所と現地確認を行いながらその安全性を判断しているところでございます。砂防ダムにつきましても土砂だまりの中にもう大量の土砂がたまったりすることがあればそれはもう撤去するような形になりますので、そういうのも現地を確認しながら県土整備事務所と調整をしながらやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 今、部長がそこで、いや危ないですとか言われたらどうしようかと思いましたが、大丈夫というお答えでございましたので、ここは結構年数もたっておりますので、常時やはり気をつけていただいて、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それでは、引き続き避難について若干お伺いをしたいのですが、今回避難準備情報というのは発令されたんですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） はい、今回避難準備情報を発令した後に避難勧告へと移行をしております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 避難情報発令というのはどういうものなんですか。いわゆる危険地域に対して誰かに発令するとか、そういうものじゃないんですか。市がただ言うだけ。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 避難準備情報につきましても、避難勧告と同様でコミュニティ無線、また自治会長への電話連絡、また広報車での巡回、そういった形でお知らせをしているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） わかりました。

それともう一つはいわゆる第1次避難所と第2次避難所というのがありますよね。前聞いたときは、たしか第1次避難所は、水城台の場合でしたら公民館は入らないというふうに聞いたような記憶があるけれども、この防災計画を見ると第1次避難所には入っているわけですね、各公民館は。そこらあたりの地震のときはいいけれども土砂崩れのときはだめだというふうにお伺いしたような記憶があるんですけども、それは私の記憶違いですかね。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 今、議員さん言われましたように1次避難所、指定緊急避難場所には基本的には自治会の公民館を充てておるわけですが、今言われましたように水城台公民館、そこにつきましては指定ができないイエローゾーンにかかっておるということ、それと耐震構造ではないということで指定をされておられません。このために太宰府市では独自の対応といたしまして、緊急一時待機施設としての指定をしておるところでございます。ここにつきましては、地域住民の方はまず一時的にはそちらに避難をしていただきまして、そこから先、1次避難所、また2次避難所への移動をしていただくというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 耐震構造はなっとったですかね、耐震は。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

○17番（福廣和美議員） そういうことだろう。それで、1次避難をするわけですが、そうする

と1次避難から、次は2次避難所になるわけね。次は、もう国分小学校になるんでしょう。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 次は、1次避難所ということになります。

（17番福廣和美議員「1次避難所」と呼ぶ）

○総務部長（濱本泰裕） はい。済いません。1次避難所ですね。水城台の場合ですと筑紫医師会の体育館とかを指定をしておると思います。

（17番福廣和美議員「そういうことですか。それが1次避難所ね」と呼ぶ）

○総務部長（濱本泰裕） はい。

（17番福廣和美議員「そして、それから2次避難所に行くわけね」と呼ぶ）

○総務部長（濱本泰裕） はい。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） それでは、避難勧告が出た後に、まず緊急一時避難所でもいいということですよ。その後、場合によっては1次避難所に避難をしてもらうという形になるわけね。でいいですよ。

それでもう一つ、今回ちょっと問題があったと聞いているのは自主避難する場合にどこに避難したらいいのか。この緊急一時避難所に避難をするのかどうかというのがありますが、それはいかがですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 自主避難先といたしましては水城台の場合でいいますと緊急一時待機所、待機施設、いわゆる公民館を考えております。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） それでは、これはうちの場合じゃないんですが、よその区で聞いたのは要するに自主避難しようと思って行ったけれどもあいてなかったということがあったみたいです。それで、その自主避難する場合、自治会とかそういうところには避難準備発令がされて、そして避難勧告ですよ。発令されたときに自主避難する方もいらっしゃるかもわからないわけね。その時点で、この一時避難待機所というのを全部オープンにしてもらわないといかないわけですが、そこが今回の反省で、果たして本当にその危険地域と指定されて避難勧告が出たところは全部それになっておったのかどうかというのを一遍検証してもらいたいと思っております。だから、発令と同時にあけるということが大事だろうというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 避難準備情報を出す時点におきましては、それぞれの施設ですね。こちらを開設するように連絡するとともに、職員で対応している施設もございますので、そういっ

たところは職員で開設を今回はしたところであります。ただ、その前の自主避難につきましては、やはりそれまではあいておりませんので、その時点で既に警戒本部というのを設置しておりますので、警戒本部に設置をした段階で自主避難先の自治会でありますとか、そういったところには開設の依頼をしているところであります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 申しあげましたように一遍検証してみてください。

それと、もう一つ伺いたいのは、この計画を見たときに避難の要援護者とか負傷者の救出が被害時の作業に自主防災組織がなっているのですが、この災害時というのは余りにも大まかで、これがどの時点までを災害時、どっからが復旧時になるのか、本当に災害の途中に行くということは無理だと僕は思うんですよ。どういう時点で行くのか。この内訳が平常時と災害時と復旧時になっているんですよ。この復旧時と災害時のラインはどういう形になるのかというのがよくわからないのですが。教えてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 自主防災組織の動きといたしましては、今議員さん言われましたように平常時、それと災害時、復旧時ということでございますけれども、この災害時と復旧時のどこからが災害時でどこからが復旧時かということでございまして、基本的には災害が起こったときに災害、それからまた長期にわたる災害復旧、そういったものが必要な時期が災害復旧時期であるというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） それであるならば自主防災組織に果たして災害が起きてから救出に行けといっても、それは無理やない。二次災害を起こすだけじゃないですか。1件か2件の土砂災害ならまだいいですよ。万が一広島のようなことが起きたときに災害が起きた、はい救出に行きなさいというのは無理じゃないですか。そんなのはもう全く無理ですよ。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 自主防災組織のこの避難誘導、そういったところにつきましては避難準備情報の中で動いていただきたいというふうに思っております。言われますように実際に大雨が降って、とても身動きのとれない状況の中でこういった方々が動くというのは非常に危険でございます。実際、広島でももう消防署の方も亡くなられたような事態もございまして、その辺はまず自分の身の安全ということを第一に考えなければならないというふうには考えております。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） そういうことが計画の中に書いてないから。今言われたとおりで思うのですよ。それならば自主防災組織の訓練そのものも、全く違って来るだろうと思うのですが。だから、これを見てそこがよくわからないのですよ。どういう訓練をしたらいいのか。ど

ういうことをやるように自主防災組織はなるのか。どこまでが自主防災組織としてやれるのかというのがよくわからないところがあるんです。もう今回はこれまでにしようと思いますが、前から私言っているように多分消防あたりが来ると思うのですね。そのときには消防のお手伝いを自主防災組織はする、としかないと。自主防災組織で勝手に救出やる、やり出したら収拾つかないですよ。その消防署、警察との自主防災組織の関連性、関係性というものをこの中で明確にしてほしいのですよ。自主防災組織と消防署、消防団、警察との関係性を。何でもかんでも自主防災組織にやれとは言っていないと思うのだけれども、そこが明確じゃないものですから。今回、そういうことをちょっとお伺いをしたかったということでございます。

明日大雨が降ってもおかしくないわけですから、今のところ気象状況を見るとそういうことではないけれどもね。今現実に北海道でも水害が起きていますし、そういう心配もあるので、それをもう一遍検討するということではできませんか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） この自主防災組織の役割といたしますのが、まず平常時です、防災意識の高揚でありますとか、そういったところに非常に重きが置かれるものであると思っております。それと、先ほども言いましたように避難準備情報、そういった段階で要援護者の方たち、その方たちの誘導でありますとか、そういったところがメインになってくるというふうには考えております。本当に危険な状態になりましたら、先ほども言いましたように自主防災組織で対応するということではないというふうには考えております。その辺の中身につきましては自主防災組織を設立する中でも、またきっちり明確にしていければというふうには考えています。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） よろしくお願ひしたいと思います。それで、しつこいようですが、もう一つだけ聞きますが、災害時の要援護者、負傷者の救出をなさというものが自主防災組織の中にあるわけです。負傷者が出ているということはもう災害が起きて、まだそれが続くかどうかかわからないですよ。だから、これは災害中ではなくて、災害がある一定とまった後の作業じゃないのかなと僕は思うんです。これが災害中となっているものだから。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） ここでは災害時の負傷者の救出、救護というのもこの自主防災組織の役割の中にうたってあります。そこは今言われたケース・バイ・ケースというところは当然あると思っております。自分でできる部分というのはやはりやっていただくというのも前提としてはあると思っております。とても自分一人ではできないという段階では当然その消防署であるとか、そういったところに依頼をしていくというふうになるというふうには思っております。それと、以前からずっと言っておりますように、自助、公助、共助という、この3つの段階というのがございまして、自主防災組織、これは共助のところまでになります。その先の公助につきまし

ては、そういった消防とか、そういったところできちんと対応をやっていくと。まず、自分たちでできることをやっていただくというのがこの自主防災組織の大きな役割であるというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） まだ避難についてしつこく聞こうかと思ったのですが、もうやめます。自主防災組織もまだ始まったばかりですし、今からのことだと思いますので、ぜひまた今日言ったようなことも含んだ上で対策を立てていただきたいと思います。

それと最後ですけれども、先ほどもご回答があった、そのとおりと思いますが、いわゆるコミュニティ無線ね。これ1基つけると幾らかかるんですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 大体120万円ぐらいかかるということです。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） いろいろな広報の仕方があると思うんですね。これはこういう非常時と平常時もあるでしょうけれども、特に非常時についてね、非常時については、もうコミュニティ無線はだめだと、諦めたほうが僕はいいんじゃないかと思うのですよ。ここにあと17基つけてもね、多分だめと思うよ。これ採用するときにその時点で全世帯聞こえますと言ったのが回答ですよ。それならばつけましようと言ったのが。ほかの議員さんは誰も知りません。そのときには委員会は僕しかおりませんから、今残りが。そうやって採用したんですよ。しかし、いまだ聞こえない。ということは今からも聞こえないということですよ。だから、今のこのコミュニティ無線をつけていっても僕は無駄だと思います。いや、無駄と言ったら怒るかもわからんけれどもね、市長がまた。いわゆるね、この同じ名前はコミュニティ無線にしても機種を全部かえるとか、本当に聞こえるようにするならまだいいですよ。しかし、今あるものをね、17基つけたって無駄って。もうやめたほうがいいですよ、その計画は。聞こえんて。聞こえんところがあつたらだめなんですよ。——これは。これは僕の考えを今言いよるだけですから。私はやっぱりこの緊急のときね。避難準備、避難勧告、避難指示、このあたりについてはね、サイレンで。みんな驚いてもらわないといけないのだから。今回みたいに夜中ね、広報車が通ったことも知らない。コミュニティ無線が鳴ったことも全く知らない。避難勧告が出たことさえ知らない世帯がいっぱいあるのですから。夜中だったらサイレンで驚かせて起こさな。——と思いませんか。悠長にあんなもので大雨が降りようときに放送したって聞こえんて。——僕はそう理解するわけです。まだ平常時ならね、ほかの方法もとれるでしょうけれども、本当にこの非常時についてはもうコミュニティ無線は諦めたほうがいいんじゃないかと。予算も無駄になりますよと。それよりもほかの方法、市民の皆さんにこのサイレンのときは準備命令ですと、このサイレンが鳴ったときは勧告です、このサイレンが鳴ったときには指示なんですというものを明確にされたほうがいいのではないかと思うのですが、全体の質問からどうぞ。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 避難勧告からはサイレン吹鳴を伴う放送としております。避難準備情報のときは口頭といいますか、内容をお知らせするということになります。コミュニティ無線で全てが当然解決する問題ではございませんけれども、何か鳴っているというのが伝わるだけでも皆さんには一定の連絡ができるのではないかと。まだ今防災メール・まもるくんはほとんどの方が携帯持ってありまして、これは本当にいち早くメールが届きます。先日の防災訓練中も皆さんの携帯が鳴ったのではないかと思いますけれども、訓練用のメールが配信をされております。こういったものをそういう音を聞いてメール来たらんかなと見ていただくとかそういった一つのきっかけにもなるのではないかというふうには思っております。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 言いよるでしょうが、聞こえない。ぐっすり寝とる人がどうやって聞こえると、携帯が鳴っても聞こえない。この前のコミュニティ無線でも聞こえないよ、何も。うちは聞こえないもん。俺起きとったけれども。やっとう報車がすつと行つたとそれはわかつただけ。自治会のほうから電話連絡があつて避難勧告が出ましたから公民館に集まってくさいということで公民館に行ったのです。だから、聞こえるところと聞こえないところがあるんです。夜中は驚かさないといかんと。何遍もそのサイレンをみんなが起きるまでやらないと、寝とって亡くなったというお年寄りが出たときに困るんじゃないですかということを今回言いますが、ぜひ検討をしていただきたいと思うのですが。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 今回も避難勧告のときはサイレンを鳴らしておりますけれども、これを複数回鳴らすでありますとか、そういった方法については検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） ありがとうございます。今後の災害対策、よろしく申し上げます。
以上で終わります。

○議長（橋本 健議員） 17番福廣和美議員の一般質問は終わりました。

ここで14時10分まで休憩します。

休憩 午後1時54分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時10分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番後藤邦晴議員の一般質問を許可します。

〔9番 後藤邦晴議員 登壇〕

○9番（後藤邦晴議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。

市民の健康指導のあり方についてお伺いします。

市民対象の健康診断等において、肥満や高脂血症、高血圧など何らかの健康指導をお受けになる方が多いのは周知のとおりですが、その指導のあり方について、運動を取り入れた個別のコーディネートシステムの再検証が必要だと感じます。本市には、各地域に大小の運動施設がありますが、保健センターを初め、高齢者、障がい者等を担当する部署との連携が希薄なため、市の健康指導、いわゆる運動の指導を行うべき対象市民がおられるにもかかわらず、当該健康事業が行われていないように思われます。どこの施設も各種サークルの利用や施設主催プログラムなど自主参加型事業は実施されているようですが、健診の結果を見て運動に励むようにと指示をされながらも、当の市民はどこで何をすればよいのか迷っておられる方が多いのが現状だと思います。

そこで、私の案として申し上げますと、例えば保健センターでの健診結果において明らかに運動が必要とされた人に対し、個別プログラムをコーディネートし、最適な運動方法やそれができる施設、具体的にはいきいき情報センターのトレーニングジムや市民プールなどを紹介し、施設はそれを受け入れ、その人に合った運動を指導する体制の確立を図ることが重要です。

そのためには、関係部署と運動施設の積極的な連携が必要であり、また利用料についても一定の補助等を実施し、利用しやすいように配慮すべきではないかと考えます。このような事業が定着すれば、それぞれの施設が活性化し、市民の健康はもとより市民間のコミュニケーションづくりにも役立ちます。ひいては、市民が健康を取り戻すことで、各家庭の医療費の節減につながり、豊かな生活が実現するのではないかと思います。また、行政としても全国的な問題である国保医療費の支出削減に多大な効果が得られると思いますが、いかがでしょうか。お考えをお伺いします。

あとは、議員発言席にて再質問をさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（井浦真須己） 市民の健康指導のあり方についてご回答を申し上げます。

市では、健診受診率を高め、保健指導により生活習慣の見直しや病気の早期発見、早期治療を行っていただく健診事業と、運動、栄養についての講座や出前講座を行い、実践につなげる健康教育事業、相談事業を柱として市民の健康づくりに取り組んでおります。健診受診者への保健指導の中では、健診結果とあわせて生活習慣を見直し、適切な栄養、運動の必要性を理解していただくとともに、忙しい方などには気軽に始められるウォーキングなどをお勧めしているところでございます。また、定期的に、電話や訪問、面接を行い、経過確認をし、市主催の健康教室、講座、トレーニングジム、市民プール等の紹介を行っています。さらに、65歳以上の方には、市が行っております介護予防教室へのお勧めもしているところでございます。市民の健康づくり、生きがいづくりをトータルで行っていくことを狙いとし、4月1日から地域健康部を創設し、既存の運動施設、地域公民館などを活用しながら、地域活動とスポーツ、健

康、文化芸術、環境を有機的に機能させるため、施設間の連携、施設利用案内促進などを行っているところでございます。具体的には、週1回の部門会議のときに各課の仕事内容——地域健康部のですね——の仕事内容や事業内容について共有し、連携についての意見交換を行っていますし、月に1回は総務部長、経営企画課長を交えての地域健康部の方向性についても協議を行ってきています。

地域健康部各課と連携を深めるため、スポーツ課のシニアスポーツ教室に元気づくり課の保健師が行き、健診受診のPRをしたり、健診の受診勧奨として文化スポーツ振興財団が行っております健康に関する講座の講師への健診の受診依頼を行ったり、それと校区事業として行っています地域健康フェスタにスポーツ課職員が体力測定や、ニュースポーツ紹介コーナーを受け持ち、地域での活動も行っております。

また、今年度は、健診受診方法が変更になったために地域づくり課の協力を得て、健診案内の自治会隣組回覧を行ったり、自治協議会役員会へも健診のPRを行っているところでございます。10月には、地域健康部で乳がん撲滅キャンペーンに賛同し、乳がん受診促進街頭啓発も行う予定にしております。さらに、健康づくり等に取り組んでいただけたことへの励みとなるような、あるいはメリットと感じていただけるようなポイント制度についても地域健康部で実施に向けて協議を行っております。

議員ご指摘のコーディネートシステムにつきましては、平成27年度に策定を予定しております市健康増進計画でも妊娠期から乳幼児期、思春期、成人期、壮年期、高齢期など、各年代のライフステージに合わせた健康づくりには不可欠であるというふうに私どもも考えており、市民の健康寿命の延伸を実現させるためにも、今後検討を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） 今のご回答で全て回答されたように思いますけれども、なぜこの質問をしているかといいますと、私個人も健診を受けまして、ご指導を受けることがあるのですが、例えば塩分控え目とか、油物控え目、アルコール控え目、そして記録簿記入と、いろんな室内での控え目控え目というご指導ばかり受けるものですから、なかなか丁寧にはご指導を受けるんですけれども、十分にそしてわかってはいるんですけれども、なかなかそれが実行できなく長続きしないのです。そのために何かいいことがないかなと思ったのが、この今日ご質問させていただいたことなんですけれども、そこで今課長が回答されましたようにほとんど答えられたんじゃないかなと思いますけれども、何点か質問させていただきます。

健康づくり事業と運動、スポーツ事業、この連携が大事になるとは思いますけれども、スポーツ課との連携についてはどう考えられておられますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（井浦真須己） まず、保健指導につきましてはやはりその人その人に合った保健指導ということがありますので、恐らく後藤議員さんにつきましてはスポーツとか運動をさ

れているので、栄養とかそういうことを中心に指導をさせていただいたのかなと、臆測で言っていますけれども。恐らくやはり一人一人違いますので、その方その方に合った保健指導というのをさせていただいているかと思えます。

それとあと、スポーツ課との連携ということで、今の回答の中でも健診の受診とかしていただいて、その指導した後にやはりそこで今のところちょっと確かにお勧めしているというか、運動を勧めているという状況ではありますけれども、やはり今年4月1日から地域健康部ということでスポーツ課も一緒に新たにスポーツ課が設置されて一緒に地域健康部で健康について考えていくということですので、非常に運動との連携というのも先ほども申しましたように大事だというふうには思っております。

それと、そのために先ほど後藤議員がおっしゃっていただきましたコーディネートのシステムと、あとコーディネートをやる人材というところも今後私どもも考えていく必要はあるのかなというふうには思っています。例えばそこにコーディネート役として健康運動を指導していくそういう人たちを配置するのかなとか、そういう人的なものも含めて今後考えていく必要があるのかなというふうには思っております。

それと、スポーツ課との連携ということで、今年4月1日から先ほど地域健康フェスタで連携ということと、あとシニア教室での連携ということを申しましたけれども、一応ほかにもこれからですけれども、体育の日行事がもう9月から始まり10月もありますけれども、今回スポーツ課が5人ということでスポーツ課だけじゃなくて地域健康部みんなで取り組もうということで話をさせていただいていて実行委員会もそれぞれの各課から出させていただいているという状況がございます。

それとあと、健康ウォークが今度10月11日ございますけれども、そこにも私ども元気づくり課が出ていって、一緒にスポーツというか、運動啓発を進めていますよみたいな取り組みをさせていただきたいなというふうには思っているところがございます。ただ、いずれにしても、まだやりたいこと、やらなければいけないことはたくさんございます。まだやれていないことが多いと思えますけれども、私ども先ほども申しましたようにやはり市民の健康寿命を延ばして生き生きとした市民をつくっていくことを再度認識しながら、スポーツ課だけじゃなくて地域健康部で健康づくりに取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。

これはもし回答ができれば回答していただきたいと思うのですが、健診だけではなく、日常の国保事務においてもカルテ等で各人の健康状態も把握できるはずですが、これらを活用しまして該当者に通知サービスを行うなどの努力をするようなことはできるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 国民健康保険のお話でございますので、私のほうからご回答申し上げます。

レセプト情報といいまして、国保の被保険者の方の医療機関にかかられた情報につきましては前から来ておりました。今回、KDBシステムというのが導入されまして、その方の年間を通じた医療機関への受診状況とかそういったものもシステムの中で見れるようになっております。それと、今後マイナンバー制もありますので、後期高齢者、そして被用者保険、国民健康保険と、医療保険はいろいろ分かれておまして、今その健康情報についてはそこそこで持っておりますけれども、それも行く行くは一元化されるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） それから、各自でリハビリ等をされている方々も多くおられると思うのですが、このような方々にも指導助言などを実施していただくことはできるのでしょうか。どんなでしょうかね。

○議長（橋本 健議員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（井浦真須己） リハビリといいましても、恐らく整形外科とか外科という話で申しますとなかなか私どもも今市民福祉部長が回答しましたようにそれぞれの健康管理を行っておるわけではございませんので、リハビリに行かれています方を云々ということはなかなか一人一人対応することは難しいかなというふうには思っておりますけれども、今国でもそうですけれども県の動きでもロコモティブシンドロームという予防の運動を推奨しているというところがあります。ロコモという言葉が聞かれた方があるかと思っておりますけれども、要は足の筋肉とか腰の筋肉とか、あと骨とか筋とかが弱まって転倒をしやすくなる。ですから、その転倒予防するためのロコモ予防ということです。実は10月にロコモ予防の県の研修とかもございまして、私どもは地域健康部として参加していき地域の問題として捉え一人一人への対応はできませんけれども、整形外科等のリハビリに行かれる、そことあわせて、市内の整形外科のほうでそういうものに取り組んでいらっしゃる場所がありますので、医師会とも協力しながらロコモ予防ということを広めていき、介護予防、ひいては転倒予防みたいな形で一つの健康寿命を延伸する方法かなということで予防啓発、予防運動を地域に広めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 9番後藤邦晴議員。

○9番（後藤邦晴議員） いろいろ計画されて考えていらっしゃる、ここまでは思いませんでした。

それでは最後に、健診で異常が見つかった方のほかにも障がいをお持ちの方、けがをされた方、特に高齢者は毎日適度な運動が必要だとテレビなどでよく聞きますが、市担当部署だけでなく、利用施設でもコーディネーターサービスが受けられ、スタンプ記録簿や楽しく興味を持つ



ていただけるものと考えて、たくさんの方が長く続けられる工夫も必要だと思います。市がその気になればこのようなシステムは必ず実現できると信じますので、その効果としまして市民の健康とゆとりある生活、国保事業の支出削減、施設の活性化、コミュニケーションづくりなど、一石二鳥ならず一石多鳥が期待されます。ぜひ実現していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 9番後藤邦晴議員の一般質問は終わりました。

次に、11番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔11番 渡邊美穂議員 登壇〕

○11番（渡邊美穂議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従い2件について質問いたします。

まず、1件目の五条保育所についてですが、来年4月に開所予定となっておりますが、できるだけ混乱なくスムーズに移行していただきたいという思いで今回質問をいたします。

まず、児童の募集計画についてですが、現在の定数の約2倍の児童が通えるようになるわけですが、募集するとき、最初から200名を前提として募集されるのか、あるいは当面150名程度など余裕を持って募集されるのか、その計画をお示してください。それに伴って職員の採用計画も変わってくると思いますが、現在正職員を3名募集されていますが、臨時や嘱託職員、調理員さんや栄養士の方の採用についてもお答えください。

次に、移転計画ですが、現段階で保育所本体の完成予定は3月何日ごろになる予定でしょうか。まず、その点についてお示してください。

2件目の小・中学校における集団フッ素洗口、つまりフッ素を使った集団うがいについてお伺いします。

まず、去る7月18日付で福岡県保健医療介護部医療指導課長名で県内小学校の校長先生に、このフッ素洗口に関しての説明会への参加要請が配付されました。これは県の教育委員会も市の教育委員会も通さず配付されたものです。しかし、フッ素洗口は、小学校の児童が対象で先生方が指導しなければならぬものですから、本来は教育委員会を通すべきものだと考えますが、教育委員会としてはどう捉えておられますでしょうか。

また、現在、県ではどのような動きをされているのか、情報がありましたらお示してください。

次に、このフッ素洗口そのものについて私の疑問に対してのお考えをお聞かせください。

まず1点目は、フッ素の安全性についてです。

WHOでは、6歳未満のフッ素洗口について禁止しており、ユニセフもフッ素の安全性について疑問を呈しています。つまり安全性が担保されていないということだと私は考えますが、教育委員会としてはいかがでしょうか。

次に、フッ素洗口が始まると、手順として、まずフッ素が学校に配布され、それを養護教諭

や校長先生などが希釈することになっています。しかし、フッ素は劇薬指定されています。それを希釈するという行為は医療行為だと思いますが、校長先生はもちろん養護教諭は医療行為を行うことはできません。このことについてどのような見解をお持ちでしょうか。

3点目は、集団でうがいさせる場合、飲み込ませてはいけない上に30秒から1分間程度口の中でうがいさせるということが安全を担保した上で実施できるのだろうかということですので。担任の教師の目配りや気配りだけではどうしても限界があるように思いますし、あつてはなりません、万一事故が起こった場合、責任の所在は一体どこにあるのでしょうか。

最後に、現在本市の小学校における虫歯の平均本数を教えてください。

以上、回答は件名ごとをお願いします。

再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 1件目の五条保育所につきましてお答え申し上げます。

まず、1項目めの職員の採用計画、入所児童の募集計画についてでございますけれども、11月中旬配布予定の保育所入所案内には、五条保育所の定員は200名で募集をいたします。なお、育児休暇等の年度途中入所の申し込みも当初から受け付けを行いますので、4月から定員に達することはないと思っております。

それに伴う職員の採用計画でございますけれども、嘱託保育士の募集につきまして正職員募集の案内と同時に、九州各県の保育士養成校に募集要項を送付し、また広報、ホームページに掲載し、さらには福岡県保育士協会にも依頼をしているところでございます。また、ハローワークに登録するなど、あらゆる方法で引き続き募集を行ってまいります。

また、嘱託調理員につきましては、募集する予定としておりますけれども、栄養士につきましては現在元気づくり課の栄養士が保育所の給食の献立作成を行っておりまして、保育所の嘱託栄養士とともに栄養管理を行っておりますので、今回採用予定はございません。

次に、2項目めの移転計画についてでございますけれども、総合子育て支援施設整備事業の工期は来年3月までとなっておりますけれども、2月末に完成検査を行い、3月には職員、保護者の見学や4月1日からの給食実施に向けまして調理のシミュレーション等を行う予定にしております、スムーズに引っ越しができるよう現在庁内で調整を継続しております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） まず、保育士の職員の数なのですが、当然これは厚生労働省の基準に従って最低数は確保されると思います。0歳児は3人に1人保育士が必要というふうになっておりますが、例えば14人0歳児がいる場合ですね。12名の子どもが保育できる4人の保育士で行って、プラス2名をさらに保育をするような形にするのか、あるいは5人の保育士で15名が保育できる環境の中で14名を保育をするという考え方なのか、もちろんこれ0歳児の問題だけじゃなくて全ての年代においてなんですけれども、職員を若干多い場合、どういうふう

に配置をするおつもりなのか、現在の執行部のお考え方としてはどうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 五条保育所につきましては、待機児童が多いということで特に3歳未満児が多いということで200名定数でございますけれども、各年齢33名の定員を予定しております。それで、今議員がおっしゃいましたように最低基準を必ず満たすように保育士の配置を行うようにしております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） その最低というのは、さっき言いましたけれども、その例えば0歳児が12名いた場合仮に、1クラスに12名いた場合はそれで割り切れるんですけども、その14名いた場合に12名分の保育士さんでやるのか、15名分の保育士さんで14名を保育するのか。要するに少し若干余裕を持った保育士のあり方なのか、それとももう本当にぎりぎり最低の保育士の数なのかということですけども。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 五条保育所を移転するに当たりまして、その辺は十分検討したんですけども、例えば33人の0歳児であれば3対1ですから11人の保育士ということで各年齢です、積み上げをしまして、そして最終的にはこれは小数点を切り上げをしまして配置するように、例えば3歳児であれば33人定員で、国の基準保育士数でいえば1.6人ですけども、2名ということで採用計画を立てております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） わかりました。その小数点の切り上げというふうなお考えなのですが、現在発達障がいなどが認知されてきて、小学校とかで子どもの大体6人に1人が何らかのその障がいを持っているのではないかというような統計も出ているわけなんですけれども、こういった特に発達障がいみたいな多くの障がいは早期発見をすることによって、その児童、あるいはその人の人生そのものに大きな影響を与えるということがあります。したがって、今回200名という数字の児童を受け入れるに当たって、特に配慮が必要な児童が入ってくる可能性も当然あるわけなのですが、どういう対応を考えておられるでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 保育所が保育にかけるということが前提にありますので、お勤めされていればどちらかの保育所に入所していただくということになります。議員がおっしゃいますように各保育所のほうに発達に気になる方が入所されていますけれども、民間の保育所のほうではなかなか難しいということもありまして、五条保育所のほうで相当の数のお子さんを受け入れております。現在のその五条保育所の保育士の体制でございますけれども、そういうふうに配慮を要する子どもさんとか、発達等気になる子どもさん、そして家庭的支援が必要な方

ということで児童数全体の児童数に応じまして保育士を配置してございまして、それにつきましては新しく五条保育所200人になりましても同じような考え方で子どもに応じた数を保育士を配置していきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） その障がいを持った子ども、児童に対して別途職員を確保するという考え方ももちろんあるのですけれども、先ほどのちょっと職員の採用定数のところにかかわりますが、私はその1クラス当たりの職員の数の考え方を若干余裕を持ってやっていただくということによって例えば2歳児は6人に1人の保育士の配置になっているのですけれども、例えば1クラス16人というような児童がいる場合はここは2人ではなくて18人が対応できる3人で保育士を配置していただくという考え方はいいと思います。先ほどおっしゃいましたように民間で受け入れがたい、受け入れがちょっと難しい配慮の要るお子さんが特に五条保育所には集まってこられているという実態がありますので、各クラスにそういったお子さんの数が多いんですね。したがって、最初からある程度余裕を持った職員配置でもって体制で臨んでおけばあえてまた新しい支援員さんとかをつけることもなく、ある程度の余裕を持った形での対応ができるというふうに思っています。先ほどから申し上げているように親が気づいていない、早期発見というのも、この保育所においては非常に重要な役割になります。早期発見できるためには保育士が相当特に年齢が小さい場合は保育士がきちんと見てないとなかなかわかりづらいところとかもあると思うので、ぜひこういった考え方でその職員の配置を行っていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 今回の五条保育所につきましては先ほども申しましたけれども、この計画が決まったときからその辺の配置等をどうするかというのは十分に検討してまいりました。ご存じだと思うのですが、保育所は午前7時から午後7時までお預かりです。土曜日もあいております。それに対応するローテーションもございまして、その部分も十分に検討をして配置計画を立てております。障がい児保育なのですけれども、私も運動会とか生活発表会とか行く中でそういった子どもさんが友達から手を引っ張られて一緒に過ごしてある姿とか、親御さんがそれを見てほほ笑ましく思っている姿とか、そういったことを見ながらまた現場の保育士も土曜、日曜とか、午後5時以降に開催されます、そういった障がい保育の関係の講習会とか研修会とかそういったものにも参加しながらスキルアップを行っておりますので、この計画で進めたいというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） 今の計画が具体的に何人というのはちょっとわかりませんが、先ほど申し上げたように例えば15人で見れる体制で13人を見るとか、そういうふうな考え方をぜひ取り入れていただきたいと思っております。これは要望しておきます。

次に、新しいその五条保育所は一時保育を行うというふうに聞いているんですけども、その事業への職員の配置はどのようになっていますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 新規に一時預かり事業を行いますけれども、その分につきましては保育士の数は2人を下回ることにはできないという児童福祉法の規則がございますので、それに準じて2名の配置をしたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） その2名は嘱託ですか。それとも、正職でしょうか。どちらでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 配置計画では嘱託を考えております。ただ、全体の中で保育所を運営する中での保育事業でございますので、正職の先生がそれにかかわることも当然あるでしょうし、そのお預かりする時間帯の問題もあるでしょうから、その辺は保育所の中で柔軟に対応できるのではなかろうかというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） 私は友人にも現職の保育士がいるのですがけれども、トイレに行く時間もないぐらい物すごい多忙だということで膀胱炎になる人が非常に多いというような話も聞いております。こういった多忙の中で、なおかつこの一時保育でやってくる児童というのは子どもによっては家庭に課題を抱えていたりとか、あるいはそうでない場合であっても突然に保育環境が変わるので子ども自体が非常に不安定な状態になっていると思います。つまりこれは事故が起こりやすい状況になっているのではないかと思います。それを嘱託職員だけで対応するのは私はいかがなものかなと思います。あつてはなりませんけれども、万が一事故が起きて市の責任を問われたときに嘱託職員だけの市の対応についてこれは問題視されかねないんじゃないかなというふうに思っております。したがって、最低1名の正職員を入れた体制で臨むべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 具体的な運用につきましては、事業を行っていく前に検討はしたいと思いますが、一時預かり室は保育所の2階の一部の部屋ということで、今現在建築をしておりますので、先ほど申しましたように保育所全体として保育士がかかわることができるというふうに認識しておりますので、嘱託職員さんだけがそれにかかわるというふうには考えておりません。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） でも、先ほど申し上げたように実際現場の保育士さんたちはもう本当にトイレに行く時間もないぐらい非常に多忙だということですので、恐らくもう自分のクラスの子どもたちを見るだけで本当に手いっぱいではないかなというふうに思っています、私は。

子どもたちもそうなんですけれども、新規に採用される正職員の保育士、また嘱託とか臨時の皆さんも4月1日から同時にスタートされるのか、それともそれ以前から計画的に順次業務を始めていただくようにするのか。特にですね、新採で今回正職員で採用される3名の方々なんですけれども、例えば採用が決定してから当初は嘱託として週2日、だんだんそれが来年1月、2月になってきて正職のほかの先生方が例えば引っ越しの準備とか、さっきおっしゃった内覧会ですとか、いろんなことが出てきて先生方が非常に忙しくなるわけですよね、保育士の方が。例えばそういう状況になったら同じ嘱託の立場でありながら週3日来る、4日来るといような形で特に正職の方々はずいぶん少しいった形であらして行って4月1日以降の保育に当たっていただくというふうなお考えはないのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 今、具体的にそういう考え方は持っておりませんが、最初のご回答で申し上げましたように4月1日に問題なく開設ができるように今関係部署とも調整を行いながら検討を行っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） では、私のほうも要望しておきますけれども、新採の方々も初めて採用されて職員としても1年生ですし、保育士として本当に現場に立つのも初めてということになると非常に緊張されると思うんですね。子どもたちにもそういった緊張とか、そういったのは非常に伝わりやすいと思いますので、採用が決まった時点ぐらいから少しずつ現場の子どもたちにも顔を覚えてもらって4月1日以降もその先生たちが終日いるような状況になっても子どもたちが違和感を覚えないような、そういった環境づくりをぜひやっていただきたいと思ひます。

次、引っ越しのほうなんですけれども、保育所には春休みがありません。つまり普通どおりの保育業務の中で引っ越しをしなければなりません。したがって、建物が完成した後どういった形で引っ越しをされるのかというのが私はまだイメージがつかないのですが、特に3月31日まで現在の場所で通常どおりの保育が行われるわけですよね。児童が帰った後から引っ越しが始まるということになると思ひます。その時点から荷物をまとめて運び出して新しい保育所に持って行って、そこでまた荷物をほどいて次の日の早朝7時にはもう保育が開始できる状況に持っていかなきゃいけないわけですよね。そうすると、もう保育士の先生方、特に引っ越しにかかわらなきゃいけなくなった保育士の先生方はもう真夜中とか、下手したら徹夜のような状況になって引っ越しをされるようなことになると思ひます。そうすると、その次の日の4月1日の保育業務にかかわるといのは、私非常に困難になると思うんですね。そうすると、じゃあ4月1日の体制を一体どういうふうにするのか。あるいは、3月31日の引っ越しを正規の保育士の先生じゃなくてほかの形で対応するのかとか、そういった具体的な引っ越し計画といのは今お持ちなのではないでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） ご心配いただきましてありがとうございます。それが一番気になっているところでございます、それにつきましても現場と関係課と何度となく会議を行っております。基本的には調理器具等につきましてはもう新しいものということにもなりますし、持っていけるものについては3月までに少しずつ持っていくとか、そういったことも考えておりますし、今回6月補正で新しい消耗品、備品も計上させていただいておりますので、新しい保育所のほうにそれを設置するとかですね。あとは、人的なものですけれども、当然ピアノ等についてはひょっとしたら業者のほうに頼むということもあるかもしれませんが、基本的には職員で対応するというので私も含めまして市民福祉部でまず対応をします。全員でかかって4月1日を迎えるという意気込みでございます。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） 本当に職員の皆さん多分大変な思いをされると思いますので、ぜひくれぐれも事故だけはないようにということをお願いしたいと思います。

あと、送り迎えを行う保護者の方々なのですけれども、今まで例えば五条保育所は路上駐車して子どもたちを中に連れていってというような形での送り迎えをされている方も多いと思うのですけれども、今度の場所は保育所の中まで入っていくことができますよね。園の前で子どもをおろしてというようなことができるのですが、それを万が一知らずにですね、今までと同じような形でちょっと路上駐車とかをされてしまうと、あのあたりはやはり近隣から苦情が出る可能性が非常に高いと思います。そういったこれまでと保護者にとって違うところに関して混乱が起きないように説明会をするような考えは今お持ちなんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 詳細につきましては、保育所の現場のほうから全体的な保護者のほうにご連絡はするというふうに考えておりますけれども、全体的な保護者会への説明は内容によりまして私どもは参加しながらご説明をしていきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） この本市にとりましても公立保育所が移転をするというのは多分初めての経験ではないかというふうに思います。職員や児童の体制づくりはもちろんですけれども、保護者への周知、それから引っ越しなどで混乱が起きないように何度もシミュレーションを行ってあらゆる場面を想定して子どもたちが安全にスムーズに新しい生活になれることができるよう努力をしていただくようお願いをいたしまして、1件目を終わります。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 2件目の小・中学校における集団フッ素洗口についてお答えいたします。

2003年平成15年に厚生労働省から歯科保健におけるフッ化物洗口法の普及を図るためということでフッ化物洗口ガイドラインが各都道府県知事宛て通達が出されております。現在の福岡

県の動向としましては、平成26年度からの新規重点施策事業、学童期むし歯予防推進事業について説明会が今年7月に開催をされております。その中で、事業の概要でございますとか、他団体でのフッ化物洗口についての取り組み等が報告をされております。今後は、小学校の校長や養護教諭、歯科保健従事職員を対象とした研修会が予定されておまして、県としましては集団フッ化物洗口を推奨はしているが、実施時期は決めていないという見解でございます。

疑問点としてお話しただいておりますフッ化物洗口については、その安全性の担保の観点から賛否両論があることは十分承知しておるところでございます。また、ご指摘いただいております学童期むし歯予防推進事業説明会の開催通知でございますが、福岡県保健医療介護部医療指導課から福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課を通じて市教育委員会に通知されております。

集団フッ化物洗口の実施についての具体的な通知はまだあっておりませんが、本事業は福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例に基づく事業でありますので、市としましては県の動向、近隣市町の状況も踏まえまして今後の対応を慎重に検討してまいります。

なお、虫歯の平均本数でございますが、平成26年度本市の小学校におきます1年生から6年生までの全体の虫歯の1人当たりの平均本数は0.25本となっております。ちなみに県や全国と比較したほうがいい数値はないかということで少し探しましたところ、平成24年度の資料になりますが、12歳児——ですから中学校1年生でございますが——の本市の虫歯の平均本数は0.86本、県の平均は1.37本、全国は1.1本となっております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） 今、部長がおっしゃったようにこのフッ素の安全性についてはその賛否両論があるということで、本市で電磁波の問題を取り上げたときも申し上げたんですけども、欧米では予防原則を中心に考えます。つまり安全性が保障されるまではやはり危険だという考え方ですね。しかもこの虫歯は今減少傾向にあるというふうな統計結果が出ています。学校の先生方にお伺いすると、虫歯よりも現在の問題としてはかたいものをそしゃくできない顎の力ですとか、あるいは歯周病の若年化ということのほうがより深刻な問題だというふうな受けとめておられる先生方が多いようです。私はこの虫歯に関しては今申し上げたように減少傾向にありますし、今おっしゃいました平均で0.86本ですね、12歳で。これは厚労省の目標は1本以下なんですよ。ということは、もう既に本市の場合は厚労省の目標は達成しているということですので、これまでの対応の仕方ですら既に虫歯に関しては効果が出ているのじゃないかなというふうに思っていますが、その点についてはどういうふうなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） お話しいただきましたとおり、今数値上を見ますとそんなに全国的にも高い数値じゃございませんし、どちらかというと望ましい数値ということは言えるというふう



に思っております。ただ、最初にご回答申し上げましたとおり、この事業につきましては県の条例に基づいて実施がされておりますので、県の動向等に注視しながら今後慎重に検討をしてみたいというふうを考えております。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） 県のほうも言っていると思いますけれども、最終的にはこれ自治体で予算化しなきゃいけない部分もありますので、最終判断はもう自治体でやってくれというようなことも県の中でおっしゃっているところがあるようですが、私はフッ素の安全性が担保されていないところから考えるとクラスの担任の先生が例えば35人とか30人が一遍にうがいをするのをこれ飲み込んじゃいけないわけですから、しかも30秒とか1分間ずっと口の中に含んだままグチュグチュグチュグチュやっているわけですよ。これを飲み込ませないことを担任の先生が1人で管理監督するというのは非常に困難だというふうに思います。実際長崎県の中でですね、集団フッ素洗口があったクラスで14名を超す児童が体調不良を訴えて、そのうち2名が入院するというような事例が起こっているんですが、これは幸い大事には至っていないんですけども、結局フッ素が原因かどうかというのがこれが証明できないんですね。ただ、フッ素洗口の後にそういった実態が起こったということで、もしかしたら熱中症かもしれない。フッ素洗口した後は30分間物を飲んじゃいけませんから、水分とっちゃいけないので、それによつての熱中症かもしれないといったような見解も出ているわけなんですけれども、このときはそのクラスの中で担任の先生が毒物を混入したんじゃないかというようなうわさが広がってしまって、担任の先生が警察に事情聴取を受けるというような事件も起きています。先ほど申し上げたように、この口の中というのは粘膜ですから粘膜は吸収が物すごく早いんですね。したがって、子どもたちが30秒、1分間ずっと口の中でクチュクチュクチュクチュやっているというのを担任の先生が1人で監視するというのは非常に現実的には困難だと思うのですが、部長はどういうお考えをお持ちでしょう。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（堀田 徹） 先ほど最初の回答の中でも少し触れましたが、7月1日に、教育委員会、それから関係機関、それから団体等に向けての説明会が開催されております。太宰府市からはその日担当は特には出席はしておりませんが、その後教育長宛てということでその説明会の報告書、それから議事録等が送ってきております。現在、それをしっかり読ませていただきながら今調査研究を行っておるところでございます。ただ、その説明会の折にも説明があつておるようでございますし、今度ある説明会の中でも県としましては今渡邊議員さんご指摘いただいたような具体的な実施の方法等についても科学的なデータをもとにどういった方法でやっていくのかということも普及を図っていきたいという意図があるようでございますので、その辺の具体的な方法についてもこれから説明を聞きながらですね、検討はしていくということでございます。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員。

○11番（渡邊美穂議員） 先ほど申し上げたようにこのフッ素でうがいをした後というのは30分間物を飲んじゃいけない、つまりそれはフッ素を大量に飲み込まないようにするというための配慮なんですけれども、そもそもそういう危険性のあるものを集団30人、40人の集団で口の中に入れるということ自体が私はどうしても何か気持ちが悪いんですね。これは個人的な感想なんですけれども、県で実施されている説明会の資料等も私読ませていただきましたけれども、これはフッ素の安全性が当然ですけれども問題がないというような内容になっているわけなのです。しかし、壇上でも申し上げたようにWHOは6歳以下の子どものフッ素洗口というのはだめだというふうに言っているわけですね。6歳まではだめだけれども7歳以上だったらいいのかということも私は疑問に思いますし、肝炎と同じように10年、20年後に肝炎の場合は注射針の使い回しが原因で肝炎になられた方がたくさんいらっしゃったわけですけれども、実はその注射針の使い回しが危険だったということが後でわかってもう既に罹患された方々にとってはもう非常に遅いわけですね。先ほど申し上げたように本市の虫歯の平均本数は目標値を下回っているということもありますので、このフッ素洗口に関する必然性とか緊急性というのはないというふうに私は思います。歯科医師の中にも、このフッ素の危険性を指摘していらっしゃる方もいらっしゃいます。子どもたちの将来にわたる安全性という意味で、これは教育委員会の中でも先ほど部長もおっしゃいましたけれども、十分に考慮をしていただくようお願いをいたしまして、2件目の質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 11番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

ここで15時17分まで休憩いたします。

休憩 午後3時02分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時17分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔8番 原田久美子議員 登壇〕

○8番（原田久美子議員） 本日の最後の一般質問になりました。もうしばらくおつき合ください。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告いたしております2件について質問をいたします。

私はこれまで第五次太宰府市総合計画に示されております安全で安心して暮らせるまちづくりにつきましても幾度となく質問をしてみました。災害はいつ起こるかわかりませんが、日常時にどれだけ防災体制、救急体制の整備をしていたかが非常時の減災につながるものと考えております。

そこで、1件目の安全で安心して暮らせるまちづくりについて2項目お聞きします。

まず、1項目めの災害の復旧と今後の防災対策への取り組みについてですが、去る8月22日

未明、太宰府市内において時間雨量約100mmを記録する集中豪雨があり、雷もすさまじく、怖い思いをされた市民の方も多かったのではないのでしょうか。このような豪雨にもかかわらず、本市においては幸いにも人命にかかわるような大きな災害はございませんでしたが、この集中豪雨による市内の被災状況と今後の復旧見通しについてお伺いをいたします。

また、今回は平成15年の豪雨災害以降に行われた砂防ダムを初めとしたさまざまな防災対策や、さらには奥園雨水整備工事が完成していたことにより被害が減少した要因と考えておりますが、先ほど申しましたように災害に強いまちづくりにつきましては、災害が起きてから対応されるのではなく、日常時に取り組むことが非常に大切と思っております。そのことから、本市における今後のさらなる防災体制の取り組みについてあわせてお伺いいたします。

次に、2項目めについてです。避難場所へのAED設置等についてお聞きします。

先日の集中豪雨のときにも公民館に避難された方がおられました。このような避難時に避難者の方には相当ストレスがかかっていると思われ。このような多くのストレスを抱えた状態では、突然の心肺停止が起こる可能性が増えると言われておりますが、AEDが設置されていない公民館に避難された場合の心停止等の対応について、市としてはどのように考えておられるのか、お聞かせください。

また、AEDが設置してある避難場所でもそれを使う人が取り扱いはなれていることも大切だと思われ。市民の方へのAED体験講習会の実施状況及び今後の実施計画についてもあわせてお尋ねいたします。

2件目は、高齢者施策の充実についてです。

厚生労働省によるデータによると、2010年度の70歳以上の医療費は約16兆円、1人当たりでは70歳から74歳が年間約62万円、75歳以上が年間約87万円でした。急速な高齢化によって医療費も増大し、医療費が増えるほど税金や現役世代の保険料負担も重くなってきています。また、国においては増大する医療費を抑制する制度案も出ています。このような状況の中、本市においては本年4月1日に機構改革を行われ、総合的な健康増進を図ることを主眼として運動や社会参加を推進され、さまざまな施策に取り組まれておりますが、増大する医療費を抑制するためにどのような取り組みをされているのか、お伺いいたします。

また、一定年齢で1年間に一度も通院しなかった方を表彰する市町村もありますが、本市では検討されたことがあるのか、あわせてお伺いいたします。

以上、2件について答弁をお願いいたします。

再質問は発言席でさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 1件目の安全で安心して暮らせるまちづくりについてご回答申し上げます。

まず、1項目めの災害復旧と今後の防災対策への取り組みについてですが、8月22日の大雨につきましては、人命にかかわる被害は幸いにも発生いたしませんでしたが、床上、床下浸水

のほか車の水没14台、道路の冠水8カ所、また避難者は体育センターなどの避難施設に最大183人が避難されました。幸いなことに雨も上がった午前11時ごろには全員帰宅をされております。時間雨量としましては、記録的短時間雨量情報110mmが発表されるなど、平成15年7月18日、19日の豪雨災害と変わらない雨量となったわけですが、今回土砂による被害がなかった大きな要因の一つとして、議員さんもお指摘のとおり、これまでの災害の経験などから市内には砂防ダムが17基、治山ダムが103基設置されており、これが威力を発揮したものと思っております。今回も、既に砂防ダムや治山ダムの増設について県と協議を行い、新たな設置に向けての要望を行っております、今後とも継続して要望箇所を上げていきたいと考えております。

また、河川、雨水対策についてですが、御笠川の河川改修は一定終了をしておりますが、集中豪雨の場合は市内の一部で道路冠水や住宅浸水が見られることから、約8億8,400万円を投入いたしまして、本年8月26日に奥園雨水整備工事が完成したところでございます。来年度は五条三丁目付近の五条雨水幹線、平成28年度は芝原公民館付近の芝原雨水幹線工事に取り組む予定といたしており、今後とも災害に強いまちづくりを進めてまいります。

次に、2項目めの避難所へのAEDの設置等についてご回答をさせていただきます。

平成25年6月に一部改正となりました災害対策基本法の改正に伴い、本市の地域防災計画を本年6月に改定したところですが、避難所の指定につきましても立地基準や構造基準等の規定に沿って指定緊急避難場所と指定避難所の指定を行ったところでございます。

避難所におけるAEDの設置状況は、現在指定緊急避難場所で10施設、指定避難所で18施設に設置されておりますが、本年度学業院中学校と太宰府西中学校の体育館に設置することとしており、今年度中に指定避難所の全施設にAEDの設置が完了する予定となっております。

地区の公民館、共同利用施設等のAEDの設置状況は、現在市が把握いたしておりますのは、国分共同利用施設の1カ所だけとなっております。AEDにつきましては、万が一心肺停止等になられた場合は、まず救急車を呼んでいただくことが最優先であろうと考えております。ただ、公民館、共同利用施設においては平常利用時において消防署の救急出動も平成23年度で4件、平成24年度で11件、平成25年度11件と多いことから、防災の観点のみならず平常時からの備えも必要であると認識しております。今後、コミュニティ助成事業などの補助金を活用するなどし、整備促進に向け調査研究を進めてまいりたいと考えております。

また、AEDの講習会につきましては、現在自治会やPTA、学校、保育所、健康推進員に対してなど、さまざまな団体から要請があり、消防署を中心に実施いたしておりますが、太宰府市の場合は特に女性消防団の団員の皆様のご協力をいただいているところでありまして、原田議員におかれましても積極的にかかわっていただいております。今後、AEDを設置する自治会に対しましては利用方法の講習会の開催もあわせて行っていくように消防署、消防団と連携して進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） それでは、再質問をさせていただきます。

私はさっき冒頭でも申しましたように安全なまちづくりをしていくためには日常時にどれだけの備えがあれば災害が起きても未然に防ぐことができるということを念頭に思っております。平成15年の豪雨災害以降に行われた砂防ダムを初めとして治山ダム、そういうふうな防災対策はさらに今回の奥園雨水整備工事が完成したことも被害の減少した要因として考えております。本当に今回災害に強いまちづくりの一步が踏めたのではないかと、そして災害が起きてから支援強化するのではなく、される前に支援強化をされたことということがもう効果きめんであったんじゃないかなと今回の奥園整備工事ができたことを本当に確信しております。よかったなと思っております。この集中豪雨によって市内の被災状況なんですけれども、先ほど長谷川議員の報告がございましたので、それは重複するところがありますので、ちょっと質問は差し控えますけれども、まず初めに8月22日に太宰府の被災状況が報告されましたけれども、家屋の床上浸水は何カ所で、その場所について町名でいいですので、ちょっと教えていただけないでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 8月22日の被災状況ですけれども、床上浸水が2件となっております。

1件は高雄二丁目、もう一件は五条三丁目となっております。また、床下浸水が6件となっております。1件が朱雀一丁目、あとの4件が五条三丁目、それとあと一件が宰府二丁目となっております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） それでは今おっしゃいました高雄二丁目の床上浸水のことなんですけれども、これは高雄二丁目ではなくて梅ヶ丘にも1件、高尾川に側面しているところが、床上になっていると思いますけれども、それは連絡はあっておりますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 先ほど言いました高雄二丁目、これにつきましては先ほど長谷川議員にもご質問されたその場所で我々は報告を受けております。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 筑紫野市と梅ヶ丘の境目にある高尾川の河川の橋のところなんですけれども、あそこは梅ヶ丘と思っておりますけれども、梅ヶ丘1件入っていませんでしたでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） その件は梅ヶ丘一丁目、先ほど長谷川議員へ私が回答した箇所でございます。これは現地が河川の横にご自宅がございまして、そこが車庫になっておりましてその車庫がつかっておりまして、家は車庫の上にあるのですよ。それで、私も現地を確認はし

ましたけれども、車庫の中に水が入ってきたということで床上浸水ということには取り扱いにはなっておりません。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） わかりました。あそこが車庫だから床上にはなっていないということですね。はい、それで理解しました。それで、その場所なんですけれども、もう場所は知ってあると思うんですけれども、結局何年も前から床下になると思いますけれども、今の報告では。床下浸水が雨が降るたびに報告をされておられると思いますけれども、どのような報告をされているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 先ほどの長谷川議員さんの中にも話しましたが、どうしても下流から筑紫野市のほうからやっていきたいということを考えております。それで、平成17年ごろ先ほども言いましたけれども、あそこがちょうど直角になっておりますものですから、あそこをカーブに変えてやったらどうだろうかということで計画もさせていただいております。あその大きな要因は1つは金龍ラーメン、またその横のガソリンスタンドから道が入りまして筑紫高校のほうに上り坂がございますが、一番低い箇所になっております。それと、あそこは先ほども言いました家の前2号橋と言いますが、あその部分がちょっと断面が足りないということがございます。計画ではあれの大体倍ぐらいの広さにせないかんということが考えられます。それと、先ほども言いましたけれども、その上流側が宅地造成がありまして、擁壁が高いものですから、水がもう水位がずっと上がってきてそこで一気に流れ出すということの大きな原因、3つぐらいありますけれども、大きく平成17年に検討したときにカーブをしてやろうという計画なので、実はあそこは全部筑紫野市の用地、下流も筑紫野市の河川になるものですから筑紫野市のほうと協議した中ではなかなか下流がああいう状況でございますので、はっきり言いますとしてもらったら困るということでございます。今回もバイパスを越えて下流にあけぼの保育園とかありますけれども、あけぼの保育園のグラウンドにも雨水が、河川の水が入ったような状況でございますので、そういうことで上流だけカーブをつけて溢水を少しでも少なくした場合でも下流に対する影響が大きいかなというふうに考えております。それで、今さっき言いました促進協議会をつくりまして県に要望して早期の完成、早期の工事着工を目指してお願いしているところでございまして、今後は先ほど言いました、何度も先ほど言いましたになりますが、ああいう青山とか星ヶ丘の中にあります調整池のしゅんせつを随時やっていって少しでも一気に行く水の量を減らしたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 先ほど言われたのですけれども、もう一度私聞きたかったのが聞いたのですけれども、その下流の筑紫野市の管轄と言われたのですけれども、そういうふうなこと

で筑紫野市と相談とか、要望とか、そういうふうなことはされましたでしょうか、今まで。県の河川が今さっき促進協議会等でまた話されると言われましたけれども、その前に筑紫野市の下流の部分がいつも冠水してこっちのほう上流から流れてくる水が先ほど言ったように、20m以降のところにもう90度のL字になっているのは私も写真も写してきましたし、もういつも見ているところでございますけれども、結局その部分がプールになっているんじゃないだろうかと思うんですよ。一旦その水がその壁にぶち当たって、それから右に本当は流れていかなきゃいけないんですけども、プールの状態になっているんじゃないかなと思っているんですね。だから、少しは小さな川だと思うのです。筑紫野市のほうにこういうふうなここを小さなバイパスをつくるなり、何か石屋さんというんですか、石がたくさん置いてありますよね。そういうふうなお水はちょっと水幅によってみればそういうふうな水は出てこないと思うのですけれども、あそこの土地を少し県のほうから譲ってもらってなだらかな川にされたら少しはいいんじゃないかろうかと思っておりますけれども、解消するのではないかなと私は素人ですが、そう思っているんですけども、どういうふうなお考えか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 実は平成17年のときにはそういう先ほど言いました御笠川水系の改修事業促進協議会というのはございませんでした。そういう我々のほうから筑紫野市に働きかけた中で一緒に協議会をつくって県とか九州地方整備局に要望していこうというところで一体となって先ほども言いましたけれども、福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、これと一体となって太宰府も入っておりますけれども、そういう協議会をつくって推進していこうと。まず、今回の報道でもありましたけれどもですね、あそこの中央商店街のところは本当にひどいのですよ。私も個人的にはもう先に太宰府をしたいなということで平成17年に計画しましたけれどもあの映像を見せていただくと非常に悲惨な状況でございます。今回も現場に行きますと店の1.5mぐらい水がつかったような状況も見受けられます。実は先ほど言いましたけれども、あの河川の一番の大きな問題はあそこの橋梁の大きさなんですよ。橋梁の大きさがあります。あれを倍ぐらいの広さにせんとあそこの直角だけをカーブにしてもやっぱり同じような状況になるということでございます。あの道路には以前も言ったと思いますが、江川ダムからの導水管が入っております。そこをなかなか掘り下げることができなくて横に広げないかんとということになると思います。それと、筑紫野、今石屋さんと言われましたけれども、あそこも筑紫野市の個人さんの用地なのです。そこら辺の関係と、下流がどうしても筑紫野市の河川でございますので筑紫野市の合意を受けたいということで始まった中でそういう協議会をつくっております。確かに議員さんが言われるのはもう早くしてくれというのはよくわかるんですけども、そういう事情がございまして下流から進めていきたいということで協議会の中でもそういう話になっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） その部分につきましては私も理解しましたので、そのこの住民の方には私のほうからそのようにお伝えしときます。そして、早急な対策を強く要望しておきたいと思っております。

では次にですね、道路冠水についてお聞きします。

平成22年8月と、さらに平成24年9月に私定例会で質問させていただいた箇所ですけれども、五条鹿子生整形外科、富田耳鼻科、安武ビルの道路冠水ですが、ここで先ほど答弁があったように車の浸水が12件と先ほど何か言われたようですけれども、その部分はこの場所だったのか、お伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 主に今言われました五条三丁目のところになります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） この部分なのですけれども、そのときの答弁では奥園と秋山の工事が終われば解消するだろうという回答をいただきました。今現在ですね、先ほど言われたと思えますけれども、どういうふうな整備が進められているのか、お伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（松本芳生） 以前の答弁の中で奥園雨水の水路部分が線路を渡って五条の付近まで行っていたということが一つの要因と上げられるというふうな答弁をしとったと思います。現実そうであったと思いますし、それが今回の奥園雨水の完成によって若干そこら辺は緩和されたというふうに思っておりますけれども、この五条雨水につきましては今までいろいろなことをやってきておまして、西鉄ストア下流側、あそこは芝原雨水幹線といいまして、芝原区の中を通過して鷺田川に抜けるという本来の水路ですけれども、それを一部御笠川のほうに抜けさせる、そういう工事も以前行っておりまして、下流側の整備はそこで終わったということになっておりますけれども、改めてそこに集まる水の集水面積であるとかそれからその上流にあります五条雨水調整池でありますとか、鉾ノ浦雨水調整池でありますとか、そういったところが適正に機能しているのかというふうな調査も行いまして、行き着くところ鹿子生整形のところから西鉄ストアの抜けるまで、その間の容量断面が不足しているということに特定されましたので、本年度において実施計画に入っておりますし、予定どおり進みますと来年度にはその工事が進められると。西鉄ストアとの協議も同時に進めておりますので、大体大方の了解は得られてきておりますので、来年度には工事が進められるというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 8月の災害がありましてから29日からその地域の配管工事が行われておったようですけれども、今回の冠水において配管工事が行われておったのか、お聞きいたします。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） それはですね、今五条保育所の造成をやっておりますけれども、五条保育所の宅内の水をとるための配管工事をやっていたと思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） その8月29日から二、三日で終わったと思いますけれども、その配管工事はちょっと大きくなっていました、あの配管の大きさが。それは病院のほうから来る水が少しはその中に入って配管工事があったから少しは冠水に影響があるかどうかを教えてください。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） その配管自体がそのとき8月22日終わっていたかどうかはちょっとわかりませんが、つながった場合にはその影響があるということで今上下水道部長が言いましたけれども、その配管の総量雨量も含めて今回設計するようにしておりますので。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） これをこの部分はですね、市長が平成10年にまにまに日記の中に五条地域の西のほうに各地区を回られたときにここに市長のまにまに日記の中の平成10年の7月26日のまにまに日記にありますけれども、ここに五条西区は山や河川がないが、一度豪雨になると側溝が氾濫する、日本経済大学と医療福祉大学、流水が原因で五条西区内を通過しライオンズマンションのほうに合流する道沿いを可能であれば排水路を拡幅してほしいという市長宛てにまにまに日記で書いてあったのですけれども、もう2010年といいますと今2014年ですから4年前になりますけれども、こういうふうに五条の地域の方からいつもいつも冠水する場所、今回は私が行ったときにはもう既に車が浮いていて、ちょっと写真も撮る状態じゃなく、雨も降ってましたので写真も撮っていませんけれども、車のクラクションが鳴り始めて消防署の方が来られたときだったので、もう冠水するということはわかっているんで、その分は土地が低くなっていると思います。この前も部長のほうからそういうふうに低くなっていることが要因だろうということはもうはっきり言われましたので、その道路の改修をされると思いますので、それも含めまして少し土地が上がれば冠水も少しは減少するのではないかと考えておりますので、もう一度それも含めて改修工事のほうをよろしくお願いしたいと思っております。この分につきましては、私のほうはもう住民の方にとにかくなぜ冠水するかを説明してもらいたいのですけれども、市のほうとしても下流のほうの原因もあるということで気持ちはよくわかりますけれども、いつもいつも冠水するところについては極力説明をしていけばその住民の方はわかってくれるだろうと思いますので、そういうふうな説明を住民の方に説明をしていただくということをお約束していただきまして、この分は終わります。

○議長（橋本 健議員） ちょっと待ってください。確認しますけれども、平成10年のまにまに日記とおっしゃいましたけれども、2010年の間違いじゃないですか。

○8番（原田久美子議員）　そうです。2010年、ごめんなさい、2010年です。

○議長（橋本　健議員）　はい。

建設経済部長。

○建設経済部長（辻　友治）　議員さんに知っていただきたいのはですね、市のほうも何もしてこなかったわけではなくて実は当時は内水、下水道の指針からいえば5年確率でしなさいというのをございまして、その当時は時間雨量五十何mmというようなことですね、それをもとに管の大きさを決めてライオンズマンションの前もやってきた経緯はございます。もともと5年計画でいけば鹿子生整形の断面も十分足りるような断面でございましたので、大丈夫だという判断をしておりました。昨年の雨も時間雨量40mmぐらいのときはあそこも冠水しなかったんですよね。今、このごろの雨はゲリラ豪雨ということでありますが、時間雨量100mmとか平気でそういう時間帯の雨量が出ますもんですから、太宰府のほうは平成15年に時間雨量100mm、107mmとか、そういうのがありました、その当時から下水道の指針も変わりまして10年確率でいこうということで今の指針は全部10年確率で新たに大きな管を入れてやっております。今回もそういうことで10年確率でもう一回見直したらやっぱり断面は足りなかったよということで今回改修工事を新たにやろうということにしておりますので、ライオンズマンションの前も再度推進工事をやるようになっておきますので、そういう経過があつて市のほうも以前から年次計画を立ててやりながらやってきたということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本　健議員）　1項目めはよろしいですか。

（8番原田久美子議員「はい」と呼ぶ）

○議長（橋本　健議員）　2項目めの質問はございますか。

8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員）　では、2項目めに行かせていただきます。

AEDの設置の質問なんですけれども、先ほどの答弁で、公民館については指定緊急避難場所として1次避難場所として避難所の運営マニュアルのほうにも書いてあるのですけれども、実際太宰府市のホームページからAEDの設置状況の場所を出したのですけれども、先ほどここの国分共同利用施設ですね。これがこのインターネットのホームページでは国分公民館ということになっていたもので、国分共同利用施設のほうには置いていなくて、国分公民館が自分たちで1カ所AEDを設置されたのかというちょっと誤解を私はしていました。国分共同利用施設のほうは自分たちの自治公民館がつけられたのでしょうか。

○議長（橋本　健議員）　総務部長。

○総務部長（濱本泰裕）　こちらの国分につきましては地域の中で話し合いをされて自分たちで設置をしてあります。

○議長（橋本　健議員）　8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員）　それですね、太宰府の今回のですね、避難数が先ほど183人という

ことで報告があったんですけども、テレビの報道もしくは県のほうからの報道では249名ということで687人が避難したということを書いてありました。各公民館ですね、何世帯で何名の方が避難されたか、ちょっと教えていただけませんか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 先ほど原田議員が言われた数字というのは避難勧告を出した世帯、また人数ということで、実際に避難された方は全体で183名、場所につきましてこちら10カ所ほどに分散しておるのですけれども、全て読み上げさせていただいてよろしいでしょうか。内山公民館で11世帯、それと水城台公民館で18世帯、水城ヶ丘公民館で、済いません、ちょっと数を間違いました。もう一度もといで最初からよろしいでしょうか。済いません。

（8番原田久美子議員「はい、済いません、いいですか」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 総数で結構ですけれども。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 85世帯の183人となっております。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 今、85世帯の183名という公民館でですね、避難されたということなんですけれども、私先ほど冒頭でも申し上げましたように、そういうふうな避難者がストレスを抱えたときに特に高齢者の方が心臓疾患とかそういうふうな方がある方は突然の心停止をしてしまうというのが。そのときの心停止した場合にAEDがいかにかということも私も含めまして先ほど部長がおっしゃいましたように消防士の方と一緒に救急救命の講習会をするのですけれども、私がそういうふうな救急講習会をするたびにその救急講習会でAEDはどこにあるとねと言われるのですよ。もうすぐそれがAEDを使えと言われていたけれども、AEDの場所がわからないと。だから、今回私のほうがAEDの設置をホームページから出しましたけれども、ここに共同利用施設、自分たちで自治会が独自で買われた方もいらっしゃるかもしれませんが、1台しかないわけですね。それでは、自治会で自治会ごとに救命講習会を行くたびにどこにあるとねと、何で公民館にないと言われなくても、私はそうですねというぐらいしかできないのですよね。やはり自分たちで自治会ごとに買うのが普通、もうそれが本当はいいと思いますけれどもと言うんですけれども、AEDというのは物すごく高いものというのはわかってあると思いますけれども、私としたり自治会で体験講習会があったときに自治会にはあってほしいな、安心できるんじゃないかな。今回、平成25年中に、おける筑紫野太宰府消防本部の救急業務の実施状況で太宰府市では2,948件の救急があったそうです。その中でも各公民館に出動件数が12件ありました。この件数は年々増加傾向にあっております。いかに自治会でこの救急の出動件数が多いということの意味していると思います。AEDが公民館というのは不特定多数の方が来られて、身近にあって有効に使える場所だと思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 今、議員さん言われるように地区公民館といいますのは、地域の方々の活動の拠点でもございまして、非常に多くの方が利用してある施設だと思います。また、そういった救急車の出動もあっておるようでございます。そういうことも考えますと、当然その地域の中でその公民館にAEDの設置が必要なかどうか、そういったものもあわせて議論をしていただく必要があるのではないかと、そのように思ってもら、また、その中で講習会の開催とか、そういったものも広く行っていけるのではないかというふうに思っております。その費用につきましては、当然なかなか自治会のほうでということもございます。地域運営支援補助金でありますとか、また地域コミュニティ助成事業とか、そういったものもございまして、そういった中でも検討していただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 平成23年12月にも一度公民館にAEDを設置していただきたいということを言ったのですけれども、そのときに所管が教育委員会ということで教育委員会とも協議しながら検討させていただきますと言われたんですけれども、教育委員会としてはどのような公民館にAEDが必要かどうかというのはどういうふうな考えを持ってあるか、お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） その当初、公民館の関係ということで教育部で扱っておったと思うんですけれども、現在やはりこのAEDというのが非常に今の世の中重要視されております。そういった関係もございまして、今年度の機構改革に合わせましてですね、防災安全課のほうでAEDを所管するということできっちりと事務分掌の中に新たに今年4月から明記をしております。そういった関係もございまして、今回総務部のほうでご回答をさせていただいた次第でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 私はですね、設置する方法は幾らでもあると言ったらいけません、あると思います。例えば購入するときは二、三十万円かかりますけれども、その半額補助とか全部が自治会が設置するのではなくて、半額補助、今地区の地域コミュニティ運営費というのですか、そういうふうなものを使っていたきたいということですが、自治会によっては補助金が少ないところもあれば高いところもある。多いところではそれができるかもしれませんが、世帯の少ないところではそういうふうなお金を使って補助金を使ってというのはちょっと難しいのではないかと私は思うのです。ですから、初めに半額補助をしていただくとか、それには二、三年でAEDを使っても使っていなくてもバッテリーの交換が必要となってきますので、それは1万円ほどです。自治会のほうで費用は負担してもらおうという方法とか太宰府市でもリースを借りられていると思うのです。これが年間2台で十五、六万円の

予算をとってあると思いますので、1台が6万円から7万円ぐらいの間だろうと思いますので、設置の方法については私がとやかく言うことではないと思いますけれども、行政のほうにお任せしたいと思っておりますけれども、そういうふうに自治会で購入できないところもあるということを入念に入れていただきまして、何かの補助をしていただいて自治公民館に設置していただきたいと思っております。

そして、市が避難場所運営マニュアルの中にもきちんと第1次避難場所として明確に公民館をされている以上は私が先ほどからも言ったようにAEDがあれば助かる命があるということを知ってあると思いますので、そしてその中には救急処置の手順として救急心肺蘇生法のAEDの使用の手順というものはっきり明確にあるわけですから、いかにAEDが大事なものであるのかがもうわかってあると思いますので、設置に向けてよろしくお願ひしたいと思ひます。この件につきましては設置になりますように引き続き再質問をさせていただくとおひますので、よろしくお願ひいたします。

では、次。

○議長（橋本 健議員） 2件目の。

（8番原田久美子議員「はい、2件目でいいです」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

元気づくり課長。

○元気づくり課長（井浦真須己） 2件目の高齢者施策の充実についてご回答申し上げます。

高齢者の健康づくりには、健康診査、がん検診の受診率を高め、保健指導により生活習慣の見直しや病気の早期発見、早期治療を行っていただく健診事業と、運動、リズム体操、ウォーキングなどを行うことで転倒防止や生き生きとした元気な体づくりを行っていただく介護予防事業、相談事業を柱として実施しています。機構改革後、各課における健康づくり、生きがいづくり事業の充実、それぞれ努めており、地域健康部だけでなく、市の行政総体として市民の地域活動とスポーツ、健康、文化芸術、環境を有機的に機能させるための連携を進めております。

具体的には、週1回の部門会議時に地域健康部各課の仕事内容や事業内容について共有し、連携についての意見交換を行っておりますし、月に1回は総務部長、経営企画課長を交えての地域健康部の方向性についても協議を行っております。

地域健康部各課との連携を深めるためスポーツ課のシニアスポーツ教室に元気づくり課の保健師が行き、健診PRを行ったり、健診の受診勧奨として文化スポーツ振興財団が行っております健康に関する講座の講師へ健診受診依頼を行ったり、また校区事業で行っております地域健康フェスタにスポーツ課職員が体力測定、ニュースポーツ紹介コーナーを受け持ち、地域での活動も取り組んでおるところでございます。

また、今年度は健診の受診方法が変更になったために地域づくり課の協力を得て、健診案内の自治会隣組回覧を行ったり、自治協議会役員会へも健診受診PRの依頼を行っております。

10月には、地域健康部で乳がん撲滅キャンペーンに賛同し、乳がん受診促進の街頭啓発も行う予定にしているところでございます。

健康づくりの総合的な取り組みは、高齢者施策だけでなく、若いうちからの健康管理、運動習慣、食生活改善など生活習慣を重視した取り組みが必要であり、そのためにも太宰府市高齢者支援計画や国が策定しました健康日本21などに沿った市の健康増進計画の策定が急務であると考えております。その中で、妊娠期、乳幼児期、思春期、成人期、壮年期、高齢期の各年代のライフステージに合わせた健康づくり、生きがいを総合的に推進していき、健康寿命の延伸につなげていきたいと考えております。

国民健康保険事業における医療費抑制の取り組みとしましては、ジェネリック医薬品への切りかえ促進、レセプト点検、医療費通知及び特定健診受診率の向上など医療費適正化に取り組み、医療費の伸びの抑制を図っているところでございます。

ご質問の医療機関にかからなかった方に対する表彰につきましては、国民健康保険事業におきまして以前実施しておりましたが、財政的に赤字になったこと、医療機関を受診すべきときに早期受診を控えることにつながりはしないかなどの懸念から、平成19年度で取りやめてきた経緯がございます。さらに、国民健康保険事業の被保険者は、全人口のうち約25%が加入されておりますが、残る約75%は被用者保険などに加入された方でございます。この被用者保険等に加入の市民の方々が病院にかかったかどうかを確認する手段が市には現在ないということもあわせて考慮しますと、健康づくり等に取り組んでいただけたことへの何らかの励みとなるような、あるいはメリットを感じていただけるようなポイント制度などを今後全庁的に検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 今、課長のお話では先ほど後藤議員の質問ではないのですが、健康寿命に対しても本当に頑張っているなということがよくわかりました。太宰府市でも医療費の削減をされていると思いますけれども、そして先ほど課長がおっしゃいましたように医療費を抑制するためにも努力されているということもよくわかりました。しかしながら太宰府市の誰もが元気で長生きする方法はないか。そしてまた、寝たきりや痴呆など、介護を必要とするお年寄りを少なくしたい、そういうふうな太宰府にしていきたいと思って、ちょっと幾つか質問をさせていただきます。

私は資料を先に言いますが、この2013年度厚生労働省が発表した分なんですけれども、平均寿命ランキング市町村別の順位ですけれども、福岡県は太宰府市が88.3歳で5位に入っております。もうこれは本当にすばらしいことだと、私も女性として誇りに思います。そういうふうな先輩方がたくさんいらっしゃるんだということを誇りに思っております。そして、私も長野県佐久市に視察に行っていました。佐久市は医療費を減らせるための表彰制度ということをして医療費が削減されておられました。普通であれば老人が多ければ医療費

は当然かかるものですよね。それが佐久市の1人当たりの老人医療費は平成18年現在で全国平均83万円を大きく下回る65万8,000円でした。国民健康保険中央会の資料があったんですけれども、ちょっとそれで長野県の高齢者就業率も全国1位です。高齢者が就業ができるということが本当に素晴らしいんじゃないかと。70歳以上で配偶者のいる率も全国1位でした。そういうふうな佐久市では1979年から2007年度まで1年に一度も通院をしなかった70歳以上の表彰をしたところ、2007年では70歳以上の1万4,007人のうち2.8%に当たる397の方が表彰を受けられたそうです。これは医療費を削減しようという試みからやられたと思いますけれども、今も続いております。太宰府市でもこのような取り組みを検討してもらいたいのですけれども、いかがでしょうか。もう一度、そういうふうな制度、今ポイント制もされると言われましたけれども、こういうふうにと表彰制度というのをどういうふうに思われるか。

○議長（橋本 健議員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（井浦真須己） 全国のいろんな取り組みを参考にするというのは私どもも非常に大事であるというふうには考えております。それで実は長野県というのはいまもうご存じのとおり食育とかですね、減塩とかという運動、それで生活習慣を見直すという活動とか、運動をやっておりますので、こちらの表の中でも男性、実は上位20カ所のうち11カ所の市町村が入っている県でございますので、非常に長野県全体として生活習慣病等々、健診もそうでしょうけれども、関心も高いということは私どもも重々承知をさせていただいているところでございます。濟いませぬ、前置きが長くなるとあれなので濟いませぬ。一応ポイント制度につきましてはいろんな今福岡市でも今年から始めていますけれども、いろんな制度があって、ポイントといってもいわゆる健診を受けてポイントをつけたり教室に参加していただいてポイントをつけて、そのポイントを活用して、そのポイントが実は現金になったりとか、抽せん会したりとかいろいろ市町村によってありますけれども、今私どもが考えているのはそのポイントを商工会の商品券にかえられないかなということをちょっと今検討をさせていただいております。それとあと、自治協議会への例えば寄附というんですか、そういういろんないわゆる地域を巻き込んだ健診の受診率のアップ、それと健康度を高めるということとただ単に健診のポイントでお金にかえるのではなくて、商工会とか自治協議会とかも巻き込んだ巻き込んだと言ったら失礼ですけれども、取り込んだ、一緒になった健康づくり、それこそが市だけでなく市民がみんなが取り組む健康づくりになるのかなということは今、少し考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 残り時間も3分切っていますので、お互いに簡潔にひとつよろしく願います。

8 番原田久美子議員。

○8 番（原田久美子議員） 簡潔に行います。その健康促進事業をもう今から考えてあると思いま

すので、ぜひその分につきましては検討ではなく実際に行っていただきたいと思っております。そして、保険証を使わなかった人には奨励金還付というのが本当はベストなんですけれども、やはりせめて表彰制度というのをさせていただきたかったと思います。私は高齢者の方とよくお会いすることがありまして、表彰するというのは高いものを上げたりするというのではなくて、手挙げ方式でもよろしいので、その方を健康で元気で長生きを認めてあげることだと思うのですよ。それで、はがきの一枚でも市長のほうから表彰状というような形ではがきに小さく表彰状を書いていただいて、本当にこの1年間元気でよかったですねというようなことが健康の源になって健康増進につながっていくと考えておりますので、最後に市長から私のこのはがき1枚運動はどうでございましょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（井上保廣） 大変いいことだというふうに思います。今、元気づくり課長のほうから話しましたように組織内部の中におきましてもかつては国保の中で医療費を使っていない方々についての健康表彰とか行っておった時期もありますんで、全体的な市民全体が健康になるような形での特典といいましょうかね、気づきで励みになるような形を編み出していきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員。

○8番（原田久美子議員） 本当に長くなりましたけれども、ありがとうございました。

これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 8番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月16日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後4時16分

~~~~~ ○ ~~~~~


1 議 事 日 程 (4日目)

[平成26年太宰府市議会第3回(9月)定例会]

平成26年9月16日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名 (議席番号) | 質 問 項 目 |
|----|-----------------|---|
| 1 | 小 畠 真由美 (5) | <ol style="list-style-type: none"> 1. 洪水抑制や有効利用のための雨水利用促進について <ol style="list-style-type: none"> (1) 家庭用雨水貯留タンク等の助成制度について (2) 公共施設等の雨水利用や貯留タンクの設置状況と今後の計画について 2. 成人用肺炎球菌ワクチンの定期接種化について <ol style="list-style-type: none"> (1) 10月から定期接種となるが任意助成の継続は必要だと考えるが、所見を伺う。 (2) スムーズな移行とわかりやすい周知について (3) 接種率の向上を図るための推進について |
| 2 | 藤 井 雅 之 (7) | <ol style="list-style-type: none"> 1. 店舗へのリフォーム助成制度創設について 群馬県高崎市で導入された同制度の太宰府市への導入について伺う。 2. 国民健康保険税について <ol style="list-style-type: none"> (1) 国保法第44条に基づく窓口負担減免制度の運営状況について (2) 平成27年度の国保特別会計の予算編成を中心に伺う。 3. エスコートゾーンの整備について 平成20年6月議会においてエスコートゾーンの整備について一般質問で取り上げたが、その後、「福岡県立太宰府特別支援学校」の開校などにより整備の必要性が増していると考えますが、認識を伺う。 |
| 3 | 門 田 直 樹 (12) | <ol style="list-style-type: none"> 1. 予約型バスの運行について 自家用車を持たない高齢者等が在宅で暮らしていくには地域交通の充実が欠かせない。 本市では特に丘陵地の住宅街で買い物や通院に困っておられる方々が多い。 国は地方自治体が主体となり、乗り合い・予約型で小型バスやタクシーを運行する仕組みを本格的に普及させる方針を固めたと報じられている。 |

| | | |
|---|-------------|--|
| | | 現在、連歌屋、湯の谷など一部の地域において小型の乗合自動車が運行されているが、拡大していく必要があると考えるので、所見を伺う。 |
| 4 | 陶山良尚 (1) | 1. 滞留型観光について (1) 滞留型観光プログラム事業について (2) 史跡地周辺の都市計画変更による回遊性の向上について |
| 5 | 上 疆 (3) | 1. 全小中学校の普通教室への空調設備（エアコン）の設置について (1) 当初予算で学校冷暖房設備導入計画策定支援業務委託料100万円を計上され、その後どのような調査をされたのか内容を伺う。 (2) 結論は出されているのか伺う。 (3) 空調設備（エアコン）の設置時期はいつ頃と考えているのか伺う。 |
| 6 | 芦刈 茂 (4) | 1. 体育複合施設について (1) 入札中止に至った経過と今後の対応について (2) 異常気象による集中豪雨が太宰府市は九州管内で突出しているが、洪水対策はできているのか。 (3) 建物を建てるだけでなく、エリアとしての整備、交通システムの構築はできているのか。 (4) 維持管理費は明確ではない。何も明らかにせずに建設に着工するのか。 (5) 3年間で国土館跡地購入、子育て支援センター、体育複合施設と大型投資で市債残高はいくら増えるのか。 |

2 出席議員は次のとおりである（18名）

| | |
|----------------|----------------|
| 1番 陶山良尚 議員 | 2番 神武 綾 議員 |
| 3番 上 疆 議員 | 4番 芦刈 茂 議員 |
| 5番 小 嶋 真由美 議員 | 6番 長谷川 公 成 議員 |
| 7番 藤 井 雅 之 議員 | 8番 原 田 久美子 議員 |
| 9番 後 藤 邦 晴 議員 | 10番 不 老 光 幸 議員 |
| 11番 渡 邊 美 穂 議員 | 12番 門 田 直 樹 議員 |
| 13番 小 柳 道 枝 議員 | 14番 大 田 勝 義 議員 |
| 15番 佐 伯 修 議員 | 16番 村 山 弘 行 議員 |
| 17番 福 廣 和 美 議員 | 18番 橋 本 健 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市 長 井 上 保 廣 副 市 長 平 島 鉄 信

| | | | |
|---------|---------|----------|---------|
| 教 育 長 | 木 村 甚 治 | 総 務 部 長 | 濱 本 泰 裕 |
| 市民福祉部長 | 中 島 俊 二 | 建設経済部長 | 辻 友 治 |
| 上下水道部長 | 松 本 芳 生 | 教 育 部 長 | 堀 田 徹 |
| 会計管理者 | 今 泉 憲 治 | 総 務 課 長 | 友 田 浩 |
| 経営企画課長 | 山 浦 剛 志 | 公共施設整備課長 | 原 口 信 行 |
| 管 財 課 長 | 久保山 元 信 | 防災安全課長 | 宮 原 広富美 |
| 地域づくり課長 | 藤 田 彰 | 元気づくり課長 | 井 浦 真須己 |
| スポーツ課長 | 大 塚 源之進 | 生活環境課長 | 田 中 縁 |
| 市 民 課 長 | 田 村 幸 光 | 国保年金課長 | 永 田 宰 |
| 都市計画課長 | 今 村 巧 児 | 建 設 課 長 | 眞 子 浩 幸 |
| 観光経済課長 | 大 田 清 蔵 | 社会教育課長 | 井 上 均 |
| 上下水道課長 | 石 田 宏 二 | 監査委員事務局長 | 渡 辺 美知子 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

| | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 篠 原 司 | 議 事 課 長 | 櫻 井 三 郎 |
| 書 記 | 松 尾 克 己 | 書 記 | 山 浦 百合子 |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

5番小島真由美議員の一般質問を許可します。

〔5番 小島真由美議員 登壇〕

○5番（小島真由美議員） 皆様、おはようございます。

ただいま議長より許可をいただきましたので、通告いたしておりました2件について質問させていただきます。

1件目、洪水抑制や有効利用のための雨水利用促進について。

本年5月1日に雨水利用の推進に関する法律、いわゆる雨水利用推進法が施行されました。本法律は、近年の気候の変動などに伴い水資源の循環の適正化に取り組むことが課題となっていることを踏まえ、雨水の利用を推進し、水資源の有効な利用を図るとともに、下水道や河川への雨水の集中的な流出の抑制に寄与することを目的としています。さらに、本法律では、国や自治体、独立行政法人に雨水の利用を推進するための施策を策定、実施し、そのための措置を講ずる責務を課し、雨水の利用に関する普及啓発活動や技術者、研究者の育成に努めなければならないと定めています。また、地方公共団体は、雨水を一時的に貯留するための施設、タンクの新設、不要となった浄化槽の当該施設への転用、その他の雨水の利用のための施設の整備について補助を行うよう努めるとしています。一方、国においても、補助を行う地方公共団体に対し、財政上援助をするよう努めるとしています。

そこで、2点お伺いいたします。

1、雨水を貯留することで散水や洗車等の日常生活への利用と災害時の有効利用のためにも雨水貯留施設、タンクの施設に係る補助制度が必要だと考えますが、見解をお聞かせください。

2、公共施設における雨水利用、雨水貯留浸透施設の設置など、現在の状況をお示しく下さい。

また、今後も推進していく必要があるものと考えますが、見解をお聞かせください。

2件目、成人用肺炎球菌ワクチンの定期接種化について。

日本人の死因第3位は肺炎です。しかも、肺炎により亡くなる方の95%以上は65歳以上の高齢者です。肺炎予防のためにできる大事なことの一つに予防接種があります。10月より成人用肺炎球菌ワクチンの定期接種化がスタートします。しかし、今回決まった定期接種の手法に関しては大きな問題があります。それは、接種年齢の問題です。平成26年度から平成30年度までは経過措置として65歳以上からの5歳刻みが対象で、平成31年度からは毎年65歳のみになります。この問題の解決のため、現在本市で行われている任意の助成事業の対象者を65歳に引き下げカバーされるというご英断により、現在、補正予算を提出されています。

そこで、3点お聞きいたします。

1、改正に向けての準備の状況、また問題点があればお聞かせください。

2、スムーズな移行とわかりやすい周知をお願いしたいと思いますが、取り組みをお聞かせください。

3、接種率の向上を図るための取り組みについてお伺いいたします。

以上2件について、件名ごとにお答えください。

再質問は発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（松本芳生） 1件目の洪水抑制や有効利用のための雨水利用促進について、市長答弁ということでございますけれども、まずは私のほうからご回答申し上げます。

1項目めの家庭用雨水貯留タンク等の助成制度についてでございますけれども、この制度は雨水を散水等に利用する省資源対策として、あるいは浸水対策の一環として雨水貯留タンクの設置者に対し、一例として購入価格の2分の1を市が助成をするというものでございますけれども、これに取り組んでおります自治体は全国で168団体、福岡県におきましては今のところ福岡市、飯塚市及び筑紫野市の3市となっているところでございます。

そこで、今回の質問でございますけれども、近年の集中豪雨あるいは湯水等、水の循環に関する問題は全国的規模に及んできている状況があり、このたび雨水の利用の推進に関する法律が本年5月1日に施行されたところでございます。その内容等は小畠議員が述べられましたとおりでございます。本市でございますけれども、平成23年の9月議会におきまして、現議長の橋本議員から雨水利用助成金制度についてということで一般質問を受けておりまして、本市としましては道路側溝の改修や浸透性の舗装、そして、下水道事業による雨水幹線整備等を浸水対策の基本的な方向性としておりましたので、その旨ご回答申し上げたところでございます。今後もこの考え方のもとで順次、五条、芝原地区の雨水幹線整備に取り組むこととしておられるところでございます。しかしながら、この法律におきまして、雨水の利用の推進に関し国等の責務を明らかにするとともに、雨水の集中的な流出の抑制に寄与することが目的とされておりますことから、市民への普及啓発を図りながら、市民との協働による安全・安心のまちづくりを進めていくことも重要になってきているのではないかと考えられます。そういったことを踏まえながら、市として調査研究に踏み込んでいく必要はあると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 次に、2項目めの公共施設等の雨水利用や貯留タンクの設置状況と今後の計画について、市長からということですが、私のほうからご回答申し上げます。

現在の市の公共施設において雨水利用に相当するものは、平成16年度に太宰府館に設置しております雨水貯留施設がございます。ここでは、エントランス横のイベント広場の地下に計画使用水量1日当たり5tの貯留槽を設け、砂ろ過、塩素滅菌処理を施し、トイレの洗浄用水に使用しているところでございます。

次に、雨水貯留浸透施設の設置についてでございますが、雨水貯留施設といたしましては、通常はグラウンドとして使用しております大佐野スポーツ公園や高雄公園がございます。また、土地区画整理事業や大規模な開発におきましては、下流域の浸水被害を防止するため調整池等の雨水貯留施設を設けております。

次に、雨水浸透施設につきましては、平成17年度に整備いたしました国博通りの歩道に透水性舗装を、また平成20年度に完了いたしました通古賀土地区画整理事業におきましては浸透側溝を土地区画整理組合において施行されておられます。その後も道路改良などとあわせて、順次、透水性舗装などを採用しているところでございます。

今後につきましては、施設の新設や大規模な改修の際に施設の用途、規模、構造を勘案の上、雨水利用、雨水貯留浸透施設等の設置を検討してまいります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） ありがとうございます。

雨水流出抑制策というところで、大きな事業としては大きな雨水管の工事がありました。また、今そういう速やかに水を流出するような対策から浸透、また貯留というようなことを含めた手法も取り入れていこうというような動きが各自治体で行われているわけですが、その中でまず1項目めの各家庭でのタンクの助成についてでございますけれども、隣の筑紫野市もされておりますけれども、今回、国のほうもぜひ各自治体やってほしいということや、またそこに援助をしていこうというような働きもございますので、大きな流れの中でやはりこれはやっていくべきではないかと思っておりますし、循環型社会という形の構築の中で本市もこの件はうたっております。そして、市民の方々がこの雨水の利用に関して非常に関心を持たれている方が多うございまして、問い合わせも結構あっております。それで、今回、国の動向を見ながら、もし国のほうから支援の形がはっきりした場合、やっていく方向ではあるんでしょうか、ちょっとそこら辺をお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（松本芳生） まず、近年の雨の降り方ですけれども、過去50年間の雨水の状況を見てみますと、昭和47、8年災、非常に大きな災害、太宰府市に起きましたけれども、その

ときに降った雨の量というのは1時間40mmでございまして、それから以降、ずっと対策等が進んできたわけですけれども、近年、平成20年以降、また雨の量というのがずっと増えてきて、90mm、100mmといった状況が来ております。そういったところで下水道として雨水整備のほうをそれに見合うような整備で進めているところですが、今回、国のほうが出しましたこの推進法におきまして、国のほうも積極的に普及啓発を図りながら、また技術者を育成しながら市町村が行う助成制度に対しても財政制度を行うというふうなことが示されておりますので、そういったところも含めまして調査研究を踏み込んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 5番小畠真由美議員。

○5番（小畠真由美議員） ありがとうございます。

雨水流出抑制策については、非常に太宰府自身も調整池を多くつくられたりとか、浸透性の舗装をされたりとかというようなお話が今ありました。大野城市あたりでも下水道事業を中期経営計画の中にこの策というのは位置づけられておりますし、各自治体いろんな中でこの公共下水道の雨水事業計画の中にこの雨水流出抑制策という考え方を位置づけているような流れですが、本市においてはどのようになっているのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（松本芳生） 基本、雨水対策については河川整備である、下水道整備である、そういったところで対応していくというので行っていく方針は変わっておりませんが、それに加えて災害防除というのはやっぱり市民のみならず自分の命を守るというような、そういったことが必要な時期に来ておりますので、この貯留タンクに取り組むということもその一つの起爆剤になるかなというふうなところも思っております。そういったところも含めて調査研究を進めていきたいというふうには思っております。

それで1つだけ、全国で水を使う量のことをちょっと述べさせていただきたいと思っておりますが、福岡県は以前から湧水等が問題ということになっておりまして、それに伴って市民の方もその対応する対策にずっと取り組んでこられてきて、水洗トイレであるとか食洗機であるとか、それから洗濯機であるとか、そういう水を使わない、少量で済む機器を普及しております。福岡県の平均でも1人1日当たり287ℓ、使用水量が、全国平均が339ℓなんです。東京都におきましては350ℓというところで、使用水量は全然もともとが違います。節水は行き着くところまで福岡県は進んでいるのではないかと思いますけれども、その中で太宰府市は250ℓなんです。非常に節水は進んでおります。そういったところで、貯留タンクを使うというのはまた水を使わないということになりますので、その点、水道事業としてどうかなというところはあるんですけれども、これは市としてどう捉えてどう取り組んでいくかということがあります。そういったところも含めて、調査研究を進めていきたいというふうには思っております。

○議長（橋本 健議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） 難しいところなんでしょうけれども、ただやはり環境問題であるとか天から降ってくる雨水をどう利用するかということについては非常に意識の高いものを持つとかなないと、環境フェスタ等も行っているわけですから、またヒートアイランド現象の中で打ち水対策を今、一生懸命、五条駅で市長を中心にされております。非常に悩ましいところも上下水道部のほうにはあるかもわかりませんが、しっかりやはり防災意識というところも含めて雨というもの、自然への向かい合い方、そういったものも非常に市民の意識としても変えていけないといけないのかなというふうに思っておりますので、ぜひ前向きなご検討をさせていただきたいかなというふうに思っております。

それから、平成23年度の橋本議長ご質問の答弁等も拝見させていただきました。市長みずから貯留タンクをご自宅でお使いになっているというようなご答弁もございましたけれども、今、貯留タンクも非常に密閉性があつたりとか底の方から残留物を除去できたりとか、クオリティーが非常に高くして値段が安いものもたくさんありまして、だからこそ市民も何とか雨水を使えないだろうかとかという思いもあつたりもするわけで、またミネラル分が少ない分、洗浄力もあつたりとか、また塩素を含まない分、散水については畑等ではすごくいいというようなこととか、非常に市民の方たちの知識も結構高いのですね。ですから、一概に節水とか云々ということではなくて、これは環境への取り組みの一つとしても考えていけないといけないので、どうか横断的な考えの中でこの件は検討していただきたいかなというふうに思っております。

それから、東京の世田谷区あたりでは用賀という地域を一つのモデル地区にして浸水をよくするような地域を限定したりして、そこをモデル地域としてこの個人用のタンクと、また公共施設の貯留施設、それから浸透施設等と併用しながら、一つのモデル地区としてどういった抑制効果があるだろうかというような試みもあります。

それで、これは本当にご回答は必要ないのですが、例えば南小学校校区で今、非常に高尾川の件が問題になっておりますけれども、あの近辺でこういったモデル的な事業はできないだろうかというふうに常々思っております。2項目めの中にも入ってくるかとも思いますが、公共施設等とかでの貯留、地下、グラウンドを使つての貯留であるとか一時的なピーク時の一斉流出を防ぐことが可能ではないのかとか、また個々のタンクを設置することによって各市民の方たちも雨について、水についての意識が高まっていくのではないかと、そういった思いがいたしておりまして、そういう取り組みをされているところもあるということでございますので、一概に節水とか、そんなに個人の家でタンクをつけたからといって抑制力にはならないというようなことではなくて、何か方法をいろんなことをつけていながらやっていけないだろうかというようなことでもございますので、ぜひご検討もその辺も含めてお願いしたいと思います。

今、太宰府市においては、学校施設の中ではグラウンド等を使つて貯留または浸透とか、そういうことはされているんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） このグラウンドの貯留、これは大野城市がたしかやっていたと思うのですけれども、太宰府市においてはまだ今のところそういった施策はとっておりません。今後の検討課題として考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） おっしゃるとおり、大野城市が公園も含めて5カ所ほど、それから福岡市も板付北小学校でプラスチックの雨水の貯留をグラウンドでやっておりますけれども、非常にこれは研究の価値があるのではないかというふうにも思っておりますし、場所によっては使えるものはとにかく貯留して、一斉、一気に水の流れる抑制をどうにかできないかということが考えられないかなと思っておりますが、特に高雄の高尾川の周辺では、今回の雨は本当に大きな雨量だったのですが、去年は太宰府市の中でもほとんど氾濫がない中でも高尾川だけが氾濫をしていたというような場所がございますので、何かそういった公共施設であるとかと併用しながら一つのモデルとしてできないかなというふうに思っております。

その中で、学校の施設にまた雨水の利用をするというのは子どもたちにとって、今、アサガオだとかいろんなグリーンカーテンだとか学校でもやっていると思いますが、雨水タンクの設置によってその雨水を使って子どもたちへの打ち水だとか、いろんなことをやはり教えていくというような環境教育の部分でも必要ではないかと思いますが、そちらの観点からはどうお考えでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） この雨水の再利用につきましては、もともとこの環境の問題、そういったところから取り組まれた事例が非常に多うございます。やはり節水それとかCO₂排出の抑制、そういったところでこの節水というのは非常に効果が見込まれているところです。子どもたちにもそういった環境教育、そういったところは非常に大事なところと思っております、特に建物内で利用するというものにつきましては非常に利用するためのコストがかかるという問題がございます。ただ、今、議員さん言われましたように散水とか花の水やり、そういったところについて使う部分についてはそこまで費用を投資しなくてもできる部分もあろうかと思っておりますので、今後、こういった法律も制定されました。その中で積極的に検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） ありがとうございます。

それでは、浸透ます、また浸透式の舗装などの雨水をためるとか地下にしみ込ませるとかいろいろ手法は出てきているんですが、例えば浸透させれるような浸透マップというのを自治体としてはつくっていて、土の中にどんどん浸透させていこうというような働きもあるのです

が、本市としては浸透させられるような地域というのはまだいろいろ考えられるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（松本芳生） 太宰府市におきましては、今まで水がなかった時代といいますか、平成14年7月に取水抑制の全面解除を行っておりますけれども、それと同時に節水要綱というのを決めております。その節水要綱の中で、浸透ますを設置していただくことについては規定がありまして、それは今も残っておりますので、新築されるご家庭にはその浸透ますが利用されているというふうになっております。あとは、この節水要綱の中で雑用水の利用設備というのがありまして、これは雨水を利用するとか、それからお風呂の水を再利用するという、そういう施設も設置してくださいという含んでおりました。それは51戸以上のアパート、マンションに適用させていただくとということでございますけれども、それは今回、大山ダムによって水が十分確保されましたことを受けてその部分は解除させていただいております。これが要は人口抑制にもつながるとい部分がありましてその分については太宰府市の節水要綱の中では削除させていただいたと。浸透ますについては、節水要綱の中にはまだ残っているということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） わかりました。

ちょっと趣旨が少し違う気もいたしますので、またご検討のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それで、この件はまたすぐに結論が出る問題ではなく、しっかりと今から、法律もできたらかりでございますので、この法律とともにもう一本、水循環法というのができております。8月1日を水の日と定められたり、水に対する、天から降ってくる雨水というものに対する人間としての向き合い方、人として環境問題へどう向き合っていくのかというような、本当に恵みの雨であったり、また災害を起こす雨であったり、そういったところからのこの雨水の利用ということを真剣に考えていこうというような法律でございますので、ぜひまた国の動向を見ながらしっかりと、まずは家庭への意識啓発を含めまして非常にやはりこの補助制度というのは大事になってくるのではないかという思いがいたしますので、ぜひ検討をお願いいたします、1件目終了いたします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

元気づくり課長。

○元気づくり課長（井浦真須己） 次に、2件目の成人用肺炎球菌ワクチンの定期接種化についてご回答申し上げます。

まず、1項目めの改正に向けての準備状況、問題点についてですが、成人用肺炎球菌は10月からの定期化により、国としましては65歳からの5歳刻みでの助成事業を行うことになってお

ります。今、議員のほうからもおっしゃっていただきましたように、市では昨年10月から70歳以上全ての方への助成を既に行っており、助成事業の公平性や高齢者の肺炎の予防、重篤化の防止という本来の目的に鑑み、10月からは開始年齢を5歳引き下げて65歳以上の全ての方へ助成ができるように補正審議をしていただいているところです。現在、筑紫地区4市1町との調整会議を行い、筑紫医師会との協議まで終わっている状況でございます。医療機関や市民への周知を行う準備を行うこととあわせて国の定期化が10月1日であることから、10月1日号の広報掲載準備も行っているところです。市民にご理解いただき、接種率を高めることが市民の健康づくりにつながることから、次にご質問いただいております点が私ども重要であるというふうに考えております。

次に、2項目めのスムーズな移行とわかりやすい周知につきましては、任意接種からの変更点が年齢の引き下げ、過去に予防接種を打たれた方は助成対象外、生活保護受給者への無料接種ができることとなっているために、市の広報、ホームページ、自治会へのポスター掲示、隣組回覧などの周知を行っていきたいというふうに考えております。あわせて、医療機関へも接種の流れや変更点、留意点などを事前に説明し、医療現場における混乱を防ぎ、スムーズな移行ができるよう努めてまいりたいと思っております。

最後に、3項目めの接種率向上を図るための推進についてですが、先ほどの周知手段のほかには太宰府長寿クラブ連合会や自治協議会など各種団体にも協力依頼を行っていくこととあわせて、地域健康フェスタや地域文化祭など地域での行事に参加していく中でも周知を行っていくこととしております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） ありがとうございます。

確認の意味も含めまして、手続上のことを質問させていただきます。

任意接種におきまして、現在、保健センターのほうに申請の手続をされて、それから接種のほうに行かれるということですが、定期接種化と並行して行うわけですが、受ける側としては両方とも同じ申請の方法なのでしょうか。それちょっと受ける側の立場としてのご回答をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（井浦真須己） 接種のときと同じで定期接種になりましても私ども保健センター、元気づくり課に来ていただいて一度申請していただいて、それから病院に行って接種をいただくという方法でさせていただきます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） 施設とかホーム、こういったところに入られている高齢者の方にはどういったこの周知、また申請方法になるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 元気づくり課長。

○元気づくり課長（井浦真須己） 今、太宰府市内の双葉老人ホーム、サンケア太宰府、サンホーム太宰府、それと同朋園につきましてはその施設の担当の医師が太宰府市内の医療機関の医師でありますので、そちらの医療機関のほうから予防接種をしていただいているという状況がございます。こちらにつきましても、申請につきましては事務の方が一度元気づくり課のほうにいられて申請をされて、それから予防接種を各医療機関のほうで出張といいますか、そちらの施設に行っただいて接種をしていただいているという状況がございます。それで、昨年度、1,544名ですね、接種をしていただいたんですけども、その約1割強の200人程度は施設の方の接種をしていただいているということで一応確認はしておるところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 5番小島真由美議員。

○5番（小島真由美議員） ありがとうございます。

人間の遺伝子的寿命と健康寿命のこの乖離が、これが大きいほど医療費の負担が大きくなるということで、今、介護予防、また病気の予防に対して力を入れていっている、そういう状況ではございます。その費用対効果を考えていくなれば、肺炎球菌ワクチンの接種率を上げることというのは健康長寿のためにも大事なことだというふうに、こういう認識があるわけです。個別通知または個別通知とともに予診票を同封して窓口での事前申請をしなくても済むようなシンプルなやり方ができないか、これは回答必要ありません。すぐに結論が出るものではないとわかっております。ただ、こういったやり方をしていかないと、なかなか一度申請に行っただけからというようなことであれば、足の悪い方、いろんな方がおっくうになって接種率の低下にもなると思いますが、せっかくのワクチン事業ですし、費用対効果がわかるようなデータの分析であるとか、またそういった施策をですね、しっかりとこの経過措置の間に積み上げていただいて、国への要請も含めて事業を展開していただけたらと思います。

以上で一般質問を終了いたします。

○議長（橋本 健議員） 5番小島真由美議員の一般質問は終わりました。

次に、7番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔7番 藤井雅之議員 登壇〕

○7番（藤井雅之議員） ただいま議長から発言の許可をいただきました。9月定例議会におきまして通告書記載の3項目について質問させていただきます。

まず、店舗へのリフォーム助成制度の創設について伺います。

今年4月1日に消費税が8%に引き上げられ、6カ月が過ぎようとしています。増税が国民の消費を冷え込ませ、商店街や中小企業に重い負担を与えています。実際に内閣府が8月13日に発表した4月から6月の国内総生産、GDPの速報値では、前期比1.7%減、年率換算で6.8%減となり、4月の消費税増税に伴う駆け込み需要の反動が個人消費の減少にあらわれている結果が出てきました。マイナス成長は昨年10月から12月期以来、落ち込み幅では東日本

大震災が発生して6.9%減となった2011年1月から3月期以来の大きな落ち込みであり、今回の消費税増税が生活、経済に大きな影響を与えたと考えます。今こそ中小事業者への支援措置、振興策が必要であると考えます。群馬県の高崎市では、商店版リフォーム助成制度、まちなかりニューアル助成事業補助金が昨年創設されました。まちなかりニューアル助成事業補助金とは、店舗の改装や備品の購入などに上限は100万円までで費用の半分を補助する制度であります。工事や備品の購入は地元業者への依頼が条件となっています。この制度を導入後、お店がきれいになり、お客さんが増えたと大変喜ばれ、高崎市の近隣自治体では高崎市に移りたいというような声も出るなど、大変好評の制度です。中小事業者への支援策として、太宰府市においても同様の制度の導入を求めますが、見解を伺います。

次に、国民健康保険税について2点伺います。

まず、国保法で定められております44条減免について伺います。

国保法第44条では、病院受診時の窓口での負担について、失業など特別な事情があるときは減免されることになっています。具体的にできることとして3つの事業が明記されており、一部負担金を減額すること、一部負担金の支払いを免除すること、一部負担金を直接徴収することとし、その徴収を猶予することがあります。太宰府市においても、国保法44条に基づく減免制度の創設については平成24年4月から導入をされました。市政だよりや市ホームページなどでの啓発、周知に取り組まれていると承知しておりますが、まず壇上におきましてこれまでの利用実績を伺います。

次に、国保会計の来年度の予算編成について伺います。

今定例会には平成25年度の国民健康保険事業特別会計の認定議案が提案されています。今後は、平成27年度の予算編成に向かって本格的な準備がされていくと考えますが、国会において成立したいわゆるプログラム法に基づき、新しい枠組みでの国保の運営が新しい主体で平成29年度から行われます。市町村として国保運営に関しての現在の形での予算編成を行うのも、平成27年度、平成28年度と2回だけになるのではと考えます。その中で、新しい枠組みへ移行するための予算も盛り込んでいくことになると思いますが、これまで求めてきた法定外の繰入実施について平成27年度に行われるのか認識をお聞かせください。

3点目に、エスコートゾーンの整備について伺います。

エスコートゾーンの整備については、平成20年6月定例議会において取り上げさせていただきました。横断歩道上に点字ブロック状のものを整備していくもので、平成18年12月に施行されたバリアフリー新法により全国的な整備が求められるようになりました。視覚障がいをお持ちの方にとって外出の際に最も危険なことは、道路を横断するとき、特に横断歩道、あるいは踏切など一定の時間以内に渡り切らないといけない状況は、大変な精神的な大きな負担にもなっています。しかし、最もその危険な場所に誘導するブロック等がなく、視覚障がいをお持ちの方が事故に巻き込まれる可能性があり、実際に全国でそういった事例は今なお多発しています。前回の議会で質問して以降、太宰府市においても福岡県立太宰府特別支援学校の開校など

整備の必要性が高まってきていると感じますが、認識をお聞かせください。

再質問につきましては発言席で行わせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 1件目の店舗へのリフォーム助成制度創設についてご回答いたします。

群馬県高崎市で導入された同制度につきましては、まちなか商店リニューアル助成事業という名称で平成25年4月から実施されており、商店街の活性化を目的に商売を営んでいる人または営業を開始しようとする人を対象として、補助率の2分の1、1店舗当たりの上限を100万円、1回限りの利用として店舗の改装工事費、店舗で使用する備品の購入費を助成する制度であると認識しております。本市におきましては、市の補助金と県の交付金である地域経済活性化支援事業費交付金の活用によって、商工会が実施するだざいふ得とく商品券の中の住宅リフォーム工事券をリフォームに対する助成として推進しており、今年度は消費税の増税による消費の冷え込みにも考慮して例年より早い5月24日に販売を開始したところ、大変好評により、7月3日には早々に完売したとの報告を受けております。また、市と連携した商工会において、経営支援事業として創業支援や金融支援などさまざまな個人事業主への支援となる事業の展開を行っているところであります。このようなことから、高崎市が導入した同制度につきましては、現在のところ財政規模の違いもあり、本市での実施は難しいと考えておりますが、中小商店事業者の活性化策の貴重なご提言として承ります。あわせて、商業活性化への寄与度を初め内容、利用状況、実施効果など先進的な自治体の取り組み事例として今後の動向を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） まず、得とく商品券に関してご答弁の中でございましたけれども、その得とく商品券のリフォームの部分、あれは私はリフォームの部分はあくまでも住宅に限定されたものだというふうに理解していたのですが、仮に店舗等へのそういったリフォームとかそういう部分に使うことは可能なのか、まずお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 個人商店で使われる分についてもですね、利用できるということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） そうなりますと、高崎市のようなモデルではないにしても私はこれに近いものが太宰府市でもあるのかなというふうに認識を今いたしました。その部分で、要は市が直営でやるのか、市が直接責任を持ってやるのか、商工会と連携をしてやるのかというような形の違いだけかなというふうにこの部分は思いましたけれども、ぜひそういった高崎市で進ん

でいる事例ですとか、そういった部分もあわせて今後の得とく商品券を、そういった部分に反映できるような形で関係団体等、協議もしていただきたいなというふうに思いますけれども、それについてはお考えいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 関係団体、商工会とか県あたりも含めてやっていかないかんだろ。今現在はすぐやるというところではございませんが、今後の大きな課題かなあというふうには思っております。よくテレビで地元の電気屋さんとかそういう方たちが地元密着した形でやっておられて、非常に好評を得ているというような放送がよくありますですね。これはやはり今から先、高齢化社会を迎えましたときにやっぱり地元密着型のが非常に重要なあというふうに私自身は思っております。そのためには今の時点からそういう店舗、事業者あたりを育てていくことも今後考えていかないといけない大きな課題じゃないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 今、そういった部分、大きな課題であるというようなことを建設部長のほうから答弁ありましたけれども、高崎市というどうしても群馬県のほうで遠いところでありますけれども、近隣市でも糸島市のほうでもがんばる中小企業者応援補助金というのが導入されておりまして、新商品の開発や新たな販売方法の導入など経営の革新に取り組む事業者を応援する補助金で、内容に応じて50%から80%上限でいえば10万円から30万円の補助が出るとか、そういったような制度を導入している自治体が近隣市でも実際にありますので、そういった部分もぜひ注視していただきながら太宰府市の商工業の育成等に努めていただきたいということをこれは要望いたしまして、1件目については終わらせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 次に、2件目の国民健康保険税につきましてご回答申し上げます。

まず、1項目めの国民健康保険法第44条に基づく窓口負担減免制度の運営状況についてでございますけれども、同条に基づく対応につきましては、災害や失業等の理由により著しく生活が困難となり、資産等の活用を図っても医療費の支払いが困難な場合に、一部負担金の減免、支払い猶予が受けられるように太宰府市国民健康保険一部負担金の減免等の取扱規則を平成24年2月16日に制定し、同年4月1日から施行しております。施行からこれまで相談はあっておりますけれども、今後見込まれる収入などが基準を超えておりましたので、実際には申請までには至っておりません。

次に、2項目めの平成27年度の国保特別会計の予算編成についてでございますけれども、プログラム法に基づきまして国民健康保険のさらなる財政基盤の強化を図り、国保の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、平成29年度からの財政運営の都道府県化などが進めら

れることとなっております。現在、国の国保基盤強化協議会におきまして国と地方との協議が精力的に行われております。具体的にいつどのような財政基盤強化、あるいは財政上の構造的な問題を解消するのか具体策がまだ明示されていない状況ではございますけれども、国保財政に大きな影響を及ぼしますことから、その動向に十分注視しているところでございます。

ご質問の平成27年度予算編成につきましては、国の制度改正などの動向を注視しつつも、当面は現行の市町村が保険者として運営することになりますので、最大限の経営努力を払いつつ、適正な国民健康保険事業の運営が図られるよう予算編成に取り組む所存でございます。

法定外繰入金につきましては、平成25年12月定例会の一般質問でのご回答のとおり、平成28年度までには財政調整資金積立金で対応する予定でございますけれども、今後、その時期も含めて政策的な判断をいたします。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） (1)、(2)とそれぞれで再質問させていただきたいと思いますが、まず44条減免に関する確認ですが、太宰府市では行っていることとしては先ほど壇上で法に基づいてできることの中で3つを述べましたけれども、その中の減額ということで免除ではないということで、まず確認ですけれども、理解してよろしいですか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 免除と減額と支払い猶予とありますけれども、全部を適用をするように規則をつくっております。

○議長（橋本 健議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） ありがとうございます。

それでまず今、答弁の中でもあっておりましたが、プログラム法とのちょっとかわりについてお聞かせいただきたいんですけれども、プログラム法に基づいて今の市町村国保の運営が県レベルのほうに行くということですが、その運営に当たってはこの運営の枠組みが大きく変わるというふうなだけに理解しておいてよろしいでしょうか。運営の枠が大きく変わって、実際の運営の内容は国保法に基づいたものがきちんと運用されていく、国保法にうたわれていることが一字一句変わることなく運営されていくというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 運用上の具体的な中身はまだはっきりわかりませんが、今の後期高齢者医療制度と同じように財政的なものにつきましては都道府県を単位とした広域化ということでございまして、あとの実際の徴収とか保険事業とかそういったものは市町村が行うというスタイルになるというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） そうなると、私が懸念するのは、この制度の部分でも44条の減免に関し

て福岡県下で見たときに、多くの市町村ではやられているとは思いますが、それがどうなるのか。プログラム法に基づいて県レベルになったときに、44条減免の部分が守られるのか守られないのかということは、私はこれは大きい問題だと思いますけれども、それをきちんと意見調整を行って平成29年度ということですので、あと2年あるにしても、そういった新しい枠組みに移行するに当たっての話し合いといいますか説明、あるいは意見を市町村が言う機会というのはそうそう私は多くはないというふうに考えるのですけれども、その部分で絶対私はこの44条に基づいた減免制度というのは守られないといけないものであるというふうに考えますが、その点についてのご認識をお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 現在、国民健康保険法に基づきまして実施しておりますけれども、その44条でございますけれども、保険者は特別の理由がある被保険者で保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対して次の措置をとることができるというふうに法律上なっております。この部分が議員おっしゃるように改正されるのかどうか、その辺が現在未定でございますけれども、当然、保険者の判断というところが解釈といいますか運用の仕方が今後はっきりしてくるのではなかろうかというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 私としては、ぜひこの太宰府市が行っているといいますか、整備しておられますこの44条減免に基づいた事業というのは、本当大げさな言い方ではなく、私は大事な宝の制度だと思っております。命を守る上での大事な宝の制度だと思っておりますし、それは何としても死守をしていただきたいというふうに思いますので、これは今後、新しい枠組みに行く過程の話し合いの中で絶対に後退することのないように、例えば3つのうち1つ減額だけになるとかプログラム法に基づいて新しい枠組みの運営になるときに、そういうような後退することがないようにしていただきたいということを要望しておきたいというふうに思います。

その上で、法定外の繰り入れのこともお伺いしたいのですけれども、じゃあ実質あと平成27年、平成28年と当初予算という形で上がってくるのは2回だというふうに理解しておりますが、少なくともこういった部分は私は補正という手法もあるとは思いますが、補正ではなく、きちんと当初予算の中で対応していただきたいというふうに思いますが、今後、決算委員会もありますのでそのときにも言うことかとも思いますが、今の資格証明書の発行の状況を見ても所得200万円未満のところには244世帯おられるわけです。やはり保険税を払うにしても所得が低迷している状況で払えない中で、少し新しい枠組みに移行するための対応を、法定外の繰り入れも実施はされるというふうに私も今、答弁の中では理解はしている部分ありますけれども、保険税の引き上げとあわせて行うような形は今のこの資格証の発行の状況から見ても難しいのではないかとこのように懸念いたしますけれども、その部分についてはご認識いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 法定外繰り入れの問題はずっと課題でございまして、まずずっと私ども国保財政について市長を含めまして今、検討しているのですけれども、その中でどうして赤字になっているのかというところで医療保険と後期高齢者支援金と介護保険と3つの区分と申しますか中身がございましてけれども、どの部分が果たして赤字になっているのかということもこの間、勉強会を実施しております。

その中で当然、法定外繰り入れとか税率の引き上げということも一つの俎上にはのっておるんですけれども、議員がおっしゃるように今の国民健康保険の被保険者の方の所得を見た場合、税率を引き上げるとするのは難しいのではないかと判断もいたしております。また、以前から私、申し上げておりましたけれども、法定外繰り入れということになりますと市民の方の税を投入することになりますので、例えば会社へお勤めの方とか国民健康以外の方の分をこの法定外に繰り入れるということがございまして安易にはせずに、今の国保財政等の厳しいですよということを常に広報しながら医療費をできるだけ抑制と申しますか、適正化していくということを念頭に考えて実施しております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 今の国保以外の保険の方ということを部長答弁で言われましたけれども、これも過去、副市長とも私、議論させていただいた覚えがあるんですけれども、一般の社会保険と申しますかね、そういう会社にお勤めの方の部分の保険料については、ご本人さんも負担されますけれども、基本は労使折半ということで保険料の半分は会社が負担しておられますよね。ですけれども、国民健康保険税というのは加入者の方が、どこも折半がなっていないような状況で、そもそも国保税と私は社会保険の方のその部分を比較して法定外の繰り入れを否定的に捉えるというような議論には若干疑問を感じるころがあります。その部分で実際に法定外繰り入れについては太宰府は行っておりませんが、近隣市では行って折られる事例もあるわけですから、それじゃあ今言われたようにそういうような近隣市に問い合わせた形での何か苦情が来ているのかどうかということも含めて問い合わせしていただく必要があるのかなと思いますけれども、そういった問い合わせ等は過去されたことあるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 市民の方からのお問い合わせがあっているかどうかというのは確認しておりませんが、それぞれの市町が判断してやってあることですから、それ以上に私どもがどうのこうの言うことじゃないというに思っておりますけれども、繰り返しになりますけれども、果たして安易とは言いませんけれども、そういうふうな国民健康保険以外の方の貴重な税金を投入することにはやっぱり慎重にならざるを得ないというふうには思っておりますし、議員さんと若干認識が違うかもしれませんが、国民健康保険にはいろんな形で国の助成が入っておりますので、私としては議員がおっしゃる会社のほうが半分負担しているということは国の一定の補助の中で手当てがされているというふうに認識をしております。

す。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） その財政の部分については実際に繰上充用でこの間に対応されてきていますけれども、平成23年度が5億円、平成24年度が6億6,000万円、そして平成25年度の決算においては8億8,000万円とそういった金額が3カ年だけでも大きくなってきているわけですね。そうすると、私が懸念しますのは、当年度の国保事業にも影響、それだけ当年度の国保事業から、国保の収入から前年度の穴埋めに使っているというわけですから、当年度の事業にも影響が出るんじゃないかなということも懸念をいたしますし、それと国の財政基盤の問題では国庫負担金と国庫補助金の問題ですけれども、それについても過去、市議会でも国に対して国保への補助金を増やせというのは全会一致でのそういった趣旨の意見書も上げさせていただいております。その部分で、やはり国庫の補助金の増額というのが本来はされていくはずだと思うんですけれども、手元にあります資料では平成25年度においてはちょっとマイナスになっているというような状況も出てきております。これで本当に滞りなく新しい枠組みに移行することが可能なのか、若干ちょっと財政的な部分も含めて国の補助も、国保事業に対するこれは補助ですからプログラム法に基づいた補助とはまた別のものがあるのかもしれないけれども、そういう部分で私はこの今の状況で本当に大丈夫なのかなということも懸念をいたしますが、ご認識いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 以前は国だけの補助でありましたけれども、今は県の調整交付金とかそういったこの制度自体が変わっているというのありまして、国だけが補助金を見るのかというと、一概にそれは言えないというに思っておりますけれども、議員がおっしゃいますように国保運営そのものがそもそも構造上の問題があるということで思っております。その国保の財政を支援するために今回、国保基盤財政とかそういったことをまた今回の消費税増税に伴います国保への公費の投入とかそういったことも予定されておりますし、当然、市長会とかあらゆる機会を使いまして国の援助、今の構造上の問題から来るそういう財政上の問題があるということで関係機関のほうには常に訴えておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 今、国庫補助、県の部分も含めてと言われましたけれども、国庫補助に関しては実際には国保会計全体の部分じゃなくて、国保の給付費に対するものの国庫補助であるということで、実質、1986年以降国保に対する国の補助金というのは減少傾向にあるというのはこれまでも議会の中で述べさせていただいてきました。その部分については執行部のほうからも決して否定的な見解は出てなかったと私は認識しておりますけれども、特に懸念するのは、今こういった運営に、新しい枠組みのプログラム法の中で向かっていく中で県が主体のことになりますと、ますます今までは国保のこと困ったら市役所に相談に来れば対応して

いただきました。当然、新しい枠組みでもそういった相談の部分は維持はされることにはなると思いますけれども、しかしこの保険の部分が例えばこうやって議会で議論することもなかなか難しくなる、どうしても国保の部分が遠くなってしまふ、見えなくなってしまふんじゃないかなということもいろいろ懸念も私はまだ正直しておりますが、広域化の移行に当たって最初述べましたように44条減免ですとか、そういった先進的な制度として取り組んでいるものはくれぐれも守っていただきたいということと、財政運営の部分も早期にご判断をいただきたいということを重ねて要望いたしまして、国民健康保険税の関連の質問は終わらせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 3件目の回答をお願いします。

副市長。

○副市長（平島鉄信） 国民健康保険の制度そのものがやはり長くなって疲弊しているという状況の中から、平成29年度からは新しい制度にやはり移行しなければならないと、そういうことでございます。これは藤井議員が言われるように、簡単に一般会計から各市町村がどんどん繰り入れをすれば、これで健全な財政だなというようなことが国民にもわからないし、あるいは国にも訴えても十分その余力はあるんじゃないかというふうに言われまして、そうすることがいいのかどうか、私どもはやはりこの制度について現状はどうあるべきなのか。だから、簡単にやらずに、やはり一生懸命頑張って頑張って国民健康保険を正常化していこうという気持ちを表明しようということで、赤字をそのまま積み上げております。

このお金を繰り入れするのは簡単でございますので、ですからこの国民健康保険を財政を豊かに、赤字にならないようにするためにはどうしたらいいか、やはり市民が健康になることだということを重点的に今やっているわけでございます。市町村としては、やはり市民が健康になって医療費が少なくなって、そしてこの赤字の幅が減ると、そういうことにやはり重点的に市としてやるべきことがあるんじゃないかと。まず、それをやってみて、そして赤字であればその分についてどうするかという議論。だから、今、藤井議員がこういうふうな議論できることについては、財政の赤字を今ためているからこういうふうにするかという議論がされているわけございまして、そのためには体育館をつくらうとか、あるいはプラム・カルコアで生きがづくりをして市民に健康になっていただくという施策のほうに向けられると、そういうふうな効果があると思います。最終的には、移行する場合には赤字のままではできませんので、今、財政調整基金に積み上げをしております。今年、本当補正で組み上げますと32億円になります。今まで20億円あれば何とか一息をついたなということが、皆さんのおかげで30億円を超えるような財政の貯金ができるようになっております。そういうことも含めて、最終的には市の市長が責任をとるということでございますので、そういうことも考えながらやります。ですから、今後ますます医療費を減らすために健康を守ると、そういう方策も一緒にとっていきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 副市長のそのご答弁いただきましたけれども、何も私も簡単に言っているつもりはありませんので、一定の収納率の状況とかも高い状況で太宰府市は推移していますし、審査資料の中では94%近い状況にもなっていますし、その中で一般会計からの、要は私は過去、副市長とも議論したと思いますけれども、計画的に対応していった新しい制度に移行するような準備をする必要があるんじゃないか、一回で一般会計から基金なりからどんとその分をまとめて入れるというのは一般財政にとっても影響がどうなのかというようなことも含めてこの間、私は議論してきたつもりでありますから、決して簡単に言っているつもりはありませんので、その点だけは申し上げさせていただきたいと思います。

2件目終わります。

○議長（橋本 健議員） ここで11時20分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時06分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時20分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3件目の回答をお願いいたします。

建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 次に、3件目のエスコートゾーンの整備についてご回答いたします。

エスコートゾーンは道路横断帯と言われ、横断歩道の中央部に道路全幅にわたって敷設した誘導ブロックで視覚障がい者が安全に車道を横断できる道筋を示すものと認識しております。県内の設置状況につきましては、平成20年ごろは福岡市に2カ所、北九州市に1カ所の設置となっていましたが、現在、福岡市に3カ所、北九州市に2カ所、そして筑紫野市に1カ所設置されているところです。エスコートゾーンの設置に関する指針によりますと、優先的に設置する場所といたしましては視覚障がい者の利用頻度が高い施設、駅、役所、視覚障がい者団体がある施設、特別支援学校、リハビリテーションセンター、病院、障がい者スポーツセンター等の社会福祉施設等の周辺で、視覚障がい者の需要が見込まれる横断歩道となっております。筑紫野市に設置されている箇所は、筑紫野市牛島にあります福岡県立福岡視覚特別支援学校付近で、最寄りのバス停から支援学校への入り口に当たる県道部の4交差点に5本設置されています。

なお、一般的に横断歩道の設置は公安委員会となっておりますが、エスコートゾーンの設置については道路管理者となっております。

平成24年4月に開校しました福岡県立太宰府特別支援学校につきましては、通学されているほとんどの生徒・児童が知的障がいの生徒や肢体不自由な生徒で、視覚に障がいをお持ちの生徒は先ほど申しました筑紫野市にある福岡県立福岡視覚特別支援学校に通われてあるとのことです。

なお、福岡県立太宰府特別支援学校入口の道は県道板付牛頸筑紫野線でありますので、道路管理者であります那珂県土整備事務所との協議が必要と思われます。

エスコートゾーンの設置には、それを挟んで相対する歩道上に視覚障がい者誘導ブロックが必要であります。市内におきましてはその誘導ブロックの設置されていない歩道が多くありますので、エスコートゾーンの設置について現段階においては考えておりませんが、まず視覚障がい者誘導ブロックの設置について関係課であります福祉課と協議を進め、本年度より計画的に設置していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 1点だけ再質問させてください。

今、エスコートゾーンじゃなくて、要は現状の点字ブロックの整備がまだ幾つかといいますか、そういった部分を優先してというようなご答弁ありましたけれども、その具体的な箇所数が大体どれくらいあるのかどうか、示すこと可能でしたらご答弁ください。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 箇所数がですね、今年初めて現地調査をしまして県道部含めまして一応マップをつくっております。ちょっと箇所数的には今、何カ所と言えないんですけども、本年度より予算的には100万円でございますが、それをもとに大体100mずつ設置をしていきたいというふうに考えております。

それで、ちょっとつけ加えさせていただきますと、今回、私もエスコートゾーンというのを初めて認識いたしまして最初これは何かいなというような思いでございました。よく見ますと、写真を見ますと横断歩道の中にちょうど真ん中に突起物があるような、45cmタイルぐらいをずっと敷き詰めたものになっておりましたけれども、最初見たときこれは渡れるかいなと、視覚障がい者の方がこの横断歩道を普通、点字ブロックがあるところは歩道の中だから車が走りませんよねところが、今度、横断歩道になりますと、視覚障がい者の方が車を通るところを渡るような形になるもんだからこれは渡れるのかなと、反対に危ないんじゃないかという思いでちょっと写真を見ておりました。

先ほど言いましたけれども、エスコート設置に関する指針を再度確認したところ留意事項としてこんなことが書いてあります。視覚障がい者用付加装置つき信号機と併用する場合は、エスコートゾーンの設置位置を視覚障がい者用付加装置つき信号機の音源位置をできるだけ整合させることということです。これはどういうことかといいますと視覚に障がいのある方が横断歩道を利用する場合、エスコートゾーンのみを頼りにするのではなくて音響器もつけた信号をあわせて設置しなさいよと、そういう安全に努めなさいということだろうというふうに思ったのですよ。それで、再度、永岡のほうとか盲学校のほうに行きましたら、確かにその信号機に音が鳴る信号機がちゃんとついてるんですね。これはやはりエスコートゾーンだけをするのじゃなくて、そういう信号機とあわせて音が鳴る信号機をつけないかんだというのを初

めて認識したところでございます。今後やる方向であれば、この市道には音響つき信号、音  
がなる信号機がないのですよ。あるとしたら県道部が大半でございますね、やる時点に  
なりましたらそういうことを含めて警察、県、それとそういう関係団体と調整をしていかない  
かんのではないかというふうに考えとります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番藤井雅之議員。

○7番（藤井雅之議員） 部長から言われましたけれども、100万円の予算の中で100mずつしてい  
くというようなことですので、まずはその部分だけでも早急に整備をしていただきまして、視  
覚障がいをお持ちの方の歩行といいますか通行の安全を確保していただくようお願いをして  
おきます。

それと、場合によっては100万円で足りないということであれば、ここでは補正等もしてい  
ただいて対応していただける案件だとも思いますし、1件目の質問とも関連するかもしれませ  
んが、こういった点字ブロックの整備等は地域で営業されております建設業者さんの仕事おこ  
しという部分にもつながっていくと私は考えますので、その部分も検討の上、対応していただ  
きたいということを要望いたしまして、一般質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 7番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

次に、12番門田直樹議員の一般質問を許可します。

〔12番 門田直樹議員 登壇〕

○12番（門田直樹議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告の内容につき質問い  
たします。

予約型バスなどの運行について伺います。

自家用車を持たない高齢者等が在宅で暮らしていただけるには、地域交通の充実が欠かせませ  
ん。本市では、特に丘陵地の住宅街で買い物や通院に困っておられる方が多いと思います。  
報道によると、国は自治体が主体となり、乗り合い、予約型で小型バスやタクシーを運行する  
仕組みを本格的に普及させる方針を固めたとのこと。現在、連歌屋、湯の谷など一部の地  
域において小型の乗り合い自動車が運行されています。今後、拡大していく必要があると考え  
ますが、ご所見をお聞かせください。

以上、再質問は発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 地域づくり課長。

○地域づくり課長（藤田 彰） 予約型バスの運行についてご回答申し上げます。

本市におきましては、平成10年4月に県内では初のコミュニティバスとなるまほろば号を市  
内に点在する公共施設を点から線へと結ぶとともに、JR、西鉄電車、バスなど公共交通機関  
の利便性が低い空白地帯に通院や買い物、あるいは通勤通学など交通手段を確保する等の視点  
を持って運行を開始し、地域住民のニーズに沿う形、あわせてこれまでもダイヤの見直しや路

線の拡充を行ってまいりました。現在は、バス保有台数12台で8路線を一部を除き約30分間隔で運行しており、これは近隣市がバス保有台数6台程度で四、五路線を運行していることと比較いたしましても、当市のコミュニティバス網の整備が市民の利便性の向上に寄与していると感じている次第でございます。また、まほろば号の運行が困難な団地等でも運行可能な10人乗りの車両を使用し、湯の谷、湯の谷西地域を運行いたしております湯の谷地域線、連歌屋地区の醍醐、浦ノ城、水瓶地区を運行しております連歌屋地域線につきましては、当初、地元自治会が買い物や通勤等の移動が困難な高齢者等を移動手段の確保を要望される中で、市と自治会長を中心とする地域の皆様と交通検討委員会を設け、ご質問にありますような予約型のバスであるとかボランティアによる自主運行であるとかさまざまな運行形態を検討する中で、安全性やルートの確保、費用面等、総合的な判断の結果、定時定路線方式の運行を決定し、現在に至ったところでございます。運行当初から定期的に開催しておりますさきの交通検討委員会におきましては、各自治会が地域の問題は地域で解決するという基本姿勢のもと、高齢者等の移動手段をみずからの課題として捉え、市がそれを支援する形で問題解決を図っております。さらに、運賃につきましてもまほろば号と同一ではなく、地域の実情に合わせ、また費用負担につきましても合意の上で実施しているところでございます。

予約型バス等の導入に関しましては、これまでに関係課職員を委員としましたデマンドタクシー検討委員会を平成21年7月から16回ほど開催し、予約型交通の調査研究を行い、まほろば号との関係も考慮しながらその長所、短所などを検討した経緯がございます。予約型は自由度が高い一方で、予約の煩わしさや予約が集中した場合の時間的正確性の欠如、輸送コストが高い等の短所もございます。また、費用負担の問題やインフラ整備に当たってのコミュニティバスとの二重投資の回避、既存の交通体系の抜本的な見直し等、多くの問題を解決する必要がございます。今後、政府の動向を注視しながら、真に地域になじむ移動手段であるか、住民目線で調査研究を進めてまいります。地域の実情に合わせ、送迎バスや商店の送迎等の活用など、さまざまな運行方式であるとか運行形態の可能性について検討や協議を行ってまいりましたけれども、今後も地域の皆様と協議しながら地域に根差したよりよい交通体系の充実を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） ありがとうございます。

今まで何人もの議員が質問もしてきて、平成10年ということはもう16年なるわけですね。ですから、今お答えの中にありましたけれども、だから逆にそういうふうな大きな体系の見直しもそろそろ必要じゃないかと、今すぐにやるやらんではなくて。二重投資云々ということありましたけれども、この幹線に関しましてもどこがどれだけ必要、ここは幹線はやはり今の大きな箱でないといけないのかどうか、そういったところも考えていくべきじゃなからうかということで、その趣旨で今、質問しております。



それで今までというか、おおむねこの1年ぐらいで質問が何人かの議員からあつるので会議録をざっと見てきたわけですが、その中でよくわからなかった分があつたのでちょっと確認をしたいのが、まず去年の12月定例会の上議員の質問で、概略言いますと、まほろば号の事業費は総事業費だから各路線というのはわからんと。しかしながら、その距離で換算——案分ということでしょうね——をすると、例えばこの高雄回り線は600万円ぐらいで、これをタクシーで同じような距離換算すると、車両を含め1,000万円、車両なしで770万円というお答えなんですよね。これの車両も含み1,000万円というのがどういうことかなと思ってですね。というのは、高雄回り線の600万円というのは、これは車両は別としての600万円で算出されているんじゃないかということ。ですから、もし比較するなら600万円と770万円だということがまず1点。

もう一つが、この770万円というのはどういうふうな算定なのか、大まかでいいんですけども、当然料金が違うわけですよ。例えば、湯の谷や連歌屋と同じようなことをやった場合、当然料金が高くなるわけですよ。その辺のところの収支の結果の770万円なのかということ、ちょっと概略をお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 地域づくり課長。

○地域づくり課長（藤田 彰） まず、まほろば号でございますけれども、年間走行距離でございますが、51万2,934km、今、1年間走行をしております。運行計としましては1億8,700万円程度でございます。そこから案分したものと思います。湯の谷地域線でございますが、こちらはタクシー料金を距離で出しております、湯の谷であれば5km程度でございますので1便当たり2,800円、連歌屋につきましては1便当たり3,000円の経費が、運賃ですかね、タクシー料金とみなした場合の費用がかかるということから計算を出しておるものでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） ということで、これは結局、車体——車ですね——はちょっと関係ない金額、とりあえず比較するときには別だろうと思うのですよね。これは当時の総務部長がお答えなつたのですが、そのときにやはりこの770万円というのはいわゆる初乗りが幾らでキロに応じて幾らという、いわゆるタクシー料金で計算されてあると思うのですよね、今そういうふうにお答えになりましたけれども。じゃあ、やはりもし事業としてそういうふうな業務委託をやる場合には当然、総額幾らでやるはずだから、これは高雄回り線が例として出てきて質問と回答がありましたけれども、ちょっとこの金額では比べるのはどうかというものがまず1点あります。これは私がそう思うだけです。

次にもう一点ちょっと確認したいのが、今年の3月定例会で市長の施政方針の中でもこのコミュニティバスについてはいろいろとご説明あつたのですけれども、その中で一定の見直しが終わったということに関しまして、福廣議員のほうからその見直しが終わったということかということの質問があつてそれに関しては幹線の整備は一定終わったということ

お答えなっているわけですね。これは平成10年、当初予定しとった幹線についてはその後、延伸等を含めて終わったということのお答えだったと思いますが、同時にその質問に対して利用者の声を聞きながら、一定の整備は終わったけれども、一定の見直しを行っていくと。同時に、まほろば号が通行できない湯の谷とか連歌屋みたいな地域などについては、地域の特性や利用状況を考慮し、そういったものの方法も視野に入れて進めていきたいということですので、このまま受け取りますと今言う幹線はとりあえずおおむねできたと。今からはその幹線の周りの部分を補完していくようなというふうに聞こえるのですが、そのような認識でよろしいですか。

○議長（橋本 健議員） 地域づくり課長。

○地域づくり課長（藤田 彰） お答えいたします。

まほろば号につきましては、バス停から300mを基準に交通空白地帯があるかどうか、こちらを判断をいたしているところでございます。国で申し上げますと、国の方向性としては、国がよく使う、調査で使われるバス停から500m、鉄道駅から1km圏外というところがいわゆる交通空白地帯と呼ばれるものでございますが、本市につきましては一応300m以内というところを目途で整備を進めておるところでございます。そういう中で、連歌屋、湯の谷につきましては交通空白地帯が一定解消されたというふうに思っておりますが、やはり今、バス停からはかってみますと500m前後の交通空白地帯が数カ所見受けられるということは事実でございます。しかしながら、そこがバスが通るエリアであるのか、ニーズがそれだけあるのかまたはUターンできるような箇所があるのか、特に交通空白地帯につきましては行きどまり、もしくは市域どまりということになりますので、Uターンするところ、戻ってくるという路線も当然考えなければなりません。そういうところで幾つか私どもも課題として捉えているところがございますけれども、まだ課題の段階でございまして、今後、意向を聞きながら進めていく必要があるものについては進めていくということで考えたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） ありがとうございます。

まさに、300m、500mがなかなか大変だという利用者、市民がおられるのでどうなのかというふうな趣旨の質問をしておるわけですが、いわゆる公共のバスがあるところも幹線の中でも大きな幹線ですよ、そういったところをどう補完するかという、公共交通でありながら同時に福祉的なものがだんだん重たくなっていくということで、そのあり方をどういうふうにお考えかということで聞いているわけですが、同時にその中、今ちょっと需要の関係ということで前回もお答えいただいたのは、これも同じ3月議会だったか、原田議員の質問の中で水城二丁目、こちら側から行くと、真つすぐ行って高速くぐって打ちっ放しの横を右に曲がっていったあのあたりですが、太宰府なんですよ。ここにある家屋、約三、四十軒ですかねえ、マンションもできているようですが、この辺に関しては当時の総務部長のお答えでは、需要の関係、経費の関係から現時点ではまだ実現の可能性はないと判断というお答えなんですよ。

そこで、この需要の関係ということですから人口ということでしょうが、逆に言うと今、三、四十軒ということで100名か、よく人口は知りません。だけれども、おおむねそのぐらいだとして、大体お考えとして人口どれぐらいになったら考えるという、需要の関係ということをも明言されてありますので、まずその辺を聞かせてください。

○議長（橋本 健議員） 地域づくり課長。

○地域づくり課長（藤田 彰） 何人であればどうのという考えは持っておりませんが、先ほどの水城二丁目の件でございますが、先ほど申しましたところがまさにその部分でもございます。ニーズが、需要がということは、地域要望がどれだけ今から生まれてくるのかというのも一つだろうと思っております。地域の方々、水城地区になりますけれども、意向を聞きながら判断する必要もあろうかと思っております。ただ、今までその件につきましてこちらのほうにバスが欲しいという要望は、10年間の中で1件あったのは確かでございますけれども、それ以外の方からのお話はあってございませんので、まだ判断しかねるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） 10年間で1件といいますか、この前回、3月のお答えの中で、現時点ではまだ実現の可能性はないと判断というお答えなんですよ。この中の言葉尻捉えるわけじゃないけれども、可能性というのは客体のことですね。主体、つまり客観的な話で、何か言い方、よそごとみたいな感じで聞こえるわけですね。可能性というのは、自分にとっての可能性というのは自分で決めるんであって、そんなふうなところで言っても無理というふうに思っているのじゃなかなかと推量するわけでありまして。

そこで、現実問題、可能性としては今、水城台からおりてきている、あるいは向かっているところを延伸するという方法が一番近いのかなと思うのですが、仮にあれを延伸した場合に費用的なものというのはどれぐらいか、何か算定されていますかね。

○議長（橋本 健議員） 地域づくり課長。

○地域づくり課長（藤田 彰） 先ほどの走行距離と総事業費を引いたものが距離別単価というものになります。これは車両の減価償却も含まれておりますけれども、そこから割り出す数字は出せます。ただ、先ほど水城二丁目の件でございますが、実際に現場に私どもも何度か足を運び、大型バス、まほろば号のサイズが入ってUターンできる箇所がないというのが今、現状でございます。何度もその件については私どもも担当もしくは部長と現場に行き、検討をしております。ただ、状況的に今のところなかなかバスが通行するという点に関しては難しいという判断をしているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） 私もあの辺、何度か通りまして、そう思いました。今の大きな箱は行けないことはないけれども、Uターン、あるいは乗降に関してどうかなという気もします。ですから、今この質問の趣旨にありますところの予約型に限らずいわゆる幹線を補完するものとしての小型の地域バス地域交通が必要、役に立つのではないかというふうな思いで質問してお

るわけですが、登壇の中でも言いましたけれども、報道でこれは8月の半ばぐらいの新聞の、これたしか1面やったと思うんですが、予約型普及支援ということで記事があるので、ちょっと主な点だけざっと読みますが、政府は地方自治体が主体となって乗り合い、予約型で小型バスやタクシーを運行する仕組みを本格的に普及させる方針を固めた。人口減社会を支える新たな公共交通としての役割を期待している。2020年度を目途に導入自治体数を今の倍以上の700市町村に拡大させる目標を交通政策の基本計画に盛り込む。この仕組みは、利用者の予約を受けて通行するため、デマンド交通と呼ばれる。政府は今年中に交通政策の基本計画を閣議決定し、拡大目標を盛り込む。2015年度からは補助金制度を新設し、導入する自治体を支援するという内容でございますが、これはもうご案内、ご承知と思いますが、これに対して手挙げるようなお考えはありますか。

○議長（橋本 健議員） 地域づくり課長。

○地域づくり課長（藤田 彰） この内容につきましては、デマンドシステムのオペレーションシステム、予約型のシステムの負担と、補助ということで伺っております。またもう一つは、交通基本計画、これが圏域もしくは市町村域をまたいで、県が一緒になって市町村間をまたいで乗り合うということも今後出てくるだろうという計画をつくるということになっておるようでございます。実際、県のほうから既にアンケートも来ておりまして、本市のほうもぜひ市町村間の乗り合いということもできれば要望として上げていきたいというふうに思っております。そういう内容でございますので、まずはシステム構築費用、この辺も検討をいたしておりますけれども、まずは国の動向を注視しながら検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） まさに、さっきの二丁目もそうですけれども、他市とのやっばり連携というのは大きな課題になってくると思います。いい研究というのを今後進めていただきたいと思いますが、本市の特性として丘陵地が多いと。これはやっぱり周りの春日、大野城と比べてもちょっと違うと思うのですよね。また、どこもですけども、特に高齢化、特に丘陵地の高齢化というのは割と高いと思います、数字を持っているわけではありませんが。また、中心がないとよく言われますが、逆に言うと全般、全体的に分布しているというふうな問題というか特徴ですね。こういった中で、また幹線の渋滞等もたびたび起こる。こういった本市の特性というものがございまして、こういった中で今後の公共交通としてのコミュニティバスについてどういったお考えか、市長のお考えをお伺いしたいと思うのですが。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（井上保廣） 只今地域交通、予約型バスの運行について含んだ答弁を地域づくり課長のほうからやったとおりです。平成10年にこのコミュニティバス導入時から国土交通省、あるいは筑紫野警察、あるいは福岡県警等との連携のもとにやってまいりました。恐らく、全国に見ても先進地の一つになったであろうというふうに思っております。今も担当職員等については創

業精神でやっております。委託しておるからそれで終わりという事ではなくて、どうしたら市民のためにもっともつとつとなるかと、利便性につながるかというふうな視点から改善に改善を加え、それは路線も含めて行っております。そして、デマンドバス等々の予約型のバスの運行等についても研究はしておるところでございます。あるいは、道路網の設置等々含んだ変更があれば、それに合わせた形での路線の変更も含めて柔軟に考えておるところです。ただ、これは頻繁に改善ができませんので、許可等々も要りますので、その辺のところは計画的に行いたい。

そしてまた、高齢者の面につきましては、やはり自分の足で歩いてバス停まで来れるような、そういった元気な高齢者に。あるいは医療費に金を投入するという国保の問題もありました。あるいは、介護に陥らないような介護の問題もあります。現実には病気になっている人については当然やらなきゃなりませんけれども、それ以前にこのバスも含めて文化面、スポーツ面あわせて資金投下をしていくと、私どもはそういった政策に切りかえて今走りつつあるというふうな状況でありますので、ご理解をいただいております。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） ありがとうございます。

常に創業精神で行うということに全て思いがあらわれておられるのではないかと思いますけれども、ただもう一つの現実問題、病人に説教というか、ちょっと例えが悪いですけれどもね、体を鍛えろとかといってもこれは仕方がないのであって、まずは対症療法的なものもやっぱり必要だと。それからまた、一部といいますよりも結構いろんな相談というか、悲鳴に近いような相談というのがあるわけですね。何とかしてくれと、このままじゃ生きていけないという相談もございます。ますますこれは増えてくると思います。その中で、先ほども言いましたけれども、平成10年からずっとやってきたわけですからいろいろと見直す、幹線も残す残さない、こうするというような、これは一定の見直しを行うというふうなことはまさにこういうところではないかと思いますし、まずまた施政方針の中でも3周年、5周年ですか、東観世や湯の谷の中で非常に地域住民の方々が感謝をされているというふうな話を市長のほうからも伺っております。地域交通の整備というのは、まちづくりの基本的な施策、根幹的な施策であると思っております。今後も積極的に整備を進めていただきますよう要望いたしまして、質問終わります。

○議長（橋本 健議員） 12番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時54分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番陶山良尚議員の一般質問を許可します。

〔1番 陶山良尚議員 登壇〕

○1番（陶山良尚議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告しておりました内容について質問をさせていただきます。

滞留型観光について、2項目について伺います。

まず初めに、滞留型観光プログラム事業についてお伺いいたします。

今年の夏は天候不順が続きましたが、太宰府ライナーバス「旅人」の増便等により太宰府へのアクセスがよくなったこともあり、多くの方々にお越しいただきました。非常にありがたいことだと思う次第でございます。

さて、毎年700万人以上の方々が来られますが、このうちどの程度の方々か太宰府の主要な史跡地、観光地を回っていただいているのでしょうか。本市の場合、天満宮へ一極集中しており、他の観光資源へいかに足を運んでいただき回遊性を高めていくかということが大きな課題であります。太宰府市にはホテル等の宿泊施設がないに等しいことから日帰り観光が主となっており、1日かけて太宰府を楽しんでいただく仕掛けが必要であります。現在、レンタサイクル事業や歩かんね太宰府によるまち歩き事業、そして内山への回遊性向上事業などさまざまな事業を行っていただいております、このことに対しては非常に評価をいたすところでございますが、まだまだ検討課題は山積していると思っております。

そこで、2点伺います。

まず、3月の代表質問のご回答の中で、本年度の取り組みとして食、あるいは憩いの場を初めもてなし等の付加価値をつけた取り組み、レンタサイクル事業の充実に努めていきたいということでもございました。それも、来訪者が低減する夏場をターゲットにして事業を行っていききたいということでもございましたが、今年の夏はどのような事業を行い、その効果についてどの程度検証されたのか、また回遊性向上を図っていく上で今後の事業計画、市の考え方についてお伺いいたします。

続きまして、史跡地周辺の都市計画変更による回遊性の向上について伺います。

前項目でも述べたとおり、回遊性を図っていく上では現在、天満宮周辺に一極集中している来訪者をいかに市全域へ回遊していただくかということが重要でございます。そのためにも、政庁跡や水城跡など史跡地周辺の活性化を図っていく必要があります。特に、政庁通りに店舗ができるよう土地利用を緩和していただき、若い人が起業できるよう環境整備を行い、起業家を誘致することで活気を生むことができるのではないのでしょうか。市でも以前より史跡地周辺の整備に向けて都市計画の変更について検討されておられますが、現在どのように協議されているのか、その進捗状況について伺います。

以上、再質問は発言席にて行います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 滞留型観光についてご回答申し上げます。

まず、1項目めの滞留型観光プログラム事業についてですが、太宰府市まるごと博物館、まちぐるみ歴史公園のまちづくりを目指す本市の滞留型観光の推進にとりまして、年間760万人の来訪者を太宰府天満宮、九州国立博物館を中心とするエリアだけではなく、いかに市内各地へ誘導し、滞留していただくか、また太宰府に出かけたくなるにはいかに仕掛けをし、PRを行うかが重要なことだと考えております。そこで、市内に点在する太宰府ならではの史跡を初めとした歴史的文化遺産等を楽しくめぐり、歴史や文化、自然を五感で感じていただく文化観光を基本に据えながら、見る、食べる、買う、憩うといった付加価値を高め、回遊性の向上につながる取り組みを行う目的で、観光協会や商工会、NPO法人などを構成員として平成24年に立ち上げました太宰府観光・産業経済活性化連絡会議を基軸として多様な主体が連携し、協働した観光の取り組みを進めております。

ところで、日本を紹介する旅行ガイド、ミシュラン・グリーンガイド・ジャポンで太宰府が3カ所紹介され、合わせて6つもの星をいただいたおかげもあり、海外からの観光客も増加をしていることからわかりますように、今、太宰府の観光にとって追い風となっております。そして、今年の春に運行を開始して以来好評であります西鉄の太宰府ライナーバス「旅人」と太宰府観光列車「旅人」というさらなる新しい風も吹いてまいりました。また、この好機に昨年末、情報発信やPRにも力を入れており、来訪者の市内散策に必須の太宰府まるごと観光ガイドマップ、四季折々の太宰府の魅力を季節ごとに紹介する太宰府四季のたび、NHK大河ドラマ「軍師官兵衛」にちなみ、官兵衛と太宰府のゆかりを紹介した黒田官兵衛ゆかりの地・太宰府、2カ月ごとのイベントを紹介したイベント情報などのパンフレットや太宰府を代表する季節の景観を切り取った観光ポスターなどを充実させ、本年度もPRを継続することで誘客に努めております。このほか、観光客を引き込みおもてなしを行い、そして太宰府をPRする手段として市長、副市長も同乗して取り組みました西鉄のオープントップバス特別運行に際しての歓迎セレモニーを8月10日に実施いたしました。太宰府駅でのセレモニーには太宰府天満宮、宝満太鼓の皆さん、キャラクターの千梅ちゃんらの協力をいただき、沿道での手を振ってのおもてなしには職員のほか各団体や市民にも参加していただき、悪天候にもかかわらず乗客の皆様には大変喜んでいただきました。

こういう状況のもと、平成25年度まで取り組んでまいりました太宰府古都の光などの事業とあわせて、本年度における滞留型観光プログラム事業を実施しているところであります。その中で、付加価値をつけた本年度の夏場の取り組みとしては、西鉄との連携を核に展開しておりますが、食を織り込んだレンタサイクル事業に関して9月1日から11月30日までの期間を実施しております。また、ライナーバス「旅人」、観光列車「旅人」とまほろば号のタイアップが実現しました企画切符、旅人きっぷについては、当初、夏の実施を目指し、西鉄のバス、電車の各部門との協議を行い、9月5日に実施開始の運びとなった次第であります。これは、本市のコミュニティバスまほろば号にとりましては開設以来初めての企画切符であり、来訪者に市内を周遊していただくことで回遊性の向上や滞留時間の延長など、太宰府の観光にとりまして

大きな飛躍になると考えております。

さて、これらの事業の効果としましては、事業開始間もないため検証を行える段階ではありませんが、レンタサイクル事業の利用台数に関して、この3連休を含む15日現在で電動アシスト自転車89台、普通自転車85台、合計174台で、この1カ月300台を超えるペースとなっており、昨年9月の1カ月間の利用台数124台と比較しても順調な出だしとなっております。竈門神社、大宰府政庁跡、観世音寺、水城跡などの市内各地への回遊性を高め、滞留型観光に寄与する取り組みとして期待できるものと感じております。

また、今後の事業計画につきましては、観光ガイドの案内を受けるという体験と食事を楽しむという食を売り込み、今後の観光モデルルートの作成を目的としたモニターツアーにつきまして、西鉄との連携により、利用ニーズが高い秋の観光シーズンの12月上旬に実施することで準備を進めております。ほかにもNPO法人歩かんね太宰府のまち歩き事業につきまして、若年層をターゲットにパワースポット等をめぐるコースを参加しやすい休日に設定し、カフェや食事どころで食を楽しむといったコースの造成に昨年に引き続き連携して取り組んでいく計画であります。これらの計画は、食や体験という付加価値を織り込んだ今後の滞在型観光の推進になるものと考えております。あわせて、今年度の実施状況を検証し、さらに充実、拡充できるよう関係団体との連携を深めつつ、市内各地への回遊性を高める方策の発掘に励み、滞留型観光のさらなる具現化に向けて進めてまいります。

次に、2項目めの史跡地周辺の都市計画変更による回遊性の向上についてご回答いたします。

ご質問いただきました史跡地周辺の回遊性の向上につきましては、歴史まちづくりの観点で進めていく必要があるものと考えております。歴史まちづくりにつきましては、平成22年11月に国から認定を受けました太宰府市歴史的風致維持向上計画に基づき、回遊性向上も視野に入れ、散策路整備等を既に進めております。具体的には、平成24年度に行った特別史跡大宰府跡内にある蔵司通路散策路環境整備や史跡観世音寺及び子院跡内にある戒壇院通路環境整備を実施し、史跡地内の散策者の方々の回遊性を図っております。大宰府政庁におきましては、観世音寺区画整理事業において現在、第1種低層住居専用地域に指定をしておりますことから、史跡地景観と相まって良好な住環境が実現しております。一方、多くの来訪者が訪れる政庁通り周辺は第1種低層住居専用地域でありますことから、住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿など、また兼用住宅では延べ面積の2分の1以上の居住の用に供し、かつ50㎡以下の店舗に限り建築が可能で、その店舗も業種によって限られております。このような中、回遊性の向上につきましては、史跡地周辺での休憩、食事、買い物ができるように、大宰府政庁跡に面する観世音寺一丁目あるいは二丁目付近に歴史まちづくりの観点から、太宰府の歴史的風致の維持向上にふさわしい小規模な専用店舗の誘導が可能となるよう都市計画変更、つまり歴史的風致維持向上地区計画の導入に関する関係機関との協議を進めております。このように、施策を連携させながら、来訪者の回遊性向上に資する空間づくりを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1番陶山良尚議員。

○1番（陶山良尚議員） ご回答ありがとうございます。

滞留型観光事業については3月議会の代表質問でもお伺いさせていただきました。再度いろいろお聞きしたいことがございましたので、今議会で改めて質問をさせていただいておりますけれども、まず本市が行っている回遊性向上事業についてですけれども、市長の3月議会のご回答の中で今、回答の中にもありましたけれども、都府楼エリア等への回遊性の向上を図るレンタサイクル事業とかまち歩き事業、そして内山地区への回遊性向上事業等々、引き続きされておるということでございました。それで、竈門神社含めた内山周辺地区についてはいろいろな形で、春は桜の時期、秋は紅葉、そして竈門神社、宝満山といろいろな形で観光客の方も回遊されているという話は聞いておりますので、ここについては特段はございませんけれども、先ほどレンタサイクル事業についていろいろお話がございました。大分増えているということ伺いましたけれども、レンタサイクル事業について以前というか最近の話はわかりましたので、どの程度最近利用されているのか、その辺のちょっと数字的なものを教えていただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） レンタサイクル事業が平成25年度は1,037台でございます。平成26年度が8月現在で458台ということになっております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1番陶山良尚議員。

○1番（陶山良尚議員） そしたら、先ほどレンタサイクルは新たに9月から新しい事業されているということで増えているということでもございましたけれども、これはレンタサイクルの例えばこのチラシがありますけれども、このチラシを持っていけば100円引きになりますよと、その効果によってただ単に増えたのか、それともそのスイーツと関連させた事業で増えているのか、その点のちょっと検証をどのようにされているのかお伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 昨年度までのこの時期のちょっとやり方と方法をひとつ変えたのも大きいのかなと。昨年度、この時期にやったときは、都府楼駅からということで事業を始めたみたいなんです。それと周知期間がちょっと短かったかなと。ちょっと焦ってさっとやってしまって、来訪者の方にそういう周知ができなかったかなということで、本年は太宰府駅を起点に返却は二日市でも都府楼でもできますよというやり方もやっておりますし、それとやっぱり大きいのは料金の関係かなと、それは思っております。ただ、料金も関係あるのですけれども、私は電動自転車がまだ多いかなと思ひまして、余り数字的には電動も普通自転車も変わらないというような結果になっております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1番陶山良尚議員。

○1番（陶山良尚議員） そしたら、9月から始めているこの事業ですけれども、例えばどういうところを皆さん回ってあるかというのわかりますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 実は、私も2週間前観光課長と一緒にこのレンタサイクルに乗ってみまして見取りましたら、やっぱり竈門神社行かれてそれからまた天満宮帰られて、よくあったのがやっぱりあの裏道をずっと行かれています。昔からの歴史の散歩道といいますか、あれを行って政庁跡のほうを回って、また遠い方は水城跡まで行ったような状況もありますので、結構さっと行けば2時間ぐらいで回れるかなと思いますけれども、時間かければ1日かかるかなというような思いでありましたけれども、それとちょっと男2人でスイーツには入れませんでしたけれどもそういうところの関係もあって女性の方が多いのかなという意識は持っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1番陶山良尚議員。

○1番（陶山良尚議員） そのスイーツについてでございますけれども、例えばこれ旗なんか上げてあるという話も聞きましたけれども、なかなかどこがこのスイーツ店で参加しているのかよくわからないんですよ。チラシ見てもわからない、ホームページ見てもわからない、旗も余り見ないと。その辺どういうやり方をされてあるのかなと思っておりまして、その辺のいきさつをちょっと教えていただければと思いますけれども。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） チラシはコンコースとかいろいろなところへ置いてあると思うのですが、借りた方にそのスイーツの場所というのを教えることをやるんですよ。だから、自転車を借りに行かないと、どこがそういうスイーツの場所かというのがわからないというふうになっております。のぼりの旗が店、例えば政庁通りであれば政庁の前の店とか喫茶店のほうにも旗を立ててありますので、ちょっと見づらいところもあったかと思いますが、その辺は再度周知を徹底して見やすいような位置に場所は変更させていただく。私も乗って、あら、これわからんなどというところもちょっとありましたものですから、その辺はちょっと観光経済課のほうも含めてもう一回周知をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1番陶山良尚議員。

○1番（陶山良尚議員） そしたら、何店舗参加してあるのかということとレンタサイクルを借りて来た人しかそのお店がわからないということもちょっと問題かなと思っております、それはオープンにしてもホームページ上でいいのかなと思うんですよ。そのお店を目がけていく方もあるでしょうし、太宰府の場合は結構有名なお菓子屋さんとかもございますので、その辺がちょっと気になったものですから、その辺よろしく願います。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 参加店舗数は今、12軒でございます。これは大きなもとは議員さんレンタサイクルに乗ってもらってうちの史跡地を回ってもらおうというのが大きな趣旨でございまして、スイーツはその後に附属的に付録的につけてきたもんでまずは自転車に乗っていただいて太宰府の市内の観光をしていただくというのが一つ大きな目的でございますので、そこら辺はご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1番陶山良尚議員。

○1番（陶山良尚議員） そういうことこそせつかく経済活性化連絡協議会等々つくってあるならばその中に商工会かと観光会とか入ってあるわけですね。なぜその辺で話が出てこないのかなと。商工会のほうの協力を得ればやっぱりそういうお店にも市のほうでやってもらって絡みをすればその辺はできるのかなとは思うのですけれども、何かレンタサイクルにかこつけて安易にそういう事業を行われているのかなとそういうふう思うものですから、ちょっとその辺が気になりますけれども、その辺どうお考えかお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 確かに、軒数的に12軒ということでまたこれからそういう輪を広げていくような取り組みも商工会も含めてうちのほうから相談させていただいてやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1番陶山良尚議員。

○1番（陶山良尚議員） そしたら、ちょっとご提案でございますけれども、私ども会派で以前、日南市の飢肥のほうに行きまして、今度「町あるき」マップという形でつくられているのですよね、こういう形で。ちょっと配布はされておられませんので、裏にこういう、どこのお店に行けばどういうものがもらえるかと、プレゼントしていただくかという商品も載っております、例えば中にコーヒー1杯無料とかそういうところもあるのですよね。ここに引きかえ券がついておまして、例えばほかのいろいろな資料館とのセットで、町歩きと資料館3軒ぐらいただたら600円とか、町歩きに全部の資料館を入館できるというふうになれば1,000円とか、そういう形で5枚チケットがついておまして、どこに行ってもそういうチケットを持っていけばプレゼントがもらえると、中にお店に入っても買っていただけると、そういうことも飢肥のほうではこういう形でマップをつくられてやっているわけです。これにまたレンタサイクルも絡められて、例えば普通の自転車が300円、電動つき自転車が500円という形で若干値段は安い料金にされてありますけれども、総合的にこういうまち歩き事業をする場合、こういうふうなマップをつくって周知をすることも必要かなと思いますけれども、そういうことは経済活性化連絡協議会とか市の協議の中で出てこないとか、そういうことがちょっとどうかなと思ってちょっと今、ご提案をさせていただきましたけれども、この辺もまた改めて他市のやっている

ことも含めてご検討をいただければと思っておりますけれども、ちょっとご回答をよろしく願います。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 今、議員が言われたようなところも参考にさせていただいて広い視野でいろいろ検討していきたいなと思っておりますので、まずちょっと最初に出始めたかなという、そういう期待を込めて見ていただければと思いますので、よろしく願います。
以上です。

○議長（橋本 健議員） 1番陶山良尚議員。

○1番（陶山良尚議員） それと今、まち歩き事業の話をしましたのでこっちのほうに入りたいんですけども、今、歩かんねさんがまた9月21日から新たに事業を開始されます。それでこの内容を見ていますと例えば今、女性の登山者なんかも多いので、登山も女性のための宝満山とか食とも絡めているような企画をされて、これ自体はしっかり事業をされてあるなということの思いながら敬意をいたすところでございますけれども、私がちょっと1つ思うのは例えばこの参加者、春の時期でもいいので、何名ぐらい参加者があって、例えば年齢構成がどのようになっているのか、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 歩かんね太宰府の事業でございますが、ちょっとこれ平成25年度が85回で1,041名ということなのですが、平成26年度が1月から6月までで41回されて392名という報告が上がっております。そして、今現在この間、歩かんねの方もお話しさせていただいたのですが、どうしても年配の方が多いと。統計はとっていません、今、報告はできませんけれども、どうしても年配の方が多いということで、何とか若い方々を集めるような工夫をせないかんということで今度はモニターツアーといいますか、そういうのをやっていきたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1番陶山良尚議員。

○1番（陶山良尚議員） 人材育成という面で大変やっぱりどこのそういうガイドされているところ、地域は悩みはあるとは思いますが、例えば企画の中で年齢構成はどのぐらいになっているかちょっとその辺、何歳ぐらいの方が多いとかわかれば、ちょっとさっきご回答なかったものですから、願います。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 大体50代、60代の方が多いという報告でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1番陶山良尚議員。

○1番（陶山良尚議員） そうしますと、やっぱりなるべく若い方が参加できるようなですね、企画をですね、練っていただきたいなと私はつくづく思っております、特にやっぱり女性の方

が町歩きとか観光は今、非常に関心を持たれていますのでそういう方がやっぱり来られて歩いてみてよかったですと思えば、またどんどん宣伝をしていただけますし、そういう方の参加しやすい事業が増えればいいなど。先ほども言っていますけれども、パワースポットをめぐる旅とか食、スイーツを生かしたそういうコラボをした企画とか、またそれとあわせて教育の面からいったら親子で参加していただくような企画も私、必要かなと。せっかくこれだけ学ぶ施設がありながら、よそからもやっぱり太宰府に興味ある方、親子の方もいらっしゃると思うので、親子で会話するいい機会になるのかなと思いますので、その辺の企画もできたら私はいいいのかなと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 先ほど言いました若い方のターゲット女性の方も含めてそういう絞った中でやっていきたいと。それと、カフェとか食事どころそういうところも含めてやっていきたい。それと、今、議員さんが言われた親子の方もそうですけれども、修学旅行生とかそういう学生さんのほうにも幅が広げられないだろうかというようなことも考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1番陶山良尚議員。

○1番（陶山良尚議員） また、ご提案というかちょっと知っていただきたいのは、私ども会派でまたこれも佐世保のほうに視察に行った折にさせぼエコツーリズムということがございまして、これは国の事業の中でされておる事業で、平成18年度から始められた事業で、この中に町歩きも入っております基本的には市のほうでこれは主催されておまして事務局もつくってやられている企画でございます。私どもも視察に行って、実際に1時間ほどこの町歩きのガイドの方たちと一緒に町歩きをさせていただきました。非常に、ガイドの方も若い方でおもしろい話もあり普通の人は入れないいろんなところも見させていただきました。佐世保も言っていました、やっぱり人材がやっぱり働きながらとかされているガイドさんが多いので、なかなかその辺は難しいという話だったんですけれども、そういうところもありますので、一度そういうところの内容も見ていただいて太宰府市のほうにできるかどうかはわかりませんが、検討の一つとして考えていただければと思います。その辺お願いしておきます。

○議長（橋本 健議員） 回答はいいですか。

○1番（陶山良尚議員） はい、回答はいいです。

そしたら、続けて2項目めに行きたいんですけども。

○議長（橋本 健議員） 1番陶山良尚議員。

○1番（陶山良尚議員） 都市計画の変更ということで今これは協議をしているということでございますけれども、政庁通りにこれはいずれ店舗が建つと。そういう活性化するための例えば店舗が建つことが前提で今現在協議しているという認識のもとでよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） これは歴史的に風致に合ったようなそういう誘導ができるような店

舗、そういうのができるような形の都市計画の変更を今、協議しているということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1番陶山良尚議員。

○1番（陶山良尚議員） 今の状況でしたら50㎡以下という形で狭い店舗しか置けないということでございますけれども、この用途変更がもしできれば例えば今やっぱり若い方の間ではやっていますパン屋さんとかケーキ屋さんとか喫茶店等々、こういう形もそこに例えば起業されるということも考えられるのかどうか、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） この用途地域を今、第1種を第2種ということはなかなか難しいと思います。その中で、歴史的風致維持向上計画の中の地区計画の導入ということでございますので、どうしても喫茶店とかそういうのはできますけれども、太宰府にちなんだようなそういうのを入れ込んだような店舗、そういう考え方でやっていきたいと。何でもかんでも入ってきていいじゃなくて、太宰府のに特化した、太宰府の特産品とかそういうことも含めたそういう店舗を誘致したいと、誘致できるような計画をしたいということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1番陶山良尚議員。

○1番（陶山良尚議員） そういうことでしたらぜひそういう太宰府に協力していただける例えば若い創業したいという方がおられれば、そういう方をどんどんやっぱり誘致していただいどんどんやっぱり活性化を政庁跡だけじゃなくて水城跡周辺とかその辺までやっていただければ、それはまた若い方の来訪者も増えてまたそれでマスコミなんかにも通してまたやれば、いろいろな形で活性化がされてくると思います。通り柄、やっぱり景観の面もありますので、その辺はしっかり訴えていきながら行っていただければそれが一番ベストだと思いますので、ぜひ若い方の創業者をやっぱり誘致していただいて、活性化に協力していただくような形でやっていただければそれが一番ありがたいなと思っていますので、その辺もあわせてよろしくお聞かせしたいと思います。

それとあと今、政庁通り周辺にはいろいろ戒壇院、観世音寺とかいろんな形で史跡地、観光地がありますし、蔵司とかあそこら辺もありますので、また裏のほうは今、歴史の散歩道という形でずっと整備されていますけれども、ああいうことを含めて今後の活用方法、そしてどのような形で観光と絡めていくのか。回遊性向上の点から何かその辺の今後計画があるのかどうか、その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 実は、先日ちょうど修学旅行の観光バスが政庁の正面の道路にずっととまったりましてちょっと渋滞してました。だから、そっから修学旅行生がたくさんおりにくるのですよ。私も、こういうところでおろして、やっぱり修学旅行生も来るのだなというこ

とを思いまして、何とかこの付近に駐車場、大型のバスがとめられるような、そうすればまた回遊性は高まるかなというような思いでちょっと見ておりました。結構な人数の修学旅行生がおりてきて政庁跡に行っているのですよね。これは大事なことだなということもありますけれども、そういうことで今、政庁の付近に用地を買って、これも歴史のまちづくり事業のほうでやっておりますけれども、大型バスがとめられるような駐車場を整備したいというようなことで、それも一つの大きな天満宮、政庁、水城跡を結ぶような大きなこのバスでの回遊性を図れるんじゃないかということで一応考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1番陶山良尚議員。

○1番（陶山良尚議員） 今、部長のほうから政庁前の駐車場の件で出ましたので、ちょっとそれについて私の意見を述べさせていただきたいと思っておりますけれども、バスの駐車場ということで、これはほかの用途はもうできないということでもいいんですかね、確認ですけれども。今のところはバスの駐車場しか考えてないということで、ほかの付随施設はつくらないということで、その辺ちょっと確認をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 駐車場の中にはトイレは設けたいと思っておりますが、今、駐車場の中でそういうお店とかうちのほうが誘致してというようなことは今考えておりません。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1番陶山良尚議員。

○1番（陶山良尚議員） 私の意見を述べさせていただきますと、私はあそこ駐車場もいいのですが、駐車場に考えるとやっぱり道路の渋滞の問題とか危険性とかその辺がどうかと思うところもあるんですけれども、私としては水城地区に、情報発信をするような基地になるような施設がないものですから、あそこを観光の一つの起点として例えば自動車の駐車スペースを含めて簡易な案内所とかお土産屋さん、そして軽食のそういう喫茶店等々その辺をつくっていただいて水城地区の観光に一役買っていただくような施設ができれば、私はまた回遊性も高まるだろうとは思っておりますけれども、その辺やっぱりどうしても駐車場しかできないということで、今のところはその考えしかないということでよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） 今のところは駐車場しか考えておりません、駐車場とトイレとですね。政庁通りにはやっぱり政庁通りにふさわしい店舗の誘致もですね、あわせてしていかないといけないだろうという思いはあります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1番陶山良尚議員。

○1番（陶山良尚議員） そうしましたら、まるごと博物館構想には道の駅のまだそういう話が私、残っていたような気がいたしますけれども、先々その道の駅等々をつくるような考えはま

だお持ちなのかどうかお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（辻 友治） これは以前お話があったように私も記憶はしておりますけれども、今、ちょうど水城製粉のところといいますか梅大路交差点から曲がったところの先に、ゆめ畑というのがちょうどあります。あつちのほうに主に出荷していただいているところもあって、あそこが非常に好評だということもありますので、ちょっと今現在すぐに道の駅とかということまでは話が行ってないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1番陶山良尚議員。

○1番（陶山良尚議員） ぜひ道の駅というか観光ステーション的な機能を持ったそういう施設をつくっていただきたいということをちょっと要望したいと思っております。

最後にこれ私のちょっと思いを言わせていただきまして、市長にちょっとお考えを最後にお聞かせいただければと思いますけれども、太宰府の観光で回遊性を考えた場合は団体客よりも個人、また少人数の観光客をこれターゲットにするべきでありいかに太宰府に来て楽しんでもらうかが重要であると考えております。今日では観光の目的はやはり遊びと食が中心であり、そこにスポットを当て政策を考えていく、その必要があると思います。特に最近では女性が観光に熱心で、女性をターゲットにした取り組みをされている自治体も数多く見受けられます。やはり女性——特に若い女性——の方が動けば男性も動くし、女性の方々に楽しんでいただければ、その方たちがまたリピーターとなっていただいてどんどんどん太宰府を宣伝していただけるものと感じているところでございます。

そして、やっぱり一番観光で大切なのは、常に町が変化しているということだろうと思っております。いつ行っても太宰府は、例えば新しい店舗が増えたりいろいろなイベントがされてあったり、道路を含めて環境、施設周辺が整備されておったり、そういうことをちょっとしたことでもいいので、そういう動きがあればまたより人は新鮮に感じ、太宰府はいつ来ても町が変わっておもしろいなど、そう感じていただけるのではないかと考えております。

特に滞留型観光については市内全体をいかに回遊してもらうか、そういう仕掛けづくりが町挙げて必要でございますし、例えばその地域地域本市でいえば天満宮周辺、竈門神社周辺、そして政庁、水城跡周辺、今、四王寺、宝満山の周辺、いろいろな形でそれ以外でも例えば西のほうの市街地のほう、商店が多いほうそういうところもうまくコンセプトづくりをすれば、これは皆さんが回遊性を高めていただけるものと私は信じているところでございます。やはりいかに町に、そして地域地域に魅力をつくっていくかそのコンセプトここに行けばこういうことがあっておもしろい、この地域はこういうことがあるからまた行ってみようとか、それは例えばスイーツ店でもいいし、いろんなパティシエを呼んできてそういう店を誘致するとか、そういうこともいいだろうと思っておりますので、そういうことも含めて行っていきながら私は以前より言っていますけれども、観光政策というのはやっぱりイコールまちづくりだということを考え

ております。そういう面からいえば、将来に向けてビジョンや夢が必要であり、5年、10年、その先いかにかの太宰府の将来を見据えて構想、計画を練っていくか。やはり夢を持たないことには、思い続けられないことにはこれ実現しないわけでありますから、やはり夢と希望を持って、こういう立派な町にしたいということを思い描いていただきながら、そういうことをビジョンを持ってやっぱりやっていただきたいなと思っておるところでございます。

何度も何度も言っておりますけれども、明確なビジョン、そして夢や希望を持って今後のまちづくりにぜひ臨んでいただきたいと考えておるところでございますけれども、最後に市長のお考えをお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私どもが今現在、市政を担当いたしておりますけれども、この観光というようなこと、あるいは歴史というようなこと、文化財も含めてでございますが、太宰府市は「歴史とみどり豊かな文化のまち」、歴史、文化を特性として、それを生かしながらまちづくりあるいは観光へとつなげているところです。これは今も陶山議員がご指摘のように、一朝一夕では到底できないと。先人たちの今日までのやはり一つ一つの歩み、そのものの結晶が今あると。私どもが引き続き歴史文化遺産になお光を当てながら、そしてそのことを通して観光まちづくり、ふるさとづくりを行っておるといようなことです。例えば今、水城跡1,350年を迎えました。今、国、県挙げて水城跡の研究、整備、行っているところです。私は高速道、都市高速の周辺にやはり1,000台とまるような用地を含めた駐車場、あるいはそこにできれば道の駅的な形も出てくるだろうというに思います。御笠川には木造の橋をかけると、東門、西門含めて回遊できるような、そういったスポット的なものも必要だと。あるいは、交通渋滞解消の部分については、都市高速から高架、そして朱雀通り、政庁前の通りまでは、いわば時間が読める都市高速の延長みたいな部分です。それから先が混むわけですから、御笠川にいろいろな障壁はありますけれども、河川の上に道路を1つつくっていくと、平面的な形の中で高架ではなくて、今、修景、景観含めた形でのその辺の整合性をどうつけていくかというような形の中でのもう一本、道の建設というようなものが必要だというに思っております。

太宰府市は、ご承知のように1,350年今まで来ました。今、知らずのうちに四王寺山に、宝満山に家が建ち込むということはありません。100年後も1,000年後もこの修景、景観は続く。天満宮、国博、あるいは特別史跡等々、名所、旧跡等々が数多くあるわけですが、さらに今に生きる私どもが今現在でできる可能な知恵と汗を出しながらまちづくりにいそしむこと、そのことが町の発展につながるし、その時折の考え方に基づいてまちづくりを規制緩和したり、あるいは来訪者が増えるようなそういったまちづくり、施策を講じていくということが大事だと。今後においてもその気持ちで、今、夢の一つを語りましたけれども、そういったことが実現できるような方向で努力していきたいというに思っております。

○議長（橋本 健議員） 1番陶山良尚議員。

○1番（陶山良尚議員） どうもありがとうございました。

ぜひですね、夢を持って政策に当たっていただければと思っておりますので、どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

終わります。

○議長（橋本 健議員） 1番陶山良尚議員の一般質問は終わりました。

次に、3番上疆議員の一般質問を許可します。

〔3番 上疆議員 登壇〕

○3番（上 疆議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告してあります件について質問をいたします。

全小・中学校の普通教室への空調設備、エアコンの設置についてであります。この件についてはさきの3月議会にて個人質問をいたし、同じく代表質問で太宰府市政改革の会の門田議員が、また日本共産党太宰府市議団の神武議員からも質問されました。同議会におきまして当時の総務部長から、特に最近、温暖化、ヒートアイランド現象に起因する異常な高温が生じており、さらにPM2.5の飛来状況も特に著しくなった状況も踏まえまして、学校の教育環境を適正に保つためには普通教室においてもエアコンの設置が必要と考えており、財源確保を図りながら鋭意設置を進めていきます。新年度から早速取りかかり、標準工期は設計する中で設定していきますと答弁され、市長からは、普通教室にやはり同じような環境によって勉強してもらうことが大事であり、一斉にするために手法や電気の電圧、配線とか専門的な視野の中で研究させ、夏季期間中にできないかというような方向の中で考えておるところですと答弁をいただきました。そのようなことから、私は4月、5月中に調査研究がなされまして、6月か9月の議会には補正予算が計上されまして、市長が言われたように夏季期間中に設置される方向で進められるものと期待しておりましたが、そのような動きは何もなく、大変失望いたしておるところでございます。

そこで、以下3点についてお尋ねいたします。

まず1点目は、当初予算で学校冷暖房設備導入計画策定支援業務委託料100万円を計上されたからその後どのような調査をされたのか、その内容を伺います。

次に2点目は、調査した結果、どのような結論を出されておられるのか伺います。

次に3点目は、空調設備、エアコンの設置時期はいつごろと考えておられるのか伺います。

以下、再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 全小・中学校の普通教室への空調設備の設置について、市長、教育長からということでございますが、私のほうからご回答させていただきます。

全小・中学校の普通教室へのエアコンの設置についてでございますが、本市では児童・生徒の熱中症対策として平成23年から3年間をかけて全小・中学校の普通教室に扇風機を設置するとともに、特別支援学級や通級指導教室、音楽室、図書室、保健室などにおきましては児童・生徒の体調を考慮し、順次エアコンを設置してまいりました。しかしながら、近年の地球温暖

化に伴い異常高温が続く気象状況、PM2.5などの飛来による環境、大気汚染の状況を踏まえ、学校の適正な教育環境を保つため、また児童・生徒の健康維持の観点から普通教室へのエアコン導入が必要であると考えており、今年度、調査研究及び計画策定などの費用として100万円を計上しております。3月議会におきまして、まずは平成26年度に各小・中学校における温度状況を確認しつつ、整備手法や整備の順番、稼働条件等を盛り込んだ導入計画を作成したいと申し上げておりましたとおり、現在は近隣市の状況について調査を行うとともに、導入計画策定に向けての資料として、夏休みを除く6月中旬から9月末までの普通教室の温度調査を実施しているところでございます。さらに、検討資料として、本市の過去の気温やPM2.5の状況、他の自治体のエアコンの整備状況など情報の収集を行っています。今後、この調査結果等をもとに設置時期を含めた導入計画を作成してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 1点、2点、3点、全部言ったのですか、今、説明は。それじゃあ、ちょっと言わないといかんですね。

私、1点目はそもそも前のほう、前段はわかっておるので、調査研究したことがまず1点目で教えてほしいと、どういうことをしたのかというのが今確かに何点か言われました。そういうことですが、あと調査した結果、じゃあ、2点目はどのような結論が出たのかをお聞きしたいのです。まず、それ言ってください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） この間におきましては、まず近隣の状況、この近隣でございますと福岡市、筑紫野市、そちらの今の設置状況、そういったものを調査しております。また、これにつきましては設置に向けてどういう調査項目を調査されたのか、また導入された後どのような利用を考慮されるのか、そういったところでございます。それと、今、各教室の温度調査を9月末まで実施することにしておりまして、これまでが出そろった時点で結果につきましては今後出していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 本当に私の最初の質問のとおりだけれども、失望しましたね。もう結論出ないかんでしょう、その調査ぐらいは。私どもが、私が調査したところでももう既にわかっている内容をちょっと読みましようかね。

もう既にご承知だと思っておったのですが、この空調設備整備事業については他市の状況を私が調べました。そういうのは新聞にも載っていますからね。福岡市では、今年度に小学校15校、332教室を9月の新学期から設置されとんですよ。今後は平成28年度までに小学校212校、約3,200教室に設置される。総事業費約64億円、福岡市ですよ。その次に、粕屋町では、本年度に小学校優先で4校を1億9,000万円ですべてしていました。また、中学校2校は9月議

会で補正予算に1億8,058万円を計上され、工事請負契約議案も提案されておるところです。また、筑前町では、既に設置されたエアコンの電気代704万円をこの9月議会に補正予算に計上されています。また、一番近くの筑紫地区の部分では近隣の珂川町では、何と平成24年度の6月から12月にかけて小・中学校全校、10校、320教室を設計監理委託料1,605万円、空調設備整備費が6億2,854万円、この中には太陽光発電整備もされておるんですね、これもすごいのですが、そういうことを実施されております。また、筑紫野市では、平成25年度の補正予算で小・中学校全校、16校、304教室の空調設備整備工事を5億6,276万円で国の前倒し予算で早々に計上されまして、本年度の8月に完了されているのですよね。このように、那珂川町や筑紫野市さんは早い取り組みをされて感心いたしたところでありまして、各市ともその目的は、先ほど話があったように猛暑への対策や近年深刻化している微小粒子物質のPM2.5などの大気汚染対策の視点からまた子どもの健康を守ると同時に、授業の集中力が高まればという期待をされまして全小・中学校に空調設備の設置は必要と判断されて実施されておられるのですよ。そういう中身は全部調査されたんですか。まだしてないんですか、これは。まず、それを。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 今、上議員が申されましたような状況につきましては、今回の調査の中で私どもも調査をしているところでございます。このエアコンにつきましては、当然、多額の費用が必要になってまいります。国の交付金とかそういったものを活用しながら整備をしていくということになりますけれども、本市におきましては昨年、平成25年度の前倒しの補正予算の中で、まず安全対策ということで学校のつり天井の改修、これは全校、今年度で終了することにしております。この夏休み期間中でつり天井は完了しております。まず、それを第一義的に考えたということもございまして、その後このエアコンにつきましても計画を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 計画を進めていきたいということであれば、ある程度の金額とかというのはもう出てきているんですかね。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 現在、概算の概算ではございますけれども、全教室にエアコンを導入しますと約4億6,000万円程度がかかるものではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 私の試算では、学校が11校ありますよね。全教室で180教室ぐらい、教室は合っています、180教室。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 現在、約200教室ぐらいの教室がございまして、そのうち一部は既にエ

エアコンが設置されている教室もございませう。対象となりますのが190教室程度になろうかなというふうには思っておりますけれども、これにつきましてはクラスの編制でございませうとか、そういったところでも若干変わってくるものと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 金額は、恐らく私が計算して3億5,000万円ぐらいだと思っせうですね。プラスと言えは、学校施設環境改善交付金というのが国のほうから来ませうね。それが、今ですと1億円ぐらいかなと。これは早くしないと、恐らく全国どこも空調設備をつくっていくと思っせうですね。そういったときに、材料そのものもなくなっていく可能性もあるし、機械そのものも取り合いになるんじゃないかなということもありますので、早目にやっはり手をかけないかなと思っせうのですよ。そういった部分で、もう少し早い、迅速に決めてもらわないと、もう何カ月、半年ぐらいでしょ、4月からですから。予算も100万円つけて調査研究して、そんなに時間かかること何にもないじゃないですか。設計を出すんじゃないし、自分たちで調べているんでしょ、そんなの。職員の手でやってんでしょ。それ確認、ちょっと。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 今の段階の調査と言っせうのは職員でやっております。もちろん、早い時期への導入も含めて検討をしまっせうけれども、具体的な時期につきましては先ほども申し上げましたように、この導入計画を策定する段階ではっきりさせたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 先ほどざっと近隣の状況を説明しまっせうけれども、市長は目つむっておるようですが、市長と教育長にそれぞれ今の説明しまっせう私の部分と市の今から考えている時期がいつごろまでにやるのかやらないのかというところら辺を含めてまず市長からちょっとお答えいただきたいと思っせうが。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 先ほどから総務部長がお答えしてありますように、財源の問題、あるいはどういうふうな金額がかかるのかということをもまず調査研究いたしてあります。その状況に應じまして、私どものほうも計画的にやっせういきたいというふうに思っせうています。市長として今後こういふふうに温暖化が進んでありますので、実施はしなければならぬということ考えてあります。まず、そのためにも大きな金額かかりますので、有効な国からの支援金をかち取るためには、いつでも安心できるような形で準備をしておきたいというふうに思っせうまして、今、調査研究をし、その結果に基づいてある程度の小・中学校における基本計画をつくりまして、国の支援事業があるときには即提出できるように準備を進めておきたいというふうに考えてあります。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 質問している部分がほとんど来ていませんが、市長、もう一回聞きますけれども、市長は言いたくないんだそうですが、市長、確認したいと思います。

市長はこの子どもの安心・安全のためにとって、一番全体的な部分は、いっぱいあるのですが、そういう部分でこういう空調設備は早くつくってやりたいというのが前回の回答やなかったですか、3月の議会で。そういうふうにな変わっているんですかね。市長、お答えください。市長言ってよ。市長に聞いているのだが。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（井上保廣） 全然変わっておりません。

（3番上 疆議員「変わっていません」と呼ぶ）

○市長（井上保廣） 変わっておりません。この今、総務部長あるいは副市長が回答したとおりで

す。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 3月に言ったことについて私が今聞いたのですが、3月のときにはやっぱり小・中学校全部ね、一斉にやらなきゃいかんということで、近い夏休みの期間中につくるべきじゃないかと市長言われましたよね、3月に。それはご存じでしょう。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（井上保廣） 施政方針で示しているとおりに、教育効果を高めるために全小・中学校普通教室へのエアコンは設置していくというふうには言っているんです。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） いくのはわかったですよ。いくのはわかったのですが、いつするんでしょうか。いつまでにやろうとしているのかご回答ください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（井上保廣） 調査結果の終わった時点で考えます。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 調査そのものは予算は4月にでき上がっているの、4月からこの6カ月の間に調査研究はできていると思うんだけど、それができていないということですか、市長。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（井上保廣） 初め、子どもはこの空調関係、子どもの温暖化の教育環境を整えてあげようと、しなければならぬというふうな思いで、どこの市よりも早かったと思いますよ、発想そのもの。そして、その手だてとして、空調ではなかったけれども、扇風機を全てにわたってつけていったと、まず前段のそういった取り組みがあります。それと、その前には耐震への取り組み、どの市よりも早かったと思いますよ、平成22年までには完了したわけですから。そして、今、太宰府市の教育課題の中では、議員の皆様方も指摘があったとおりに、体育館であると

か大規模であるとか改造関係がまず第一だという形での指摘、私どももそういうふうに判断をしておりましたから、小・中学校の大規模改造、体育館も含めて、そういったところで今年の夏に完了したと。そして、このエアコン等についても、今は扇風機がありますので、これが十分だとは思っておりませんが、音楽室であるとか必要な部屋については今もエアコンがついております。この普通教室への設置については、今年度予算を上げ、そして、一斉にしないとまたこれも不公平があってはだめだというふうな認識があります。それとまた、平常の中ではできません。夏休み中にいかに短期間の中で設置をしていくかというなことを含めて同時に進行する今、計画を立て、そして合意形成を教育委員会とも行い、あるいは現場との調整も行い、そして実施していく計画を今立てておるといようなことです。そういったことが明らかになった時点で判断していきたいというに思います。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 私はないと思いますよ。もうちょっと早くできないんですかねえ、その辺は。子どものためですよ。今から寒くはなります。今度はまたインフルエンザがある。一昨年もね、本当に学級閉鎖が起きたんですが、そういったことも含めてね、早目にしてやるのが大事なことですよ。だから、それは今年の冬にしようというたって、それは無理かもしれません。だから、新年度予算ぐらいに計上してやる、それぐらい意欲はないんですか、市長。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 何度も言いますがけれども、やはり綿密な計画を立てて、そして判断をして一斉に行くと。一番やはりエアコンが要るのは夏季時期ですから、やはり行うということになれば夏季時期前に着工できて、夏休み期間中に工事をするという判断をしたいと思いますので、それまでには判断をしたいというふうに考えております。もう少し上議員さんはスーパーマンでしょうからすぐできるんだらうというふうにお考えでしょうけれども、私どもはその辺は予算の問題もありますし交付金の問題もありますので、そういうことも含めて計画を練って、そして判断をしていきたいと、そういうふうに考えております。できるだけ早くという思いは私どももございますので、そういう判断をしていきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） 不快な感じですけども、やっぱり、副市長が言われることはわかるのですよ。わかるけれども来年の夏につくろうと思ったら、もう当然、新年度予算に組まないとでませんじゃないですか。いや、そういう分ではね、やっぱりはっきり、もう調査研究ほとんどされていると思うのですよ、ね。普通の設計じゃないんだよ、これは。単純な設計協議でしょうが。そういう部分でそんなに時間かからんと思いますけれども、そういう部分で早く設計部分の予算そういった部分を組んで、新年度予算に組めるようなことにしないと来年度できないと思うんですよ。それできます、夏に、来年の夏までに。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 最初にお答えいたしましたように、現在、調査研究を進めている段階で

ございまして、この中で導入時期につきましても具体的なものを出していきたいというふうに考えております。

以上です。

(「堂々めぐり」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 3番上疆議員。

○3番(上 疆議員) 今、みんな皆さん堂々めぐりということですからあれですが、私は堂々めぐりじゃないと思っとなんで、私はしなさいと、やっってくださいと言ってんですから、それをするかしないかは執行部がやることですから何とも言えませんが、そういう部分ではね、やっぱり真剣に考えていただかないかんですよ、子どものために。本当に子どもを守ろうという気持ちがあれば、やっぱり早目にね、こういう事業はするべきだと思います。先ほど、次、体育館が出るといいますけれども、体育館よりこっちのほうが僕は大事と思っています。そういう部分ではね、金額はいろいろあるでしょうけれども、ぜひ早目に着工というか、それをまとめていただいて、来年の夏にはつくれるようにしていただきたいということで要望して、次の12月議会でもまた再度お聞きしますので、その辺を含めてよろしく願いまして、終わります。

○議長(橋本 健議員) 3番上疆議員の一般質問は終わりました。

ここで14時20分まで休憩いたします。

休憩 午後2時07分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時20分

○議長(橋本 健議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番芦刈茂議員の一般質問を許可します。

[4番 芦刈茂議員 登壇]

○4番(芦刈 茂議員) 最後になりました。よろしくお願いいたします。

ただいま議長から許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

体育複合施設について。

この9月議会での最大の課題は、入札中止に至った体育複合施設の問題だと私は考えます。もう決まっていることだとか毎回同じ質問をしてと言われておりますが、私は27億5,630万円の枠内での建設は議会としては可決しているけれども、それが変われば話は全く変わってくると思います。まして、いろいろお聞きしたいことが設計プランの中に生かされているとは思えませんので、ここで質問させていただきます。

1、入札中止に至った経過と今後の対応についてお聞きします。

2、先月8月22日の集中豪雨は、時間雨量100mmに近い降雨量で、西鉄二日市駅周辺に大きな被害をもたらしました。計画の中では、平成15年の水害の復旧工事はできているので水害の可能性はないとありますが、ますます異常気象による集中豪雨のおそれが高まってきている



今、60cmの壁だけで水害が防げるというのは余りに楽観的過ぎるのではないのでしょうか。どのような対策をお考えですか。

3、建物を建てるだけではなくて、エリアとしての整備、交通システムの構築、渋滞対策は後回しになっていますが、それでいいのですか。

4、維持管理費は足かけ3年になりますが、4,600万円から8,500万円の枠というのは何かはつきりしてきたことはあるのですか。収入は幾らで経費が幾らで収支計画はこうだと提示できるものはありますか。何も明らかにせずに建築に着手するのですか。

5、ここ3年間での国土館跡地購入と松川公共施設整備、子育て支援センター建設、体育複合施設建設と大型投資で、市債は幾ら発行することになるのですか。それに伴い、支払い利息は毎年幾らの負担になりますか。

回答は一括で回答ください。

再質問は発言席で行います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。回答から。

（4番芦刈 茂議員「市長」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） うん。

（4番芦刈 茂議員「1番のは市長でお願いしたいんですけども」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） 希望は希望であって回答義務はないですので、よろしいですか。

総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 体育複合施設について、市長からということでございますが、私のほうからご回答申し上げます。

まず、1項目めの入札中止に至った経緯でございますが、全ての入札者の入札額が予定価格を上回ったので中止としたところでございます。このため、現在、再度の入札に向け、内容の分析等を行っているところでございます。

次に、2項目めの洪水対策についてでございますが、これは平成25年12月定例会での芦刈議員の一般質問のほか、機会あるごとに説明をさせていただいた経緯がございますが、過去にこの敷地に関する被災履歴はなく、また福岡県が平成22年5月28日に策定いたしました浸水想定区域及び太宰府市ハザードマップでも浸水は想定されておりませんので、安全性は確保されているものと考えております。また、平成15年7月の九州北部豪雨災害の後には御笠川の河川改修も実施されているところでございますが、施設自体は防災、避難施設として万全を期すため、現地盤面より60cmかさ上げすることにしております。

次に、3項目めのエリアとしての整備、交通システムの構築についてでございますが、これにつきましては市の附属機関である太宰府市佐野東地区まちづくり構想検討委員会において組合施行土地区画整理事業の参考としていただくため、土地利用イメージを複数設定し、それぞれのプランにおいて道路網の配置を検討しているところでございます。これも以前からご説明

させていただいておりますが、施設の建設と佐野東地区のまちづくりは当然ながら目標とする計画年度が異なることはやむを得ないものと判断しており、必要とされているものを必要な時期に実現していくことが市民全体の福祉につながるものと考えております。

次に、4項目めの維持管理費についてであります。これは現在のところ太宰府市体育複合施設建設基本計画でお示ししているとおおり、類似施設で年間8,600万円から4,600万円となっております。現在、入札が中止となっております。再度の入札に向け内容の分析等を行っているところでございますので、詳細は確定後にお示しできるのではないかと考えております。

最後に、5項目めの市債残高についてですが、ご質問にお答えいたします前に本市の市債残高状況について簡単にご説明させていただきます。

本市の市債残高は、金利が高かった過去の起債をこれまで精力的に繰上償還をしてきた結果、平成25年度末時点では約203億3,700万円となっております。このうち地方交付税で措置されるものが64%、補助金等で還付されるものが22%となっており、いわゆる真水の部分、つまり本市の実質負担額は14%となっております。また、繰上償還を除いた毎年度の公債費の額も、平成19年度の約32億9,400万円をピークに年々減少しており、平成25年度では約24億8,000万円となっております。

さて、ご質問に回答させていただきますが、ご質問の中の3年間というのは、平成25年度、平成26年度、平成27年度のことを指しているということで回答をさせていただきます。

まず、国土舘大学跡地購入についてですが、契約金額は4億5,310万円で、これを平成25年度から5年間の債務負担行為で支払うことにしています。このため、購入そのものにつきましては市債の発行はしておりません。ただし、上下水道事業センターの耐震化工事に係る市債を平成26年度に6,340万円借り入れる予定としています。

次に、総合子育て支援センター整備についてですが、こちらは平成25年度に用地購入等に係る市債として1億5,130万円を借り入れています。また、建築等に係る市債として、平成26年度に6億3,310万円の借り入れを予定しています。

次に、体育複合施設整備についてですが、こちらも平成25年度に用地購入等に係る市債として1億1,750万円借り入れています。また、建築等に係る市債として、平成26年度、平成27年度に合わせて22億1,480万円の借り入れを予定しています。

この結果、平成25年度、平成26年度、平成27年度の3年間におけるこれらの3事業の市債発行予定額を単純に合計しますと31億8,010万円となります。これに伴う今後の公債費につきましては、ピーク時におきましては28億6,000万円程度の予定となりますが、先ほど申し上げました過去のピーク時、平成19年度、これに比べますと低い額となる予定です。

なお、これらの事業につきましてはご回答いたしましたように、その財源の一部に市債を充てることとなりますが、このような施設は長期間にわたって利用するため、将来この施設を利用する方々にも建設費を負担していただくという趣旨のもとに市債を発行しています。また、これらの事業の市債発行に対しましては5億4,400万円程度が交付税措置されるなど、市といた

しましても後年度の償還をできるだけ軽減するために、可能な限り市債発行条件が有利なものを選択するよう努めております。

最後に、支払い利息は毎年幾らの負担になるかということにつきまして、最終的には実際に借り入れを行う際の市場金利や借入条件によって異なりますが、一般的に借入期間20年、据置期間1年、現在の政府資金の年利0.9%を採用し、元利均等払いで一括で借り入れを行ったとしてシミュレーションいたしますと、初年度は借入額31億8,010万円の0.9%ということで、これを単純に計算いたしますと金利は2,862万円になります。ご承知のように、元利均等払いの場合は年々支払い金利も少なくなりますので、最終的には借入期間20年での支払い金利の合計は約3億1,000万円程度、これを20年で平均いたしますと、年1,500万円程度になろうかと思えます。ただし、実際には借入時期もばらばらになりますし、その時々で借入条件も異なりますので、あくまでも目安の数字でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 昨年3回、一般質問でこの体育館の問題を取り上げさせていただきました。今年も3月と9月とさせていただいております。一番、太宰府市政を考える上で大事なことからと思ひまして、それだけしつこく受け取られるかもしれませんが、毎回取り上げているような次第でございます。

昨年、12月議会で私が22億円で可能なのかということをお聞きしました。4月から消費税は上がる、東北の復興にも本格的になる、東京オリンピックも始まる、人手が足りないということで12月議会でお聞きしましたら、副市長は、秋になったら落ちつくでしょうと、22億円でいけますというご返事をいただきましたが、わずか1カ月ちょっとの間に22億円が27億5,630万円になりました。そして、本来ならこの9月議会冒頭で落札業者と契約をして建築に着工するという形になっとなったものが、こういう形で入札中止という事態になっているわけございまして、随分話は違うなとか、そもそもこういう環境にあるということと12月、あるいはそれ以前から私だけじゃなくていろんな方が指摘しとなったにもかかわらずどんどん増える、増えてなおかつ落札が成立しないという、こういう状況そのものを大体どういうふうにご覧いただけるのか。この責任は私、大きいと思ひますので、どういうふうにご覧いただけるのかということをお聞きしたいと思ひます。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 確かに、去年の12月には芦刈議員のほうからそういう質問がございました。私どももその当時、設計業者と十分打ち合わせをしまして、そのときの状況状況に応じてお答えをしてきたつもりでございます。しかし、22億円から27億円にしたときには、1月に国のほうから余りにも人夫あるいは材料費が高騰をしているので、その分については更正をなささいという形の通知が参りましたものですから、それに応じた財源の組み替え、あるいは予算の組み替えをいたしたところでございます。しかし、見通しとしては、9月ごろには落ちつく

のではないかというふうに私も答えております。というのは、消費税が9月までに契約をすれば1年間は5%のままでいけますよという規定がございまして、そうすると大体夏ごろぐらいにはその工事が終わってしまうだろうというふうに考えておりました。実際に、工事そのものは若干ですが、少なくなっております、原材料費については現在、どの業者に聞きますとやはり落ちついているということは確かでございます。しかしながら、技能工というんですかね、型枠さん、あるいは鉄骨の組み立てをする方々については、これは人間でございますので、なかなかこのきつい仕事というふうにこの現場は言われておまして、その方々がここ10年間ぐらいで仕事が減ったために転職されたという方がなかなかもとに戻らないというところで、現在でもやはり技能工が足りないというふうに言われておまして、今度の入札の中には人夫賃が幾らということはないんですが、やはり組み立て、加工する費用が高くなっているというふうなことでございます。

そういうことから、私どもが予定をしておりました価格に今回達しないということがわかりましたので、答弁で言いますように複数社が応札をしておまして、建設しようという意欲はあるようでございますので、それを今、精査しているところでございます。幸いなことに、この複数社のほうからは入札の金額とともに明細書をいただいておりますので、私どもの設計の金額とこの明細と——明細といいますとその会社でいう実勢価格ですかね——を今、比較検討して、どこがどういう形で差異があるのか、そういう調査をいたしておるところでございます。その複数社とも今後とも何とか仕事をとりたいと、そういう意欲が見えるものですから、その辺の調整をしながら何とかこの体育館の複合施設については建設していきたいということで今考えておるところでございます。今後とも建設に向けて市としては実行していきたいと、そういうふうに考えているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 今までは誰からも具体的な話は出てこなかったのですが、金額と明細書をいただいてそれについて検討、調査をしているというお答えを今いただきましたが、となるとすり合わせて追加の補正予算なりが出てくる可能性が大いにあるんだろうと思いますが、そのあたりについてはいかがなんでしょう。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 私どもが設計をいたしております構造そういうことも見直しができるのか、それによって予算内におさまるのかどうか、あるいはどうしても補正しなければおさまらないのか、その辺を今、十分に内容研さんをいたしておまして、材料についてもかなり思い切ったいい材料を使った設計になってきておりますので、それも普通の汎用品といいますかね、そういう形に落とせないとか、そういうことも含めて、今、検討いたしておまして、今ここでどうするこうするというのではなくて、部材の見直し、その辺から入っているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

- 4番（芦刈 茂議員） 結論が出るのはいつごろですか。
- 議長（橋本 健議員） 副市長。
- 副市長（平島鉄信） そうですね、今、大体精査を終わりつつありますので、ちょっとそれ以上はわかりませんが、やはり急いでやらないとまた本当どういような状況になるかわかりませんので、急いでやりたいというふうに考えております。
- 議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。
- 4番（芦刈 茂議員） ちょっと何月という言葉がよく聞こえなかったのですが。
- 議長（橋本 健議員） 副市長。
- 副市長（平島鉄信） 時期はちょっとわかりませんが、9月までぐらいには何とか精査を終えたいなというふうに思っております。
- 議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。
- 4番（芦刈 茂議員） 今、9月末までにはということでお聞きしたわけですが、それから先はかなりいい用材を使っていたのを汎用品にするとか構造の見直しとかそういうようなお話で、そもそも設計した業者はどういう責任で、そういうことが可能ならもっといろんなことのしようがあったと思うわけですが、この入札中止に至ったその基本設計、実施設計を担った業者の責任というのではないんですか。
- 議長（橋本 健議員） 総務部長。
- 総務部長（濱本泰裕） 当然、設計業者が出しました内容に基づいて最終的には市で判断をしており、その結果によって入札を実施したところでございます。
- 以上です。
- 議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。
- 4番（芦刈 茂議員） 決算委員会で聞くこともあるわけですが、コンペに参加した謝礼として100万円というのが決算書に上がるとののですが、これは一体誰に支払われたんですか。
- 議長（橋本 健議員） 総務部長。
- 総務部長（濱本泰裕） こういった大きな建物をコンペで出す場合、当然、参加する業者、一定の費用が発生します。こういった場合には、参加された業者にこういった謝礼というんですか、参加料というのを払うのが通例になっております。ですから、今回は今回コンペに参加された業者にお支払いをしております。
- 議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。
- 4番（芦刈 茂議員） それは落札した業者ではないのですか。そして、1社ですか。
- 議長（橋本 健議員） 総務部長。
- 総務部長（濱本泰裕） 当選しなかったといいますか、契約しなかった業者にのみお支払いをしております、今回2社でございます。
- 議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。
- 4番（芦刈 茂議員） そういう結果として9月末までに検討されて、補正予算を組まれるなら

12月に出てくるのか、あるいは設計そのものを変えてもう一回入札をするのか、そのあたりの考え方はどうなのでしょう。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 12月にそれを含めて結論を出したいというふうにさっき答えましたとおりでございます。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） それは総合体育館建設問題特別委員会があるわけですが、そこには何らかの提示はあるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） この件につきましては、また委員長ともご相談をさせていただきながら、その都度必要な対応をとっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 今まで聞いたよりもかなり突っ込んだご回答いただいてありがとうございますということですが、またちょっといろんなことを後回しにさせていただきまして、私はこういう形で本来、この議会冒頭で契約が成立するものがしなかったということはとっても大きい問題だというふうに思っている次第でございます。

あと、もう時間もあれなんですけど、端折りますが、2番目質問した洪水の問題に行きますが、ハザードマップによれば、浸水は想定されておらずということになっておりますが、このハザードマップはどこで検討されてつくられたものですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） この分につきましては、先ほど最初の答弁でもご説明しましたように、福岡県が平成22年に浸水想定区域、そういったものを設定をされております。そういうものを参考にしながら太宰府市で作成をしております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 意図的に外したところはありませんか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） それはございません。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） ここに福岡県の福岡県浸水想定区域図についてという福岡県庁のホームページから取り出した資料があります。掲載日、2014年9月9日更新です。直近です。その地図がここにあります。それと、このハザードマップを比較します。そうすると、老松神社あたりの水城浄水場のあたりのところは黄色く塗ってあります。ところが、県のこの御笠川水系御笠川浸水想定区域図を見ると、宰都、通古賀の大佐野川からの流れ込んでくるところ、それか

ら御笠川と鷺田川の合流地点、都府楼駅前、それがここでは薄黄色は、あるいは黄緑色は0.5mぐらいですが、水色の一、二mのところもあるわけですし、特に宰都あたりはこの水色の一、二m未満の区域ということで福岡県の想定区域図には載っております。ところが、こちらのハザードマップには一切そこありません。この違いは一体何ですか。あるいは、この体育館建設予定地、そこがちょっと見にくいんですが、水辺公園はですね、黄色く塗ってあるんですよ。その横はちょっと見えないんですが、そのあたりこの違いは一体何ですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 今、芦刈茂議員が手元に持っておられますのは福岡県のその地図というのをちょっと私もはっきりと見ておりませんが、宰都のあたり、あのあたりにつきましては平成15年の豪雨災害のときには浸水をした区域でございます。その後、御笠川の改修、こういったものがずっとなされまして、今回の大雨によりましてあの地域というのは浸水はしておりません。現在、太宰府市のハザードマップの中でも浸水区域の中には入れておりませんので、また体育館建設予定地につきましてはこれまでの被災履歴もございません。そういったことから、体育館の建設予定地につきましては、浸水被害の分は安全が確保されているというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 私が言っているのが間違っているかどうか、この福岡県の浸水想定区域図と太宰府市でつくっているこのハザードマップが御笠川水系で合っているのかということをよく確認していただきたいと思います。私がおついでとならうおついででもいいです。ただ、こっちには色がちゃんと塗ってあるわけですから、この違いが一体何なのかということとですね、つくるときに防災の審議会はありますか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 防災会議というのは当然でございます。そういう中で防災計画、そういったものを策定しているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） その中には土木学会の専門業者とか洪水、水害の詳しい研究者はいるんですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） そういった土木学会の方とかは入っておりません。

それと、先ほどちょっと今こちらに御笠川水系の浸水想定区域図というのが手元ありましたものですから、これを確認させていただいておりますけれども、この浸水想定区域につきましては平成16年6月時点、御笠川の改修前の浸水想定区域ということでここに説明がなされておるようでございます。

以上です。

- 議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。
- 4番（芦刈 茂議員） ここには平成26年度というふうになっておりますので、これが違つとるなら違っているということを県に指摘しなきゃいけないんじゃないんですか。
- 議長（橋本 健議員） 総務部長。
- 総務部長（濱本泰裕） 間違っているということではなくてこの浸水想定区域は平成16年6月時点の御笠川における河川の整備状況を勘案してつくっておりますという注意書きが書いてある、そういうことでございます。
- 議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。
- 4番（芦刈 茂議員） さっきから言いますように状況は変わっているということで、この地図、想定図のこれそのものを変えてもらわなきゃいけないんじゃないんですか。これが一番新しいのだから。
- 議長（橋本 健議員） 総務部長。
- 総務部長（濱本泰裕） 今、手元に持っておる資料はこれでございますので、詳細につきましてはまだ県のほうとも確認をしておきたいというふうに思っております。
- 議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。
- 4番（芦刈 茂議員） 「太宰府・筑紫路の昔」という大きな写真集があります。昭和28年、落合橋のところは全部つかつとる大きな大洪水の写真がそれに載っております。筑後川が氾濫した年です。それからの20年後、たしか昭和47年ですかねえ、いろんな太宰府でも被害にあった年があります。それから、30年たって平成15年にまた洪水が起こつとると。大体20年、30年単位で繰り返し洪水が起こっているというような状況でございます。あるいは、福岡市にとってみれば、5,000棟以上の水害に遭ったのがここ直近10年ぐらいの間に平成11年、平成15年、平成21年という形で繰り返し水害が出ております。NHKでもナチュラルディザスターということで、大きな被害ができる自然現象のことを取り上げております。集中豪雨とメガ台風、気圧900mmを切るようなメガ台風が襲ったときの被害はどうなるか。今年だけでも九州の降雨状況を見ると、何か太宰府がよく雨が降るよなというような、時間当たり100mmを超えたというのは私は記憶する限りで2回、3回あると思います。この前の8月22日はとても時間的に短時間でしたからよかったものの、やっぱり梅雨とか集中豪雨があった上でのメガ台風が襲ったとすれば、もうひとたまりもないんじゃないかなという気がしております。ハザードマップに描いてあるから安心だというのは余りにも楽観過ぎるんじゃないかなと思います。落合橋から見ると、この前の8月22日は鷺田川のほうがどんどん流れてきて、色も黒かったです。天拝山のほうに雨が降つとるのかと思いますが、想定外ということで想定しないで考えるのじゃなくて、想定した上でいろんなこの本当に集中豪雨、気象の問題というのは大きいわけですし、この前の8月22日もあと何mかで、草の倒れとるところを見たらあそこまで来とったんよなというところがあるわけですから、しっかりした対策を私は立てる必要があるんじゃないかなと思っております。



それと、はしよりますが、維持管理費が8,600万円から4,600万円ということですが、最初からこのあたりの金額がはっきりしない、収支計画がはっきりしないというふうには私は思っております。今ありましたように約31億円の市債を組むことになって、それが約3,000万円近くの金利の上乗せになるということと、それとこれに維持管理費が乗ってくるわけですから、恐らく1億円ぐらいのお金に乗ってくるんじゃないかなと私、考えておるわけですが、先ほど上議員も聞かれましたが、体育館よりもクーラーが先やろうもんという話がありますが、私も全くそうだと思います。やっぱり教育、子育て環境をよくするという意味で小・中学校にクーラーを早く入れるということ、8月23日でしたか、文部科学省の水城の講演をされた中の挨拶の中で日本遺産という話を取り組もうという話がありまして、その話の中でもう予算を組んでいるんだという話があったわけですが、そういう意味では私は体育館よりもクーラーとか、中学校の給食とか、母子家庭子どもの3年生までを6年生にするとか、そういう本当に市民が何を期待しているのかどうかを私はしっかり考えた上で市政をやっていただきたいと思うわけですが、最後に市長にお聞きしますが、体育館建設、こういう状況の非常に厳しい中でやられますか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（井上保廣） もちろん、教育も大事です。また、そのとおり私どもは立ちどまることなくやっております。これは筑紫地区の状況等見てもらってもおわかりだろうと、遜色はないというふうに思っております。

この浸水の面とか芦刈議員は言われましたけれども、私は67年あの地に住み、そして小・中学校に通っております。知り得る限りにおいてはまだまだ狭かった。そんなときでも、私が通っておる今の生きておる67年の中にはありません。あったとしても、あそこは高うございますから、浸水は心配要らないというふうに思っております。まして、御笠川を平成15年7月19日の経験則から25mを倍の50mに拡張しておるわけですから、私も8月22日、23日にかけてですけれども、4時ごろ、あそこを通り、同朋のところにも立ちどまり、そしてあの道を通り市役所に朝、未明来たわけですから、その状況もこの目で見ておりますし、また今までの経験則からもあの地については言われるような心配されるようなものはないというふうに思っております。

そして、この体育館等々については、空調関係、教育も大事ですけれども、総合体育館にしても市民の皆様方が健康増進していくと、国保は赤字でございますけれども、医療費にお金を投資するというのももちろん今、病気、疾病の人についてはやむを得ません。大いに利用し、かかってもらい、治癒に向かって治してもらいたいと思います。要は、まだまだそういった状況に陥ってない方については健康な体をやはりつくり、子どもの体力も福利増進をし、そして医療費のかからないような前投資をしていきたい、その総合体育館等については、体育複合施設はその一つであるわけです。文化面もスポーツ面もあらゆるその人の生き方に応じた形の中で健康増進を図るべく、そういった施策に切りかえ、今、推進をしておるところでございます。

ます。芦刈議員におかれましてもマクロ的な視点で、太宰府の発展のために今どうあるべきかというなこの中で考えていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） ありがとうございます。

私としては、やっぱり市民の健康増進のためには大きいそういう施設じゃなくて、近くで通えていつも使えるようなところ、そういうところのほうが大事じゃないかというふうに思いますが、考え方が違うのであれですが、ただ9月議会の最終日あたりに何か出ることはないですね。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（濱本泰裕） 今、内容を分析している途中でございますので、まだはっきりとしたことは決まっております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） ないというふうに理解したいというふうに思っておりますが、とすれば12月議会になるのかどうなのか、そうすると12月、3月と来まして、来年の4月の選挙になるというふうに私、思います。この問題については、はっきり言って市民の意見もいろいろ必要か必要でないかは別にして、いろんな意見があるのだらうと思います。来年の4月の市長選挙を課題にして、それまで判断なり行動をとめるなり、何かそういう来年の4月の市長選挙でこれを課題にするなんていうなお考えはありませんか、市長にお聞きします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（井上保廣） 全く答えようがないというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 何人かの笑い声も聞こえますが、私はこの問題、とっても大きい問題だと思いますし、今後も本当に何を優先課題としていくのか、マクロ的な意味で太宰府のまちづくり、人づくりということを考えていきたいというふうに思っておりますので、今後もこの問題はしっかり取り上げていきたいということを表明しまして、私の一般質問終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 4番芦刈茂議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月26午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後3時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

## 1 議 事 日 程 (5日目)

[平成26年太宰府市議会第3回(9月)定例会]

平成26年9月26日

午前10時開議

於 議 事 室

- |       |        |                                                           |
|-------|--------|-----------------------------------------------------------|
| 日程第1  | 議案第36号 | 市道路線の廃止について(建設経済常任委員会)                                    |
| 日程第2  | 議案第37号 | 市道路線の認定について(建設経済常任委員会)                                    |
| 日程第3  | 議案第38号 | 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)                 |
| 日程第4  | 議案第39号 | 太宰府市国際交流振興基金条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)                   |
| 日程第5  | 議案第40号 | 太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について(総務文教常任委員会)                      |
| 日程第6  | 議案第41号 | 太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について(環境厚生常任委員会)          |
| 日程第7  | 議案第42号 | 太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について(環境厚生常任委員会)            |
| 日程第8  | 議案第43号 | 太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について(環境厚生常任委員会)         |
| 日程第9  | 議案第44号 | 太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について(環境厚生常任委員会) |
| 日程第10 | 議案第45号 | 平成26年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について(分割付託)                         |
| 日程第11 | 議案第46号 | 平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について(環境厚生常任委員会)              |
| 日程第12 | 認定第1号  | 平成25年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について(決算特別委員会)                       |
| 日程第13 | 認定第2号  | 平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について(決算特別委員会)               |
| 日程第14 | 認定第3号  | 平成25年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について(決算特別委員会)                |
| 日程第15 | 認定第4号  | 平成25年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について(決算特別委員会)                 |
| 日程第16 | 認定第5号  | 平成25年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について(決算特別委員会)            |
| 日程第17 | 認定第6号  | 平成25年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について                          |

(決算特別委員会)

日程第18 認定第7号 平成25年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

(決算特別委員会)

日程第19 議案第47号 平成26年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について

日程第20 請願第1号 体育複合施設建設予算の執行保留・延期を求める請願書(環境厚生常任委員会)

日程第21 請願第2号 総合体育館建設の市民への説明会開催に関する請願(環境厚生常任委員会)

日程第22 請願第3号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書(環境厚生常任委員会)

日程第23 意見書第2号 少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書(総務文教常任委員会)

日程第24 意見書第3号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

日程第25 議員の派遣について

日程第26 閉会中の継続調査申し出について

## 2 出席議員は次のとおりである(18名)

|     |       |    |     |       |    |
|-----|-------|----|-----|-------|----|
| 1番  | 陶山良尚  | 議員 | 2番  | 神武綾   | 議員 |
| 3番  | 上疆    | 議員 | 4番  | 芦刈茂   | 議員 |
| 5番  | 小嶋真由美 | 議員 | 6番  | 長谷川公成 | 議員 |
| 7番  | 藤井雅之  | 議員 | 8番  | 原田久美子 | 議員 |
| 9番  | 後藤邦晴  | 議員 | 10番 | 不老光幸  | 議員 |
| 11番 | 渡邊美穂  | 議員 | 12番 | 門田直樹  | 議員 |
| 13番 | 小柳道枝  | 議員 | 14番 | 大田勝義  | 議員 |
| 15番 | 佐伯修   | 議員 | 16番 | 村山弘行  | 議員 |
| 17番 | 福廣和美  | 議員 | 18番 | 橋本健   | 議員 |

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(18名)

|        |      |         |      |
|--------|------|---------|------|
| 市長     | 井上保廣 | 副市長     | 平島鉄信 |
| 教育長    | 木村甚治 | 総務部長    | 濱本泰裕 |
| 市民福祉部長 | 中島俊二 | 建設経済部長  | 辻友治  |
| 上下水道部長 | 松本芳生 | 教育部長    | 堀田徹  |
| 会計管理者  | 今泉憲治 | 総務課長    | 友田浩  |
| 経営企画課長 | 山浦剛志 | 地域づくり課長 | 藤田彰  |
| 市民課長   | 田村幸光 | 都市計画課長  | 今村巧児 |

建設課長 眞子 浩 幸

社会教育課長 井 上 均

上下水道課長 石 田 宏 二

監査委員事務局長 渡 辺 美知子

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長 篠 原 司

議事課長 櫻 井 三 郎

書 記 松 尾 克 己

書 記 山 浦 百合子

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1と日程第2を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第1、議案第36号「市道路線の廃止について」及び日程第2、議案第37号「市道路線の認定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤邦晴議員。

〔9番 後藤邦晴議員 登壇〕

○9番（後藤邦晴議員） おはようございます。

建設経済常任委員会に審査付託されました議案第36号「市道路線の廃止について」及び議案第37号「市道路線の認定について」、審査内容と結果を一括して報告いたします。

今回廃止する路線は、池田・浦山線、延長174.1mです。

この路線は、宅地開発により帰属を受け、道路延長が増加し、終点が変更になるため廃止するものです。

また、路線の再認定ということで、議案第37号として池田・浦山線総延長320.7mの路線認定を行うものです。

担当課長から議案の説明を受けた後、現地調査を行い、審査いたしました。

委員からは、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第36号及び議案第37号は委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

以上で議案第36号及び議案第37号の報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第36号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第37号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第36号「市道路線の廃止について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第36号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第36号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時03分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第37号「市道路線の認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第37号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第37号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時03分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3から日程第5まで一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第3、議案第38号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第5、議案第40号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔12番 門田直樹議員 登壇〕

○12番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託された議案第38号、議案第39号及び議案第40号について、その審査の内容と結果を報告いたします。

まず、議案第38号の「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」、この改正はいじめ防止対策推進法の公布に基づき、市長部局に太宰府市いじめ問題再調査委員会を、教育委員会には太宰府市いじめ問題等対策委員会を廃止し、太宰府市いじめ問題等対策連絡協議会を設置するため、条例の一部改正を行うものです。

改正の主な内容は、いじめ防止対策推進法の公布に基づき、いじめ問題再調査委員会を第三者であります市長部局に設置し、また教育委員会には太宰府市いじめ問題等対策連絡協議会を設置し、太宰府市立小・中学校におけるいじめ及び暴力等の問題行動の対策を行うとの説明を受けました。

委員からは、再調査とは報告を受けて、より深く調査をすることか、委員会は定期的な開催か、問題が起きたときの開催かとの質疑があり、執行部からは、重大事態の対処等に関して問題を解決していく、教育委員会から報告を受け、再調査の必要があるときに委員会を開催するとの回答がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第38号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第39号「太宰府市国際交流振興基金条例の一部を改正する条例について」、これは基金の運用から生じる預金利息等の収益の処理を変更するために条例の一部改正を行うものです。

改正の主な内容は、収益は国際交流振興活動の増進を図るための費用に充てるものとするとの説明を受けました。

討論はなく、採決の結果、議案第39号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第40号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」、これは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律が平成26年10月1日に施行されることに伴い、条例の一部改正を行う必要が生じたものとの説明を受けました。

委員から、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第40号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第38号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第39号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第40号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第38号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第38号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時08分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第39号「太宰府市国際交流振興基金条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第39号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時09分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第40号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第40号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時09分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6から日程第9まで一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第6、議案第41号「太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第9、議案第44号「太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

[13番 小柳道枝議員 登壇]

○13番(小柳道枝議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第41号から議案第44号までについて、その審査の内容と結果を一括してご報告申し上げます。

まず、議案第41号「太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第42号「太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」は、関連があるため、一括議題とし、審議を行いました。

本議案は、母子及び寡婦福祉法を母子及び父子並びに寡婦福祉法に、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律を中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に改められたことに伴い、同法を引用する条例の一部を改正する必要が生じたため、今回の改正を行うものとの説明を受けました。

委員から、父子家庭について母子家庭と同じ条件なのかなどの質疑がなされ、執行部からは、今回の改正は引用の改正であり、対象の世帯の条件等を改正するものではないため、従来どおり母子も父子も同じように制度の対象となるものであるとの回答がなされました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第41号及び議案第42号は委員全員一致で原案の

とおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第43号「太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」及び議案第44号「太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」も関連があるため、一括議題とし、審議を行いました。

本議案は、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が始まり、それに伴い、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定に基づき、新たに条例を定める必要が生じたため、今回の条例の制定を行うものであります。その条例で定める基準につきましては、国が厚生労働省令で定める基準のとおり条例を定めたとの説明を受けました。

委員からは、家庭的保育事業の職員の資格である家庭的保育者に保育士の資格が必要なのかななどの質疑がなされ、執行部からは、保育士または一定の研修を受けた保育士と同等の方、さらに市長が認めた者となっているとの回答がなされました。

そのほかにも事業に関して執行部に質疑を行い、説明を求め、確認をいたしました。

関連質疑を終え、議案第43号について1名の賛成討論がなされ、採決の結果、議案第43号及び議案第44号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第41号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第42号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第43号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第44号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第41号「太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第41号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時16分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第42号「太宰府市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第42号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時17分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第43号「太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第43号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時18分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、議案第44号「太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第44号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時18分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第45号 平成26年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について

○議長(橋本 健議員) 日程第10、議案第45号「平成26年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

[12番 門田直樹議員 登壇]

○12番(門田直樹議員) 各常任委員会に分割付託された議案第45号「平成26年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について」の当委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

歳出の主なものとしましては、2款1項9目基金積立金の25節積立金6億8,630万円の増額補正、これは平成25年度決算により確定した実質収支約8億63万1,000円の中から、財政調整資金積立金、減債基金へ積み立てを行うものであります。

また、関連する歳入の補正として、19款1項1目前年度繰越金6億円の増額補正が計上されております。

次に、3款2項4目学童保育所費、13節委託料2,170万円の増額補正、これは4月及び夏休みの学童保育所入所児童が予想を上回ったため、臨時的に増設を行い、そのための指定管理料が不足したため、増額補正を行うものであります。その補正財源として、歳入に、15款放課後児童対策事業費補助金1,446万6,000円が増額補正されております。

次に、10款1項2目学校教育運営費293万6,000円の増額補正、これはふくおか学力向上推進事業等補助金を使い、土曜日の教育活動推進事業を行い、小・中学校における土曜日の教育活動を行うための講師謝礼、需用費を計上したものであります。また、その補正財源として、歳入に、15款ふくおか学力向上推進事業等補助金200万円が増額補正されております。

続いて、歳入の主なものとしましては、10款1項1目地方交付税、普通交付税の2,080万5,000円の増額補正、これは本年度の普通交付税の交付額が31億4,080万5,000円と決定したため、当初予算計上との差額分を増額するものであります。

次に、21款1項6目臨時財政対策債7,418万1,000円の増額補正、これは本年度の臨時財政対

策債発行可能額が11億4,718万1,000円と決定され、当初予算計上との差額分を増額するものです。

あわせて、第3表地方債補正、臨時財政対策債に限度額を11億4,718万1,000円に引き上げる補正が計上されております。

続いて、第2表債務負担行為補正としましては、学童保育所指定管理料、一部事務組合筑紫野太宰府消防組合消防施設整備事業債3件などが計上されております。

その他審査では、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠等について質疑、確認を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第45号の総務文教常任委員会所管分については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤邦晴議員。

〔9番 後藤邦晴議員 登壇〕

○9番（後藤邦晴議員） 続きまして、議案第45号の建設経済常任委員会所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

なお、当委員会所管分は、歳入、歳出、その他補正がともに関連しているものがあるため、同時に説明を受けながら審査を行っております。これに伴いまして、報告につきましても、歳入、歳出、その他補正をあわせて報告させていただきます。

当委員会所管分の主なものとしましては、6款1項1目農業委員会費の農業委員会関係費で、4節共済費、7節賃金、13節委託料として305万6,000円が増額補正されております。これは農地法の一部改正が行われ、農地台帳を電子データで農業委員会に備えつけることが法定化されたことによるもので、これに伴い増額補正分に対する補助率10分の10の補助金として、歳入に15款2項5目1節農業費補助金に同額の305万6,000円を増額計上しているとの補足説明がありました。

次に、8款2項2目道路橋梁新設改良費の生活道路改良費では、13節の委託料、工事設計監理等委託料、15節の工事請負費、道路改良工事として4,100万円が増額補正されております。これは県道筑紫野・古賀線から銚ノ浦交差点までの泉水1号線と月見山4号線の歩道設置を含む道路改良の測量設計業務委託費と、水城ヶ丘や水城台、三条台地区などの道路舗装のやりか

えの工事請負費を補正するもので、財源としてがんばる地域交付金を充当するとの補足説明がありました。

次に、11款3項2目河川災害復旧費の災害復旧関係費（河川）では、15節の工事請負費、災害復旧工事として480万円が増額補正されております。これは、今年8月3日から4日の集中豪雨により被災した高雄五丁目の高尾川の災害復旧工事費で、関連した歳入として補助率3分の2に相当する14款1項3目1節公共土木施設災害復旧費負担金、河川施設災害復旧費負担金320万円と、残り3分の1に相当する21款1項9目1節現年発生補助災害復旧事業債、河川施設災害復旧事業債160万円を補正するものとの補足説明がありました。

また、これに関連して第3表地方債補正として、現年発生補助災害復旧事業債160万円が増額補正されております。

執行部から補足説明を受け、委員からは、農地台帳とはどのようなものなのかなどについて質疑があり、執行部からは、現在農家台帳と言っており、農家の構成員、農地の面積、農地転用などの情報を記入しているなどの回答がありました。

このほか、全般にわたって執行部から詳細に説明を受け、審査いたしました。

討論はなく、採決の結果、議案第45号の当委員会所管分については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔13番 小柳道枝議員 登壇〕

○13番（小柳道枝議員） 次に、議案第45号の環境厚生常任委員会所管分についてご報告申し上げます。

当委員会所管分の主なものといたしましては、3款2項1目児童福祉総務費の総合子育て支援施設整備費3,741万6,000円を増額補正、現在建設中の五条保育所、子育て支援センターを運営するために必要なテーブル、ホワイトボード、遊具、組み立て式プール、厨房機器などの消耗品及び備品等や水道加入負担金について費用を計上するものであります。

財源につきましては、五条保育所の厨房機器500万円のうちの9割に相当する450万円が総合子育て支援施設整備事業として計上されているとの説明を受けました。

委員のほうから、組み立て式プールの詳細について質疑がなされ、執行部より、FRP製の

分割可能なプールで、大きさについては予算の中で決めていくことになるが、通常20人ぐらい入れればいっぱいになるのではないかと考えているとの回答がなされました。

次に、4款1項2目保健予防費の予防接種関係費2,639万1,000円の増額補正、これは本年10月から水ぼうそうの予防接種が定期予防接種になり、1歳、2歳児の1回の予防接種費用を、また今年度に限り3歳、4歳児にも経過措置として接種者数を合わせて2,341万1,000円を計上。

また、太宰府市では70歳以上の高齢者に5,000円の助成を行っておりました成人用肺炎球菌ワクチン予防接種が10月から国の定期予防接種となり、対象年齢が65歳からの5歳刻みの年齢であるため、昨年度の接種者との公平性や高齢者の肺炎による重篤化の防止という目的から、接種年齢を65歳に引き下げて、この事業を継続し、65歳から69歳までの該当者数に接種率10%を乗じた530人分の接種費用265万円を計上しているとの説明を受けました。

次に、4款2項2目塵芥処理費のごみ処理費1億2,098万3,000円の減額補正、福岡都市圏南部環境事業組合において中間処理施設と最終処分場の建設にかかわる組合予算において、平成25年度末に国のいわゆる前倒し予算により循環型社会形成推進交付金の追加内示を受けることができました。これに伴いまして平成26年度に計上予定であった工事請負費と、その歳入財源が平成25年度の補正予算として計上されることから、平成26年度の組合予算が減額されることに伴い、各構成市町の負担金が減額されるものとの説明を受けました。

次に、第2表債務負担行為補正福岡都市圏南部環境事業組合一般廃棄物処理事業債（平成25年度繰越明許費、用地費等）572万9,000円、これは本年4月に組合が借入れを行いました最終処分場の用地取得費と補償費にかかわる3,620万円のうち、太宰府市負担分の572万9,000円を追加で計上するものとの説明を受けました。

その他審査につきましても、款項目ごとに執行部に対し説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第45号の環境厚生常任委員会所管分は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第45号の当委員会所管分の報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時35分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第46号 平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）  
について

○議長（橋本 健議員） 日程第11、議案第46号「平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔13番 小柳道枝議員 登壇〕

○13番（小柳道枝議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第46号「平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」、その審査の内容と結果をご報告いたします。

今回の補正は、国県支払基金の精算に関するもので、精算返還金を財源として前年度繰越金を充てまして、残りの分を基金に積み立てるというもので、歳入歳出それぞれに3,686万7,000円を計上するものであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第46号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第46号の報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第46号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第46号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時37分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12から日程第18まで一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第12、認定第1号「平成25年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第18、認定第7号「平成25年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました決算特別委員会の報告を求めます。

決算特別委員長 門田直樹議員。

[12番 門田直樹議員 登壇]

○12番(門田直樹議員) 決算特別委員会に審査付託されました認定案件の審査結果について、一括してご報告いたします。

本定例会におきまして審査付託を受けました認定第1号「平成25年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」及び認定第2号から認定第7号までの各会計の歳入歳出決算認定についての審査につきましては、9月2日の本会議初日に市長の提案理由説明、及び本会議散会後の特別委員会初日に各担当部長の概要説明を受けた後、9月19日及び22日の2日間にわたり、市長ほか副市長、教育長及び各部長、課長出席のもとに審査いたしました。

審査に当たりましては、決算書に付随して提出されました事務報告書、監査委員の各決算審査意見書、施策評価を参照し、さらに各委員から資料要求がありました審査資料もあわせ、各委員からの質問と、それに対する所管部課長の説明をもとに慎重に審議いたしました。この決算審査に当たりましてご協力いただきました各委員及び執行部の皆様に対しまして改めてお礼申し上げます。

市長の提案理由説明では、平成25年度は前年度より市税等の一般財源収入が増加しましたが、国、県の補助金を初め、あらゆる財源の確保に努めるとともに、経費の節減や事業の見直しなどを積極的に行い、総合計画に掲げる各種施策や事業の計画的推進に努めたという報告がありました。なお、各会計ともに、審査の詳細な内容につきましては、全議員構成での審査であったこと、また後日決算特別委員会会議録が配付され、またその他の関係資料としての事務

報告書並びに各委員から要求された審査資料等も配付されておりますので、ここで逐一報告することは省略いたします。

執行部におかれましては、委員会審査の中で出された問題点、指摘事項、意見、要望等について、十分に整理、検討され、新年度予算の編成に反映させるとともに、今後の事業執行にも積極的に対応されることを強くお願いしておきます。また、各会計においてもまだまだ厳しい財政状況が続いており、今後とも行政の効率化、財政の健全化をより一層進め、行政サービスの低下を招くことがないように、職員が一丸となって行政運営に取り組みますよう要望いたします。

それでは、各会計の実質収支の状況を主に報告いたします。なお、各会計とも金額につきましては、千円単位にて報告いたします。

まず、認定第1号「平成25年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成25年度の一般会計決算額は、歳入総額234億1,363万6,000円、歳出総額223億1,470万1,000円で、歳入歳出の形式収支額は10億9,893万5,000円の黒字であり、翌年度へ繰り越すべき財源2億9,830万4,000円を差し引いた実質収支額についても8億63万1,000円の黒字決算となっています。

なお、平成25年度の実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額においては、1億9,225万6,000円の赤字決算となっていますが、財政調整資金積立金と繰上償還金を加えた実質単年度収支は4億4,589万1,000円の黒字となっています。

普通会計における市債残高は、平成25年度末では203億3,738万5,000円であり、前年度より4億1,380万円増加しています。

また、経常収支比率は89.8%で、公債費の大幅な減少などにより、前年度に比較して0.8ポイント減少しており、7年連続で改善が見られます。

執行部にあつては、今後とも行政の効率化、財政の健全化に向けて、より一層の努力をなされるよう要望しておきます。

質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第1号は多数をもって認定すべきものと決定しました。

次に、認定第2号「平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成25年度の決算額は、歳入総額72億2,034万円、歳出総額81億332万円で、歳入歳出差し引き8億8,298万円の赤字決算となっています。このため、この歳入不足は平成26年度繰上充用金で全額補填されています。また、単年度収支額も2億1,885万7,000円の赤字となっています。歳入の基礎となります国民健康保険税を見ますと、現年課税分の収入率は94.56%で、前年度に比較しますと0.51ポイント上昇しているものの、保険税収入総額は15億6,084万4,000円で、前年度に比べ0.3%、472万5,000円の減となっています。

また、収入未済額は、現年分、滞納繰越分合わせて4億5,966万4,000円となっており、前年度に比べ3.6%の減となっています。

歳入において、前期高齢者交付金が前年度に比べ9.0%、1億7,126万8,000円の増となっているものの、歳出において歳出総額の61.6%を占める保険給付費や後期高齢者支援金、介護納付金が増加しています。

平成25年度も国保会計は歳出の増加に歳入額が及ばず、8年連続の赤字決算となっており、国民健康保険事業は今後も厳しい財政運営が続くものと思われます。医療費節減に効果のあるジェネリック医薬品の使用促進や生活習慣病の予防など、医療費の適正化に向けた取り組みに、より一層の努力をお願いしておきます。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第2号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第3号「平成25年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成25年度の決算額は、歳入総額10億3,167万6,000円、歳出総額9億8,144万円で、歳入歳出の形式収支額は5,023万6,000円の黒字であり、実質収支額についても同額の黒字決算となっています。なお、単年度収支額は44万円の赤字となっています。執行部におかれましては、今後とも健全運営に努力されますようお願いいたします。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、認定第3号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第4号「平成25年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成25年度の決算額は、保険事業勘定においては歳入総額42億6,694万8,000円、歳出総額42億3,008万1,000円で、実質収支額は3,686万7,000円の黒字決算となっています。

また、単年度収支額も3,410万9,000円の黒字となっています。

介護サービス事業勘定においては、歳入総額3,248万3,000円、歳出総額2,034万2,000円で、実質収支額は1,214万1,000円の黒字決算となっています。

また、単年度収支額も508万8,000円の黒字となっています。

保険事業の歳出総額の95.1%を占める保険給付費については、高齢化の進展に伴い、今後も増加するものと考えられます。執行部におかれましては、今後とも介護予防対策などに努力されますようお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第4号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第5号「平成25年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成25年度の決算額は、歳入総額230万5,000円、歳出総額158万6,000円で、実質収支額は

71万9,000円の黒字決算となっています。

償還金については、平成25年度末で滞納件数22件、収入未済額は9,354万1,000円となっており、その回収率は1.8%となっています。

執行部からは、この滞納解消に向けて、今後住宅新築資金等貸付金審議会を開催し、意見を聞きながら法的な措置なども検討しながら進めていきたいとのことでした。さらなる努力をお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第5号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第6号「平成25年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」報告いたします。

平成25年度の年間総給水量は530万3,428^mで、前年度に比べ0.8%の増となっており、有収率については94.1%となっています。行政区域内人口に対する給水人口普及率は前年度に比べ0.5ポイント増の81.7%となっています。

経理面では、収益的収入及び支出において、収入総額は給水人口の伸びによる給水収益や加入負担金の増加などにより、前年度に比べ0.6%増の11億8,313万1,000円となっています。

支出総額については、受水の増量に伴い、原水及び浄水費が大幅に増加しましたが、資産減耗費の減少が大きかったことにより、前年度に比べ4.9%減の11億4,548万6,000円となっています。この結果、平成25年度は3,764万5,000円の純利益が生じています。

次に、資本的収入及び支出において、収入総額は第6次拡張事業が前年度に完了となったため、企業債と工事負担金が大幅に減少したことにより、前年度に比べ94.2%減の1,494万5,000円となっています。

支出総額は、主に建設改良費の減により、前年度に比べ63.5%減の3億8,602万9,000円となっています。この資本的収支での不足額3億7,108万4,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填されています。

水道事業経営においては、今後とも水道の普及率向上、また営業収益の根幹である水道使用料の収納率向上に努められまして経営の効率化と安全で良質な水の安定供給をお願いするものであります。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第6号は全員一致で原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第7号「平成25年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」報告いたします。

平成25年度の有収水量は、水洗化人口の増加により前年度に比べ0.5%増の619万9,076^mとなっています。

また、行政区域内人口に対する水洗化人口普及率は、前年度に比べ0.1ポイント増の96.4%となっています。

経理面では、収益的収入及び支出において、収入総額は主に流域下水道維持管理負担金精算金と下水道使用料が増加したことにより、前年度に比べ1.1%増の15億8,942万1,000円となっています。

支出総額は、支払い利息の減少などにより前年度に比べ1.6%減の12億6,984万8,000円となっています。この結果、平成25年度の純利益は前年度に比べ13.5%増の3億1,957万3,000円となっており、黒字決算を維持しています。

資本的収入及び支出において、収入総額は主に建設改良のための企業債の増加により、前年度に比べ48.7%増の10億829万6,000円となっています。支出総額は、繰越事業である奥園雨水管渠築造工事の建設改良費の増加などにより、前年度に比べ15.6%増の16億7,920万円となっています。この資本的収支において、前年度未払金充当額、翌年度繰越充当額合計1億4,000円を除き生じた不足額7億7,090万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金で補填されています。

下水道事業は、健康で快適な生活環境の実現に不可欠な都市基盤整備事業であります。災害に強いまちづくりのために、今後とも雨水管渠整備事業など計画的な事業推進とともに水洗化促進により営業収益の根幹であります下水道使用料の収入確保と経費節減を図りながら、健全経営に努力していただきますようお願いいたします。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、認定第7号は全員一致で原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以上で決算特別委員会に審査付託されました認定第1号から認定第7号までの平成25年度各会計の決算認定案件についての委員会審査報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

質疑は全議員で構成された特別委員会で審査されておりますので、省略いたします。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

認定第1号「平成25年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 「平成25年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」反対の立場で討論いたします。

平成25年度の行政は、長年の子育て世代の要求であった待機児解消につながる定員増を含めた五条保育所の建てかえにあわせ、総合子育て支援施設の建設に踏み切ることにより、保育環境は大きく前進するものと思われまます。また、松川公共施設の整備事業や体育複合施設の土地購入など、ハード面の補強も行いながら、実質収支は8億63万1,000円の黒字決算となりました。中身を見ますと、人権政策関連について地区を限定した扶助費の支出として介護サービス費はゼロ件となりましたが、老人医療費と運動団体に対してはここ3年間同額の679万2,000円

の支出が続いています。引き続き、早急な廃止につながる対応を求めます。

平成25年度も財政調整基金等に5億3,592万3,000円の積み立てを行い、基金総額が27億1,767万9,000円となりました。子どもたちの健やかな成長の保障と学習環境の改善や、市民の暮らし、福祉を充実させる小さな事業の充実についても精査し、実行していくことが求められていることから、平成25年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について、同会派の藤井雅之議員とともに反対を表明いたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。
採決を行います。

認定第1号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。
よって、認定第1号は認定されました。

〈認定 賛成15名、反対2名 午前10時57分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、認定第2号「平成25年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。
採決を行います。

認定第2号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。
よって、認定第2号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対0名 午前10時57分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、認定第3号「平成25年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。
採決を行います。

認定第3号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛

成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、認定第3号は認定されました。

(認定 賛成17名、反対0名 午前10時58分)

○議長(橋本 健議員) 次に、認定第4号「平成25年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第4号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、認定第4号は認定されました。

(認定 賛成17名、反対0名 午前10時59分)

○議長(橋本 健議員) 次に、認定第5号「平成25年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第5号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、認定第5号は認定されました。

(認定 賛成17名、反対0名 午前10時59分)

○議長(橋本 健議員) 次に、認定第6号「平成25年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第6号に対する委員長の報告は原案可決及び認定です。本案を委員長報告のとおり原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、認定第6号は原案可決及び認定されました。

〈原案可決及び認定 賛成17名、反対0名 午前11時00分〉

○議長(橋本 健議員) 次に、認定第7号「平成25年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第7号に対する委員長の報告は原案可決及び認定です。本案を委員長報告のとおり原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、認定第7号は原案可決及び認定されました。

〈原案可決及び認定 賛成17名、反対0名 午前11時00分〉

○議長(橋本 健議員) ここで11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長(橋本 健議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第47号 平成26年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について

○議長(橋本 健議員) 日程第19、議案第47号「平成26年度太宰府市一般会計補正予算(第4号)について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 井上保廣 登壇]

○市長(井上保廣) 皆様、おはようございます。

まず、第9回太宰府古都の光を21日、あるいは25日に開催をいたしました。実に多くの皆様方がご来場をいただき、太宰府の魅力を発揮できたのではないかなというふうに思っている次第でございます。21日には、水城跡、東門、西門、あるいは衣掛天神、姿見井戸、国分寺、ふれあい館、そして坂本八幡宮、あるいは大宰府政庁、戒壇院、観世音寺、日吉神社が一連と光

のイベントで連綿とした太宰府がこのことによって光になぞらえてイベントを打ったわけですが、本当に九州国立博物館開館記念事業として初めて起こして以来、門前町周辺でございましたけれども、今は9回目を数えまして、現在では先ほど申し上げましたように観世音寺、あるいは大宰府政庁跡周辺、あるいは水城跡までエリアが広がったというふうなことで、本当にこれまで皆様方、各自治会の皆様方、あるいは多くのボランティアの皆様方によってこのイベントが9回まで続いておるといふこと、本当に心から皆様方に御礼を申し上げておきたいというふうな思っております。誠にありがとうございました。

さて、平成26年太宰府市議会第3回定例会最終日を迎えまして、本日ご提案申し上げます案件は、補正予算1件の議案の審議をお願いを申し上げるものでございます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第47号「平成26年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ2,430万円を追加をいたしまして、予算総額を239億1,335万7,000円をお願いをするものでございます。

内容といたしましては、8月22日未明から朝にかけて本市におきまして最大1時間降水量が98.5mmを記録するという猛烈な雨によりまして発生をいたしました災害の復旧工事費のうち、土砂撤去などの緊急対応分を除きました市内17カ所における道路、水路、河川等の本復旧に要する費用を計上をさせていただいております。

なお、財源につきましては、国庫負担金、災害復旧事業債のほか、財政調整資金を充てさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに、質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第47号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時19分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 請願第1号 体育複合施設建設予算の執行保留・延期を求める請願書

○議長(橋本 健議員) 日程第20、請願第1号「体育複合施設建設予算の執行保留・延期を求める請願書」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

[13番 小柳道枝議員 登壇]

○13番(小柳道枝議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第1号「体育複合施設建設予算の執行保留・延期を求める請願」について、その審査の内容と結果をご報告申し上げます。

請願に対する意見はなく、討論については、8月6日の入札で落ちなかったこともありましたが、それ以降、執行部のほうから詳細な説明もなく、時期的なことと言われないので、予算について執行保留、延期をすべきだと思うとする賛成討論、今後労働者の工賃の引き上げなど来年も行われていくので、金額的にも増額しなければならないという予測のもとに執行保留、延期をして、時間をとった上で建設に向けて再度検討すべきではないかとする賛成討論の2件の賛成討論があり、今の老朽化した施設をどうするかということ、それに付随する公会計の改正、資産の台帳整備、老朽化した施設の更新手法の長期化計画など、また再配置の受け皿として新しい施設は必要だと思います。人口減少問題などが取り沙汰されているが、他市等が減少していく中、太宰府市では微増という結果も出ており、今しっかりと子どもたちの夢、希望を持つということや、体育館建設への賛成ということもありますので、今の段階でのこの請願には賛成できかねるとの1件の反対討論がありました。

討論を終え、採決の結果、請願第1号は賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(橋本 健議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

9 番後藤邦晴議員。

○9 番（後藤邦晴議員） 私は「体育複合施設建設予算の執行保留・延期を求める請願」に対して反対の立場から討論いたします。

以前から多くの市民が熱望している、いわゆる総合体育館を早期に完成していただくようにと現在も多角的に機運が高まっているのは間違いないと思っております。既存の体育館では小規模な大会を開催するに当たっても小さな体育館であるがために、選手はもちろん保護者など応援者、大会関係者用の多人数観客席はどこもありません。おまけに選手や保護者が持参してきたものは屋外の空きスペース、ブルーシートを敷き、保管しているありさまです。食事も外です。屋内会場でありながらお天気も心配しなければなりません。そのようなことを長年我慢し続けているのが現状であることから、太宰府市体育協会を初めとする多くの団体、サークルはこの総合体育館を一日でも早く建設してほしいと願ってまいりました。

また、市内の高校、大学の体育館においては、学校側からあいているときは使用してもいいですよという温かい言葉をいただいておりますが、実際日程の調整が難しく、学校にご迷惑をおかけしていることは調整の言葉の中を感じ取れます。太宰府市が建てられる体育館はできるだけ大きなものにし、自立してほしい旨の言葉もあわせて感じ取れます。

ご存じのように市としても体育館のみならず災害時の避難場所や多くの文化イベントなども開催できる体育複合施設を打ち出しており、全ての市民が活用できるよう配慮が見られます。また、市民それぞれが利用するしないにかかわらず太宰府市には必要な施設であることは市民の相互扶助の精神にかなっています。場所的には河川の横であるため、災害上危惧されている方がおられますが、先月 8 月 22 日のゲリラ豪雨の後、夜明け前の 5 時に私は現地を見に行ってきました。既に完了している河川改修のおかげで水かさはまだまだ余裕があり、災害時には安全で安心して活用できる場所であることを確認してまいりました。このように多目的に活用できる体育複合施設を待ち望んでおられる多くの市民のために井上市長の代になり建設に踏み切ることを決断されました。大変ありがたく思います。これから子どもたちの将来のためにも、そして将来太宰府市発展のためにも、ぜひ早急に建設していただくことをお願いしまして、本請願に対する反対の討論とさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 次に、4 番芦刈茂議員。

○4 番（芦刈 茂議員） この請願に賛成する立場で討論させていただきます。

この本 9 月議会での私の一般質問の中で入札中止になったことについて 9 月いっぱいを目途をつけたいという返事をいただいておりますが、何を優先的にするのかともう繰り返し言ってきておりますのでもう多くは語りませんが、何を優先的にするのかという意味で入札中止になった以上、もう一回見直したらどうかということで考えている次第でございます。先ほど洪水の

問題を出されましたし、一般質問の中で市長は67年間大丈夫だったということをおっしゃられました。このごろの集中豪雨やメガ台風というのは100年や200年、300年の単位で起こるようなことがあるわけですから、私は必ずしも67年大丈夫だったから大丈夫とは言えないんじゃないかという気持ちでおります。そういう意味で、この請願に賛成する立場で考えておりますが、ただこの出された市民の方にもお聞きしたいというか、一言つけ加えますが、なぜこのこういような請願を12月、3月議会に請願として出されなかったということをつけ加えまして賛成討論にしたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 次に、1番陶山良尚議員。

○1番（陶山良尚議員） 私は「体育複合施設建設予算の執行保留・延期を求める請願」に対し反対の立場から討論をさせていただきます。

体育館建設については平成11年議会において早期建設に関する請願が採択され、その後市は平成17年に看護学校跡地を購入し、それ以降体育協会を中心に署名活動等が出されるなど多くの市民の方々が体育館が必要であるということを要望されてこられました。この間、平成15年の災害により大きな財政支出が必要となり体育館建設は一時延期となりましたが、市は行財政改革や基金の積み上げ等により今日ようやく体育館が建設できるだけの財政状況に戻ったわけです。私は体育館を建設することで他の政策、例えば教育や福祉等に何ら影響が出るとは考えられないし、むしろ行政サービスの面から考えると市民に対してさまざまな利益を生み出すものと考えております。私は予算面だけ見るのではなく、体育館が将来の太宰府のまちづくりの中で大きな機能、役割を担うものであると確信をいたしておりますし、多くの団体、また住民の皆様から切実な要望が今日まで上がってきている以上、その必要性を十分考慮し、体育館建設が可能な今こそ建設をすべきであると思っております。

また、町が活性化していくためには、そこに住む市民が元気でなければなりません。まちづくりは人づくりであります。特に将来を担う子どもたちが夢と希望を持って健やかに育つためにはある程度の環境整備を行っていく必要があります。現在、多くの子どもたちがそれぞれの目標を持って各分野で頑張っております。特に放課後、また休日に活動しているクラブ活動では一生懸命子どもたちが汗を流しております。現在の体育センターや小・中学校の体育館では設備等が不十分であり、現況では本市において大きな大会等が開催しにくい状況にあります。

今後、青少年の健全育成やスポーツの振興を考えた場合、必ずスポーツ関連の拠点となる施設が必要になってまいります。2020年には東京オリンピックの開催が決定しており、本市でもオリンピックを目指して頑張っている子どもたちもたくさんいると思います。総合体育館を建設することで、この頑張っている子どもたちにとって少しでも励みになるのではないかと考えております。そして、総合体育館ができればプロスポーツの公式戦や本格的な舞台、またコンサート等も誘致も可能でございます。本物のプロのわざや歌手や役者の演技を見ることで、まさに子どもから大人まで多くの市民が身近で本物の文化、スポーツに触れ合うことで、真のスポーツ、そして文化芸術の振興にも大きな役割を果たすのではないのでしょうか。

また、このような利益事業を積極的に行い、収入面を増やしていける政策をとることで、安定した運営につながっていくのではないかと考えております。太宰府においても、既に少子・高齢化が進んでおりますが、本市の場合、ありがたいことに子どもの数を含め、人口はここ数年微増していく予定であります。そのような中、子どもから高齢者まで一緒に汗を流せる場所、そして市民の皆様が健康づくりを行える場所が今後どうしても必要となってまいります。まさに今度の体育館建設はそのような機能も十分果たしてくれるものと私自身期待をいたしております。私たちが今すべきことは何かと考えてみた場合、やはり将来を担う子どもたちのために夢と希望を持ったまちづくりを行い、太宰府に住んでよかったと誇りに思う子どもの育成を図っていくことが私は大事だと思っております。今度の体育館建設はまさに子どもたちに夢と希望を与える施設であると思っておりますし、未来に向け太宰府にとっても大きな財産となり、また多くの市民の皆様が愛される体育館となることを切に望んでおる次第でございます。

最後に、今回入札が流れましたが、私は体育館を建設する以上は予算をかけてでも立派なものをつくるべきであり、設計の見直し、変更など行う必要はないと考えております。次回入札に向け、早急に準備をしていただくことを要望する次第でございます。

以上の理由で、私はこの請願に対して反対をさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 請願に対する賛成討論はございませんか。

3 番上疆議員。

○3 番（上 疆議員） 「体育複合施設予算の執行保留・延期を求める請願」について賛成の立場で討論いたします。

先日の一般質問で芦刈議員から総合体育館の入札は不成立となっているが、今後規模を縮小するのか、または予算を増額するのかなどの質問について、執行部は設計の微調整や業者側との協議で何とかできるのではないかなどと答弁されておりますが、今回の入札は予定価格より何億円以上の差額があると聞き及んでおりますが、そのような状況の中で無理な入札は正常にできないと考えますことから、請願書のとおり執行保留、延期をされるよう賛成するものです。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに反対討論はありませんか。

17番福廣和美議員。

○17 番（福廣和美議員） 私はこの今回の請願には反対の立場ですが、この請願を出されました提出者の皆さんのお考えやお気持ちには共通するものも多くあります。しかしながら、最終的に結論を申しますと、今回のこの理由の中に示されております今後の建設経費予算の数字及び建設業界の請負状況を見きわめた上で施設規模、建設時期などを再度ご検討いただきますようお願い申し上げますとありますが、それを今現実的に執行部はなされているというふうな理解をいたしておりますので、この請願そのものは今提出されるべきものではないと、そう思っております。総合体育館の建設には賛成でございますが、ほかの文面の中で私と違う意見もあり

ますし、それにこの皆さんのお考えに共通する部分も私は持っておりますが、今この請願は必要ないと、そのように捉えまして反対をさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） ほかに賛成討論はありませんか。

12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） 済いません。私は紹介議員でありまして、今日特に討論する予定なかったのですが、何人かの議員から賛成反対それぞれの討論がございましたが、具体的には後藤議員が言われるような必要性、あるいは陶山議員が言われたような過去の経緯等々ですね。あるいは、芦刈議員が言われるのは水害云々に関しましても、これももう今までさんざん議論してきたわけですね。もうずっと議論を繰り返してきて、そういった中で結果として予算に同意をしてきた経緯があると。この請願の趣旨というのは見ていただいたらわかりますが、文章ですから幾つか流れはありますけれども、その要旨というのは要は非常に厳しい状況の中、今これを建てなくてもいい、もう少し待ったらどうかという趣旨であるわけですね。これが提出されたのは9月の頭ぐらいでしたか、入札が流会というか、不成立になったという、その前なんですよ。図らずもそれが現実となったと。そういった中で今日最終日でこれをどうするかということですが、その趣旨をよくわかっていただきたいと思います。もう議論は終わったと。今、つくるようになっていると。これ大分現実的な請願ではないかと私は考えております。ここで今幾つかの方法というのがあると思うし、市長も報道等に対して2つの方向というのは示されておられますけれども、いずれの方向もかなり無理があると私は考えております。ここはしばらく様子を見ていくべきではないかというふうな趣旨でありますし、ご理解をよろしく願います。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号に対する委員長の報告は不採択です。

よって、原案について採決をいたします。

請願第1号を採択とすることに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

○議長（橋本 健議員） 少数起立です。

よって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

〈不採択 賛成8名、反対9名 午前11時38分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 請願第2号 総合体育館建設の市民への説明会開催に関する請願

○議長（橋本 健議員） 日程第21、請願第2号「総合体育館建設の市民への説明会開催に関する請願」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

[13番 小柳道枝議員 登壇]

○13番（小柳道枝議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第2号「総合体育館建設の市民への説明会開催に関する請願」について、その審査の内容と結果をご報告申し上げます。

委員から、紹介議員に対し説明の内容、イメージをどのように考えておられるのか、請願者からのお話があったのか、また二元代表制ということで執行部側と議会側ということですが、市長に対して同じような請願、要望をされているのか、もしされていたら回答はどのようなだったのかなどの質疑があり、紹介議員より、説明会の内容について話はなかった、また執行部側には出していないだろうと思うが、二元代表制なので、執行部側にも出すべきだろうとの助言をしたが、まず議員の意見を聞きたいということを含めた上での請願であるとの回答がありました。

質疑を終え、請願に対する意見はなく、討論については、議会基本条例の第2条の4項に議会は市民に対し説明する責任を果たすとありますので、このような請願が出た場合は皆さんが賛同してくれるのが正常なやり方ではないかと思えますとする賛成討論、また趣旨がはっきりしないなど不明確な部分もあり、本会議でほかの議員からも質疑がありましたが、紹介議員から趣旨を読み取ってほしいとの説明もあり、議会基本条例が制定され、議会改革を行うという立場で今後取り組むべき課題の一つではないかということで説明会開催に賛成しますとの賛成討論の2件の賛成討論がありました。

なお、反対討論はありませんでした。

討論を終え、採決の結果、請願第2号は賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

4番芦刈茂議員。

○4番（芦刈 茂議員） 通告しておりましたので、紹介議員の私が一番最初に発言するというのはちょっとおかしいかもしれませんが、お許しくださいます。

先ほどもありましたように議会基本条例第2条第4項に議会は市民に対する説明責任を果たすものという項目が大きな決まりとしてあるわけですし、私の提案の説明の中で文脈がおかしいとか、市長に説明責任はあるのかというような疑問は文脈に対して出されておりますが、私はこれはやっぱり議会に対する説明会要求の請願であるという、その趣旨を大きく踏まえましてぜひとも受けとめていただきたいというふうに思っておりますし、やり方は議長一任でもいいわけですから、賛成反対の議論をするということではなくて説明会要求なわけですから、私はできないことはないというふうに思いますし、市民からの要求には議会基本条例の精神の通りにまして実現していきたい、あるいは実現させていただきたいというふうに思っている次第でございます。

もし反対される方がいるなら、その議会基本条例のその趣旨と自分の反対するなら反対ということがどういう整合性を持っているのか、それを明らかにしていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 反対討論はありませんか。

17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 今、芦刈議員が言われた、そのとおりですよ。なぜそうならば請願書として議会に提出をされたのかと。議長に出して議会には幾つもそういう議論をする場所があるわけですから、そこに出されればよかったというふうに思っております。賛成反対を聞くためにわざわざ議会に請願書を提出された、そのようにしか理解ができません。

それともう一点は、この趣旨と理由、この趣旨の中に理由書かれていなければならない文言が理由の中にある。過去、このような請願書は私は見たことがございません。本来であれば、今言われたように賛成反対をするまでいっていない請願書であると、そのようにしか理解ができません。しかしながら、ここで賛成反対を出せと言われれば私は反対と。もう一遍請願書を出すなら出し直してほしいと、そのようにしか思えない、よそに出すことが誠に恥ずかしい請願書であると、そのようにしか理解ができません。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） この請願ということで請願権というのは非常に大事な権利だと私は考えております。内容についてもそれぞれの思いというものをしたためてこられるということですが、私も今福廣議員からいろいろありましたけれども、そこまではいかんまでもちょっと内容について少し把握がしかねておると。構成とか文言等についてですね。しかしながら、全体としての趣旨というのはやはり慎重であれということですから、先ほどの請願と同じようなかわりもあると思って賛成の立場ですが、ただ芦刈議員が紹介議員ということでリードというか、議会との仲立ちをされるわけでありますので、もう少しその辺のことですね。それと何よりもちょうど去年ですが、去年に説明を求める請願が提出されました。そして、これが賛成少

数で不採択になったと。というふうな経緯というのがありますね。それを踏まえてもう少し検討されればよかったのかと思いますが、先ほども申しましたけれども、この趣旨はそういったことであろうと推量いたしまして、賛成とします。

○議長（橋本 健議員） 反対討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。
3番上疆議員。

○3番（上 疆議員） この「総合体育館の建設の市民への説明会開催に関する請願」について賛成の立場で討論いたしますが、今いろいろご意見ありましたけれども、基本的には私どもも芦刈議員が言われた全議員で可決しました議会基本条例というのがもう第2条第1項第4号で先ほど委員長のほうからも説明していただきましたが、議会は市民に対して議会の議決または運営について、その経緯、理由などを説明する責任を果たすものとする規定をしておりますことから、これは全議員で可決したことでしたけれども、先ほど言いましたように。そういうことから、全議員でこの請願については賛成されますようお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたしますということで討論いたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。
採決を行います。
請願第2号に対する委員長の報告は不採択です。
よって、原案について採決をいたします。
請願第2号を採択とすることに賛成の方は起立願います。
（少数起立）

○議長（橋本 健議員） 少数起立です。
よって、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

〈不採択 賛成6名、反対11名 午前11時48分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第22 請願第3号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書

○議長（橋本 健議員） 日程第22、請願第3号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書」を議題といたします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小柳道枝議員。

〔13番 小柳道枝議員 登壇〕

○13番（小柳道枝議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第3号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願」について、その審査の内容と結果をご報告申

上げます。

請願に対する意見はなく、討論もなく、採決の結果、請願第3号は賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

なお、この本請願は意見書の提出を求めているものであり、委員会で協議した結果、添付された意見書案をそのまま委員会提出議案として本日本会議に提案することといたしております。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第3号に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、請願第3号は採択とすることに決定しました。

〈採択 賛成16名、反対1名 午前11時50分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 意見書第2号 少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書

○議長（橋本 健議員） 日程第23、意見書第2号「少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書」を議題とします。

本意見書につきましては、お手元に配付しております「意見書の訂正申出書」のとおり9月4日、本会議2日目の散会後に、提出議員、賛成議員から訂正の申し出がありました。

議長におきまして、訂正しても意見書の趣旨に変更は生じないと判断をいたし、許可をしております。

なお、審査付託しております総務文教常任委員会に対しましては、審査に入る前に事務局を通じまして「訂正の申出書の写し」を配付し、訂正後の内容での審査をお願いしております。

それでは、意見書第2号は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

[12番 門田直樹議員 登壇]

○12番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託された意見書第2号「少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

先ほど議長から説明がありましたが、意見書の訂正の申出書が議長より配付されましたので、委員会では訂正後の内容にて審査を行いました。

意見書の賛成者である委員からは、学校の教師の多忙化の一つに現在6人に1人は情緒障がいがあり、クラスの中にいろいろな課題を抱えた生徒が増えている。少人数学級を実施している県においては、実際にいじめの件数も減っているデータも出ているため、少人数学級のいち早い実現を国に要望するものとの補足説明を受けました。

委員からは、幼稚園も同じような状況があり、賛成をすとの意見がありました。

質疑、討論はなく、採決の結果、意見書第2号は委員多数の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

2番神武綾議員。

○2番（神武 綾議員） 通告しておりませんでした、賛成の立場で討論いたします。

義務教育費につきましては、平成26年度の国の予算が教員採用につきまして自然減に対して増員をされておりません。平成26年度が初めてです。教員が子どもたちに対しての人数が充実されないという現象が生まれ始まろうとしています。さらに、発達障がいなど教育学習面について障がいがあるのではないかと思える子どもたちも増えてきており、教員間では教員の増員は求められているところでもあります。少人数教育は子どもたちの学習の機会を充実させるためには必要なことですので、この意見書について賛成の立場を表明いたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

12番門田直樹議員。

○12番（門田直樹議員） 非常に迷ったのですが、今日になってやはりちょっと難しいなということで反対の立場で討論をいたしたいと思いますが、この意見書等を書いてある内容ですね。あるいは、私も委員長として委員会に臨みましたので、具体的な質疑、あるいは採決等にかかわっておりません。その中で3対2という僅差で採択すべきものと委員会では決定したわけがあります。その中で、この意見書を見る限り、あるいはその議論の内容というのは個々の案件についてはそうであると。私としましては少人数学級の推進等あるいは自治体への負担軽減というのはもちろん賛成でございます。しかしながら、この個別の案件でこれは議論すべきであって、国の中で小泉内閣のころからでしたか、いろいろな改造等があり、その結果こうなりましたが、これもこの補助金等、交付金等の流れというのはそう単純ではないと理解しております。その辺のところを含めまして我々議会がどれだけ議論してきたかということもありますが、この意見書の2点記されておりますけれども、要は義務教育法を改正しろということですが、正直今の議会、我々この議会に関しまして義務教育法を改正するほどの議論を積み重ねてきたのかなというのがありますし、また教育の機会均等で、この2分の1の復元にしましても、これは中教審初めとしてずっと議論が重ねられてきて、そして今落ちついているわけでございます。そういった中で、この意見書、あるいはこれと同趣旨の意見書は過去にも何度も出されております。政党の指示じゃないけれども、考え等もあるのかもしれないけれども、地方議会が国政にかかわる、こういった内容をたびたび出すべきではないと思うと私は感じます。そういうことで、個々の内容は今後も議会の課題として個別に議論はしていくことは当然ではございますが、この意見書に関しては賛成できません。

○議長（橋本 健議員） 賛成討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。
採決を行います。

意見書第2号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。
よって、意見書第2号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成9名、反対8名 午前11時57分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 意見書第3号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

○議長（橋本 健議員） 日程第24、意見書第3号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境厚生常任委員会委員長 小柳道枝議員。

[13番 小柳道枝議員 登壇]

○13番（小柳道枝議員） 意見書第3号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書」を太宰府市議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

議員の皆様におかれましては、お手元に意見書を配付しておりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

案文の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書」。

我が国においてウイルス性肝炎、特にB型、C型肝炎の患者が合計350万人以上いるとされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰するべき理由によるであるということは、肝炎対策基本法や特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療がB型、C型肝炎ウイルス減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上る。特に、肝硬変、肝がん患者は、高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在、肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度では肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところがある。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めることとの附帯決議がなされた。しかし、国においては肝硬変、肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的な措置を講じていない。肝硬変、肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は一刻の猶予もない課題である。

よって、太宰府市議会は下記の事項を実現するよう強く要望する。

1、ウイルス性肝硬変、肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。

2、身体障害者福祉法上の肝機能障がいによる身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定より意見書を提出いたします。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣でございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

次席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第3号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、意見書第3号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対1名 午後0時03分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議員の派遣について

○議長（橋本 健議員） 日程第25、「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第164条の規定により別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときには議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第26 閉会中の継続調査申し出について

○議長（橋本 健議員） 日程第26、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から会議規則第110条の規定に

より継続調査についての申し出がっております。

お諮りします。

それぞれの申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(橋本 健議員) 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成26年太宰府市議会第3回定例会を閉会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、平成26年太宰府市議会第3回定例会を閉会します。

閉会 午後0時05分

~~~~~ ○ ~~~~~



上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成26年11月21日

太宰府市議会議長 橋 本 健

会議録署名議員 大 田 勝 義

会議録署名議員 佐 伯 修